

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成27年12月25日
- 【発行者名】 パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
(PUTNAM EUROPE EQUITY FUND)
- 【代表者の役職氏名】 上席副社長、主席経営責任者
およびコンプライアンス連絡担当者
ジョナサン・S・ホーウィッツ
(Jonathan S. Horwitz)
- 【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オ
フィス・スクウェア 1 番
(One Post Office Square, Boston, Massachusetts, 02109, U.S.A.)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
(PUTNAM EUROPE EQUITY FUND)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
12億米ドル（約1,451億円）を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」という。）の円貨換算
は、便宜上、平成27年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値（1米ドル=120.90円）による。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

（PUTNAM EUROPE EQUITY FUND）（以下「ファンド」という。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券の6種類とする。日本国内においては、クラスM受益証券（以下「受益証券」または「ファンド証券」という。）のみを募集する。ファンド証券について、発行者の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。ファンド証券は、追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

12億ドル（約1,451億円）を上限とする。

（注１）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成27年10月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.90円）による。以下、米ドルの金額表示はすべてこれによる。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

各申込後、ファンド営業日に計算される受益証券1口当たり純資産価格。発行価格は(8)記載の申込取扱場所に照会することができる。

（注１）「ファンド営業日」とは、ニューヨーク証券取引所の取引日をいう。

（注２）ファンド証券1口当たり純資産価格については、下記(8)申込取扱場所に照会のこと。

（５）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、クラスM受益証券の純資産価格の3.78%（税抜3.5%）である。

（なお、純資産価格を（1 - 0.035）で除し、小数点以下第4位にて四捨五入した額の0.5%は、ファンドの元引受会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに留保される。）

（注）手数料率は、手数料率（税抜）にかかる消費税および地方消費税に相当する料率（8%）を加算した料率を表記している。以下同じ。

（６）【申込単位】

100口以上10口単位とする。

（７）【申込期間】

平成27年12月26日（土曜日）から平成28年12月27日（火曜日）まで

ただし、ファンド営業日で、かつ、日本における販売会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（８）【申込取扱場所】

SMBCFREND証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町7番12号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbc-friend.co.jp>

電話番号：03-3669-3211

（以下「SMBCFREND証券」または「販売会社」という。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

投資者は、申込み注文の成立をSMBCFREND証券が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料をSMBCFREND証券に支払うものとする。各申込日の発行価額の総額は、SMBCFREND証券によって申込日から起算して

4 ファンド営業日以内の日(以下「払込期日」という。)にファンドの元引受会社の口座に払込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

前記(8) 申込取扱場所に同じ。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当なし

(12) 【その他】

申込証拠金

なし

申込の方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出する。申込金額は原則として円貨で支払うものとし、ドルと円貨との換算は、各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲でドル貨で支払うこともできる。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込または買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および(または)取次登録金融機関をいう。

申込金額は、販売会社により各払込期日にファンドの元引受会社の口座にドル貨で払い込まれる。

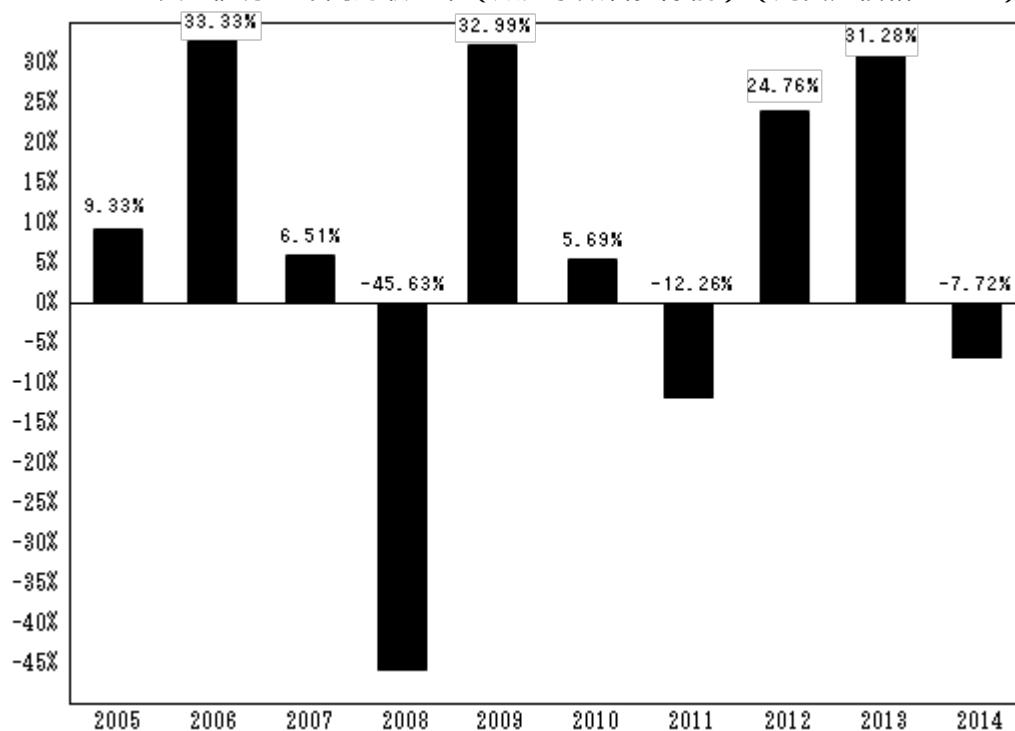
過去の運用実績

以下の運用実績情報は、年毎およびある期間のファンドの運用実績を示すことにより、ファンドの投資に伴うリスクの一部を示すものである。棒グラフは、クラスM受益証券の暦年の収益率および過去10年間の平均年間総収益率を表示している。

棒グラフには販売手数料は反映されていない。反映された場合、運用実績はより低くなる場合がある。過去の運用実績は必ずしも将来の結果を示唆するものではないことを認識すべきである。

ファンドの毎月の運用実績はwww.putnam.comにおいて入手することができる。

クラスM受益証券の年間総収益率（販売手数料控除前）（純資産価格ベース）



- ・ 2015年9月30日までの年初来収益率は1.36%だった。
- ・ ファンドの最高収益をあげた四半期（暦年）（2009年第2四半期）24.67%増加
- ・ ファンドの最低収益となった四半期（暦年）（2011年第3四半期）24.41%減少

平均年間総収益率（販売手数料控除後）（2014年12月31日終了の期間）

	過去1年間	過去5年間	過去10年間
クラスM受益証券（税引前）	- 10.95%	6.23%	4.27%
M S C I 欧州株インデックス（純配当）（報酬、費用または再投資された配当に対する源泉課税以外の税金の控除がない。）	- 6.18%	5.28%	4.60%

この表はファンドの運用実績と広範囲の市場インデックスとの比較を示す。棒グラフとは異なり、かかる運用実績は販売手数料を反映している（詳細は 報酬および費用を参照のこと）。クラスM受益証券の運用実績は、現行の当初販売手数料の最大額3.50%を反映している。当該期間のファンドの運用実績はファンドの費用を限定するという管理運用会社の合意により恩恵を受けている。ファンドの運用実績は、西欧主要各国株式の指標である、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル（M S C I）欧州株インデックス（純配当）と比較されている。

報酬および費用

以下の表は、投資者がファンドに投資を行い、ファンド証券を所有し続けた場合に投資者が支払う場合がある報酬および費用を記載するものである。投資者およびその家族がパトナムのファンドに少なくとも50,000米ドルを投資する場合または将来投資することに合意する場合、販売手数料の減額が適用される場合がある。

受益者費用（投資者の投資から直接支払われる費用）

クラスM受益証券

買付時に課される最大販売手数料 （募集価格に対する比率）	3.50%
後払最大販売手数料 （原買付価格または買戻代金のいずれか低い方の金額に対する比率）	0.65%*

* 当初販売手数料なしで販売された受益証券の買戻に対してのみ適用される。

年間ファンド運営費用（投資額に対する百分率としての投資者が毎年支払う費用）

	管理運用報酬*	販売および サービス（12 b - 1）報酬	その他の費用	年間ファンド費 用総額
クラスM受益証券	0.75%	0.75%	0.30%	1.80%

* 管理運用報酬は運用実績により調整される。

例

以下の想定例はファンドに投資するための費用とその他のファンドに投資するための費用とを比較するためのものである。下記に示された期間10,000米ドルを投資し、表示されている場合を除き、これらの期間終了後に受益証券をすべて買い戻すことを想定している。毎年5%の収益があり、ファンドの運営費用は変わらないとする。実際の費用はこれらを上回るまたは下回る場合がある。

	1年	3年	5年	10年
クラスM受益証券	526ドル	897ドル	1,291ドル	2,392ドル

ポートフォリオ回転率

ファンドは有価証券を売買する（すなわち、ポートフォリオを入れかえる）際、手数料等の取引関連費用を支払う。回転率が高ければそれだけ多くの取引費用および税金（ファンド証券が課税口座に所有されている場合）を支払う可能性がある。この費用は、年間ファンド運営費用または上記の例には反映されていないが、ファンドの運用実績に影響を及ぼす。直近会計年度のファンドの回転率は62%であった。

日本以外の地域における募集

本募集に並行して、米国においてファンド証券の販売が行われる。

引受等の概要

- S M B Cフレンド証券は、元引受会社との間の、日本におけるファンド証券の販売に関する平成10年6月22日付契約に基づきファンド証券の募集を行う。
- S M B Cフレンド証券は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けたファンド証券の買戻請求のファンドへの取次ぎを行う。
- ファンドは、S M B Cフレンド証券をファンドに関して日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者または現地の引受会社と契約を締結し、1口当たりの純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいう。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの名称

パトナム・ヨーロッパ・エクイティファンド（PUTNAM EUROPE EQUITY FUND）

（以下「ファンド」という。）

ファンドの目的

ファンドは投資元本の増大を追求する。

ファンドの形態

ファンドは、1988年11月10日に設立されたマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。マサチューセッツ州一般法に基づく契約及び信託宣言の写しはマサチューセッツ州務長官に提出されている。

ファンドは、オープン・エンド型の投資信託であり、その受益権を表章する授権された受益証券を無制限に発行することができる。ファンドの受託者会は、受益者の承認なくして、異なる投資証券を表章する2つ以上のシリーズの受益証券を創設することができる。これらの受益証券のシリーズは、受益者の承認なくして、受託者会の決定する優先権ならびに特別および関連する権利ならびに特典のある2つ以上のクラスの受益証券に分割することができる。ファンドの受益証券は、現在のところシリーズに分割されていない。ファンドのクラスM受益証券のみが日本において販売される。米国の販売手数料は異なる場合がある。日本の投資者は、本書にのみ依拠するべきであり、米国の投資者向けに提供されたいずれの販売資料の情報にも依拠するべきではない。ファンドはまた、米国内において販売手数料および費用が異なるその他のクラスの受益証券を販売することができる。これら異なる販売手数料および費用のため各クラスの（ならびに日本および米国において募集されるクラスM受益証券の）投資実績は異なることになる。

一受益証券は一議決権を有し、端数の受益証券はその割合に比例する議決権を有する。法律により規定されている場合または受託者により決定される場合を除き、すべてのクラスの受益証券は単一のクラスとして議決される。受益証券は、譲渡自由であり、受託者会の宣言する場合には配当を受領し、また、もしファンドが清算される場合には、ファンドの純資産を受領する権利を有する。

ファンドはいつでも受益証券の販売を停止することができ、また、受益証券の購入申込みを拒絶できる。ファンドには、年次受益者集会を開催する義務はないが、議決権のある発行済受益証券を少なくとも10%保有する受益者は、受託者の選任もしくは解任、またはトラストの契約及び信託宣言に規定される他の行動を行うために受益者集会を招集する権利がある。

信託金の限度額はない。

受益者が、受託者会の定める最低数（現在20口）より少ない受益証券しか保有していない場合、ファンドは、当該最低数を得るため受益者に最低60日前の通知をしたのち、受益者の許諾なしにその受益証券を買い戻し、受益者に対し正味手取金を支払うことができる。適用法により認められる限りにおいて、受益者が受託者会の定める最大金額を上回る受益証券を保有している場合、ファンドはかかる受益証券を買い戻すことができる。現在、かかる最大数は定められていないが、受託者会は現在および将来の受益者に適用される最大数を定めることができる。

投資対象

管理運用会社は主として有望な投資潜在力を持つと思われる欧州諸国の中規模企業および大企業の普通株式（成長株、割安株またはその両方）に投資する。例えば、管理運用会社が評価するよりも低い株価を持つ会社の株式を購入することがある。管理運用会社はまた株価の値上がりを生じさせるとと思われる他の要因を考慮する。

管理運用会社は、主として先進諸国に投資するが、東欧等の新興市場に投資する場合もある。通常の市場の条件の下では、管理運用会社はファンドの純資産の少なくとも85%を欧州企業に、かつファンドの純資産の少なくとも80%を株式に投資する。管理運用会社は、当該企業の証券が欧州で取引されている場合、当該企業の本社所在地が欧州にあるもしくは当該企業が欧州で設立されている場合、または当該企業が主たる売上もしくは収益を欧州から得ている場合、欧州企業であると考ええる。

売買を決める際には、特に他の要因として、会社のバリュエーション、財務の健全性、将来性、業界における順位、将来の予想収益、キャッシュ・フローおよび配当を考慮する場合がある。管理運用会社は先物、オプション、外国為替取引、ワラントおよびスワップ契約等のデリバティブをヘッジ目的またはヘッジ目的以外で用いる場合がある。

主なリスク

投資者はファンドに投資することによって損失を被り得るということを理解すべきである。

金融市場の状況および特定の企業または産業に関連する要因を含む様々な理由から長期の間には、ファンドのポートフォリオを構成する株式の価格は下がるまたは上がらない場合がある。成長株は収益が期待はずれとなる場合もあり、割安株は反騰しない場合もある。これらのリスクは一般的に中小企業がより大きい。外国通貨で取引される米国外への投資は為替の変動によりマイナスの影響を受ける場合がある。米国外への投資、特に新興市場投資には、外国政府による差押えリスク、通貨もしくはその他の制限または高いレベルのインフレもしくはデフレ等潜在的に不安定な経済または政府によるリスクを伴う場合があり、また現金化できない可能性がある。単一地域へ焦点をあてた投資は共通の経済要因およびその他の要因により影響を受ける場合がある。さらに、その地域内の一か国における出来事が他の国々またはその地域全体に影響を及ぼす場合がある。管理運用会社のデリバティブ使用は、投資比率を増大すること（レバレッジとみなされることがある。）によって、または多くの店頭取引商品の場合はデリバティブのポジションの解消または売りが潜在的にできないことおよびその金融商品の相手方の潜在的な債務不履行によって、これらのリスクを増大させる可能性がある。

ファンドはその目標を達成できない場合があり、完全な投資プログラムとして意図されているものではない。ファンドへの投資は連邦預金保険公社または他の政府機関によって保険を付されておらず、保証もされていない。

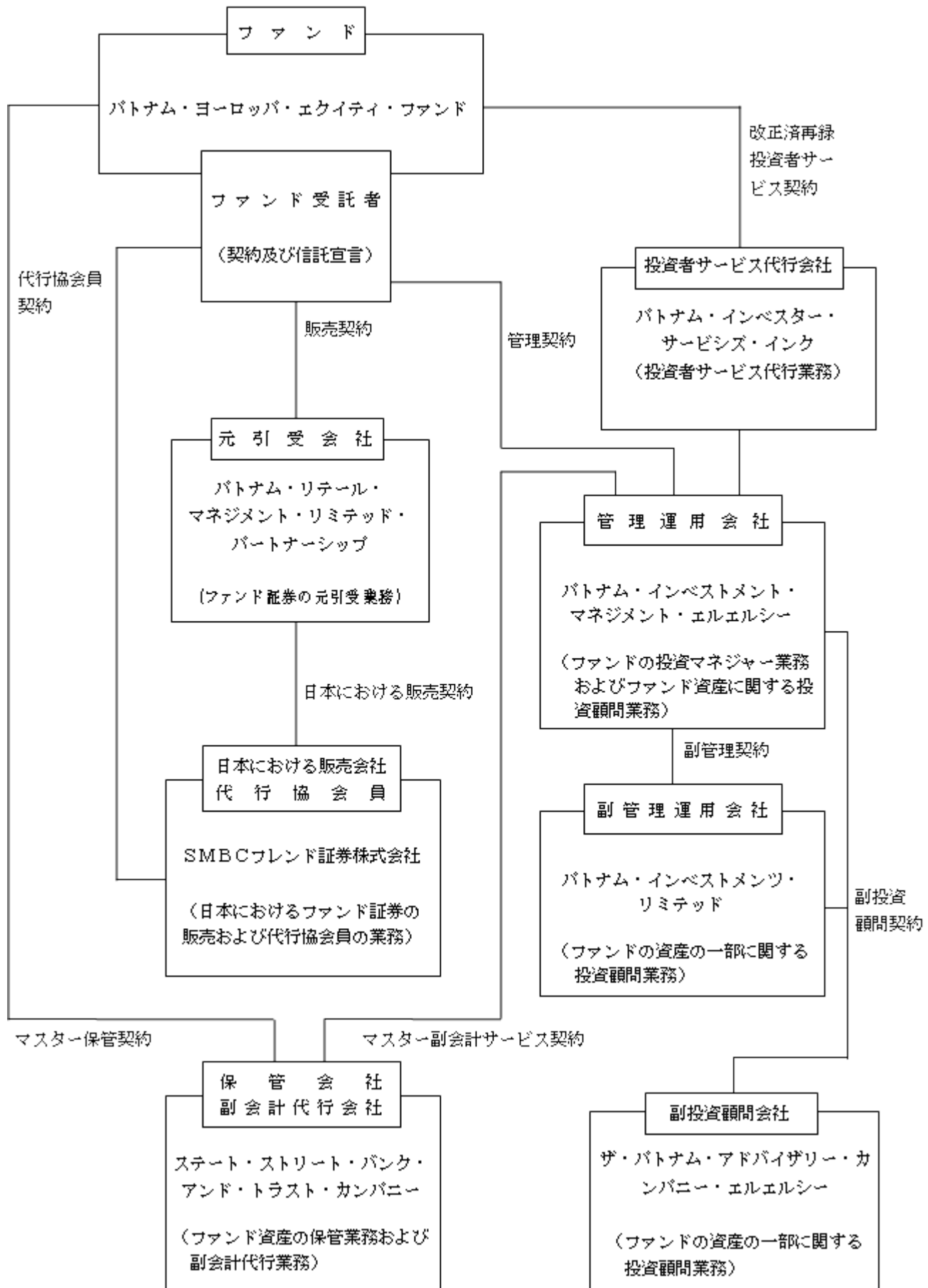
（２）【ファンドの沿革】

1988年11月10日	マサチューセッツ・ビジネス・トラストとして設立、契約及び信託宣言締結
1990年7月13日	改正済再録契約及び信託宣言締結
2003年4月30日	改正済再録契約及び信託宣言締結
2014年3月21日	改正済再録契約及び信託宣言締結

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理運用会社とファンドの関係法人の名称及びファンド運営上の役割並びに契約等の概要

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー (Putnam Investment Management, LLC.)	管理運用会社	2014年2月27日付でファンドと管理契約を締結している。管理契約は、管理運用会社がファンドの管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務を行う旨を規定している。
パトナム・インベストメント・リミテッド (Putnam Investments Limited)	副管理運用会社	2014年2月27日付で管理運用会社と副管理契約を締結している。同契約は、副管理運用会社がファンドの資産の一部に関して副管理運用業務を行う旨を規定している。
ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー (The Putnam Advisory Company, LLC)	副投資顧問会社	2014年2月27日付で管理運用会社および副管理運用会社と副投資顧問契約を締結している。同契約は、副管理運用会社がファンドの資産の一部に関して副投資顧問業務を行う旨を規定している。
パトナム・インベスター・サービスズ・インク (Putnam Investor Services, Inc.)	投資者サービス代行会社	2013年7月1日付でファンドおよび管理運用会社と改訂済再録投資者サービス契約・オープン・エンド・ファンドを締結している。同契約は、投資者サービス代行会社が、受益者口座の開設、維持および登録事務（関連する一切の租税上その他の報告義務を含むが、これらに限られない。）ならびにファンドの受益証券の売却に関して行われる投資および買戻し手続に関してファンドが要求する一切のサービスを提供する旨を規定している。
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー (State Street Bank and Trust Company)	保管会社および副会計代行会社	2007年1月1日付（2013年8月1日付改訂済）でファンドと保管契約を締結している。同契約は、保管会社が、ファンドの資産の保管業務を行う旨を規定している。 2007年1月1日付（2013年8月1日付改訂済）で管理運用会社とマスター副会計サービス契約を締結している。同契約は一定の管理、価格、帳簿サービスをファンドに対して提供する旨を規定している。
パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ (Putnam Retail Management Limited Partnership)	元引受会社	2013年7月1日付でファンドと改訂済再録販売契約を締結している。同契約は、元引受会社がファンドの受益証券の販売業務を行う旨を規定している。

名称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
S M B Cフレンド証券株式会社	日本における販売会社 代行協会員	1998年6月22日付で元引受会社と日本における販売契約を締結している。日本における販売契約は、日本における販売会社が、日本におけるファンド証券の販売・買戻業務を行う旨を規定している。 1998年6月5日付でファンドと代行協会員契約（改訂済）を締結している。代行協会員契約は、代行協会員が、目論見書の配布、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表、日本の法令または規則により作成を要求される文書の配布を行う旨を規定している。

受託者

受託者は、ファンドの運営の一般的監査につき責任を負う。契約及び信託宣言は、受託者は当該義務を履行するに必要なまたは便宜な一切の権限を有している旨規定している。受託者の員数は、受託者によって定められ、3人未満とすることはできない。受託者は、受託者または受益者により選任される。かかる目的のために招集された受益者集会においては、ファンドの発行済受益証券の3分の2以上または残余の受託者の3分の2以上の賛成により、受託者を更迭することができる。受託者または受益者により選任された各受託者の任期は、同人の退職、辞任、更迭もしくは死亡または受託者を選任する目的で招集された次の受益者集会もしくは同人の後継者が選任され資格が付与されるまでとする。

ファンドの受託者は、契約及び信託宣言により一または複数のシリーズのファンドの受益証券を発行する権限を有し、各シリーズは当該シリーズに割り当てられた資産に関して他の全てのシリーズに優先するものとする。受託者は、受益者の承認なくして、任意のシリーズの受益証券を受益者が決定する優先権、特別もしくは相対的な権利または特権を有する2つ以上のクラスに分割することができる。受託者はまた、受益者の承認なく随時シリーズの2つ以上のクラスの受益証券を単一クラスに統合できる。

ファンドの契約及び信託宣言に基づき、受益者は、同契約及び信託宣言で定められた範囲で、受託者の選任、受託者の解任、管理運用会社に関する事項、ファンドの終了に関する事項、ファンドの契約及び信託宣言の改正に関する事項、ならびにファンドの契約及び信託宣言もしくはファンドの付属定款によりまたはファンドの合衆国証券取引委員会（もしくはその承継機関）もしくは州への登録について要求されるか、または受託者が必要もしくは望ましいと考えるファンドに関する追加事項に関してのみ、議決権を有する。加えて、以上の行為のうち一定のものについては、ファンドの受益者の議決なくして、受託者がなすことができる。

受益者の議決に付された事項は、1940年投資会社法により要求されている場合もしくは受託者が一もしくは複数のシリーズもしくはクラスの利益に影響を与えると判断した場合で、各シリーズもしくはクラスで別個に投票されるとき、受託者が当該事項が一もしくは複数のシリーズもしくはクラスの利益に影響すると判断した場合で、かかるシリーズもしくはクラスの受益者のみが議決権を有する場合を除き、その時点で議決権を有する全ての受益証券について、シリーズまたはクラスを考慮せずに、ファンドの付属定款に規定されている場合を除いて、全体を一クラスとして議決される。受託者の選出にあたっては、累積投票は行われない。

受益者集会は、受託者、受託者会会長または集会で議決権を有する発行済受益証券の少なくとも10分の1の受益者の書面による請求により、ファンドの書記役により招集される。受益者集会の書面による招集通知は、少なくとも集会の7日前に郵便によりなされなければならない。特定事項について議決権を有する受益証券の30%の出席が、当該事項についての議題の受益者集会における定

足数である。ただし、法律または契約及び信託宣言の規定により、シリーズまたはクラスの受益者が当該独立のシリーズまたはクラスとして投票することが要求されている場合は、その時点で議決権を有する当該シリーズまたはクラスの受益証券の合計の30%が当該シリーズまたはクラスによる議題の定足数となる。受益者集会において議決権を有しもしくは行為できるまたは配当もしくは他の分配を受領する権限を有するシリーズまたはクラス受益証券の受益者を決定する目的で、受託者は基準日を設定する権限を有する。基準日は、受益者集会の90日以上前であってはならず、また配当または他の分配の支払日の60日以上前であってはならない。

受託者は、契約及び信託宣言により、ファンドの運営の遂行のために契約及び信託宣言と矛盾しない付属定款を定めることができる。付属定款は、受託者はファンドの受託者会会長、社長、財務担当役員および書記役を選任し、また受託者は他の役員(もしあれば)をいつでも選任または任命できると定めている。付属定款は、受託者会における在任受託者の過半数の賛成または当該過半数の受託者による一または複数の書面により、その全部または一部を修正または廃止される。

定期受託者会は、受託者が随時定める場所および期日に、招集または通知なくして開催することができる。会の少なくとも48時間前に郵便、または少なくとも24時間前に電報で受託者の通常もしくは最後に知られている業務上もしくは居住地の住所宛てに招集通知を送付した場合、または会の少なくとも24時間前に直接もしくは電話により招集通知を發した場合、臨時受託者会について受託者に対し十分な通知がなされたものとする。

受託者会において、その時点の在任受託者の過半数をもって、会の定足数とする。契約及び信託宣言および付属定款において他に定められる場合を除き、受託者によりなされる行為は、(定足数を満たした)受託者会に出席した受託者の過半数または在任受託者の過半数の書面による同意によりなされる。

好意的な過半数受託者による議決(契約及び信託宣言に定義される。)を条件として、受託者は独占的もしくは非独占的助言および/または運用サービスのための契約を企業、受託会社、団体またはその他の組織と締結することができる。

契約及び信託宣言は、ファンドの受託者、役員および受益者に対する契約及び信託宣言に特定された状況および条件のもとでの補償の規定を有する。

ファンドまたはいずれかのシリーズもしくはいずれかのシリーズのクラスは、受託者が、場合に応じて、ファンドの受益者または当該シリーズもしくはクラスの受益者に書面で通知することにより、または()議決権を有する各シリーズまたはクラスの発行済受益証券の50%超、もしくは()当該目的のために招集された総会に議決権を有する各シリーズまたはクラスの発行済受益証券の50%超が出席または代理出席した場合、その議決権を有し、その総会に出席する各シリーズまたはクラスの受益証券の67%以上の、いずれか少数の賛成票により、いつでも終了することができる。

受託者は、欠員の補充または受託者の数の追加を行うことができ、適切と考える役員を選任もしくは解任または適切と考える代理人の任命もしくは解任を行うことができる。

以上は、ファンドの契約及び信託宣言および付属定款の一定の規定の要約であり、かかる文書を参照することで全体として適切なものとなる。

管理運用会社の概況

a) 設立準拠法

管理運用会社は2000年11月29日にデラウェア州法に基づき設立された有限責任会社である。同社の投資顧問業務は1940年投資顧問法（Investment Advisers Act of 1940）により規制されている。

1940年投資顧問法において投資顧問とは一部の例外を除き、対価をえて直接にまたは出版物もしくは文書により証券の価値および証券に対する投資もしくは売買に関する助言をなすことを業とするもの、または対価をえて経常的業務の一部として証券に関する分析および報告を行うもしくは公表するものをいう。同法上の投資顧問は、通例、米国証券取引委員会（SEC）に登録を行わなければその業務を行うことができない。

b) 監督官庁の概要

1940年投資顧問法に基づき、管理運用会社は投資顧問業者として登録されている。

c) 会社の目的

管理運用会社の主たるの業務は、世界中に存在する投資信託のために、あらゆる種類の証券を購入、売却、転換および取引することを含む投資運用業務である。

d) 会社の沿革

管理運用会社はアメリカにおける最も歴史がありかつ最大の資産運用会社の1つである。管理運用会社の従業員である経験あるポートフォリオ・マネジャーおよび調査アナリストは証券を選択し、かつファンドの組入証券を常に管理している。投資者の資金を他の投資者の資金と共に保管することにより、個人の場合に比べてより多い種類の証券の購入が可能となり、分散投資の結果は投資リスクの低減に役立つ。管理運用会社は、投資信託を1937年以来運用してきている。管理運用会社は2015年10月末日現在約817億ドルの合計純資産総額と約500万の受益者口座を有するパトナム・ファミリーに属するファンドの投資運用会社として行為している。関連会社のひとつである副管理運用会社は、機関投資家およびリテール顧客に対して全範囲の国際投資顧問サービスを提供している。他の関連会社である副投資顧問会社は、分別管理された口座およびプール型投資媒体により機関投資家および個人投資家に対して金融サービスを提供している。他の関連会社である投資者サービス代行会社は、その銀行および信託業としての責務に基づき機関投資家に投資助言を行っている。

パトナム・グループの運用資産総額は、投資信託および他の顧客の為に管理される資産を含め、2015年10月末日現在153億ドル超である。

管理運用会社、元引受会社、副管理運用会社、副投資顧問会社および投資者サービス代行会社は、マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア 1 番を所在地とするパトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接子会社である。カナダ、米国および欧州に活動拠点をもち金融サービスの持株会社であり、パワー・ファイナンシャル・コーポレーション・グループの一員であるグレート・ウエスト・ライフコ・インクはパトナム・インベストメンツ・エルエルシーの過半数持ち分を所有する。カナダ、米国および欧州の金融サービス業界に直接、間接の持ち分を所有する多角化管理・持株会社である、パワー・ファイナンシャル・コーポレーションは、金融サービス、通信および他の業界の企業の持ち分を所有する多角化国際管理・持株会社であるパワー・コーポレーション・オブ・カナダの子会社である。ポール G・デスマレー氏の遺言により設立された信託である、ザ・デスマレー・ファミリー・レジデュアリー・トラストが、パワー・コーポレーション・オブ・カナダの議決権付株式の過半数を直接、間接支配する。

e) 資本金の額

() 出資の額(2015年10月末日現在)

30,105,553*(約36億円)

() 最近5年間における出資の額の増減

(単位:ドル)

	2010年末	2011年末	2012年末	2013年末	2014年末
出資の額	82,851,104	135,510,826	21,073,034*	34,533,038*	33,925,237

* 出資の全構成項目および親会社との資本関係からなる。

f) 会社の機構

管理運用会社の経営は経営陣に委ねられている。

ファンドの投資実績および組入証券は、少なくとも75%はファンドの役員でない者または管理運用会社の関係者でない者で構成される受託者会によって監査されている。

受託者会によるファンドの管理契約および副管理契約の承認の根拠は、SECに提出されている2015年6月30日付のファンドの受益者向けの年次報告書に記載されている。

g) 大株主の状況

2015年10月末日現在、管理運用会社の全ての発行済持ち分は間接的にパトナム・インベストメンツ・エルエルシーによって所有されている。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドは、マサチューセッツ州一般法に基づいて設立され、かつ同法の規制を受ける。ファンドの受益証券の販売に関しては、ファンドは、1933年証券法(改正済)および特定の州の州証券法の規制を受ける。ファンドは、また1986年米国内国歳入法(改正済。以下「内国歳入法」という。)に基づき、毎年適格を得るよう試み、規制を受ける投資会社としての課税を選択する。

米国において、ファンドの運営を規制する主な法律の概要は以下のとおりである。

a) マサチューセッツ州一般法第182章(自主的団体および一定のトラスト)

第182章は次のように定める。

信託宣言の写しは、マサチューセッツ州務長官およびトラストの通常の事業所があるすべての市または町の書記官に届け出なければならない。信託宣言のあらゆる修正も、当該修正の採択から30日以内にかかる州務長官および書記官に届け出なければならない。

トラストは、毎年6月1日以前に、トラストの名称、住所、発行済受益証券の口数ならびにトラストの受託者の氏名および住所を記載した報告書を州務長官に提出しなければならない。

同第182章の遵守を怠った場合には、トラストに対して刑罰を課することができる。

b) 1940年投資会社法

1940年投資会社法(改正済)(「1940年法」)により、一般に、投資会社は、投資会社として米国証券取引委員会(「SEC」)への登録を要求され、またその運営については一定の明文規定の遵守を要求される。1940年法は中でも、投資会社に対し受益者への定期的な報告の提供を要求している。

c) 1933年証券法

1933年証券法(改正済)(「1933年法」)は、証券の大量販売について規制している。同法は、中でも、証券の売主に対し様々な登録要件を課し、また同法の規定またはその他特定事項に関わる遵守違反に対する様々な責務について規定している。

d) 1934年証券取引法

1934年証券取引法(改正済)(「1934年法」)は、特に、証券の流通取引、証券の発行体による定期的報告ならびに名義書換代理人およびブローカー・ディーラーの一定の活動に関わる様々の事項について規制している。

e) 内国歳入法

投資会社は、一般に内国歳入法に基づく米国連邦所得税の対象となる法人である。ただし、投資会社は、「規制を受ける投資会社」の資格を有しかつその他のあらゆる必要要件を充足する場合には、受益者に分配する利益および収益に対する連邦税を同法のサブチャプターMに基づき免除されることがある。

f) その他の法律

ファンドは、ファンド受益証券の売却に関する様々な州法等、ファンドまたはその運営に適用されるその他の法令および規制の規定に服する。

(5) 【開示制度の概要】

米国における開示

- a) 受益者に対する開示：1940年投資会社法の規定により、投資信託は、受益者に対して財務情報を含む運営に関する年次有価証券報告書および半期報告書を送付する。
- b) SECに対する開示：適用法の規定に基づき、投資信託は、SECに対して、定期的に届出書(N-1Aのフォームによる)により投資信託の最新情報を提出する。ファンドは、N-Q、N-PX、N-CSRおよびN-SARの各フォームにより証券取引委員会(SEC)に対して定期的に追加情報を提出する。

日本における開示

a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理運用会社は日本における一億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。受託者は、ファンドの財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理運用会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、改正済)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドは、ファンドの契約及び信託宣言を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、ファンドは、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

b) 日本の受益者に対する開示

管理運用会社は、契約および信託宣言を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

受託者からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす変更は、販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に送付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法により、ファンドの代行協会であるS M B Cフレンド証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドまたはその一定の業務に対し管轄権を有する監督官庁の中にはSECおよび州の監督機関もしくは監督当局がある。

SECは、中でも、1940年法、1933年法および1934年法を含む連邦証券法のファンドに対する適用および執行を監視する広範な権限を有する。1940年法によりSECは投資会社の記録を調査し、投資会社または一定の実務に対し同法の規定の適用を免除し、また同法の規定を別途執行する広範な権限を付与されている。

州当局は、一般に、その居住者に対するまたはその管轄地内での証券の募集および販売に関する活動に直接、間接的に従事するブローカー・ディーラーまたはその他の者の活動を規制する広範な権限を有する。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

管理運用会社は、ファンドの目的である投資元本の増大を追求する。

方針の変更 ファンドの受託者は、他に規定がある場合を除き、受益者の承認を得ることなく、本書に規定される、ファンドの目的、投資戦略およびその他の方針を変更することができる。

(2)【投資対象】

管理運用会社は主として有望な投資潜在力を持つと思われる欧州諸国の中規模企業および大企業の普通株式（成長株、割安株またはその両方）に投資する。例えば、管理運用会社が評価するよりも低い株価を持つ会社の株式を購入することがある。管理運用会社はまた株価の値上がりを生じさせるとと思われる他の要因を考慮する。

管理運用会社は、主として先進諸国に投資するが、東欧等の新興市場に投資する場合もある。通常の市場の条件の下では、管理運用会社はファンドの純資産の少なくとも85%を欧州企業に、かつファンドの純資産の少なくとも80%を株式に投資する。このかかる方針は受益者に対する60日前の通知の後変更することができる。

売買を決める際には、特に他の要因として、会社のバリュエーション、財務の健全性、将来性、業界における順位、将来の予想収益、キャッシュ・フローおよび配当を考慮する場合がある。管理運用会社は先物、オプション、外国為替取引、ワラントおよびスワップ契約等のデリバティブをヘッジ目的またはヘッジ目的以外で用いる場合がある。

(3)【運用体制】

ファンドの投資実績および組入証券は、過半数が管理運用会社と関係を有しない受託者で構成される受託者会によって監査されている。受託者会は定期的に各ファンドのマネジャーと共に各ファンドの運用実績を検討する。受託者会が管理契約、副管理契約および副投資顧問契約を承認する理由は、ファンドの2015年6月30日付受益者向け年次報告書に記述され、米国証券取引委員会（SEC）に提出されている。

管理運用会社は、その関連会社である副管理運用会社を管理運用会社が適宜指定するファンドの資産の投資判断のために確保している。管理運用会社（ファンドではない）は、副管理運用会社に対し、副管理運用会社のサービスの対価として、四半期毎の副管理運用報酬を、副管理運用会社により運用されるファンド資産の平均純資産総額の年率0.35%の料率で支払う。機関投資家に対して全範囲の国際投資顧問サービスを提供している副管理運用会社の所在地は、イングランドSW1A 1LD、ロンドン、セント・ジェームズ・ストリート57-59、カッシーニ・ハウスである。

管理運用会社および副管理運用会社は、その関連会社である副投資顧問会社を、管理運用会社または副管理運用会社どちらか適切な一社が適宜指定するファンド資産の投資判断のために確保している。管理運用会社または副管理運用会社どちらか適切な一社（ファンドではない）は、副投資顧問会社に対し、副投資顧問会社のサービスの対価として、四半期毎の副投資顧問報酬を、副投資顧問会社により運用されるファンド資産の平均純資産総額の年率0.35%の料率で支払う。分別管理された口座およびプール型投資媒体により機関投資家および個人投資家に対して金融サービスを提供している、副投資顧問会社の所在地は02109マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア1番であり、さらにシンガポールにも投資運用部門が存在する。

上記により海外に駐在する管理運用会社の専門家は、現地の法規制に従い、ファンドのポートフォリオ・マネジャーとして任務を果たすまたは他の投資業務を行うことができる。

下記の管理運用会社の責任者は、主にファンドのポートフォリオの日々の運用に責任を負う。

ポートフォリオ・マネジャー	ファンドへの参加	雇用者	過去5年間の役職
---------------	----------	-----	----------

サイモン・デビス	2006年	パトナム・インベストメンツ・リミテッド2000年～現在	インターナショナル・エクイティーズおよびインターナショナル・ラージ・キャップ・エクイティーズの責任者を経て、インターナショナル・エクイティーズの共同責任者
----------	-------	-----------------------------	---

運用専門家の報酬

管理運用会社はその商品に関して投資者のために設けている目標は、商品にもよるが、直近3年間においてピアグループ(比較対象グループ)に対して堅調な運用成績を達成することまたは適用されるベンチマークを上回る運用実績を達成することである。ポートフォリオ・マネジャーは、一部には、彼らが運用する商品全体にわたりこの目標と比較した運用成績に基づき評価され報酬が支払われる。個人の運用成績に加え、評価にはグループの運用成績および主観的な要因が考慮される。

各ポートフォリオ・マネジャーに関して上記の目標および評価基準と合致する業界内優位成功報酬の目標額が規定される。実際の成功報酬は、個人、グループおよび主観的な運用成績に基づき、目標額を上回るまたは下回る場合があり、企業としての管理運用会社の運用成績をも反映する場合がある。一般的には、運用成績は3年間または各ポートフォリオ・マネジャーが商品を運用した期間のうちどちらか短い期間で計算される。

成功報酬には現金賞与とともに後払現金、株式またはオプションの付与が含まれる。ポートフォリオ・マネジャーは、成功報酬に加え、一般には職務および専門技能のレベルに基づく固定年間給与を受け取る。

ファンドに関しては、管理運用会社は、適用ある3年以上の期間におけるファンドのリッパー・カテゴリーのファンドのピアランクに基づき運用成績を評価する。かかるピアランクは、関連性の少ないファンドを除外するため管理運用会社により調整される税引き前の運用成績に基づく。

有価証券の所有

ファンドの直近会計年度末においてポートフォリオ・マネジャーが所有していたファンドの受益証券の金額(彼らの近親者による投資分ならびに退職給付制度および繰延報酬制度を通じて投資された金額を含む。)は10,001ドルから50,000ドルの範囲であった。

ファンドの運用体制

上述のように、ファンドは、主に欧州企業が発行した株式に投資する。管理運用会社は、ファンドの規定された投資目的を忠実に遂行しなければならない。1940年投資会社法に従い、ファンドは、ファンドの一定の投資行動を規制する「基本的」投資制限（後記）を課されている。

チーム

パトナムのヨーロッパ・コア・エクイティ戦略は、サイモン・デビスによって運用されている。デビスは、約20年の運用経験を有するベテランのポートフォリオ・マネジャーである。デビスは、ファンダメンタル・リサーチに従事し、アナリストの提案を評価し、ポートフォリオの購入/売却の決定を行う。デビスは、このおおよびその他のパトナムのエクイティ・ポートフォリオに対して投資助言を行う任務を負った高度な技能および経験を有するファンダメンタル・アナリストを中心とするグループであるパトナムのグローバル・エクイティ・リサーチ・チームにより支援されている。

デビスはまた、債券リサーチ・チームおよびその通貨ユニット、定量的リサーチ・チームおよびリスク管理チームを含め、必要に応じて会社中のその他のリソースを利用することができる。

哲学

パトナムのヨーロッパ・コア・エクイティ戦略は、割安感および変化という2つの主要な特徴を反映する株式のポートフォリオに投資することにより、MSCI欧州株インデックス（純配当）を上回るパフォーマンスを上げることを目指す。管理運用会社は、市場が絶対的または相対的に企業の潜在的収益力をミスマイスする際に割安感が生じると考える。市場は、特に複数年の期間にわたり、企業の成長の速度および持続期間、企業のオペレーティング・レバレッジ、企業がキャッシュフローを生み出す能力、企業の資産価値または事業を運営する経営陣の能力を誤って理解することにより、企業の潜在的収益力を過小評価することがある。これにより、利用することができるバリュエーションの機会が生じる。変化は、多くの形で生じる可能性があるが、価値の実現につながるカタリスト（株価上昇のきっかけとなる要因）を含まなければならない。カタリストには、収益予想の上方修正につながる企業の収益力の変化、M & Aもしくは資本配分の変更を含む戦略の変更または規制上もしくは法律上の状況の変化が含まれる可能性がある。管理運用会社は、カタリストをもった魅力的に評価された株式は、長期的に、かつ、異なる市場環境において、市場を上回るパフォーマンスを上げる傾向にあると考える。

管理運用会社は、強い確信のある投資アイデアに基づき、ベンチマークとは大幅に異なるポートフォリオを構築することを目指す。管理運用会社は、企業の事業モデルの重要な変動要因を特定し、時を経て事業がどのように発展するかを分析し、管理運用会社の洞察が市場の洞察とは異なる状況を潜在的に利用する管理運用会社の能力に同社の競争上の強みがあると考えます。管理運用会社はさらに、複数年にわたる投資期間および企業の収益力の持続期間についての深い理解が当社による市場の非効率性の利用に役立つ可能性があると考えます。

投資プロセス

パトナムのヨーロッパ・コア・エクイティ戦略は、収益力が誤って理解されていて、プラスの変化の要因があると管理運用会社が考える企業を見出すために、ファンダメンタル分析および定量分析を組み合わせる。ポートフォリオは主にボトムアップ型の銘柄選択を通じて構築されるが、ポートフォリオの構築の際にはマクロ経済的要因およびその他のトップダウン型の要因も考慮される。プロセスには、以下が含まれる。

1. ユニバースの定義：約3,000銘柄の投資可能なユニバースには、時価総額が5億米ドル以上で1日当たりの平均売買代金の最低額が500万米ドルであるすべての欧州の先進市場および新興市場の株式が含まれる。
2. アルファの特定：アルファの特定には、基本的なアイデアの創造およびさらに詳細なリサーチのために当初ユニバースを一定の株式のプールに絞るための定量的スクリーニングが含まれる。

る。基本的なアイデアの創造には、各アナリストの担当セクター内で詳細なリサーチのための候補を特定するパトナムのグローバル・エクイティ・リサーチ・チームが関係する。定量的スクリーニングは、投資候補を特定するために複数のバリュエーション、モメンタムおよび企業の質の測定基準を用いて株式のすべてのユニバースを独自に格付し、かかる投資候補もまた詳細なファンダメンタル・リサーチのためのプールに含まれる。

3. ファンダメンタル・リサーチ：パトナムのグローバル・エクイティ・リサーチ・チームは、潜在的なポートフォリオへの組入れのためにステップ2において特定される株式のプールに関して詳細なファンダメンタル・リサーチを行う。当該チームは、バリュエーション（倍数ベース、部分の総和、割引キャッシュフロー、産業別）、カタリスト（収益のポジティブ・サプライズ、キャッシュフローの改善、経営の変更、戦略の変更、資本の配置、産業/規制上の変更）および差別化（投資期間、独自のファンダメンタル・リサーチ、グローバルな洞察、セクターの専門家、確実なシナリオ分析、アセット・クラス間のコミュニケーション）を含む3つの原動力を組み合わせることを目指す。企業または産業の成長率は優先されず（ポートフォリオは急速に成長する企業および成長の遅い企業の両方を含むことがある。）、代わりに、証券の予想リターンおよびかかる予想の信頼度が重視される。
4. ポートフォリオ構築およびリスク管理：ポートフォリオ構築プロセスは継続的である。ポートフォリオ・マネジャーは、グローバル・エクイティ・リサーチのアナリストと連携して、アルファの源泉を検討し、ポートフォリオのエクスポージャーが有意義であり、それらの確信の水準に沿ったものであることを確保する。ポートフォリオは、ベンチマークに対して2%から6%の予想される事前のトラッキング・エラーがある。リスク・バジレットの大半はボトムアップ型の銘柄選択が中心であるが、意図しないリスクを最小限に抑えるためにトップダウン型の要因も考慮される。このプロセスを促進するため、ファンダメンタルおよび定量的なアルファの最善の組み合わせを提供すると管理運用会社が考えるポートフォリオの構築をサポートし、目標リスク水準内で潜在的なリターンを最大化するために最適化ツールが使用される。ポートフォリオは、ベンチマークとは明確かつ有意義な違いのある相当なエクスポージャーを維持するが、約50から80の保有銘柄ならびに最適化プロセスにおいて使用されるMSCI欧州株インデックス（純配当）に対して2%の最大アクティブ・ポジションおよび最大3%のアクティブ・セクターなどの制約によって引き続き分散される。
5. 実行および取引：ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストおよびトレーダーと連携して、継続的にポートフォリオを評価、監視および維持する。

リサーチ

パトナムのヨーロッパ・コア・エクイティ商品は、パトナムのグローバル・エクイティ・リサーチ・チーム内の高度な技能および経験を有するファンダメンタル・アナリストチームによって支援されている。パトナムにおけるリサーチの成功の主要な特性は、市場に対して差別化された洞察力を深める当社の能力である。これは、業界での経験および分析の精密さを利用すること、進んで「独創的に」考えること、ならびに、信用調査を含む資産クラスをまたがる同僚からの情報を慎重に検討することを伴う。

パトナムのグローバル・エクイティ・リサーチ・グループには、それぞれが担当するグローバル・セクターまたはサブ・セクターを割り当てられるボストン、ロンドンおよびシンガポールに拠点を置くアナリストが含まれる。彼らは、割り当てられた担当内の投資アイデアおよびセクター別のポートフォリオの運用について責任を負う。グローバルな産業分類内のすべてのセクターは、管理運用会社のリサーチ・スタッフにより注視される。

アナリストは、3つの要因の組み合わせを用いて、その意見および優先順位を示す。

1. 4項目の格付システム（購入、アウトパフォーム、アンダーパフォームおよび売却）
2. 厳格なバリュエーション分析に基づく各銘柄の目標価格
3. セクター別のポートフォリオ内で保有するポジション

さらに、アナリストは、ポートフォリオ・マネジャーと日々連絡を取り、正式に予定された会議において、かつ、臨時に、それらの意見に関する更に詳細な情報を提供する。

パトナムは、そのアナリストに対し、詳細なファンダメンタル分析の後に企業に関する意見を作成することを奨励する。格付は、財務諸表の分析、経営陣との面談および寄せ集められた公開情報の収集により策定される。マクロ経済的要因は、証券のボトムアップ型の分析に組み込まれ、アナリストによる企業の収益予想に反映される。彼らは、すべての種類(割安、成長およびコア)にわたる機会を探し求めることを奨励され、ポートフォリオ別の種類を当該ポートフォリオ・マネジャーに推奨する前にこれを検討するべきである。

リスク

戦略の投資プロセスのポートフォリオ構築段階において、パトナムは、プロダクトのガイドラインなどの制約条件を遵守する一方で、どの銘柄の組み合わせが長期的に魅力的な一貫したリスク調整後のリターンを提供するポートフォリオを潜在的に作り出すことができるかを判断する。リスク管理およびポートフォリオ構築ツールは、ポートフォリオを分散し、ポジション規模の目標を設定し、セクターおよび産業の配分比率を監視し、かつ、リスクの源泉を特定および測定するための指針となる。パトナムのリスク管理プロセスは、一貫したポートフォリオ特性が維持されるよう、企業の規模、ボラティリティ、ベータ、収益、バリュエーションおよびモメンタムに対するエクスポージャーを常に測定する。

ポートフォリオ構築プロセスは継続的である。ポートフォリオ・マネジャーは、グローバル・エクイティ・リサーチのアナリストと連携して、アルファの源泉を検討し、ポートフォリオのエクスポージャーが有意義であり、それらの確信の水準に沿ったものであることを確保する。パトナム・ヨーロッパ・コア・エクイティ戦略の予想される事前のトラッキング・エラーは、MSCI欧州株インデックス(純配当)に対して2%から6%である。管理運用会社は、証券のトラッキング・エラーへのわずかな寄与とポートフォリオの超過リターンへの予想される寄与について慎重にバランスをとる。アクティブ・マネジャーとして、管理運用会社は、管理運用会社のポートフォリオで積極的にリスクをとるが、より高いアルファを適切に受けると確信する場合にのみこれを行う。リスク・バジェットの大半はボトムアップ型の銘柄選択が中心であるが、意図しないリスクを最小限に抑えるためにトップダウン型の要因も考慮される。このプロセスを促進するため、ファンダメンタルおよび定量的なアルファの最善の組み合わせを提供すると管理運用会社が考えるポートフォリオの構築をサポートし、目標リスク水準内で潜在的なリターンを最大化するために最適化ツールが使用される。ポートフォリオは、ベンチマークとは明確かつ有意義な違いのある相当なエクスポージャーを維持するが、約50から80の銘柄ならびに最適化プロセスにおいて使用されるMSCI欧州株インデックス(純配当)に対して最大2%のアクティブ・ポジションおよび最大3%のアクティブ・セクターなどの制約によって引き続き分散される。

全社的リスク管理プロセス

リスク管理の主な目的は、パトナムの事業活動がクライアントをそのリスク許容度を超える損失にさらさないことを確保することである。これを達成するために、パトナムは、独自のリスクおよびポートフォリオ分析グループ(以下「R P A G」という。)を設置しており、これは、リスク要因を特定、監視および評価する責任を負い、パトナムの運用事業のリスク管理を行う。R P A Gは、運用部門の一部である。R P A Gの上級リスク管理者は、定量的エクイティおよびリスクの責任者に報告し、当該責任者は最高運用責任者に報告する。この組織構造により、公正なリスク評価が促進される。リスク管理者は、独自の意見を維持することを期待されており、上級レベルのリスク会議に出席し、当該会議において意見を表明し、十分に協議に参加することを奨励される。当該グループは、株式市場リスク、債券市場リスクおよびカウンターパーティ信用リスクに焦点を置くチームにより構成される。当該グループは、パフォーマンス特性分析および運用チームに対するポートフォリオ構築関連のコンサルティング支援などの追加的な責任を負う。

売却規律

パトナムのヨーロッパ・コア・エクイティ戦略は、回転率を最小限に維持し、12ヶ月から36ヶ月の長期間にわたり投資することを目指す。株式は、以下の理由により配分比率の引下げまたは売却されることがある。

- ・ 以下により示されるアルファ特性の減少：
 - 価格がその目標価格まで / 目標価格近くまで上昇すること
 - 企業のファンダメンタルズの悪化
 - アップサイドの実現の可能性の減少 / 投資テーマの減損
 - 相対的により魅力的な代替機会
- ・ リスク管理：
 - 全体的なリスクに対する寄与が許容できなくなること
 - 現在の環境において株式の特性が不利になること

デリバティブ

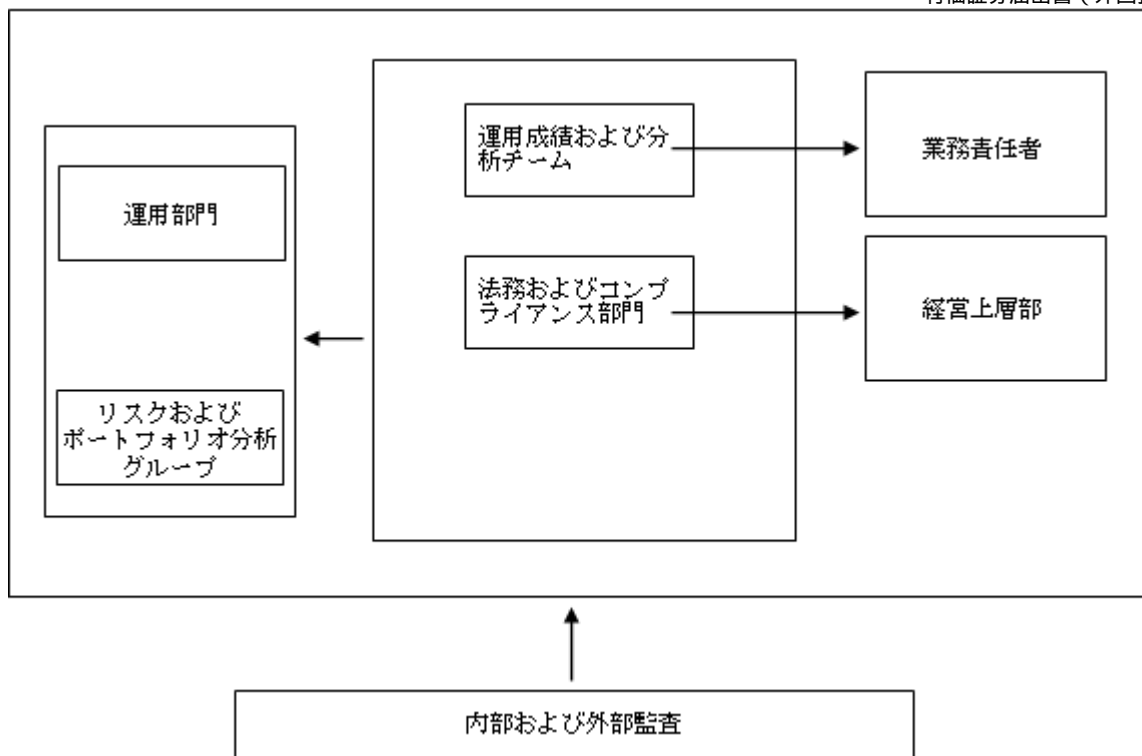
デリバティブは、パトナムのヨーロッパ・コア・エクイティ戦略の主要な構成要素ではないが、デリバティブ商品は、一定の状況においては許可され、使用される（通常は5%未満）。デリバティブは、(i) 大量のおよび / または一時的な現金流入の期間中に、(ii) 再配分の期間中に市場リスクをヘッジするために、(iii) 現金をエクイティ化するために、または(iv) ポートフォリオに対して大きいリスクを示す可能性のある所有ポジションに対する為替ヘッジのために、使用されることがある。

競争上の強み

管理運用会社は、パトナムのヨーロッパ・コア・エクイティ戦略が以下を通じて価値を付加すると考える。

- ・ 経験およびリソース：ベテランのポートフォリオ・マネジャーであるサイモン・デイビスは、約20年の運用経験を有する。彼は、グローバル・エクイティ・リサーチ・グループを含むパトナムの深い洞察力のある全社的なリソースにより支援されている。
- ・ 投資哲学：管理運用会社は、カタリストをもった魅力的に評価された株式は、長期的に、かつ、異なる市場環境において、市場を上回るパフォーマンスを上げる傾向にあると考える。管理運用会社は、企業の事業モデルの重要な変動要因を特定し、時を経て事業がどのように発展するかを分析し、管理運用会社の洞察が市場の洞察とは異なる状況を潜在的に利用する管理運用会社の能力に管理運用会社の競争上の強みがあると考えます。
- ・ 投資プロセス：管理運用会社は、強い確信のある投資アイデアに基づき、ベンチマークとは大幅に異なるポートフォリオを構築することを目指し、複数年にわたる投資期間にわたりこれらのポジションを運用することを目指す。管理運用会社は、より長い投資期間および企業の収益力の持続期間についての深い理解が管理運用会社による市場の非効率性の利用に役立つ可能性があると考えます。

ファンド事業の管理



運用成績および分析チーム

運用部門から独立した運用成績および分析チームが、ファンドの運用成績の測定を行い、業務責任者に報告する。

法務およびコンプライアンス部門

運用部門から独立した法務およびコンプライアンス部門が、ポートフォリオの保有銘柄、トレーディングに関するコンプライアンスおよびファンドの投資制限に関するコンプライアンスを監視する。これらの事柄の監視と解決は、管理運用会社のコンプライアンスに関する全般的な方針および手続きならびに該当する法律上の義務に則して行われる。法務およびコンプライアンス部門は、運用部門またはその他の業務部門ではなく、経営上層部に直属する。

リスクおよびポートフォリオ分析グループ

管理運用会社は、リスクおよびポートフォリオ分析グループ（以下「R P A G」という。）を設置している。R P A Gは運用部門の一部で、リスク要因を特定、監視および評価し、パトナム全体の運用活動のリスク管理を行う。R P A GおよびR P A Gの責任者は、顧客のポートフォリオ管理について、直接責任を負わない。こうした体制によって、公正なリスク管理を行うことができる。

内部および外部監査

管理運用会社の業務の様々な部分（ファンドの運用を含む。）が管理運用会社の内部監査機能により実施される内部監査の対象となっており、リスク・ベース・アプローチを用いて開発された広範な監査が実施される。この内部監査機能を通じて勧告事項への是正対応の追跡確認および検証ならびに経営上層部への報告が行われる。さらに、管理運用会社およびその関係会社の内部統制体制の様々な要素が、第三者である監査法人により定期的に審査される。

上記の通り、管理運用会社の業務（投資上のコンプライアンスにとどまらず、販売、オペレーション等その他の重要な分野を含む。）は、管理運用会社の法務およびコンプライアンス部門（各事業分野を担当する様々なサブグループで構成される。）による継続的な監視を受ける。管理運用会社は、さらに米国証券取引委員会の規制および検査の対象となっている。

管理運用会社のすべての従業員は、個人の投資に関する一定の制限および開示義務等を定める管理運用会社の倫理綱領により拘束される。この倫理綱領に基づく追加的な要件が管理運用会社の運

用プロフェッショナルに適用される。倫理綱領の遵守状況は法務およびコンプライアンス部門により継続的に監視される。

第三者の監督

「1 ファンドの性格、(3) ファンドの仕組み」に記載されたファンドへのサービス提供会社(投資者サービス代行会社、保管会社および副会計代行会社、元引受会社を含む)は、第三者である各サービス提供会社との各契約を通じて管理運用会社により監視されている。これらの契約は一定の状況において解除されることがある。(元引受会社および投資者サービス代行会社は管理運用会社の関連会社であるため、管理運用会社と同じコンプライアンス環境下に置かれ、第三者であるサービス提供会社ではない。)

管理運用会社は、まず、管理運用会社の業務プロフェッショナルと当該サービス提供会社との間の継続的な連絡を通じて、第三者の提供会社によりファンドに提供されるサービスのレベルの監視に努める。

(4) 【分配方針】

ファンドは、通常、純投資収益および純実現売買益を少なくとも毎年1回分配する。純投資収益からの分配(もしあれば)は少額であると予想される。純売買益からの分配は、可能な売却損の繰延べを行った後分配される。日本の投資者については、S M B Cフレンド証券より、原則として、毎年12月の基準日現在の投資者に対して分配金が支払われる。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものでない。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。



分配金は、分配計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配日の受益証券1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配金計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

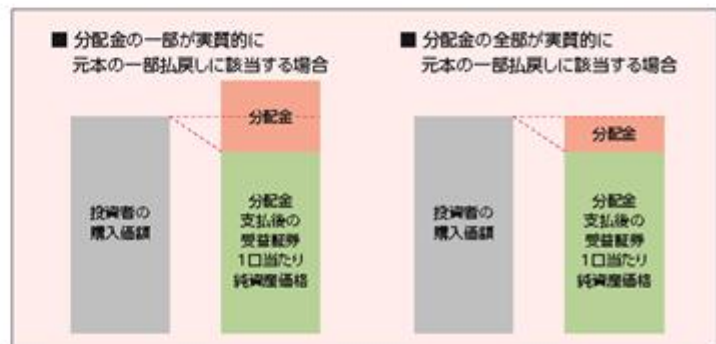
分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記図表はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がりりが小さかった場合も同様です。



※分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

別段の記載がある場合を除いて、本書に記載された投資制限は、基本的なものではない。受託者会は、基本的投資制限以外の投資制限について、受益者の承認なくして変更することができる。

議決権を有する発行済受益証券の過半数の賛成なくしては変更することができない基本的投資制限として、ファンドは以下の行為を行うことができない。

ファンドは、借入時のファンドの資産総額（借入金額を含まない。）の33 1/3%を超えて借入れをすることができない。

ファンドは、他の発行体の発行する有価証券を引き受けることができない。ただし、ファンドが、組入証券の売却に関して、特定の米国連邦政府証券法上引受人とみなされる場合を除く。

ファンドは、不動産を購入または売却することができない。ただし、ファンドは、不動産上の権利により担保されている証券または不動産上の権利を表章する証券を購入することができ、かつ不動産または不動産上の権利により担保される債務証券の保有者としての権利行使により取得した不動産または不動産上の権利を取得または処分することができる。

ファンドは、商品または商品契約を購入または売却することができない。ただし、ファンドは金融先物契約およびオプションを購入および売却することができ、外国為替契約および現物商品を伴わないその他の金融取引を締結することができる。

ファンドは、貸付けをすることができない。ただし、ファンドが投資方針に従って投資することのできる債務証券（他のパトナムのファンドが発行する債務証券を制限なく含む。）を購入することによる場合、買戻契約を締結することによる場合または投資証券の貸付けによる場合はこの限りではない。

ファンドは、資産総額の75%に関して、同一発行体の証券への投資総額がその投資の直後においてファンドの資産総額（現在価値）の5%を超える場合には、かかる発行体の証券に投資することができない。ただし、本制限は、米国政府、その代理機関もしくは下部機構が発行し、もしくは利息もしくは元本について保証する有価証券または他の投資会社が発行する有価証券には適用されない。

ファンドは、資産総額の75%に関して、同一の発行体の発行済議決権付証券を10%を超えて取得しない。

ファンドは、購入の結果、資産総額の25%を超えて一銘柄に投資することとなるような証券（米国の証券を除く。）を購入しない。

ファンドは、認められた借入を除き、ファンドの実質的権利を表章する受益証券に優先するいかなるクラスの受益証券も発行することができない。

1940年投資会社法は、ファンドの「議決権を有する発行済受益証券の過半数の投票」とは（ ）ファンドの発行済受益証券の50%超または（ ）発行済受益証券の50%超が本人または代理人により受益者集会において代表されている場合、集会で代表された67%超の受益証券のいずれか少ない数の賛成投票を意味することを規定している。

商品および商品契約に関するファンドの基本的投資方針（上記 ）につき、当該方針の設定時において、金融商品もしくは金利に関するスワップ契約は商品または商品契約の定義の範囲内ではなく、当該スワップを規制する米国商品先物取引委員会（CFTC）による連邦制定法もしくは規制にかかわらず、ファンドは本方針に関して当該金融商品を商品または商品契約とは見なさない。

一業種への集中投資（上記 ）に関するファンドの基本的な投資方針のため、管理運用会社は関係する第三者分類システムを含め、多様な情報を考慮し、適切な業界分類を決定し、発行体を割り当てる。業界分類および発行体割当ては、業界セクターおよび発行体が増えるため、随時変更される可能性がある。受益者報告書およびその他の書類に記載されるポートフォリオ配分は、より幅広い投資セクターまたはより狭い副次的な業界分類を使用する可能性がある。

以下に掲げる基本的ではない投資方針は、受益者の承認なくして受託者会により変更される。

(1) ファンドは、(イ) 十分な市場性のない証券、(ロ) 転売について制限のある証券（ただし、ファンドの受託者（またはファンドの受託者が判断を行わしめるために指名した者）が十分な市場性があると判断した証券についてはこの限りではない。）および(ハ) 7日間を超える満期の買戻条件付売買契約に投資し、その結果、ファンドの純資産総額（現在価値）の15%を超えて(イ)、(ロ)および(ハ)に掲げる証券に投資することはできない。

(2) さらに、ファンドの受益証券が日本において募集されている限り、ファンドは以下の日本証券業協会の選別基準に従った投資制限を遵守する。

ファンドは、公認の証券取引所またはその他の規制された市場で取引されていない証券に、純資産額の15%を超えて投資しない。かかる市場にはナスダック（National Association of Securities Dealers Automated Quotation System）も含まれるが、これに限定されるものではない。（本制限は、管理運用会社により流動性があると判断され、かつ市場価格（ディーラーによる相場を含む。）が一般に取得または決定可能な債券には適用されないものとする。）

ファンドは、ファンドの総資産の10%を超えて金銭の借入れを行わない。

ファンドは、ファンドの純資産額を超えて証券の空売りを行わない。

ファンドは、管理運用会社が運用する他の投資信託と併せて、同一の発行体の発行済議決権付証券の50%を超えて取得しない。

上記の投資制限の違反が生じた場合には、ファンドは発覚後、直ちに違反を解消するために必要な手段を講じるものとする。かかる行為がファンドの唯一の義務であり、かつ違反に対する唯一の救済となる。

かかる投資制限は、ファンドの受益証券が日本において募集または販売について適格性を有する限りにおいて効力を維持し、かかる適格性の要件として日本証券業協会が要求しているものである。

すべての投資(上記(1)の基本的でない投資制限に含まれる投資以外の投資)についての制限比率は、投資を行う時点において適用されるものであり、当該投資の直後およびその結果として超過または欠陥が発生した場合を除き、違反があったとはみなされない。

価格変動もしくは純資産の変動またはその他の状況の結果として、ファンドの純資産の15%を超える資産が上記の基本的ではない投資方針(1)(イ)、(ロ)および(ハ)に記載される証券に投資された場合、ファンドはその流動性を確保するために望ましいとみなされる措置をとる。

ファンドは、1940年法に基づく18f-1規則に基づき、一受益者の90日間におけるファンドの受益証券の全買戻しについて、()250,000ドル、または()当該90日間の始期に計算されるファンドの純資産総額の1%のいずれか少ない金額まで支払うことをファンドが誓約する選択を提出した。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

リスクとリターンは一般に連動し、潜在的なリターンが高ければ高いほどリスクも大きいことに留意することが必要である。管理運用会社は欧州企業が発行する普通株式に主として投資することによりファンドの目的を追求する。通常の市場の条件の下では、管理運用会社はファンドの純資産の少なくとも85%を欧州企業に、かつファンドの純資産の少なくとも80%を株式に投資する。この方針は受益者に対する60日前の通知の後、変更することができる。管理運用会社は、当該企業の証券が欧州で取引されている場合、当該企業の本社所在地が欧州にあるもしくは当該企業が欧州で設立されている場合、または当該企業が主たる売上もしくは収益を欧州から得ている場合、欧州企業であると考え

る。

普通株式 普通株式は、会社における所有持分権を表章する。会社の株価は、会社の経営陣の行った決定または会社の製品もしくはサービスに対する需要の減少等の、当該会社に直接関係する要因によって値下りすることがある。また、株価は当該会社だけではなく、同種のまたは多くの異なる業種の他の会社に影響する要因（製造コストの値上がり等）によっても値下りすることがある。ファンドは、随時、ファンドの資産の相当な割合を一または複数の関連し合う業種またはセクターの会社に投資する場合があります。このような場合、ファンドは、そのような業種またはセクターに不利な影響を及ぼす状況からより大きな打撃を受けることが予想される。また、会社の株価は、金利または為替レートの変動等の当該会社またはその業界とは比較的關係のない金融市場の変動によっても影響を受けることがある。その上、会社の株式では、一般に、会社が自らの事業に投資し、社債およびその他の債務の所有者に対する必要な支払を行った上でのみ分配金が支払われる。このため、会社の株価は、通常、会社の財政状態または見通しの実際の変更または認識される変更に対し、社債およびその他の債務に比べ、より激しく反応する。

成長株 管理運用会社が急成長していると考えられる会社の株式は、他の株式よりも高いP E R（株価収益率）で取引される可能性がある。当該株の株価は、他の株式の株価に比べ、当期収益または予想される収益の変動により敏感に反応することがある。会社の収益成長の見通しが誤っていると管理運用会社が評価した場合、または他の投資者が会社の収益の成長をどのように評価するかという点についての管理運用会社の判断が誤っている場合、会社の株価は値下りするか、または管理運用会社が想定した株価に近接しないことがある。

割安株 市場で株式が過小評価されていると考えられる会社は、不利な事業展開を行ってきたか、または、その株式の人気を下げることとなる特別なリスクを負っていることがある。会社の見通しについて管理運用会社の評価が誤りであるか、または他の投資者が同様に会社の価値を認識しない場合、会社の株価は値下りするか、または管理運用会社が想定した株価に近接しないことがある。

海外投資 米国外の投資対象は、以下を含む一定の特別なリスクを伴う。

- ・ 為替レートの不利な変動：米国外の投資対象は、通常、米ドル以外の外国通貨で発行されかつ取引されている。結果として、これらの価値は、外国通貨と米ドルの間の為替レートの変動により影響を受けることがある。
- ・ 政治的・経済的展開：米国外の投資対象は、外国政府による差押のリスク、ソブリン発行体の債務不履行による直接・間接的影響を受けるリスク、経済制裁のリスク、外国為替または外国通貨の輸出に関する制限のリスクおよび、増税が行われるリスクを負っている。
- ・ 信ぴょう性がないか、または時機を逸した情報：大部分の上場米国企業に関するものに比べ、海外企業に関し公的に入手可能な情報がより少ないことがあり、海外企業は、通常、米国におけるものと同様に厳格な会計、監査および財務報告基準ならびに慣行に従っていない。
- ・ 法律上の遡求権の限定：資金等の投資者に対する合法的救済が、米国において提供されるものより限定されることがある。
- ・ 市場の限定：一定の米国外の投資対象は、ほとんどの米国内の投資対象よりも（売買がより困難であり）流動性が少なく、またより不安定なことがある。このことは、ファンドが、場合によ

り、希望価格でかかる米国外の投資対象を売却することができないということを意味する。同様の理由から、ファンドは、場合により、その米国外の投資対象の評価が困難になることがある。

- 取引慣行：仲介手数料およびその他の報酬は、一般に、米国外の投資対象について米国内の投資対象のものより高くなる。また、米国外取引ならびに管理を統制する手続きおよび規則は資金または投資証券の支払、引渡しまたは回収の遅れを伴うことがある。

米国外の投資対象のリスクは、一般に、新興市場とも呼ばれる発展途上国において増大する。新興市場は、米国外の成熟した市場に比べて経済および法制度が発達していない場合があり、政情不安および経済的不安定性に左右されやすい可能性がある。新興市場の国々は高度のインフレ、デフレまたは通貨の切り下げに直面しやすく、新興市場への投資は先進市場への投資に比べて変動しやすく流動性が低い可能性がある。こうした理由およびその他の理由から、新興市場への投資はしばしば投機的であるとみなされる。

また、上記のリスクの一定部分はある程度まで、米国で取引される外国通貨建ての投資証券、海外市場で取引される米国の会社の投資証券、または、重要な海外業務を行っている米国の会社の投資証券にも適用される。米国の税金についての特別考察が、ファンドの海外投資証券に適用されることがある。

地理的な重点 欧州経済の発展は、通常、地理的により大規模なファンドよりも、ファンドに対しより大きな影響を及ぼし、その結果としてより大きな損失および不安定性を生じることになる。欧州諸国の経済は経済発展過程のあらゆる段階にある。経済および金融政策の方針を継続して統一するための欧州連合加盟国の努力は、欧州市場の変動が類似する可能性が増大し、地域内での分散投資の利点が減少することがある。しかし、かかる方針はすべての欧州経済の必要性に適合しない場合がある。欧州金融市場は、近年、公的債務、歳入不足および欧州の複数の国における失業率の上昇に対する懸念から不安定な状況が続いている。昨今、他の欧州諸国に対して債務を負担するギリシャによる公的債務の返済に関する欧州指導者らの協議を受けて、ギリシャが欧州経済通貨同盟（EMU）から離脱する可能性があるという懸念が生じている。ギリシャまたは他の加盟国によるEMUからの離脱は、またかかる離脱の予想でさえ、欧州市場の変動性を高め、離脱国と欧州全体両方の発行体における投資対象に悪影響を及ぼす可能性がある。

欧州への投資に関するリスク 欧州への投資は、通常米国への投資にはないリスクを伴う。

大部分の西欧諸国および多数の東欧諸国は、加盟国間の経済上および政治上の協調および協力を発展させることを目的とする政府間連合である欧州連合の加盟国である。欧州連合の経済通貨同盟（EMU）の加盟国である欧州の国々（ユーロを採用した欧州連合加盟国）には、インフレ率、金利、財政赤字および政府債務の水準に関する規制が適用される。また、ユーロを採用する条件として、欧州連合加盟国は、自国の金融政策の管理権を欧州中央銀行に移譲し、かつ、EMUが課す一定の金融および財政の管理に服さなければならない。加盟国各国の経済状況は大きく異なることがあるため、当該管理は、随時、すべてのEMU加盟国の必要性に適合しないことがある。当該管理は、地域的な経済状況に対応するための金融政策措置を実施する際EMU加盟国の柔軟性を排除し、これにより当該加盟国の経済的な強みが損なわれることがある。さらに、経済および金融政策を統一するための欧州連合ならびにEMUの努力は、欧州市場の変動に類似する可能性も増大し、地域内での分散投資の利点が減少することがある。反対に、かかる努力がなされなかった場合、欧州金融市場の変動性および不確実性が高まり、欧州発行体におけるファンドの投資対象の価格が悪影響を受けることがある。

ユーロ建て証券への投資は、異なる欧州諸国経済の強みと弱みを十分に反映しない通貨についてのリスクを伴う。多くの欧州連合諸国経済は輸出関連事業に大きく依存しているので、ユーロ対米ドルまたはその他の通貨間の為替レートは、企業収益および欧州連合投資対象のパフォーマンスにプラスまたはマイナスの影響を及ぼすことがある。

欧州金融市場は、ギリシャまたは他の加盟国のEMUからの離脱の可能性およびかかる諸国の旧自国通貨への回帰に関する懸念に起因する変動性および損失の影響を受けやすくなる。特に、ギリシャ、欧州中央銀行および他のEMU加盟国との間の、かかる他のEMU加盟国に対して義務を負うギリシャによる公的債務の返済に関する協議は、近年、ギリシャのEMU加盟国としての地位およびユーロ圏全体の長期的な安定性について不確実性を生じさせており、また将来においても再び生じさせることがある。ギリシャと欧州債権国との間で到達した合意は、永久的なものではなく、将来の債

務不履行を防止することができないことがある。ギリシャまたは他のE M U加盟国による公的債務の債務不履行は、ユーロ圏からの離脱に関する将来の協議と同様に、()債務不履行国または離脱国、()債務不履行国または離脱国が支払義務を負う債務に対する直接的なエクスポージャーを有する民間発行体および政府発行体、ならびに()欧州発行体全体におけるファンドの投資対象に悪影響を及ぼすことがある。また、E M Uからの離脱の影響は、他のE M U加盟国に対するユーロの安定性を脅かし、欧州地域内外の他国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある。

多くの西欧諸国が発展した市場を有するとみなされる一方で、多くの東欧諸国は発展途上である。東欧諸国への投資はユーロ建てであっても新興市場への投資による特別なリスクを伴うことがある。より発展した市場に比べ、新興市場経済の証券市場は効率が悪く、取引量が少なく、流動性が低く、ボラティリティが高いことがある。多くの東欧諸国経済は、その地域内の社会、政治および経済の状況に対して依然として特に影響を受けやすく、とりわけロシアにおける出来事(ロシアの経済または通貨に生じる変化、または経済、政治もしくは軍隊を通じてその影響を主張するロシアによる企てを含む。)により悪影響を受けることがある。また、多くの東欧諸国は西欧への輸出に大きく依存しており、これらの東欧諸国は西欧における需要により特に影響を受けやすくなっている。多くの東欧諸国はいまだに中央計画経済から市場経済へ移行している段階であり、強制収用または国有化の高いリスクを伴う可能性がある。多くの東欧諸国は西欧からの信用に相当依存しており、これらの諸国は世界的な経済危機の後、大きな問題に直面している。

2008年から2009年の世界規模の経済危機の影響は、欧州において著しいものであり、欧州経済はかなりの不安定性および遅々とした経済成長または景気後退が続くかもしれない。欧州または世界のその他の地域で再発した不況は、その地域の信用、輸出水準および消費需要の獲得に多大な影響を及ぼし得る。発展途上の欧州諸国は概ね不安定なため、世界規模の経済危機によるより大きな影響を受けていた可能性があり、回復速度はより遅い可能性がある。かかる国のいくつかは、巨額の財政赤字および政府債務ならびにその国の公的債務の格下げにあってきた。E M Uからの離脱の可能性のある加盟国に対する関心を含む、この状況が欧州の銀行システムの安定性にマイナスの影響を及ぼし、欧州に対する投資者の信頼を低下させており、これにより欧州金融市場はさらに不安定になり、ファンドの欧州への投資の運用実績にマイナスの影響を及ぼし続ける可能性がある。

経済危機を受け、数か国は、他の欧州諸国政府または民間機関からの財政援助を求めたが、かかる援助は国に、一定の目的を達成するよう条件付けることがある。かかる援助につき条件付けられている目的を達成することができない国は自国の経済回復を損ない、これがファンドが保有する欧州の投資対象の価値に著しく影響を及ぼし得る可能性がある。さらにいくつかの欧州諸国は、厳しい緊縮政策ならびに包括的な金融および労働市場の改革を課し、将来も課し続ける場合もある。かかる実行が欧州諸国経済およびファンドが保有する欧州の投資対象のパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。欧州の金融市場に影響を及ぼす問題点に対する解決策に関して政策立案者が合意できるかどうかには投資者が疑念を抱いていることもファンドの欧州への投資にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

いくつかの欧州諸国は、高い失業率、緊縮政策または公的債務の弁済についてE M U加盟国による債務不履行の可能性を表明するため中央政府または欧州中央銀行がとるその他の方法に起因する政治不安または社会不安を抱え、また引き続き抱えることがある。当該地域において継続する政治不安または社会不安は、観光業を衰退させ、消費者信頼感を低下させ、その他に欧州における財政回復または改善を妨げる可能性があり、これがファンドが保有する当該地域の投資対象に影響を及ぼすことがある。

デリバティブ 管理運用会社は、先物、オプション、外国通貨取引、ワラントおよびスワップ契約等のデリバティブを含む様々な取引を行うことができる。デリバティブは、その価値が、一もしくは複数の裏付けとなる投資証券、投資の共同管理、指数または通貨等の他のものの価値に依存し、またはかかる価値によりもたらされる金融商品である。管理運用会社はデリバティブのショートポジションをとる場合がある。デリバティブのショートポジションの価値は通常、原資産である投資対象、投資対象のプール、指数または通貨の値動きと逆方向に変動する。管理運用会社は、ヘッジ目的またはヘッジ目的以外でデリバティブを使用することができる。たとえば、管理運用会社は、特定の通貨または通貨グループに対するファンドのエクスポージャーの拡大または縮小のために外貨取引を使用す

ることができる。また、管理運用会社は一もしくは複数の発行者の有価証券への直接投資の代替手段としても、デリバティブを利用することができる。しかし、市場の状況の評価もしくは適当なデリバティブの不在により、デリバティブを利用しないこともある。デリバティブへの投資は、そのデリバティブが必要な種類の投資と類似の経済的特性を持つ場合には、当該投資への必要性を満たす方向で用いることができる。

デリバティブは固有のリスクを伴い、損失をもたらす可能性がある。デリバティブの利用の成否は、このような高度な商品を運用するファンドの能力にかかっている。デリバティブの中には「レバレッジ」を伴うものがあり、当該デリバティブへのファンドの投資額よりも大きな投資エクスポージャーをファンドにもたらす。このような理由により、デリバティブはファンドの投資損失を増幅しまたは別途に増加させる可能性がある。ショート・デリバティブのポジションからの損失リスクは理論的には無制限である。デリバティブの価値は、特に異常な市場の状況において、レバレッジもしくは他の要因のため、予期しない動きをすることがあり、ボラティリティが増大する。

デリバティブ・ポジションの終了または売却が不可能となることから、その他のリスクが発生する。流動的な流通市場が、必ずしもファンドのデリバティブ・ポジションのために存在するとは限らない。実際、多くの店頭市場証券（取引所で取引されていない投資）は流動性を欠いている。また、店頭市場証券はデリバティブ取引に対する相手方が義務を履行しないというリスクを伴う。

中小企業 中小企業（なかには時価総額が10億米ドル未満の企業の場合もある）は、大企業と比べて生産ライン、市場、資金源が限定され、小規模の経験の浅い経営陣に依存する可能性が高い。中小企業の株式は、大企業の株式を比べて、取引頻度は少なく、取引高は限定され、価格変動が大きい可能性がある。それゆえ、中小企業の株式は、大企業の株式と比べて、不利な経済状況の影響を受けやすい。海外の小規模企業は米国の小規模企業と比べて規模がより小さい可能性がある。

その他の投資対象 上記の主要な投資戦略の他、ファンドは、米国の企業、優先株式、転換可能証券および債務証券への投資等の他のタイプの投資を行うことができる。さらにファンドは、収益を得るために投資有価証券を貸すことができる。これらにはまた別のリスクを伴う場合がある。

暫定的ディフェンシブ戦略 厳しい市場、経済、政治またはその他の状況への対応について、管理運用会社は、ファンド資産の一部またはすべてを現金および現金等価物に投資するといった、ファンドの通常の投資戦略と異なる暫定的なディフェンシブ・ポジションを取ることができる。しかしながら、様々な理由から、極めて変動的な市況にあっても当該暫定的ディフェンシブ戦略を利用しないことを管理運用会社は選択することができる。こうした戦略により、ファンドが投資機会を失うことがあり、またファンドに対しその目的の達成を妨げることもある。さらに、暫定的ディフェンシブ戦略は、主に、当該戦略が意図したとおりに作用しない場合の損失を制限するためのものである。

方針の変更

ファンドの受託者は、他に規定がある場合を除き、受益者の承認を得ることなく、本書に規定される、ファンドの目的、投資戦略およびその他の方針を変更することができる。

ポートフォリオ回転率

ファンドのポートフォリオの回転率は、ファンドが投資対象を売買する頻度を示す。たとえば、100%の回転率は、ファンドが、1年の期間内にファンドの資産の100%の評価額を有する証券を売却し、入れ替えたことを意味する。ファンドは頻繁に取引を繰り返す場合がある。回転率の高いファンドは、課税対象所得として受益者に分配されなければならないキャピタルゲインを実現する可能性がより高い。高い回転率は、ファンドがより多くの委託売買手数料その他の取引費用を支払う原因となり、パフォーマンスを低下させる可能性もある。ファンドのポートフォリオの回転率およびファンドが支払う委託売買手数料の金額は、市況に応じて時間の経過と共に変化する。

(2) リスクの管理体制

管理運用会社ならびに適宜、副管理運用会社および副投資顧問会社は、上記のファンドのリスクをモニターする。

リスクおよびポートフォリオ分析グループ

管理運用会社は、リスクおよびポートフォリオ分析グループ（以下「R P A G」という。）を設置している。R P A Gは運用部門の一部で、リスク要因を特定、監視および評価し、パトナム全体の運

用活動のリスク管理を行う。R P A GおよびR P A Gの責任者は、顧客のポートフォリオ管理について、直接責任を負わない。こうした体制によって、公正なリスク管理を行うことができる。

デリバティブ取引のリスク管理

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的外の目的でデリバティブを利用している。ファンドは、デリバティブについて、U C I T S (譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)にかか
るE U通達への準拠に基づくリスク管理方法を採用している。

(3) 投資リスクに関する参考情報

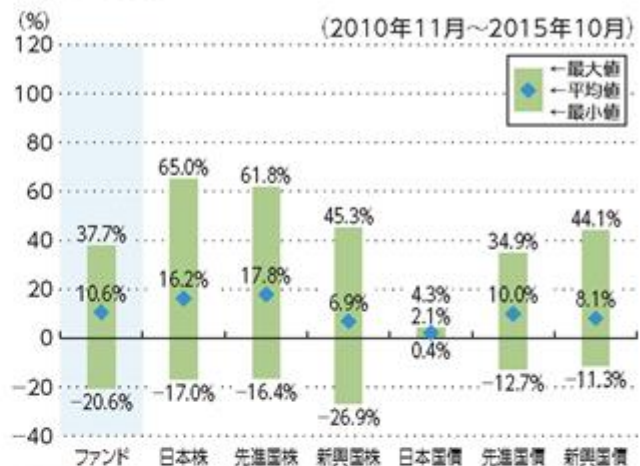
ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2010年11月末から2015年10月末の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所: 管理運用会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータに基づき、森・濱田松本法律事務所が作成

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引き前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
 - ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
 - ・ファンドの年間騰落率は、ファンドの基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
 - ・代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
 - ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
 - ・代表的な資産クラスを表す指数
 - 日本株・・・TOPIX(配当込み)
 - 先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
 - 新興国株・・・S&P新興国総合指数
 - 日本国債・・・ブルームバーグ/EFFASボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール(1年超)
 - 先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債・・・シティ新興国市場国債インデックス(円ベース)
- (注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

日本国内における申込手数料は、クラスM受益証券純資産価格の3.78%（税抜3.5%）である。（なお、純資産価格を（1 - 0.035）で除し、小数点以下第4位にて四捨五入した額の0.5%は、ファンドの元引受会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに留保される。）

申込手数料は、申込み時の商品説明および事務手続き等の対価として支払われる。

(2)【買戻し手数料】

日本における買戻しは、クラスM受益証券については解約手数料等の手数料なしで各ファンド営業日かつ日本における販売会社の営業日に販売会社または販売取扱会社を通じて投資者サービス代行会社に対して行うことができる。

(3)【管理報酬等】

ファンドの受益者は、2014年2月27日付で効力が生じた、管理運用会社との間の新管理契約（以下「管理契約」という。）を承認した。報酬に関する条項を含む管理契約の実質的な規定は、2010年1月1日付の旧管理契約の内容と同一である。受益者は、管理運用会社の最終的親会社であるパワー・コーポレーション・オブ・カナダの議決権付株式の過半数を直接、間接に支配したポール・G・デスマレー氏の2013年10月8日の死去に伴い、管理契約を承認するよう求められた。

2013年10月8日および管理契約の日付の間、管理運用会社は、2010年1月1日付の旧管理契約と実質的に同一である暫定管理契約に基づき、ファンドの組入証券、その他の事項および業務を管理した。管理運用会社は、管理契約と同日付でファンドに対する副管理契約ならびに副投資顧問契約を締結した。

管理運用報酬

管理契約に基づき、ファンドは管理運用会社に月次基本報酬を支払う。基本報酬は、月次のファンドの平均純資産に対して適用される料率で計算される。料率は、管理運用会社が管理するすべてのオープン・エンド型ファンドの純資産総額（他のパトナム・ファンドに投資されるファンド資産を除き、当該月の各営業日の終了時に決定される。）の月額平均（「オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額」）に基づく。

さらに、月次管理運用報酬は、月次基本報酬および当該月の運用実績調整より構成される（運用実績調整は上乘せまたは控除される。）。運用実績調整は、36か月間の運用実績に基づき決められる。各月において、運用実績調整は、運用実績調整率にファンドの運用期間中の平均純資産が乗じられ、12で除されて算出される。その算出額がその月の基本報酬に加えられるまたは基本報酬から差し引かれる。運用実績調整率は、運用期間中の、ファンドの年率換算された運用実績（ファンドのクラスA受益証券の実績により算定される。）と下記のベンチマークの年率換算された運用実績との差に0.03を乗じたものである。最大の年率換算された運用実績調整率もまた以下に記載される。

運用実績調整は、ファンドの絶対的な運用実績ではなく、ベンチマークと比較したファンドの運用実績に基づくため、運用期間中に受益証券の価格が下がってもファンドがベンチマークの運用実績を上回れば、運用実績調整は管理運用会社の報酬を増加させ、運用期間中に受益証券の価格が上がってもファンドがベンチマークの運用実績を下回れば、運用実績調整は管理運用会社の報酬を減少させる。

月次基本報酬は当該月のファンドの平均純資産に基づいて決定されるが、運用実績調整は、最大36か月の運用期間中のファンドの平均純資産に基づいて決定される。これは、もしファンドの運用実績が運用期間中著しくベンチマークを下回った場合、およびファンドの資産が当該期間中著しく減少した場合、基本報酬から運用実績調整額を差し引いてマイナスになる場合があるということである。この場合、管理運用会社はファンドに対して支払を行う。

費用制限の適用（それがあある場合）は、ファンドの運用実績にプラスの影響を及ぼし、運用実績調整を増加させる可能性がある。最終的に管理運用会社に対して支払われる累積追加報酬額は、場合によっては、管理運用会社が放棄した累積管理運用報酬額を上回る可能性がある。

基本報酬

オープン・エンド型ミューチュアル・ファンド平均純資産総額

	50億ドル以下の部分について	0.850%
50億ドル超	100億ドル以下の部分について	0.800%
100億ドル超	200億ドル以下の部分について	0.750%
200億ドル超	300億ドル以下の部分について	0.700%
300億ドル超	800億ドル以下の部分について	0.650%
800億ドル超	1,300億ドル以下の部分について	0.630%
1,300億ドル超	2,300億ドル以下の部分について	0.620%
2,300億ドル超	の部分について	0.615%

運用実績ベンチマーク	最大年間運用実績調整率
M S C I 欧州株インデックス（純配当）	0.15%

* M S C I は二つの異なる方法を用いて、配当の再投資を反映する本インデックスを二種類（総配当および純配当）公表している。両者とも再投資配当を反映しているが、配当支払にかかる税金の取扱い方法が異なる。純配当インデックスを算出する際、二重課税条約から恩恵を受けない海外非居住機関投資家に適用される源泉課税を適用して M S C I は再投資配当を反映している。管理運用会社は、仮に米国の投資者が直接このインデックスを構成する有価証券に直接投資した場合、米国の投資者が期待するであろう運用実績を純配当インデックスがよりよく反映すると考えている。

過去3会計年度に関して、適用される管理契約に基づき、ファンドは以下の報酬を負担した。

会計年度	管理運用報酬 (米ドル)
2015	2,300,258
2014	1,813,437
2013	1,225,861

管理運用報酬は、ファンドの管理運用業務およびファンド資産に関する投資顧問業務の対価として支払われます。

パトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドへの投資

ファンドは、管理運用会社が管理運用するオープンエンド型の投資運用会社であるパトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドに投資した。パトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドへの投資は、各営業日の最終純資産価額で評価される。ファンドの受取分配金は、運用計算書に投資収益として計上され、報告期間においては合計5,012ドルであった。報告期間中の、パトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドへの投資の取得原価および売却手取額の総額は、それぞれ139,759,880ドルおよび134,406,038ドルであった。パトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドに請求された管理運用報酬は、管理運用会社により放棄された。

管理運用会社に支払われる報酬に加えてファンドは、ファンドおよび管理運用会社が管理する他のファンド（そのそれぞれが前述の費用分担をする）に対して一定の管理業務を提供する一定のファンドの役員およびそのスタッフの報酬および関連費用を管理運用会社に払い戻す。当該支払および払い戻しの総額は毎年受託者によって決定される。

副管理運用会社報酬

管理運用会社（ファンドではない）は、副管理運用会社に対し、副管理運用会社のサービスの対価として、四半期毎の副管理運用報酬を、副管理運用会社により運用されるファンドの資産の平均純資産総額の0.35%の料率で支払う。

副投資顧問会社報酬

管理運用会社または副管理運用会社（ファンドではない）は、副投資顧問会社に対し、副投資顧問会社のサービスの対価として、四半期毎の副投資顧問報酬を、副投資顧問会社により運用されるファンドの資産の平均純資産総額の0.35%の料率で支払う。

投資者サービス代行報酬および保管報酬

ファンドは、投資者サービス代行会社に対して、すべての受益者の費用として月額報酬を支払う。投資者サービス代行会社に支払われるこの報酬は、一定の上限があるが、ファンドの販売資産レベル、ファンドにおける受益者の口座数およびファンドにおける確定拠出型年金資産のレベルに基づく。ファンドの投資者サービス代行報酬はファンドの平均資産の年率0.320%を超えない。

投資者サービス代行報酬は、投資者サービス代行業務の対価として支払われます。

2015会計年度中、投資者サービス代行会社による投資者サービスに関する報酬587,456ドルをファンドは負担した。

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、ファンドの現預金および証券の保管および管理、証券の受渡しの処理、ファンドの投資証券に係る利息および配当の回収、ファンドの米国外の保管管理者を務めること、米国外の証券保管振替機関に関する報告書の提供、ファンドの費用を賄う支払の実行、ならびにその他の管理業務の遂行に責任を負う。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、ファンドの投資方針の決定を行わず、また、ファンドが売買する証券の選定を行わない。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、報酬・手数料およびステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーが行った資金の貸付け・立替を担保するファンドの資産に対する先取特権を有している。

ファンドはステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに対して、固定年間手数料ならびにファンドの資産およびファンドが保有する有価証券の数と種類に基づく手数料の組合せに基づき月額報酬を支払い、一定の実費をステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに対して払い戻す。ファンドは、随時、ファンドの費用（保管費用を含む。）を削減または取り戻す委託売買の取決めを締結することができる。ファンドは、その保管会社により維持される現預金の金額に基づきファンドが支払う保管報酬を低減する相殺の取決めもしている。

2015会計年度中、保管会社による保管業務に関する報酬35,935ドルをファンドは負担した。

販売計画報酬

クラスM受益証券販売計画では、ファンドはパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対し、クラスM受益証券に帰属する平均純資産総額の年率1.00%を上限として支払う。受託者は現在、クラスM受益証券販売計画に基づく支払に関し、平均純資産総額の最高年率を0.75%に制限している。かかる支払いは、随時ファンドの資産より支払われるため、投資費用の増加となる。

上記販売計画に基づく支払は、下記の販売会社に対する報酬を含むファンド受益証券の元引受会社としてのパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップの提供したサービスおよび発生した経費を補償するものである。販売会社への支払は、クラスM受益証券の販売計画の継続およびS M B Cフレンド証券とパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップとの間の合意事項に従う。

ディーラーへの報酬は、販売会社として指定されたS M B Cフレンド証券およびその他のディーラーの受益者の有するクラスM受益証券の平均純資産額に基づく。パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、販売会社（S M B Cフレンド証券を含む。）に対しクラスM受益証券の平均純資産額の年率0.25%（上限）の料率で報酬を四半期毎に支払う。

さらに、パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、S M B Cフレンド証券およびその他の販売会社に対し、クラスM受益証券の販売に関し、クラスM受益証券の平均純資産額の年率0.65%の報酬を支払う。

販売計画報酬は、受益証券の元引受業務の対価として支払われます。また、日本の販売会社に支払われる報酬は、受益証券の販売、販売促進、募集及び買戻しに関連する業務の対価として支払われる。

2015年6月30日に終了した会計年度にファンドが支払った販売計画報酬は、クラスM受益証券について23,437ドルであった。

（4）【その他の手数料等】

ファンドは受託者報酬、監査、法律および受益者報告費用、ならびに販売計画に従った支払（順に関連するクラスのファンド証券に割り当てられる。）を含む（これらに限定されない。）管理運用会社が負担しないすべての費用を支払う。ファンドはさらに管理運用会社に対して2015年会計年度中の管理業務に関し、ファンドの役員の報酬および役員のための、パトナム・インベストメンツ退職制度に対する分担金を含む費用を支払った。支払総額は毎年受託者会により決定され、2015年度は7,425ドルであった。

受託者会は、通常、ファンドの運営を監査する責任を負う。受託者会が決定するかかる政策により、管理運用会社は、ファンドに対する継続的投資計画を提供し、ファンドのために投資判断をする。受託者会の支配の下、管理運用会社はまた、ファンドの他の業務を行う。

以下の表は2014年12月31日現在の、ファンドおよび全パトナムのファンド受託者の所有する受益証券評価額を示す。

(単位:ドル)

受託者名	パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド受益証券の評価額範囲	受託者により管理される全パトナムのファンド受益証券の総評価額
リアクアット・アハメッド	1 - 10,000	100,000超
ラヴィ・アーコリー	10,001 - 50,000	100,000超
バーバラ M. バウマン	1 - 10,000	100,000超
ジェイムソン A. バクスター	50,001 - 100,000	100,000超
ロバート J. ダーレッタ	1 - 10,000	100,000超
カティンカ・ドモトフィー	100,000超	100,000超
ジョン A. ヒル	10,001 - 50,000	100,000超
ポール L. ジョスコウ	1 - 10,000	100,000超
ケネス R. ライブラー	10,001 - 50,000	100,000超
ロバート E. パターソン	10,001 - 50,000	100,000超
ジョージ・パトナム三世	1 - 10,000	100,000超
W. トーマス・スティーブンス	1 - 10,000	100,000超
*ロバート L. レイノルズ	1 - 10,000	100,000超

* ファンドおよび管理運用会社の「利害関係者」(1940年投資会社法で定義される)である受託者。レイノルズ氏はファンドおよび管理運用会社の役員の役職にあるため「利害関係者」と見なされる。レイノルズ氏はパトナム・インベストメンツ・エルエルシーの社長兼最高経営責任者であり、ファンドおよび他のパトナムのファンドの社長である。受託者会の他のメンバーは「利害関係者」ではない。

ファンドの独立した受託者は、年間契約報酬ならびに出席した受託者集会に係る別途の報酬を受領する。独立した受託者は、受託者としての業務に関連して負担した費用についても弁済を受ける。ファンドの受託者はすべてパトナムのファンドのすべての受託者であり、彼らの業務に対して報酬を受領する。受託者は、他の契約型ファンドの受託者に対して支払われた報酬と自己の責任に鑑み自己の報酬が適切なものであり続けるようにかかる報酬を定期的に査定する。役員方針および任命委員会は、ファンドの独立した受託者のみで構成され、委員会と受託者の会合時間は、適切な準備も含めて、各受託者会議につき少なくとも4営業日を要すると予測している。受託者役員常設委員会およびファンドの終了した直近会計年度中に開催された各委員会の回数を以下の表に示す。

監査・コンプライアンス・分配委員会	12
役員方針および任命委員会	3
仲介委員会	3
契約委員会	9
執行委員会	1
投資管理委員会	-
投資管理委員会 A	6
投資管理委員会 B	6
価格決定委員会	5

2015年8月10日付で、監査・コンプライアンス委員会は分配委員会の責務を継承し、監査・コンプライアンス・分配委員会として再編成された。上記の表に報告されているかかる委員会の会議回数は、ファンドの決算年度の期間に開催された分配委員会の会議数を除く。分配委員会はファンドの直近の決算年度の期間に7回開催された。

下記の表は、各受託者がパトナムのファンドの受託者に選任された最初の年、2015会計年度にファンドによって各受託者に支払われた報酬および2015暦年中にすべてのパトナムのファンドによってその業務に対して各受託者に支払われた報酬を示している。

報酬額一覧

(単位:ドル)

受託者/着任年	ファンドからの報酬総額	ファンド費用の一部として発生した退職年金	退職後の全パトナムのファンドからの年間給付金見積額(1)	全パトナムのファンドからの報酬額合計(2)
リアクアット アハメッド/2012 ⁽³⁾	946	該当なし	該当なし	285,000
ラヴィ アーコリー/2009	946	該当なし	該当なし	285,000
バーバラ M.バウマン/2010 ⁽³⁾	946	該当なし	該当なし	285,000
ジェイムソン A.バクスター/1994 ⁽³⁾⁽⁴⁾	1,364	0	110,500	435,625
チャールズ B.カーティス/2001 ⁽⁵⁾	946	0	113,900	285,000
ロバート J.ダーレッタ/2007 ⁽³⁾	910	該当なし	該当なし	273,000
カティンカ ドモトフィー/2012 ⁽³⁾	946	該当なし	該当なし	285,000
ジョン A.ヒル/1985 ⁽³⁾	946	0	161,700	285,000
ポール L.ジョスコウ/1997 ⁽³⁾	946	0	113,400	285,000
ケネス R.ライブラー/2006	1,028	該当なし	該当なし	310,000
ロバート E.パターソン/1984	1,028	0	106,500	310,000
ジョージ・パトナム三世/1984	946	0	130,300	285,000
W.トーマス スティーンズ/1997 ⁽⁶⁾	946	0	107,100	285,000
ロバート L.レイノルズ/2008 ⁽⁷⁾	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

(1) 各受託者の給付金見積額は2003、2004および2005暦年の受託者報酬率に基づいている。

(2) 2014年12月31日現在、パトナムには116のファンドが存在していた。

(3) 一定の受託者に対しては、受託者報酬繰延計画に基づく繰延報酬を支払う義務がある。2015年6月30日現在アハメッド氏、バウマン氏、バクスター氏、ダーレッタ氏、ドモトフィー氏、ヒル氏およびジョスコウ氏にファンドが支払うべき繰延報酬の合計額は、それらに生じた収益も含み、それぞれ3,938ドル、4,559ドル、21,929ドル、13,513ドル、1,733ドル、48,797ドルおよび16,481ドルであった。

(4) バクスター氏へのパトナムのファンドの受託者会会長としての業務に対する追加報酬を含んでいる。

(5) 2015年6月30日付でカーティス氏はパトナム・ファンドの受託者会を退任した。

(6) スティーンズ氏は2008年3月31日付で、パトナムのファンドの受託者会より退任した。2008年の退任によりスティーンズ氏には2009年1月15日よりパトナムのファンドからの年間退職年金受給資格がある。2009年5月14日付で、スティーンズ氏はパトナムのファンドの受託者会に再任され、再任に関連して、受託者を務める期間中、退職年金の残額支払を停止することにスティーンズ氏は合意した。

(7) レイノルズ氏はファンドおよび管理運用会社の「利害関係者」である。

パトナム・ファンドの受託者退職プラン(「退職プラン」)に基づいて、ファンドの受託者の地位に少なくとも5年間あった者は、2003、2004および2005暦年にかかる受託者に支払われた参加および依頼料額の半額に等しい退職年金を受ける権利を有する。退職年金は、退職の翌年から2006年12月31日までの在任期間、受託者が生存している期間中支払われる。退職プランに基づき死亡年金も支払われ、これにより受託者またはその年金受領者は、合計10年間またはかかる受託者の全在任期間のいずれか短い期間についての年金を受領する。

退職年金管理者(現在は、役員方針および任命委員会)は、いつでも退職プランの終了および変更を行うことができる。ただし、()かかる終了または変更時に受託者に支払われている退職年金額または()かかる終了または変更直前に受託者が退職した場合、当該現職受託者が受領しえた範囲の退職年金額の減額につながる終了または変更は認められない。2003年以降初めて役員に選任された受託者については、受託者会は退職プランを終了した。

管理運用会社はファンドの組入証券の売買のすべての注文を行う。管理運用会社は、ファンドの受益証券(または他のパトナムのファンドの受益証券)の販売をファンドの投資先証券の取引を実施するブローカー・ディーラーの選定における一要素として考慮することを認められていない。

仲介手数料

下記の表は会計年度および支払われた仲介手数料を示す。

会計年度	仲介手数料(ドル)
2015	443,634
2014	396,160
2013	254,505

2015年会計年度末において、ファンドは通常用いるブローカー・ディーラー(またはそのブローカー・ディーラーの関連会社)の以下の有価証券を保有していた。

ブローカー・ディーラーまたは関連会社	保有有価証券の評価額(ドル)
クレディ・スイス・グループAG	5,937,237

ファンドは、投資者サービス代行会社と取決めをし、それにより、ファンドの諸費用の一部を減額するために未投資現金残高である預金が使用されることになっている。ファンドはまた仲介業務手続により、諸費用を減額した。

2015年6月30日に終了した会計年度に関して、上述の費用減額前のファンドのすべてのその他の費用(販売計画に基づく支払を含むが、管理運用報酬、投資者サービス代行費および保管費用は除かれる。)は、587,456ドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなっている。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)に係る配当課税の対象とされ、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)
- (5) 一般に、ファンドからの分配は、日米租税条約に基づき軽減された税率10%で米国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。米国連邦所得税として源泉徴収された金額については、日本において外国税額控除の適用を求めることができる。上記記載にかかわらず、適切に報告された「キャピタルゲイン配当」(内国歳入法に定義された語)は、一般に、米国連邦所得税の源泉徴収の対象とならない。2015年1月1日より前に開始するファンドの課税年度に係る配当につき、適切に報告された「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」(それぞれ、内国歳入法に定義された語)は、一般に、米国連邦所得税の源泉徴収の対象とならなかった。かかる免除は2015年1月1日以降に開始するファンドの課税年度についての配当に対して失効した。2015年1月1日以降に開始するファンドの課税年度の配当に関する免除を議会が延長するかどうか、延長が遡及的効力を含むかかる延長の条件は現在のところ不明である。さらに、ファンドによる、一定の「米国不動産持分」に起因する収益の分配については、特別の租税規則が適用される場合がある。受益者は本ファンドへの投資による課税上の帰結に関する更なる情報につき各自の税務顧問に助言を求めるべきである。
- (6) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (7) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(6)と同様の取扱いとなる。

- (8) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

なお、上記の課税上の取扱いについては、その他の法律または実務の変更に従って、変更される可能性がある。

一定の課税問題に関する上述の検討は一般的なものであり、税務助言を構成するものではない。日本の受益者に適用されるその他の課税上の考慮がある場合、各受益者は個別の税務アドバイザーから当該受益者の環境に関して助言を求めるべきである。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2015年10月末日現在)

資産の種類	国名 (発行地)	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
普通株式	イギリス	109,712,624	28.46
	フランス	85,099,815	22.07
	スイス	49,501,205	12.84
	オランダ	26,774,053	6.95
	アイルランド	24,070,085	6.24
	ドイツ	23,588,091	6.12
	スペイン	20,634,522	5.35
	イタリア	14,510,875	3.76
	ベルギー	7,483,958	1.94
	スウェーデン	5,418,817	1.41
	米国	4,068,676	1.06
	ノルウェー	2,854,693	0.74
	小計	373,717,414	96.94
短期投資	米国	10,974,859	2.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		811,624	0.21
合計 (純資産総額)		385,503,897 (約46,607百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年10月末日現在)

順位	銘柄	国名 (発行地)	業種	株数	米ドル				投資 比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	合計	単価	合計	
1.	Novartis AG	スイス	医薬品	163,771	103.00	16,868,463	90.67	14,848,463	3.85
2.	Total SA	フランス	石油・ガス・ 消耗燃料	260,639	51.82	13,506,333	48.46	12,630,423	3.28
3.	Roche Holding AG- Genusschein	スイス	医薬品	43,458	291.60	12,672,139	270.86	11,771,124	3.05
4.	Sanofi	フランス	医薬品	112,138	101.34	11,364,506	100.82	11,305,738	2.93
5.	Unilever NV ADR	オランダ	パーソナル・ プロダクト	190,248	43.42	8,260,616	45.07	8,575,378	2.22
6.	ING Groep NV GDR	オランダ	銀行	585,837	13.05	7,647,184	14.50	8,496,039	2.20
7.	Prudential PLC	イギリス	保険	360,653	18.64	6,724,178	23.34	8,417,984	2.18
8.	BG Group PLC	イギリス	石油・ガス・ 消耗燃料	488,486	17.06	8,335,764	15.75	7,694,445	2.00
9.	Anheuser-Busch InBev SA/NV	ベルギー	アルコール飲 料	62,751	114.62	7,192,415	119.26	7,483,958	1.94
10.	Credit Suisse Group AG	スイス	金融	297,166	27.41	8,143,980	24.90	7,399,944	1.92
11.	AstraZeneca PLC	イギリス	医薬品	115,822	58.73	6,802,182	63.83	7,392,852	1.92
12.	Veolia Environnement SA	フランス	多角的公益事 業	308,190	17.91	5,519,173	23.25	7,165,268	1.86
13.	Persimmon PLC	イギリス	家庭用品	233,124	21.96	5,118,994	30.67	7,150,168	1.85
14.	WPP PLC	イギリス	メディア	315,674	18.40	5,809,555	22.41	7,075,107	1.84
15.	Societe Generale SA	フランス	銀行	150,589	50.42	7,593,306	46.43	6,991,859	1.81
16.	Compass Group PLC	イギリス	ホテル・レス トラン・レ ジャー	398,830	14.28	5,696,620	17.23	6,870,246	1.78
17.	Siemens AG	ドイツ	コングロマ リット	66,977	122.89	8,230,530	100.57	6,735,972	1.75
18.	Alcatel-Lucent	フランス	通信機器	1,641,280	3.60	5,902,108	4.06	6,659,756	1.73
19.	Shire PLC	イギリス	医薬品	87,528	71.91	6,294,545	75.72	6,627,891	1.72
20.	Telecom Italia SpA RSP	イタリア	多角的通信 サービス	5,795,848	0.97	5,600,388	1.13	6,524,634	1.69
21.	Fiat Chrysler Automobiles NV	イタリア	自動車	439,163	13.47	5,916,520	14.70	6,457,040	1.67
22.	Vodafone Group PLC	イギリス	ワイアレス・ テレコミュニ ケーション・ サービス	1,927,087	3.97	7,651,421	3.30	6,352,887	1.65
23.	Associated British Foods PLC	イギリス	食品	118,935	34.76	4,133,801	53.18	6,324,889	1.64
24.	Henkel AG & Co. KGaA (Preference)	ドイツ	家庭用品	57,683	100.02	5,769,325	108.52	6,259,763	1.62
25.	Natixis SA	フランス	銀行	994,526	6.54	6,505,114	6.12	6,087,283	1.58
26.	Lloyds Banking Group PLC	イギリス	銀行	5,360,086	1.32	7,050,450	1.13	6,081,934	1.58
27.	Airbus Group SE	フランス	航空宇宙・防 衛	85,721	66.09	5,665,090	69.48	5,956,242	1.55
28.	International Consolidated Airlines Group SA	イギリス	航空	651,687	7.18	4,677,731	8.96	5,836,860	1.51
29.	Kerry Group PLC Class A	アイルラ ンド	食品	71,593	49.41	3,537,717	81.22	5,814,505	1.51
30.	Atresmedia Corporacion de Medios de Comunicacion SA	スペイン	メディア	442,783	15.61	6,910,516	12.82	5,674,948	1.47

(注) 「(1) 投資状況」中の短期投資の時価は以下のとおり。

(2015年10月末日現在)

銘柄	時価(ドル)
Putnam Short-Term Investment Fund	10,974,859

【投資不動産物件】

該当なし

【その他投資資産の主要なもの】

該当なし

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2015年10月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

(クラスM受益証券)

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ドル	百万円	ドル	円
第12会計年度末 (2006年6月30日)	14,097	1,704	25.38	3,068
第13会計年度末 (2007年6月30日)	14,075	1,702	33.23	4,018
第14会計年度末 (2008年6月30日)	7,551	913	23.07	2,789
第15会計年度末 (2009年6月30日)	3,683	445	14.96	1,809
第16会計年度末 (2010年6月30日)	3,250	393	15.65	1,892
第17会計年度末 (2011年6月30日)	3,751	453	21.26	2,570
第18会計年度末 (2012年6月30日)	2,565	310	17.27	2,088
第19会計年度末 (2013年6月30日)	2,795	338	21.49	2,598
第20会計年度末 (2014年6月30日)	3,294	398	27.26	3,296
第21会計年度末 (2015年6月30日)	3,394	410	26.18	3,165
2014年11月末日	2,961	358	25.34	3,064
12月末日	2,841	343	24.28	2,935
2015年1月末日	2,866	346	24.52	2,964
2月末日	3,237	391	26.22	3,170
3月末日	3,228	390	25.60	3,095
4月末日	3,409	412	26.65	3,222
5月末日	3,472	420	26.83	3,244
6月末日	3,394	410	26.18	3,165
7月末日	3,402	411	27.01	3,266
8月末日	3,125	378	25.38	3,068
9月末日	3,007	364	24.61	2,975
10月末日	3,177	384	25.71	3,108

【分配の推移】

(クラスM受益証券)

会計年度	1口当たり分配金 (ドル)	分配落日	1口当たり純資産 価格(ドル)
第12会計年度 (2005年7月1日～2006年6月30日)	0.1520 (18.38円)	2005年12月20日	22.65
第13会計年度 (2006年7月1日～2007年6月30日)	0.4730 (57.19円)	2006年12月19日	29.70
第14会計年度 (2007年7月1日～2008年6月30日)	5.3959 (652.36円)	2007年12月20日	25.43
第15会計年度 (2008年7月1日～2009年6月30日)	0.0000 (0円)	2008年12月19日	13.64
第16会計年度 (2009年7月1日～2010年6月30日)	0.0050 (0.60円)	2009年12月18日	18.50
第17会計年度 (2010年7月1日～2011年6月30日)	0.2680 (32.40円)	2010年12月17日	19.41
第18会計年度 (2011年7月1日～2012年6月30日)	0.7700 (93.09円)	2011年12月19日	15.76
第19会計年度 (2012年7月1日～2013年6月30日)	0.2080 (25.15円)	2012年12月19日	20.31
第20会計年度 (2013年7月1日～2014年6月30日)	0.0940 (11.36円)	2013年12月19日	25.60
第21会計年度 (2014年7月1日～2015年6月30日)	0.2140 (25.87円)	2014年12月19日	24.46

【収益率の推移】(クラスM受益証券)

下記会計年度における収益率は、以下のとおりである。

計算期間	収益率(%)
第12会計年度 (2005年7月1日 - 2006年6月30日)	23.97
第13会計年度 (2006年7月1日 - 2007年6月30日)	33.02
第14会計年度 (2007年7月1日 - 2008年6月30日)	- 15.84
第15会計年度 (2008年7月1日 - 2009年6月30日)	- 35.15
第16会計年度 (2009年7月1日 - 2010年6月30日)	4.64
第17会計年度 (2010年7月1日 - 2011年6月30日)	37.72
第18会計年度 (2011年7月1日 - 2012年6月30日)	- 14.80
第19会計年度 (2012年7月1日 - 2013年6月30日)	25.71
第20会計年度 (2013年7月1日 - 2014年6月30日)	27.32
第21会計年度 (2014年7月1日 - 2015年6月30日)	- 3.12

$$\text{〈注〉 収益率(%)} = 100 \times \left(\frac{\text{期末NAV} \times A}{\text{期首NAV}} - 1 \right)$$

A = 計算期間中の各月についての「(1口当たり分配額 / 分配前NAV) + 1」を計算して掛け合わせた数値。

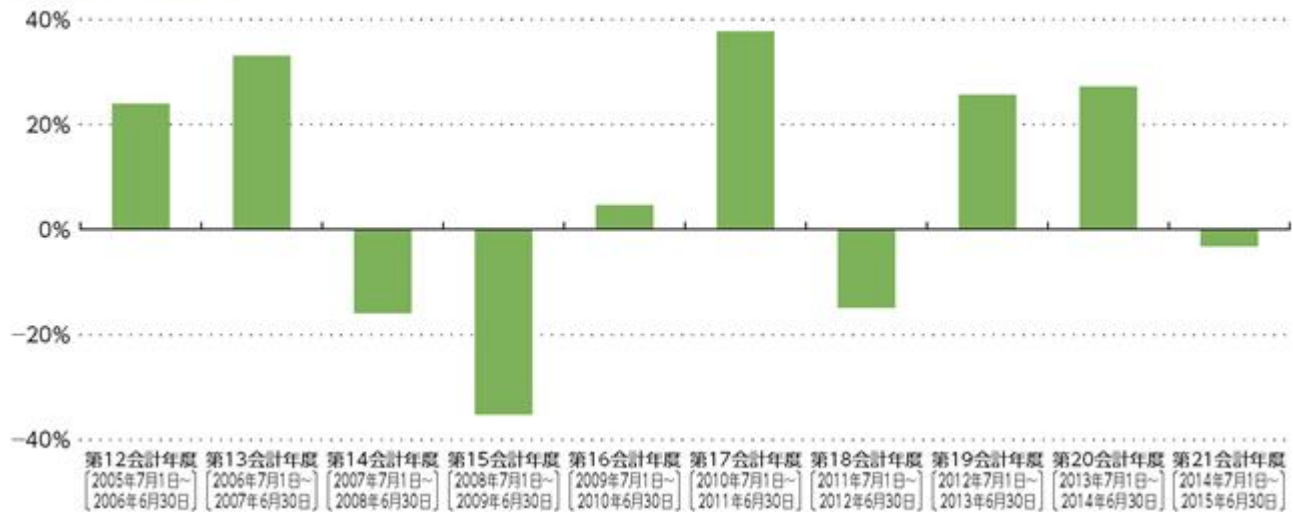
ただし、期首NAVとは、当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格をいい、期末NAVとは当該会計年度末の1口当たり純資産価格をいう。

(参考情報)

■ 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移 ■



■ 収益率の推移 ■



(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

(クラスM受益証券)

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第12会計年度 (7/1/05-6/30/06)	114,407 (90,800)	297,760 (197,310)	555,391 (226,690)
第13会計年度 (7/1/06-6/30/07)	95,210 (60,410)	227,023 (169,660)	423,578 (117,440)
第14会計年度 (7/1/07-6/30/08)	85,420 (29,380)	181,655 (66,910)	327,343 (79,910)
第15会計年度 (7/1/08-6/30/09)	3,099 (0)	84,208 (15,680)	246,234 (64,230)
第16会計年度 (7/1/09-6/30/10)	68,370 (66,030)	106,955 (64,800)	207,649 (65,460)
第17会計年度 (7/1/10-6/30/11)	8,350 (5,080)	39,573 (16,670)	176,426 (53,870)
第18会計年度 (7/1/11-6/30/12)	6,905 (0)	34,869 (7,600)	148,462 (46,270)
第19会計年度 (7/1/12-6/30/13)	1,367 (0)	19,788 (6,090)	130,041 (40,180)
第20会計年度 (7/1/13-6/30/14)	4,089 (0)	13,316 (4,000)	120,814 (36,180)
第21会計年度 (7/1/14-6/30/15)	24,313 (14,430)	15,478 (8,560)	129,649 (42,050)

(注1) 販売口数には分配の再投資に関連して発行された受益証券が含まれる。

(注2) ()内の数字は、本邦内における販売、買戻しならびに発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

a) 米国における販売

米国に居住する投資者は、最低500ドルでファンド口座を開設することができる。この最低投資額の要件は、毎週、半月毎または毎月、銀行の当座預金または普通預金からの自動引き落としを通じて定期的に投資を行う場合は免除される。現在、管理運用会社は最低投資額の要件を免除しているが、最低投資額未満の当初投資をその裁量で拒否する権利を保持している。

ファンドは、募集価格（純資産価格に適用ある販売手数料を加算した額）でその受益証券を販売する。投資者の財務代理人または投資者サービス代行会社は、通常、投資者が購入予定の受益証券を当該日の募集価格で買い取るため、ニューヨーク証券取引所の通常の営業終了時まで、投資者の記入済の買付注文用紙を受領していなければならない。

ファンドへの投資機会を提供する事業者提供退職年金制度に加入している場合は、その制度を通じてファンドの受益証券を購入する方法（適用される制約や制限を含む。）について雇用主に相談されたい。

ミューチュアル・ファンドは新規口座を開設する投資者を特定する情報を入手し、確認しなければならない。ファンドがかかる必要な情報を入手することができない場合、投資者サービス代行会社は口座を開設することができない場合がある。投資者は、姓名、自宅住所または勤務先、米国社会保険または納税証明番号および生年月日を知らせる必要がある。信託、土地建物、法人およびパートナーシップなどの事業体もまた他の、自己を証明する情報を知らせる必要がある。投資者サービス代行会社は確認の目的で、識別のための情報を第三者に知らせることができる。投資者の口座開設後、投資者サービス代行会社が識別情報を確認することができない場合、ファンドは投資者の口座を閉じる権利がある。

また、ファンドは、ファンドおよびファンドの受益者にとって最善の利益となると考えられる場合は、定期的に受益証券の新規購入の受付を停止し、または受益証券の購入注文を拒否することができる。

受益証券の追加購入

米国に居住する投資者は、既存の口座を有している場合、いずれの時点においても次の方法で任意の金額の追加投資を行うことができる。

- 財務代理人を通じて

投資者の財務代理人は、必要なすべての書類を投資者サービス代行会社に提出することに責任を負い、その業務に関して料金を課すことができる。

- パトナムの自動投資プログラムを通じて

投資者は、投資者の銀行の当座預金口座または貯蓄預金口座からの自動引落としにより、毎週、半月毎または毎月、定期的に投資することができる。

- インターネットまたは電話による方法

既にパトナムのファンドの口座を保有し、記入済の電子投資承認書（Electronic Investment Authorization Form）を返送している場合は、オンライン上（putnam.comにて）または投資者サービス代行会社（1 - 800 - 225 - 1581）への電話で受益証券を追加購入することができる。

- 郵便による方法

投資者は、投資申込券綴りを請求することもできる。この場合は、投資申込券に記入し、ファンドを受取人とした投資希望金額分の小切手を作成されたい。そして、小切手と投資申込券を投資者サービス代行会社に返送されたい。

- 電信送金による方法

投資者は、当日資金の銀行電信送金によりファンドの受益証券を購入することができる。電信送金指示に関しては投資者サービス代行会社（1 - 800 - 225 - 1581）に電話されたい。いずれの商業銀行も当日資金を電信送金することができる。通常、電信送金された投資資金がニューヨーク証券

取引所の通常取引の終了時間よりも前にファンドの指定銀行により受領された場合、ファンドは当該投資資金を受領日付で受け付ける。投資者が利用する銀行は当日資金の電信送金に関して手数料を課す可能性がある。現在、ファンドの指定銀行は、当日資金の入金に関して投資者に手数料を課していないが、入金処理に関して手数料を課す権利を保持している。雇用者拠出退職年金制度での受益証券購入は電信送金ではできない。

ファンドの受益証券の各クラスは同一の投資有価証券のポートフォリオに投資するが、各クラスにはそれぞれの販売手数料および費用の体系がある。クラスM受益証券のみ日本においても販売される。以下はクラスM受益証券の概要である。

- 当初販売手数料（日本における）はファンドのクラスM受益証券の純資産価格の3.78%（消費税抜3.50%）を上限とする。
- 50,000ドル超の多額の投資については、販売手数料を減額する。
- 後払販売手数料は課されない（ただし、当初販売手数料無しで販売された一定の受益証券の買戻しに対して0.65%の後払販売手数料が課される場合がある）。
- 12b - 1報酬がクラスB受益証券（日本では募集されていない）もしくはクラスC受益証券（日本では募集されていない）より少額であるため、クラスB受益証券およびクラスC受益証券に比して年間費用は下回りおよび分配金は上回る。
- 12b - 1報酬がクラスA受益証券（日本では募集されていない）より多額であるため、クラスA受益証券に比して年間費用は上回りおよび分配金は下回る。
- クラスA受益証券への転換は禁止されており、このため将来的に12b - 1報酬は減少しない。
- 一つあるいは複数のパトナムのファンドのクラスM受益証券の注文は、雇用者拠出退職年金制度に販売されるクラスM受益証券を除き、購入額および勘定残高（クラスA受益証券（日本では募集されていない）購入用の収益積立権のある）の総額が1,000,000ドル以上の場合には拒否される。1,000,000ドル以上の累積投資を考えている投資者はクラスA受益証券（日本では募集されていない）の方が有利であるかどうかを考慮すべきであり、財務代理人に相談すべきである。

クラスM受益証券の当初販売手数料*

募集価格での買付額（ドル）	クラスM受益証券の販売手数料率	
	投資金額に対する料率	募集価格**に対する料率
50,000以下	3.63%	3.50%
50,000超 100,000以下	2.56%	2.50%
100,000超 250,000以下	1.52%	1.50%
250,000超 500,000以下	1.01%	1.00%
500,000超 1,000,000以下	1.01%	1.00%
1,000,000超	なし***	なし***

* 日本で購入される受益証券に関しては異なる販売手数料が課される場合がある。

** 募集価格は販売手数料を含む。

*** ファンドは、現在の購入金額と合算権（下記に記載される。）に基づき関連づけることができる保有残高の合計が1,000,000ドル以上である場合、（事業者提供退職年金制度以外による）クラスM受益証券の購入注文を受理しない。

クラスM受益証券の販売手数料の減額

ファンドは、クラスM受益証券の当初販売手数料の割引（多くの場合、「ブレイクポイント割引」と呼ばれる。）を受ける資格を得るための2つの主要な方法を投資家に提供している。

合算権：投資者は、ファンドおよびパトナムのその他のファンドのクラスM受益証券の各時点の購入金額を、当該投資者のファンドおよびパトナムのその他のファンドの既存口座の価額に加えることができる。各個人は、その配偶者および未成年の子供による購入、およびその配偶者および未成年の子供により保有される口座（異なる財務代理人を通じて開設された口座を含む。）もかかる合算に含めることができる。投資者は、投資者の各時点の購入に関して、合算対象にされた口座および購入額の合計価額に適用される当初販売手数料を支払う。

この販売手数料は、別途の場合に投資者の各時点の各購入に適用される販売手数料より低くなりうる。パトナムのマネー・マーケット・ファンドの受益証券（他のパトナムのファンドからの転換によって取得されたマネー・マーケット・ファンド受益証券を除く。）は、この合算権に関しては、合算対象にならない。

各投資者の既存口座および合算対象の口座の合計価額を計算する際、ファンドは、（ ）当該時点におけるこのような受益証券の最大公募価格または（ ）投資者が2007年12月31日より後に受益証券を購入した場合には、当初総購入価格もしくは、投資者が2007年12月31日時点で受益証券を所有していた場合には、当該日の最大公募価格での受益証券の時価のいずれか高い方（いずれの場合も適用される買戻し日における投資者が買戻した受益証券の時価を差し引く）を使用する。

同意書：同意書とは、投資者が13か月以内にクラスM受益証券を一定金額分購入することに同意する文書である。同意書に基づき投資者が行う各購入に関しては、投資者は、自らが同意している合計購入金額に適用される当初販売手数料を払う。同意書の同意は、投資者を拘束する義務ではないが、投資者が13か月以内に全額分の受益証券を購入しない場合、ファンドは、投資者の口座から、同意書がない場合に投資家が支払っていたであろうより高い当初販売手数料と投資者が実際に支払った当初販売手数料との差額に相当する金額分の受益証券を受け戻す。

上記の方法を用いてブレイクポイント割引を獲得するために合算対象とすることができる口座種別には、以下に掲げる口座種別が含まれる。

- ・ 個人口座
- ・ 共同口座
- ・ 退職給付制度およびIRA（個人退職勘定）口座の一環として設けられた口座（一定の制限が適用される。）
- ・ 投資者のディーラーその他の金融仲介者の名義の口座を通じて所有されるパトナムのファンドの受益証券（受益証券の受益的所有権を明らかにする文書証拠と共に）
- ・ 管理運用会社により運用されるセクション529カレッジ・セービングス・プランの一環として保有される口座

ブレイクポイント割引を獲得するためには、投資者は、当初販売手数料の計算上、合算対象とすることができる他の口座または購入の存在を受益証券の購入時に投資者の財務代理人に通知するべきである。ファンドまたは投資者の財務代理人は、投資者に対して、投資者の口座および合算対象とされた口座（他の財務代理人を通じて開設された口座を含む。）に保有されている他の受益証券に関する記録その他の情報を求める場合がある。一定の口座および取引には制限が適用される場合がある。ブレイクポイント割引についてのより詳しい情報は、パトナム・インベストメントのウェブサイト（www.putnam.com/individual）で「Mutual Funds」、「Pricing and performance」、「About fund costs」を選択することにより参照することができる。

販売手数料の追加減額および放棄：上記のブレイクポイント割引の方法に加えて、ある条件では特定の投資者に対しては販売手数料が減額または放棄される場合がある。投資者はこれに関する支援のため財務代理人または元引受会社に相談することができる。

販売およびサービス（12b - 1）計画：パトナムのファンドは主としてディーラー（ブローカー、ディーラー、銀行、銀行の信託部門、登録投資顧問、ファイナンシャル・プランナー、退職計画管理者および元引受会社またはその関連会社と販売、サービスまたはそれらに類する契約をしている他の機関を含む）を通して販売される。ファンドの受益証券のマーケティングおよび受益者へのサービスに関する支払のため、ファンドは販売およびサービス（12 - b）計画を採用している。このため一定の受益証券クラスでは毎年投資者が支払う年間運営費用が増える。元引受会社およびその関連会社はまたファンドの費用を増やさないディーラーへの追加支払をする。ファンドの12b - 1計画では、クラスM受益証券について上限1.00%の年率（平均純資産額に基づく）の支払を規定している。受託者は、現在、クラスM受益証券についての支払を平均純資産額の0.75%に制限している。かかる費用は継続的にファンドの資産から支払われるため、投資者の投資のコストが増大する。

ディーラーへの支払：投資者がディーラーを通じて受益証券を購入する場合、そのディーラーは、通常、「有価証券届出書第一部、(12)その他、報酬および費用」の見出しの下の表に示される販

売手数料および販売およびサービス(12b-1)報酬の一部または全額に対応する支払を元引受会社より受領する。

元引受会社およびその関係会社は、さらに、選択されたディーラーに対しては、かかるディーラーによる販売支援またはプログラム・サービシング(これらは、それぞれ、以下により詳しく記述される。)に関して追加の報酬を支払う。このような支払は、ディーラー会社またはその担当者に対して、ファンドまたはパトナムのその他の投資信託の受益証券を自己の顧客に推奨し、またはその募集を行う誘因を与えらる。このような追加の支払は元引受会社およびその関係会社により行われ、「有価証券届出書第一部、(12)その他、報酬および費用」の見出しの下の記載に従い投資者またはファンドが支払う金額を増加させることはない。

元引受会社およびその関係会社によりディーラーに支払われる追加の支払額は、一般に、当該ディーラーに起因する各投資信託の平均純資産、当該ディーラーに起因する各投資信託の販売高もしくは正味販売高、またはチケット・チャージ(ディーラー会社が投資信託の受益証券の取引実行に関してその担当者に課す料金)の返却額のうちの一または複数の要因を基準とし、または交渉により決定される提供サービスに対する一括支払額による。

通常、販売支援関連の支払は、パトナムのファンドの受益証券につき、その相当額の販売に従事する大半のディーラーに対して行われる。この支払は、ディーラーにより提供された販売支援サービス(営業計画立案の補佐、パトナムのファンドおよび顧客のファイナンシャル・プランニング上のニーズに関するディーラーの人員の教育、ディーラーの優先/推奨ファンド会社リストへの掲載、ディーラーの販売ミーティングへの参加の許可およびディーラーの販売員および経営者との接触機会の提供を含む。)ならびに元引受会社とのディーラーの関係の程度を考慮して、個別に各ディーラーと交渉される。ある年度のディーラーに対する販売支援関連の支払総額は平均では変動するが、その総支払額は年間ベースで当該ディーラーに起因するパトナムのリテール・ミューチュアル・ファンドの平均純資産額の0.085%を超えないと予想される。

一定のケースにおいてディーラー・プラットフォームおよびその他の投資プログラムを通じてファンドへの投資に関連してディーラーに支払われるプログラム・サービシング関連の支払額は、一定の例外はあるものの、年間ベースで当該プログラムの資産合計の0.20%を超えないと予想される。かかる支払いは、ディーラー・プラットフォーム開発および管理、ファンド/投資対象の選択および監視またはその他の類似業務等に関して提供されるサービスのみならず受益者の記録管理、報告または取引の処理を含む、ディーラーにより提供されるプログラムまたはプラットフォームサービスに対して行われる。

他の支払：元引受会社およびその関係会社は、SEC（証券取引委員会）規則およびNASD（全米証券業協会、金融業界規制当局（FINRA）により引継がれている。）規則ならびにその他の適用法規により認められている範囲でディーラーに対してその他の支払（教育セミナーまたは会議に関連する支払を含む）を行い、またはその他の販売促進のインセンティブを提供することができる。一部のディーラーに対して、退職給付制度を通じてファンドまたはパトナムのその他のファンドに投資する受益者または制度参加者に対して当該ディーラーが提供するサブアカウンティング・サービスその他のサービスについてもファンドの名義書換機関は追加の支払を行う。この支払は、関係法人または非関係法人に関する一定の例外を除き、年間でファンドまたはパトナムの他のファンドに係る当該受益者または制度加入者の総資産の0.13%を超えないと予想される。

投資者はクラスM受益証券を割引販売手数料で購入することができる。2015年度において、元引受会社は、クラスM受益証券の販売手数料として、14,095ドルのうち、2,074ドルを受領した。2015年会計年度に関して、ファンドの偶発後払販売手数料はクラスM受益証券につきなかった。

b) 日本における販売

ファンド証券は、販売会社により日本において非米国人に対してのみ販売され、以下に定義される「米国人」に対しては販売されないことが、合意および承解されている。また、受益者が受益証券の購入後に「米国人」となった場合、受益証券を口座約款（以下に定義する。）に基づき継続して保有することはできるが、販売会社から受益証券を追加的に購入することはできない。

「米国人」とは、次に掲げるものを意味する。(1) 米国連邦所得税法上の米国市民または住民、(2) 米国またはその下部組織の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップ、または、法主体、(3) 所得の源泉にかかわらず、米国連邦所得税の対象となる資産またはトラストをいう。本定義上、「米国」とは、アメリカ合衆国、その州、領域、属領、またはコロンビア特別区を意味する。

日本においては、有価証券届出書、第一部 証券情報、(7) 申込期間に記載される募集期間中のファンド営業日であつ日本における販売会社の営業日に同第一部 証券情報の定めるところに従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、当該投資者から当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受ける。販売の単位は、100口以上10口単位である。

ファンド証券1口当たりの発行価格は、原則として、ファンドが当該申込みを受領した日の1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して4ファンド営業日目に受渡しを行う。

日本国内におけるクラスM受益証券の販売手数料は、純資産価格の3.78%（税抜3.5%）である。（なお、純資産価格を（1 - 0.035）で除し、小数点以下第4位にて四捨五入した額の0.5%は、ファンドの元引受会社に留保される。）

販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託した投資者に対し、受益証券に関する取引残高報告書を交付する。買付代金の支払は、原則として円貨によるものとし、ドルと円貨との換算は、各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものである。また、販売会社または販売取扱会社が応じ得る範囲でドル貨で支払うこともできる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

a) 米国における買戻しまたは転換

米国に居住する投資者は、ニューヨーク証券取引所の営業日であればいつでも、その財務代理人を介しまたは直接ファンドに対し受益証券を売却することができあるいは受益証券を他のパトナムのファンドの受益証券に転換できる。

投資者が購入後すぐに受益証券を買戻す場合、買戻しのための払込みは、ファンドが受益証券の購入金額を回収するまで(購入日から最高10暦日かかることがある。)、遅延することがある。

転換に関しては、パトナムのファンドの中には、米国に居住する新規投資者に対して一部のクラスの受益証券を提供しないものまたは米国に居住する新規投資者による取得の申込みを受け付けないものがある。転換以外の処分の場合は後払販売手数料が課される受益証券を投資者が転換した場合でも当該転換取引に際して後払販売手数料は課されない。ただし、転換によって取得した受益証券の買戻しを投資者が請求した場合、当該投資者が当該受益証券をいつどのファンドから最初に購入したかに応じて、当該買戻しには後払販売手数料が課される場合がある。後払販売手数料は、投資者の受益証券クラスに対して適用される最大後払販売手数料を投資者が支払うことになる、受益証券の転換先/転換元のファンドのスケジュールを使用して、計算される。後払販売手数料の計算上、投資者の受益証券保有期間は最初の購入日を起点として算出され(ただし、投資家が最初に受益証券を、直接後払販売手数料がかからない他のパトナムのファンドから購入した場合、受益証券保有期間は後払販売手数料がかかる他のパトナムのファンドの受益証券に転換する日から算定される。)以後のファンド間の転換によっては影響されない。

投資者の財務代理人を通じて受益証券を売却または転換する場合

投資者の財務代理人は、投資者が適用ある後払販売手数料の控除後の当該日の純資産価格を受け取るよう、ニューヨーク証券取引所の通常の営業終了時まで適切な様式による投資者の請求を受領していなければならない。投資者の財務代理人は、適時に投資者サービス代行会社に対しすべての必要書類を提供する責任を負っており、かかる代理人業務について投資者に費用を請求することができる。

ファンドへの直接の売却または転換

投資者サービス代行会社は、適用ある後払販売手数料および短期取引手数料の控除後の当該日の純資産価格を受け取るため、ニューヨーク証券取引所の通常の営業終了時まで適切な様式により投資者の請求を受領していなければならない。

郵送による売却または転換：投資者はすべての登録所有者もしくは投資者の法定代理人による署名入りの指示書を投資者サービス代行会社に送付することができる。投資者が売却または転換を希望する受益証券の券面を所有する場合、投資者は、指示書とともにかかる券面を裏書きしない状態で送付しなければならない。

電話による売却または転換：別の条件が該当する場合、投資者が15日前までに住所の変更について投資者サービス代行会社に通知していない場合、投資者は、100,000ドル未満の受益証券の買戻しのためパトナムの電話買戻特典を利用することができる。投資者が口座申込書により別段の指示を行わない限り、投資者サービス代行会社は、電話により受領した買戻しの指示を受諾する権限を付与されている。電話転換特典は現在500,000ドルまで利用できる。

受益証券の券面が発行されている場合、受益証券の電話による売却または転換は認められていない。電話買戻転換特典は、予告なしに変更されまたは終了されることがある。

インターネットによる転換

投資者はまたputnam.com/individualにおいてインターネットにより受益証券を転換することができます。

退職年金制度を通じて保有される受益証券

勤務先の退職年金制度を通じて購入したファンドの受益証券の売却または転換方法（当該制度上の制約や手数料を含む。）に関しては雇用主に相談されたい。

追加条件

一定の状況において、例えば、投資者が100,000ドル以上の受益証券を売却する場合、すべての登録所有者または投資者の法定代理人の署名は、銀行、ブローカー・ディーラーまたは一定のその他の金融機関により保証されなければならない。保有証券譲渡委任状は、投資者の財務顧問の投資者サービス代行会社および多くの商業銀行から入手することができる。

さらに投資者サービス代行会社は、通常、法人、パートナーシップ、代理人もしくは受託機関または存続する共同所有者による受益証券の売却について、追加書類を要求する。パトナムの署名保証ならびに書類の条件に関する詳細については、投資者サービス代行会社に問い合わせることを要する。

ファンドは、また、転換に関する特典を終了し、転換の金額もしくは数量を制限し、または転換を拒否する権利を有する。投資者の転換希望先のファンドも投資者の転換を拒否する場合がある。このような措置は、すべての受益者に適用される場合と、受益者のうち当該受益者による転換がファンドおよびパトナムの他のファンドに悪影響を及ぼすと管理運用会社が判断するもののみ適用される場合がある。投資者は転換を請求する前に投資者サービス代行会社に相談するべきである。投資者は、自己の財務代理人または投資者サービス代行会社にパトナムの他のファンドの目論見書を要求すべきである。パトナムのファンドの中には米国のすべての州で購入可能ではないものがある。

ある特定のクラスM受益証券に対する後払販売手数料

一定の移管IRA口座のために販売手数料なしで販売されたクラスM受益証券に対しては、1年以内に買戻される場合、0.65%の後払販売手数料が課される場合がある。

後払販売手数料は受益証券関連費用と直近の純資産価格のいずれか低い額に基づく。手数料のかからなかった受益証券が最初に買戻され、最も長期間にわたり保有されている受益証券がそれに続く。配当の再投資により取得した受益証券は手数料なしでいつでも売却することができる。

支払情報

ファンドは、通常、投資者からの請求を受領した翌営業日に、投資者の受益証券に対する支払額を投資者に送金する。通常の場合において、ファンドは、米国連邦証券法の認可するところにより、7日を超えて買戻しを停止し、または支払を延期することができる。投資者は配当を現金化されない買戻小切手で受領しない。配当金は現金ではなく証券または他の資産で支払われる。

ファンドによる買戻し

投資者が受託者の定める最低口数（現在20口）を下回る受益証券を所有する場合、ファンドは、当該最低数を得るため受益者に最低60日前の通知をしたのち、投資者の許可を得ずに投資者の受益証券を買い戻し、代金を投資者に送金することができる。投資者が受託者の定める最大金額を上回る受益証券を所有する場合、適用法により認められる限りにおいてファンドはまたこれを買戻すことができる。現在、最大金額は定められていないが、受託者は、現在および将来の受益者に適用される最大金額を定めることができる。

過度の短期取引に関する方針

過度の短期取引に関するリスク

過度の短期取引は、ポートフォリオ運用の障害となり、ファンドの費用を増加させ、ファンドの純資産価値を減少させることにより、ファンドの運用成績を低下させ、ファンドのすべての受益者が不利益を被る可能性がある。ファンドの受益証券に係る過度の短期取引の規模と頻度に応じてファンドの現金の出入りが激しくなる可能性があり、これにより、ファンドは、不必要に大きな現金ポジションを維持することや、このような短期取引がなければ購入または売却の対象とならなかった証券を購入しまたは売却することを余儀なくされる可能性がある。このような資金の流入入によって必要な

る追加的なポートフォリオ取引により、ファンドの委託売買手数料および管理コストが増加する可能性もあり、課税口座の場合はファンドから受領される課税分配が増加する可能性がある。

ファンドは外国証券に投資するため、時差裁定取引により、ファンドの運用成績が悪影響を受け、より長期的な受益者の利益が減少するおそれがある。時差裁定取引は、外国市場の取引終了時よりも後に発生し、その後のニューヨーク証券取引所の取引終了時（ファンドはこの時点現在でその純資産価額を決定する。）よりも前に起こった出来事により生じるファンドの投資対象の価値変動を利用する短期取引である。時差裁定取引が成功する場合、このような取引を行う者は、公正価値（フェアバリュー）を完全に反映しない価格で受益証券を取引することにより、他の受益者の利益を減少させる可能性がある。

ファンドが、小規模な会社の証券等、取引頻度が低くまたは相対的に評価が難しい証券に投資する際、ファンドの投資対象の非効率的価格形成を利用しようとする短期取引者による取引の影響を受けうる。また、小規模な会社の証券の相場は、時に発行体のファンダメンタルズとは無関係な理由により上昇または下落が1～2日間続くという「マーケット・モーメンタム」（相場の慣性）を示すことがある。短期取引者は、ファンドの受益証券の頻繁な取引により、このようなモーメンタムの捕捉を試みる可能性があるが、このような行為はファンドの運用成績を低下させるものであり、他の受益者の利益を減少させる可能性がある。小規模な会社の証券はより大規模な会社の証券に比べて流動性が低い場合があり、このような証券を売買する必要が生じたとき（たとえば、受益証券の短期取引により生じた急な現金の出入りに対応する場合など）にファンドがこれを望ましい価格で売買することができない可能性もある。同様のリスクはファンドが他の種類の流動性の低い証券（投資適格格付未満の債券を含む。）を保有している場合にも生じうる。

ファンドの方針

ファンドの長期受益者の利益を守るため、管理運用会社およびファンドの受託者は、過度の短期取引の抑制を意図した方針および手続きを採用している。ファンドは、一定状況下にある投資対象の評価への公正価値（フェアバリュー）評価手続の採用を通じて過度の短期取引の抑制を図る。さらに、管理運用会社は、過度の短期取引パターンを発見するために必要な情報を管理運用会社が有している受益者口座における取引を監視し、過度の短期取引を行う投資者を牽制する措置をとる。

口座の監視

管理運用会社のコンプライアンス部門は、現在、投資者が直接パトナム・ファンドに保有する口座および金融仲介機関を通して保有される口座で行われている短期売買取引を検知するため、多角的な報告手法を採用している。管理運用会社は、規定時間内に規定金額を超えて行われた「往復」取引の回数により、ファンドにおける過度の短期売買取引を計測する。「往復」取引は、先行または後行するファンドの購入もしくはそれへの転換または同一のファンドの買戻しもしくは同一のファンドからの転換として定義される。一般的に、もし投資者が90日の期間内に特定の金額以上の「往復」取引を2回行ったと認められたならば、管理運用会社は、投資者およびその金融仲介機関（もしあれば）に対し書面により警告を行う。管理運用会社による、過度の短期売買取引の計測および警告書面発行の実施方法は随時変更される可能性がある。システム投資または引出しプランならびに分配およびキャピタルゲイン配当の再投資にかかる取引等、ある一定の取引はこの監視の対象外となる。

口座の制限

これらの監視に加え、管理運用会社およびファンドは、理由を問わず、購入または転換を拒否または制限する権利を留保している。警告を受けた投資家または金融仲介機関が過度の短期売買取引を継続した場合、転換を行う特典が無くなることがある。管理運用会社またはファンドは、様々な要因（ファンド、他のパトナム・ファンドまたは他の投資商品に対する投資者または金融仲介機関の取引履歴を含む。）に基づき、投資者の取引活動が過度である、またはその他有害となる可能性があるかと判断することがあり、また、売買取引が過度の短期売買取引かどうかを判断する目的で、共通の所有者または管理下にあるファンドまたは他のパトナム・ファンドの複数の口座内の取引情報を集約することがある。投資者または仲介機関が過度の取引を行う可能性がある場合とファンドがみなした場合、ファンドは、とりわけ、将来の取引を電話またはインターネットではなく、郵送で行うよう要求し、将来の購入または転換取引の金額、数または頻度に制限を課し、あるいは当該投資者または仲介機関

に対し、一時的または永久にファンドや他のパトナム・ファンドへの投資を禁止することができる。ファンドは、当該投資者の活動がファンドの現在の監視パラメータの範囲内になくとも、自己の裁量によりこれらの措置を講じることができる。

ファンドの方針に関する制限

ファンドがすべての口座において過度の短期取引を見つけ出すことができる保証はない。例えば、管理運用会社は現在各投資者の取引履歴を特定するための十分な情報を得ておらず、場合によっては、ファンドの方針の施行能力に、操作上または技術上の制約がある。さらには、たとえ管理運用会社が十分な情報を持っている場合でも、その方法によってすべての過度の短期取引を見つけ出すことはできない可能性がある。

とくに、ファンドに総合口座を保有する金融仲介者からは、大量の購入、買戻しおよび転換注文を受領する。受益証券が多数の受益者を代理して金融仲介者の名義で保有される総合口座は、退職プランならびにブローカー、アドバイザーおよび第三者管理者のような金融仲介者の間では、一般的な受益証券保有の形態である。一般的に、ファンドは総合口座内に特定の受益者による取引を特定することはできないため、特定の受益者が過度の短期取引を行っているかどうかをファンドが判断することは困難または不可能である。管理運用会社は、総合口座のキャッシュフローの総額を継続的に監視する。多額のキャッシュフローまたはその他の情報により過度の短期取引が行われていることが示される場合、管理運用会社は、受益者の口座を管理する金融仲介者、プラン・スポンサーまたは記録管理者に連絡を取り、短期取引を行うものを特定し、過度の短期取引の是正を図る。しかしながら、総合口座で過度の短期取引を行うものを監視し、それを阻止するファンドの能力は最終的にはこの第三者の金融会社の能力と協力に依存することになる。金融仲介者またはプラン・スポンサーが短期取引に対する異なるまたは追加の制限を課す場合がある。

b) 日本における買戻し

日本における受益者は、いつでも買戻しを請求することができる。日本における買戻しは、クラスM受益証券については解約手数料等の手数料なしで、各ファンド営業日でかつ日本における販売会社の営業日に販売会社または販売取扱会社を通じて投資者サービス代行会社に対して行うことができる。買戻しは、10口単位とする。

日本における受益者はファンドが通常ニューヨーク証券取引所の営業終了時前までにS M B Cフレンド証券から買戻請求を受領した後に計算される一口当たり純資産価格によって計算された買戻価格を使用する。買戻代金は口座約款の定めるところに従って、販売会社もしくは販売取扱会社を通じて円貨で、または販売会社もしくは販売取扱会社が応じる場合はドル貨で支払われるものとする。日本における買戻金の支払は、約定日から起算して日本における販売会社の4営業日目に行われる。

(口座約款に基づき、S M B Cフレンド証券を通じて受益証券を購入した受益者にはファンドの短期取引手数料を含む買戻手数料は課せられない。)

c) 買戻しの停止

ニューヨーク証券取引所が通常の週末または祝日以外に閉鎖された場合、または、ニューヨーク証券取引所における取引が制限された期間、何らかの緊急事態によりファンドが組入証券を処理することが不可能もしくは公平にファンドの純資産を決定することができない期間、または投資者保護のためS E Cが認めた期間中でS E Cの規則により認められる場合以外には、ファンドは、受益者の買戻権の行使を停止しまたは支払を7日以上延期することができない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの受益証券の価格は純資産額に基づく。各クラスの1口当たり純資産価格は、総資産額から負債を差し引き発行済受益証券口数で除したものである。受益証券はニューヨーク証券取引所営業日の通常の取引終了時にのみ評価される。

ファンドは、市場の取引値が容易に時価で入手できる投資を評価する。ファンドはその他のすべての投資および資産を、直近の時価とは異なる可能性のある公正な価格で評価する。例えば、関係する証券取引所が早く終了した場合または株式の取引が停止した場合、ファンドは株式をその公正

な価格で評価することができる。株式の直近の取引が非常に制限される場合、またはニューヨーク証券取引所が終了する前に終了する市場で取引される証券の場合は、発行体に関する重要な情報が当該市場の終了後に入手される場合、ファンドはまた株式を公正な価格で評価することができる。

合衆国通貨以外の通貨でなされた投資に関しては、ファンドは、通常ニューヨーク証券取引所が取引を行っている東部時間午後4時に決定される直近の換算レートで米ドルに換算する。その結果、米ドルに対する合衆国通貨以外の通貨の価値の変動はファンドの純資産額に影響を及ぼす場合がある。米国外の市場の取引時間はニューヨーク証券取引所と異なるため、ファンドの受益証券の価値は、投資者がファンドの受益証券を売買することができない日に変動しうる。米国外の多くの証券市場および証券取引所はニューヨーク証券取引所の取引終了時間よりも早く取引を終了するため、このような市場または取引所における証券の終値は、当該市場または取引所の取引終了時間からニューヨーク証券取引所の取引終了時間までの間に生じた事象を十分に織り込んでいない場合がある。その結果、ファンドは公正な価格決定方法を採用した。これにより、合衆国市場内である特定の基準を超えるような動きがある場合には、特に、ファンドは海外株式を公正に評価する必要がある。この基準は適宜修正され、公正な価格が使用される日数は市場の動きによって変化するが、公正な価格がファンドにより広範囲に使用されることは可能である。ファンドの公正な価格決定方法を用いる投資価格は直近の投資市場価格とは異なる場合がある。

純資産価格の計算において価格決定の誤りを管理運用会社が認めた場合、管理運用会社の価格決定手続きに基づき訂正が行われることがある。

(2) 【保管】

ファンド証券は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券の券面(発行されている場合)は、受益者より別段の指示のない限り、S M B Cフレンド証券の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社または販売取扱会社からファンド証券の取引残高報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

ファンドの存続期間は無期限である。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年6月30日である。

(5) 【その他】

a) 解散

ファンドまたはいずれかのシリーズもしくはいずれかのシリーズのクラスは、受託者が、場合に応じて、ファンドの受益者または当該シリーズもしくはクラスの受益者に書面で通知することにより、または()議決権を有する各シリーズまたはクラスの発行済受益証券の50%超、もしくは()当該目的のために招集された総会に議決権を有する各シリーズまたはクラスの発行済受益証券の50%超が出席または代理出席した場合、その議決権を有し、その総会に出席する各シリーズまたはクラスの受益証券の67%以上の、いずれか少数の賛成票により、いつでも終了することができる。

b) 発行限度額

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

c) ワラント・新受益証券引受権等の発行

ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買付ける権利を付与することをファンドは、禁止されている。

d) 契約及び信託宣言の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続

1) 契約及び信託宣言

契約及び信託宣言(改正済)の原本または写しは、ファンドの事務所に保管され受益権者の閲覧に供される。契約及び信託宣言(改正済)の原本または写しは、米国において、マサチューセッツ州務長官およびボストン市書記官に届け出られる。

契約及び信託宣言は、議決権付受益証券の過半数を所有する受益者の議決によりその旨が授権された場合、当該時の受託者の過半数が署名した証書により、いつでも変更することができる。ただし、ファンドの名称の変更または省略部分の補充、曖昧性の矯正または契約及び信託宣言に記載された不完全もしくは不一致条項の是正、修正もしくは補充、または受託者がその絶対裁量により、受益証券のいずれかのシリーズまたはクラスの受益者に重大な影響を与えるものではないと判断する改訂については、受益者の議決による授権を必要としない。

日本においては、ファンドは、契約および信託宣言を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

2) 付属定款

本付属定款は、受託者会において当該時の在任受託者の過半数によるか、またはかかる過半数の署名した一もしくは複数の書面により、その全部または一部を変更または廃止することができる。

3) 管理契約

ファンドの発行済受益証券の過半数の賛成票を得て、さらに承認決議のために招集された会議で、ファンドまたは管理運用会社の利害関係者ではないファンドの受託者の過半数の本人による賛成票により、当該変更が承認されない限り、管理契約は変更されない。

4) マスター保管契約

マスター保管契約は、その締結の時点で発効し、その日付から当初の4年間にわたり効力を有し続け、一方の当事者が180日前に非更新の意思の事前書面通知を他方当事者に対して行わない限り、次の連続する3年間に於いて自動的に更新されるものとする。この契約が終了された場合(そのような終了の日付を「終了日」という。)、保管会社は、ファンドの合理的な要求に応じて、かつ、保管会社の同意を条件として(このような同意を不当に留保しまたは遅延させてはならない。)、終了日から90日を超えない期間(「延長期間」という。)にわたりこの契約に基づく業務を提供し続けるものとし、このような延長期間中の保管会社の業務および費用に関して保管会社に支払われる報酬は、ファンドと保管会社の間で最後に合意され、かつ、終了日の直前に有効であった報酬の105パーセント(年率)を超えてはならない。

5) 改正済再録投資者サービス契約

改正済再録投資者サービス契約は、投資者サービス代行会社に対するファンドによる90日間以上前の書面による通知、またはファンドに対する投資者サービス代行会社による6ヶ月以上前の書面による通知により解約されるまで有効である。

かかる解約に関して、改正済再録投資者サービス契約に基づく投資者サービス代行会社の義務、責任の承継者が、ファンドによる、投資者サービス代行会社に対する書面による通知により任命される場合、投資者サービス代行会社は、かかる承継者による帳簿、記録および他のデータを整備する際、投資者サービス代行会社の人員による援助を含め、かかる義務、責任の移譲に十分に協力する。ファンドはかかる移譲に関し、投資者サービス代行会社が負担するすべての費用を投資者サービス代行会社に弁償する。

6) マスター副会計サービス契約

マスター副会計サービス契約は、その署名された時点で発効し、7年間効力を有し、さらに3年間自動的に効力が継続する。同契約は当事者の相互の合意によりいつでも変更することができる。同契約は当事者が相手方当事者に対して180日前までの書面による通知をなすことにより、終了させることができる。

7) 副投資顧問契約

副投資顧問契約はファンドの受託者または受益者の議決により違約金なしに、または管理運用会社、副管理運用会社もしくは副投資顧問会社により、30日以上60日以内の書面通知で解除され

うる。副投資顧問契約はまた違約金なしに、その譲渡の場合、管理運用会社のファンドとの管理契約終了の場合または副管理運用会社が副投資顧問会社と契約した割当部分につき、副管理運用会社のファンドとの副管理契約終了の場合、終了する。副投資顧問契約は、その存続が少なくとも毎年、受託者の賛成議決または受益者の賛成議決および(どちらの議決の場合も)管理運用会社またはファンドの「利害関係者」でない受託者の過半数により承認される限りにおいて副投資顧問契約が存続する旨、規定している。適用法を条件として、副投資顧問契約は、管理運用会社またはファンドの「利害関係者」でない受託者の過半数により修正されうる。上記の各場合において、受益者の賛成議決とは、1940年投資会社法に定義される「外部発行済議決権証券の過半数」の賛成議決である。

8) 副管理契約

副管理契約はファンドの受託者または受益者の議決により違約金なしに、または管理運用会社もしくは副管理運用会社により、30日以上60日以内の書面通知で解除されうる。副管理契約はまた違約金なしに、その譲渡の場合または管理運用会社のファンドとの管理契約終了の場合、終了する。副管理契約は、その存続が少なくとも毎年、受託者の賛成議決または受益者の賛成議決および(どちらの議決の場合も)管理運用会社またはファンドの「利害関係者」でない受託者の過半数により承認される限りにおいて副管理契約が存続する旨、規定している。適用法を条件として、副管理契約は、管理運用会社またはファンドの「利害関係者」でない受託者の過半数により修正されうる。上記の各場合において、受益者の賛成議決とは、1940年投資会社法に定義される「外部発行済議決権証券の過半数」の賛成議決である。

9) 日本における販売契約

日本における販売契約の両当事者は、30日前までに書面による通知をなせば、本契約を理由なく終了させることができる。両当事者はまた、他方当事者が本契約で定めるいかなる条項に違反した場合であっても、それを理由として本契約を解除することができる。後者の場合、解除の効力は、解除通知が他方当事者に到達した日から生じる。

10) 代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が30日前に他の当事者に対し本契約に記載される住所宛、書面により通知することにより終了する。ただし、日本において代行協會員の指定が要求されている限り、ファンドの日本における後任の代行協會員が指定されることを条件とする。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者は、その受益権を直接行使するためには、ファンドの受益証券名義人として、そのファンド証券を登録しなければならない。従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券を保管会社の名義で登録しているため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

a) 議決権

各受益証券は1票を有し、端数の受益証券はその割合に応じて投票権を有する。法律により規定されている場合または受託者により決定される場合を除き、すべてのクラスの受益証券は単一のクラスとして議決される。受益証券は、譲渡自由であり、受託者会の宣言する場合には配当を受領し、また、もしファンドが清算される場合には、ファンドの純資産を受領する権利を有する。ファンドはいつでも受益証券の販売を停止することができ、また、受益証券の購入申込みを拒絶できる。ファンドの年次受益者集会の開催は要求されていないが、議決権を有する発行済受

益証券の少なくとも10%を保有する受益者は、受託者の選任もしくは解任または契約及び信託宣言に定められた他の行為をなすために集会を招集する権利を有する。

b) 買戻請求権

受益者はいつでも、受益証券を純資産価格で買戻すことを請求する権利を有する。

c) 配当金請求権

受益者は、通常純投資収益および純実現売買益による分配を少なくとも毎年1回、受領する。純投資収益からの分配(もしあれば)は少額であると予想される。売買益からの分配は、可能な売却損の繰延べを行った後分配される。

受益者は分配、売買益もしくはその両方をファンドもしくは他のパトナムのファンドの受益証券に再投資することも、またはそれらを小切手もしくは銀行口座へ電信振込の方法で現金で受領することもできる。日本の投資者はすべての分配を現金で受領するものとする。

d) 残余財産分配請求権

受益者は、別段の要求がある場合を除き、償還により、その保有する受益証券の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有する。

e) 会計帳簿等閲覧請求権

受益者は、マサチューセッツ州州務長官事務所における契約及び信託宣言閲覧権、裁判所の自由裁量に従い会計帳簿閲覧権、および受益者集会の議事録閲覧権を有する。

f) 受益証券を譲渡する権利

受益証券は、法律による制限を除いて、譲渡制限はなく、自由に譲渡することができる。

g) 米国登録届出書に関する権利

1933年証券法により、米国登録届出書に重要な事項に関する虚偽、誤解を生ずる記載、または記載すべきもしくは誤解を生ぜしめないための重要な記載の脱漏がある場合、証券の取得者は、一般に、当該登録届出書に署名した者、その提出時の発行体の受託者(または同様の地位にあった者)、その作成に関与した者、当該証券の引取人に対し訴訟提起をする権利を有する。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金または買戻代金の送金に関して、米国における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、ファンドから日本国内において、

a) ファンドに対する法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

b) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、を委任されている。なお、財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することをファンドは承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国における諸法令および一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について、平成27年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=120.90円)を使用して換算した円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。従って、合計の数字が一致しない場合がある。

1【財務諸表】

(1)【当年度の財務書類】

【貸借対照表】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

資産および負債計算書

2015年6月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額、2,738,255ドルの貸付有価証券を含む (注1)：		
非関連発行体(個別法による原価：326,353,926ドル)	341,922,150	41,338,388
関連発行体(個別法による原価：16,514,075ドル) (注1、5)	16,514,075	1,996,552
外国通貨(取得原価246ドル)(注1)	114	14
未収配当金、未収利息およびその他の未収金	733,727	88,708
還付外国税	179,793	21,737
ファンド受益証券販売未収金	1,603,727	193,891
投資有価証券売却未収金	2,565	310
為替予約に係る未実現評価益(注1)	20,841	2,520
前払資産	26,116	3,157
資産合計	361,003,108	43,645,276
負債		
保管会社への未払金	24,164	2,921
投資有価証券購入未払金	941,964	113,883
ファンド受益証券買戻未払金	2,661,947	321,829
未払管理報酬(注2)	227,172	27,465
未払保管報酬(注2)	14,470	1,749
未払投資者サービス報酬(注2)	108,710	13,143
未払受託者報酬および費用(注2)	181,821	21,982
未払管理事務報酬(注2)	1,040	126
未払販売報酬(注2)	173,218	20,942
為替予約に係る未実現評価損(注1)	18,449	2,230
貸付有価証券担保、時価評価額(注1)	2,781,000	336,223
その他の未払費用	146,458	17,707
負債合計	7,280,413	880,202
純資産	353,722,695	42,765,074
資本構成		
払込資本金(授權受益証券口数は無制限)(注1、4)	386,716,533	46,754,029
未分配投資純利益(注1)	1,252,141	151,384
投資有価証券および外貨取引に係る累積実現純損失(注1)	(49,823,768)	(6,023,694)
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る 未実現純評価益	15,577,789	1,883,355
合計 - 発行済資本に対応する純資産	353,722,695	42,765,074

	米ドル	円
純資産価格および販売価格の計算		
クラスA 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (233,406,722ドル÷8,820,963口)	26.46	3,199
クラスA 受益証券一口当たり販売価格 (26.46ドルの94.25分の100)*	28.07	3,394
クラスB 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (4,487,738ドル÷177,486口)**	25.29	3,058
クラスC 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (25,408,064ドル÷987,268口)**	25.74	3,112
クラスM 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (3,394,397ドル÷129,649口)	26.18	3,165
クラスM 受益証券一口当たり販売価格 (26.18ドルの96.50分の100)*	27.13	3,280
クラスR 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(691,485ドル÷26,501口)	26.09	3,154
クラスY 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(86,334,289ドル÷3,247,515口)	26.58	3,214

* 5万ドル未満の単発小売り。5万ドル以上の販売については販売価格が割り引かれる。

** 一口当たりの買戻価格は、純資産価格から適用される解約手数料を控除した額に等しい。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

運用計算書

2015年6月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取配当金(外国における源泉税681,877ドル控除後)	7,400,121	894,675
受取利息(関連発行体への投資からの5,012ドルの受取利息を含む)(注5)	5,012	606
貸付有価証券(注1)	97,687	11,810
投資収益合計	7,502,820	907,091
費用		
管理報酬(注2)	2,300,258	278,101
投資者サービス報酬(注2)	587,456	71,023
保管報酬(注2)	35,935	4,345
受託者報酬および費用(注2)	10,796	1,305
販売報酬(注2)	804,634	97,280
管理事務報酬(注2)	7,425	898
その他	276,247	33,398
費用合計	4,022,751	486,351
費用控除額(注2)	(1,006)	(122)
費用純額	4,021,745	486,229
投資純利益	3,481,075	420,862
投資有価証券に係る実現純利益(注1、3)	9,624,801	1,163,638
外貨取引に係る実現純損失(注1)	(21,297)	(2,575)
外貨建資産および負債に係る当期中の未実現純評価損	(6,500)	(786)
投資有価証券に係る当期中の未実現純評価損	(24,861,793)	(3,005,791)
投資有価証券に係る純損失	(15,264,789)	(1,845,513)
運用による純資産の純減少	(11,783,714)	(1,424,651)

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド
純資産変動計算書

6月30日に終了した年度

	2015年		2014年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産の増加				
運用：				
投資純利益	3,481,075	420,862	2,971,570	359,263
投資有価証券および外貨取引に係る 実現純利益	9,603,504	1,161,064	23,928,416	2,892,945
投資有価証券ならびに外貨建資産および 負債に係る未実現純評価(損)益	(24,868,293)	(3,006,577)	22,339,604	2,700,858
運用による純資産の純増(減)	(11,783,714)	(1,424,651)	49,239,590	5,953,066
受益者への分配金(注1)：				
経常利益より				
投資純利益				
クラスA証券	(2,956,768)	(357,473)	(1,479,046)	(178,817)
クラスB証券	(30,141)	(3,644)	(6,573)	(795)
クラスC証券	(126,130)	(15,249)	(81,048)	(9,799)
クラスM証券	(24,954)	(3,017)	(11,855)	(1,433)
クラスR証券	(5,727)	(692)	(2,492)	(301)
クラスY証券	(820,877)	(99,244)	(271,466)	(32,820)
和解金支払による資本の増加	-	-	56,290	6,805
資本取引による増加(注4)	55,512,628	6,711,477	105,090,212	12,705,407
純資産の増加合計額	39,764,317	4,807,506	152,533,612	18,441,314
純資産				
期首現在	313,958,378	37,957,568	161,424,766	19,516,254
期末現在(1,252,141ドルおよび 1,676,995ドルの未分配投資純利益を それぞれ含む。)	353,722,695	42,765,074	313,958,378	37,957,568

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト

期中発行済証券一口当たり（単位：米ドル）

終了期間	投資運用：				分配金控除：		
	期首現在 純資産価格	投資純 (損)益 ^a	実現 / 未実現 投資有価証券 純(損)益	投資運用 損益合計	投資純利益 より	資本の 戻入れより	分配金合計
クラスA							
2015年6月30日	27.57	0.29	(1.04)	(0.75)	(0.36)	-	(0.36)
2014年6月30日	21.73	0.31	5.74	6.05	(0.22)	-	(0.22)
2013年6月30日	17.45	0.29	4.30	4.59	(0.31)	-	(0.31)
2012年6月30日	21.50	0.32	(3.94)	(3.62)	(0.84)	(0.03)	(0.87)
2011年6月30日	15.83	0.31	5.72	6.03	(0.37)	-	(0.37)
クラスB							
2015年6月30日	26.37	0.09	(0.99)	(0.90)	(0.18)	-	(0.18)
2014年6月30日	20.80	0.09	5.52	5.61	(0.05)	-	(0.05)
2013年6月30日	16.72	0.12	4.11	4.23	(0.15)	-	(0.15)
2012年6月30日	20.55	0.16	(3.72)	(3.56)	(0.66)	(0.03)	(0.69)
2011年6月30日	15.12	0.12	5.49	5.61	(0.19)	-	(0.19)
クラスC							
2015年6月30日	26.83	0.12	(1.03)	(0.91)	(0.18)	-	(0.18)
2014年6月30日	21.28	0.22	5.50	5.72	(0.18)	-	(0.18)
2013年6月30日	17.11	0.18	4.16	4.34	(0.17)	-	(0.17)
2012年6月30日	21.05	0.18	(3.84)	(3.66)	(0.68)	(0.03)	(0.71)
2011年6月30日	15.50	0.15	5.60	5.75	(0.21)	-	(0.21)
クラスM							
2015年6月30日	27.26	0.16	(1.03)	(0.87)	(0.21)	-	(0.21)
2014年6月30日	21.49	0.15	5.70	5.85	(0.09)	-	(0.09)
2013年6月30日	17.27	0.18	4.25	4.43	(0.21)	-	(0.21)
2012年6月30日	21.26	0.22	(3.87)	(3.65)	(0.74)	(0.03)	(0.77)
2011年6月30日	15.65	0.21	5.66	5.87	(0.27)	-	(0.27)
クラスR							
2015年6月30日	27.19	0.25	(1.05)	(0.80)	(0.30)	-	(0.30)
2014年6月30日	21.46	0.32	5.59	5.91	(0.19)	-	(0.19)
2013年6月30日	17.23	0.25	4.22	4.47	(0.24)	-	(0.24)
2012年6月30日	21.25	0.27	(3.89)	(3.62)	(0.81)	(0.03)	(0.84)
2011年6月30日	15.66	0.29	5.62	5.91	(0.33)	-	(0.33)
クラスY							
2015年6月30日	27.70	0.40	(1.10)	(0.70)	(0.42)	-	(0.42)
2014年6月30日	21.82	0.53	5.61	6.14	(0.27)	-	(0.27)
2013年6月30日	17.53	0.36	4.29	4.65	(0.36)	-	(0.36)
2012年6月30日	21.60	0.37	(3.95)	(3.58)	(0.90)	(0.03)	(0.93)
2011年6月30日	15.90	0.37	5.74	6.11	(0.42)	-	(0.42)

この表の末尾にある財務ハイライトに対する注記を参照のこと。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト(つづき)

期中発行済証券一口当たり(単位:米ドル)

終了期間	買戻し 手数料	経常外の 払戻し	期末現在 純資産価格	純資産額に 対する総投 資収益比率 (%) ^b	比率および補足データ:			
					期末現在 純資産額 (千ドル)	平均純資産 額に対する 費用比率 (%) ^c	平均純資産額 に対する投資 純(損)益率 (%)	ポートフォ リオ回転率 (%)
クラスA								
2015年6月30日	-	-	26.46	(2.64)	233,407	1.30	1.11	62
2014年6月30日	-	0.01 ^d	27.57	27.93	226,016	1.41	1.20	64
2013年6月30日	- ^e	-	21.73	26.39	143,122	1.48	1.43	66
2012年6月30日	0.01	0.43 ^{f,g,h}	17.45	(14.38) ^{f,h}	130,428	1.47	1.78	62
2011年6月30日	- ^e	0.01 ^{i,j}	21.50	38.36	177,369	1.43	1.54	70
クラスB								
2015年6月30日	-	-	25.29	(3.36)	4,488	2.05	0.38	62
2014年6月30日	-	0.01 ^d	26.37	27.01	4,358	2.16	0.38	64
2013年6月30日	- ^e	-	20.80	25.36	2,907	2.23	0.60	66
2012年6月30日	0.01	0.41 ^{f,g,h}	16.72	(14.98) ^{f,h}	3,126	2.22	0.92	62
2011年6月30日	- ^e	0.01 ^{i,j}	20.55	37.29	5,580	2.18	0.65	70
クラスC								
2015年6月30日	-	-	25.74	(3.35)	25,408	2.05	0.49	62
2014年6月30日	-	0.01 ^d	26.83	27.00	19,165	2.16	0.85	64
2013年6月30日	- ^e	-	21.28	25.41	2,679	2.23	0.90	66
2012年6月30日	0.01	0.42 ^{f,g,h}	17.11	(15.01) ^{f,h}	1,502	2.22	1.01	62
2011年6月30日	- ^e	0.01 ^{i,j}	21.05	37.32	2,217	2.18	0.80	70
クラスM								
2015年6月30日	-	-	26.18	(3.12)	3,394	1.80	0.63	62
2014年6月30日	-	0.01 ^d	27.26	27.32	3,294	1.91	0.59	64
2013年6月30日	- ^e	-	21.49	25.71	2,795	1.98	0.92	66
2012年6月30日	0.01	0.42 ^{f,g,h}	17.27	(14.80) ^{f,h}	2,565	1.97	1.24	62
2011年6月30日	- ^e	0.01 ^{i,j}	21.26	37.72	3,751	1.93	1.06	70
クラスR								
2015年6月30日	-	-	26.09	(2.88)	691	1.55	0.98	62
2014年6月30日	-	0.01 ^d	27.19	27.64	546	1.66	1.22	64
2013年6月30日	- ^e	-	21.46	26.02	206	1.73	1.27	66
2012年6月30日	0.01	0.43 ^{f,g,h}	17.23	(14.60) ^{f,h}	168	1.72	1.51	62
2011年6月30日	- ^e	0.01 ^{i,j}	21.25	38.00	219	1.68	1.49	70
クラスY								
2015年6月30日	-	-	26.58	(2.42)	86,334	1.05	1.53	62
2014年6月30日	-	0.01 ^d	27.70	28.28	60,579	1.16	1.96	64
2013年6月30日	- ^e	-	21.82	26.63	9,714	1.23	1.77	66
2012年6月30日	0.01	0.43 ^{f,g,h}	17.53	(14.13) ^{f,h}	7,484	1.22	2.04	62
2011年6月30日	- ^e	0.01 ^{i,j}	21.60	38.73	9,947	1.18	1.84	70

この表の末尾にある財務ハイライトに対する注記を参照のこと。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

財務ハイライト(つづき)

- a 一口当たりの投資純(損)益は、期中の発行済証券の加重平均数に基づいて決定されている。
- b 総投資収益比率は、分配金を再投資したものとみなし、販売手数料の影響を反映していない。
- c 費用相殺および仲介事務協定により支払った金額(もしあれば)を含む(注2)。また、取得したファンドの報酬および費用(もしあれば)を除く。
- d 証券取引委員会(以下「SEC」という。)とモルガン・スタンレー・アンド・カンパニーとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、2013年11月27日現在発行済受益証券一口当たり0.01ドルであった。
- e 金額は、一口当たり0.01ドル未満を表す。
- f SECとバンク・オブ・アメリカとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、2011年12月15日現在発行済受益証券一口当たりの額は以下のとおりであった。

	一口当たり
クラスA	0.15ドル
クラスB	0.14ドル
クラスC	0.15ドル
クラスM	0.15ドル
クラスR	0.15ドル
クラスY	0.15ドル

2012年6月30日に終了した期間において、この支払により0.73%の総収益率の増加となった。

- g SECとカナディアン・インペリアル・ホールディングス・インクおよびCIBCワールド・マーケッツ・コープとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、2011年11月29日現在発行済受益証券一口当たりの額は以下のとおりであった。

	一口当たり
クラスA	0.08ドル
クラスB	0.07ドル
クラスC	0.08ドル
クラスM	0.08ドル
クラスR	0.08ドル
クラスY	0.08ドル

- h SECにより承認された配分計画関連の返還金に関する経常外の払戻しを反映しており、2011年7月21日現在受益証券一口当たりの額は以下のとおりであった。

	一口当たり
クラスA	0.20ドル
クラスB	0.19ドル
クラスC	0.20ドル
クラスM	0.20ドル
クラスR	0.20ドル
クラスY	0.20ドル

2012年6月30日に終了した期間において、この支払により0.98%の総収益率の増加となった。

短期売買関連訴訟に関する経常外の払戻しを反映しており、その額は2011年5月11日現在発行済受益証券一口当たり0.01ドルであった。

- j SECとチューリッヒ・キャピタル・マーケッツ・インクとの間の和解による経常外の払戻しを反映しており、その額は2010年12月21日現在発行済受益証券一口当たり0.01ドル未満であった。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2015年6月30日現在

以下の財務書類に対する注記の中で、「ステート・ストリート」とはステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを、「SEC」とは証券取引委員会を、「パトナム・マネジメント」とは、ファンドの管理運用会社であり、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的全額出資子会社であるパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを、「OTC」とは、もしあれば、店頭取引を意味する。特段の記載のない限り、「報告期間」は2014年7月1日から2015年6月30日までの期間を表す。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、1940年投資会社法(改正済)の下で、オープン・エンド型分散投資運用会社として登録されているマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。ファンドの目的は、主として有望な投資潜在力を持つパトナム・マネジメントが思料する欧州諸国の大企業および中規模企業の普通株式(成長株、割安株またはその両方)に投資することにより、元本の成長を追求することである。例えば、パトナム・マネジメントは、我々が企業に設定する価格を下回る価格を反映する株価を有する企業の株式を購入する場合がある。パトナム・マネジメントは、また、株価の上昇を招くと思料するその他の要因も考慮する。ファンドは、主として先進諸国に投資するが、東欧等の新興市場に投資する場合もある。

ファンドは、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券を販売する。クラスA受益証券およびクラスM受益証券は、それぞれ最高5.75%および3.50%の購入時販売手数料で販売され、通常、解約手数料の支払はない。クラスB受益証券は、約8年後にクラスA受益証券に転換するもので、購入時販売手数料は支払わないが、購入から6年以内に買戻された場合は解約手数料を支払うことがある。クラスC受益証券は、1年間1.00%の解約手数料が課せられ、クラスA受益証券には転換されない。すべての投資者に対しては販売されないクラスR受益証券は、純資産価格で販売される。クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券に対する費用は、各クラスの販売報酬に基づいて異なることがあり、それは注2に明記されている。クラスY受益証券は、純資産価格で販売され、通常、クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券と同じ費用を負担するが、販売報酬は負担しない。クラスY受益証券は、すべての投資者に対しては販売されない。

通常の業務過程で、ファンドは状況により他の当事者に対して補償する旨の合意を含む契約を締結する。かかる合意に基づいてファンドが負担する最大のエクスポージャーは、現在までのところ請求は行われていないものの、ファンドに対して行われる可能性のあるクレームに関わるために予見できない。しかし、ファンドの運用チームは、重大な損失が生じる危険は低いと予想する。

注1 重要な会計方針

以下は、ファンドが財務書類作成にあたって継続適用している重要な会計方針の要約である。財務書類の作成は、米国において一般に認められた会計原則に準拠しており、財務書類中の資産や負債の報告額および運用による純資産の増減の報告額に影響を与える見積りと仮定を経営陣が行うことを要求している。実際の結果はこれらの見積りとは異なることもある。当財務書類が公表された日までの資産および負債計算書日後の後発事象は、当財務書類の作成過程で評価された。

投資収益、実現/未実現損益およびファンドの費用は、当該クラス固有の費用(各クラスに適用される販売報酬を含む。)を除いて、ファンド純資産総額に対する各クラスの相対的な純資産額に基づいて按分負担される。各クラスの受益証券がクラス別に議決権を行使するのは、各クラス独自の販売計画に関する事項または法律によりクラス別に議決権行使が要求されているか受託者会により決定されているその他の事項に関してのみである。ファンドが清算された場合には、各クラスの受益証券は、ファンドの純資産についての比例した持分を受領する。さらに、受託者会は、各クラスの受益証券に対して別個の配当を行う。

有価証券の評価

ポートフォリオ有価証券およびその他の投資有価証券は、受託者会により採択された方針および手続を使用して評価される。受託者会は、これらの手続の実施を監督する価格決定委員会を設立し、これらの手続に従いファンドの資産を評価する責任をパトナム・マネジメントに委任した。パトナム・マネジメントは、公正価値決定、ファンドの価格決定方針の有効性の評価および価格決定委員会への報告に責任を負う内部の評価委員会を設立した。

市場価格が容易に入手可能な投資有価証券は、主要な取引所において直近に公表された売却価格または特定の市場における公認の終値で評価され、会計基準成文化第820号「公正価値の測定および開示」(以下「ASC第820号」という。)に基づきレベル1の有価証券に分類されている。OTCの有価証券のように取引が公表されない場合には、直近に公表された買気配値で評価され、通常、レベル2の有価証券として分類される。

レベル1またはレベル2の有価証券に分類可能なオープン・エンド型投資会社(上場投信(ETF)を除く。)への投資は、もしあれば、その純資産価格に基づいて評価される。かかる投資会社の純資産価格は、その資産から負債を控除した総額をその発行済受益証券口数で除して算出される。

米国外の多くの証券市場および証券取引所は、ニューヨーク証券取引所の終了より前に終了する。それゆえ、かかる市場またはかかる取引所における有価証券の終値は、当該市場の終了後でニューヨーク証券取引所の終了前に発生した事象を十分に反映していないことがある。従って、特定の日については、ファンドは、米国証券市場の動向、通貨の評価ならびに米国預託証券、上場投資信託および先物契約の評価との比較を含む複合的な要因を考慮して外国持分証券の公正価値を評価する。通常、レベル1の有価証券に分類されるこれらの有価証券は、公正価値で評価される場合には、公正価値ヒエラルキーのレベル2に移行されることとなる。公正価値が使用される日数は市場活動によるが、ファンドにより公正価値がかなりの程度使用されることもあり得る。外貨建の有価証券については、もしあれば、期末の為替レートで米ドルに換算される。満期までの残存期間が60日以下の短期有価証券は、償却原価で評価され、その評価額は公正価値に近似し、レベル2の有価証券に分類される。

値付機関またはディーラーが有価証券を評価できないかまたはパトナム・マネジメントが当該有価証券の公正価値を正確に反映していないと考える場合には、当該有価証券は受託者会が承認する方針および手続に従ってパトナム・マネジメントにより公正価値で評価される。特定の制限付証券および非流動証券ならびにデリバティブを含む特定の投資有価証券も、受託者会が承認した手続に従って公正価値で評価される。かかる評価においては、金利または信用の質の変化、他の有価証券との多様な関係、割引率、米国財務省証券、米国スワップおよびクレジット・イールド、インデックス水準、コンベクシティ・エクスポージャー、回収率、販売およびその他の乗数ならびに転売規制などの要因が、重要な市場状況または個別の証券の事象とみなされる。当該有価証券は、重要なインプットの優先順位によりレベル2またはレベル3に分類される。公正価値評価の継続的合理性を評価するために、評価委員会は、合理的に入手可能なすべての関連する情報を考慮した後で定期的にかかる評価の合理性を精査および確認する。かかる評価および手続は、受託者会により定期的に見直される。有価証券の公正価値は通常、合理的な期間に、かかる証券を秩序的な処分により実現できるとファンドが合理的に予測できる金額として決定される。その性質上、公正価値による価格は現在販売されている有価証券の誠実に見積もられた価値であり、実勢市場価格を反映しておらず、かなりの差異があることがある。

証券取引および関連する投資収益

証券取引は、約定日(買注文あるいは売注文が執行された日)に計上されている。有価証券売却損益は、個別法で決定されている。

受取利息は、適用される源泉税を控除して、発生基準で計上される。適用される源泉税を控除した受取配当金は、一定の外国証券からの配当金が、もしあれば、配当落ち日の通知を受け次第認識される場合を除いて、配当落ち日に認識される。現物配当は、もしあれば、受領有価証券の公正価値で記帳される。資本またはキャピタル・ゲインの払戻しを表す配当金は、もしあれば、取得原価の減少および/または実現利益として反映される。

外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで記帳されている。外国有価証券、保有通貨、その他の資産および負債の公正価値は、取引日の為替レートで米ドルに換算後、ファンドの帳簿に記帳される。各有価証券の取

得原価は、取得時の為替レートを使って決定される。所得税および源泉徴収税は、稼得時または発生時に実勢為替レートで換算される。ファンドは、投資有価証券に係る外国為替レートの変動による実現または未実現の損益を、証券の市場価格の変動から生じる値幅の変動と区別しない。かかる損益は、投資有価証券に係る実現および未実現の純損益に含まれている。外貨取引に係る実現純損益は、クローズド為替予約に係る実現為替純損益、外貨の売却、証券取引にかかる約定日と決済日間の実現為替差損益、ならびにファンドの帳簿に記載された投資収益および外国源泉徴収税の総額と実際に受領されまたは支払われた米ドル相当額との差額を表している。外貨建資産および負債に係る未実現純評価損益は、期末時におけるオープン為替予約および投資有価証券以外の資産および負債の為替レートの変動による価額変動から生じている。

為替予約

ファンドは、将来の一定の期日における設定価格で通貨を売買する二当事者間の契約である、為替予約を締結する。かかる契約は、為替リスクをヘッジするために使用される。

為替予約の米ドル価額は、値付サービス機関により提供される現行為替予約レートをを用いて決定される。契約の公正価値は、為替レートの動きに伴って変動する。契約は毎日値洗いされ、公正価値の変動は、未実現損益として計上される。契約の満了の際または通貨の受け渡しにより、ファンドは、契約開始時の価額と契約終了時の価額との間の差額に相当する実現損益を計上する。ファンドは、通貨価額が望ましくない方向へ変動したり、契約の相手方が契約条項を遵守することができなかつたり、ファンドが持高を手仕舞いすることができないかもしれない、というリスクを負っている。リスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。

期末現在未決済の為替予約は、もしあれば、投資有価証券明細表の後に記載されている。

マスター契約

ファンドは、特定の取引相手方と共に、随時締結されるOTCデリバティブおよび外国為替契約を規定するISDA（国際スワップ・デリバティブ協会）マスター契約（以下「マスター契約」という。）の当事者である。本マスター契約は、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、債務不履行事由および期限前終了に関する条項を含んでいる。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってファンドに提供された担保は、ファンドの保管会社により分別勘定に保有され、売却または再担保することができる金額に関しては、投資有価証券明細表中に表示される。

ファンドが提供した担保はファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの組入投資有価証券に分類される。担保は、現金、米国政府または関連機関発行の債務証券、またはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券の形をとる。担保要件は、ファンドにおける各取引相手方のネットポジションに基づいて決定される。

ファンドに適用される終了事由は、一定期間に渡りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方に適用される終了事由は、取引相手方の長期および短期の信用格付が規定のレベル以下に下がる場合に発生しうる。いずれの場合も、発生次第、他方当事者は期限前終了を選択し、かかる期限前終了により発生し、終了選択当事者により合理的に決定される損失および費用の支払を含む、未決済のデリバティブ契約および外国為替契約のすべての決済を行うことができる。一またはそれ以上のファンドの取引相手方が期限前終了を決定した場合、その決定は、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与えうる。

報告期間未現在、ファンドはマスター契約に基づくオープン・デリバティブ契約に係る14,912ドルの純負債ポジションを有していた。期末現在、かかる契約に関してファンドが提供した担保はなかった。

貸付有価証券

ファンドは、追加的収益を得るために、その代理人を通じて資格のある借り手に有価証券を貸し付けることができる。貸付は、貸付有価証券の公正価値と少なくとも同額の現金で担保されている。貸付有価証券の公正価値は毎日決定され、必要な追加担保は翌営業日にファンドに割り当てられる。借り手による債務不履行のリスクは、ファンドの代理人により負担され、ファンドは現金担保の投資に関する損失リスクを負う。貸付有価証券からの収益は、運用計算書の投資収益に含まれている。現金担保は、パトナム・マネジメントの関係会社により管理される有限責任会社であるパトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーにおいて運用される。パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エル

エルシーにおける運用は、各営業日の最終純資産価額で評価される。パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーに課される管理報酬はない。報告期間末現在、ファンドは、2,781,000ドルの現金担保を受領し、貸付有価証券の価額は2,738,255ドルであった。

ファンド間貸付

ファンドは、SECが公表した免除命令に従って、他のパトナム・ファンドと共にファンド間貸付プログラムに参加することができる。当該プログラムは、ファンドが他のパトナム・ファンドから借り入れること、または他のパトナム・ファンドに対して貸し付けることを認めるものである。ファンド間貸付取引は、各ファンドの投資方針ならびに借入および貸付限度に従って行われる。ファンド間貸付取引に係る受取利息または支払利息は、現行の市場レートの平均に基づく。報告期間において、ファンドは当プログラムを利用しなかった。

信用限度枠

ファンドは他のパトナム・ファンドと共に、ステート・ストリートにより提供される392.5百万ドルの無担保約定信用限度枠および235.5百万ドルの無担保非約定信用限度枠に参加している。借入は、受益者の買戻請求および取引決済のための資金調達を含む、一時的または緊急の目的で行われることがある。ファンドの借入額に応じて、約定信用限度枠分についてはフェデラルファンドの利率+1.25%、非約定信用限度枠分についてはフェデラルファンドの利率+1.30%に相当する利率で、ファンドに対して利息が課せられる。約定信用限度枠の0.04%および非約定信用限度枠の0.04%に相当するクロージング手数料が参加ファンドにより支払われた。さらに、約定信用限度枠の未使用部分に関する年率0.11%の融資枠維持手数料が、参加ファンドの純資産額に基づき参加ファンドに割り当てられ、四半期毎に支払われた。報告期間において、ファンドにはかかる契約に対する借入はなかった。

連邦税

指定期間内のすべての課税所得を分配し、その他については規制された投資会社に適用される1986年内国歳入法（改正済）（以下「内国歳入法」という。）の各条項に従うことがファンドの方針である。また、内国歳入法4982条に基づく消費税の課税を回避し得る金額を分配することも、ファンドの意向である。

ファンドは、会計基準成文化第740号「法人所得税」（以下「ASC第740号」という。）の規定に従う。ASC第740号は、税務申告において採用される、または採用されると見込まれる税務上のポジションの優遇についての財務書類上の認識に関する最低基準を規定している。ファンドは、添付の財務書類上に認識されない税務上の優遇として計上すべき負債を有していなかった。収益、キャピタル・ゲイン、所有有価証券の未実現評価益に係る連邦税についても、収益やキャピタル・ゲインに係る消費税についても、引当金は設定されていない。ファンドの過去3年間の連邦税申告は、内国歳入庁の審査を条件とする。

ファンドはまた、投資を行っている国々の政府により課税の対象となることがある。かかる税金は、一般に、稼得もしくは本国に送金された収益またはキャピタル・ゲインに基づく。ファンドは、収益および/またはキャピタル・ゲインを稼得する場合には、投資純利益、実現純利益および未実現純利益に対してかかる税金を未払計上および適用する。場合により、ファンドはかかる税金のすべてまたは一部の還付を請求する権利を有する可能性があり、かかる還付額は、もしあれば、ファンドの帳簿に資産として反映される。しかし多くの場合、投資を行う国によっては、ファンドが長期間かかる還付額を受領できない可能性がある。

2015年6月30日現在、ファンドは、内国歳入法で許容される範囲内で、将来の純キャピタル・ゲインがある場合にはそれと相殺することができる、46,797,966ドルの繰越キャピタル・ロス（超過）を有していた。繰越金額および失効日は以下のとおりである。

繰越損失

短期	長期	合計	失効日
46,797,966ドル	該当なし	46,797,966ドル	2018年6月30日

2010年規制投資会社近代化法に基づき、ファンドは2010年12月22日より後に開始する課税年度に発生したキャピタル・ロスを無期限に繰越することが許容される。しかし、発生する損失については、制定前の課税年度に発生した損失に先立って使用することが求められる。当該規則により、制定前のキャピタ

ル・ロスの繰越は、未使用で失効する可能性が高い。さらに、制定後の繰越キャピタル・ロスは、以前の法律ではすべて短期とみなされていたが、短期または長期のキャピタル・ロスとしての性質を保持することとなる。

規制された投資会社に適用される連邦税規則に従って、ファンドは2014年11月1日から2015年6月30日までの期間に認識された2,299,084ドルの特定の損失を2016年6月30日に終了する会計年度に繰延ることを決定した。

受益者への分配

投資純利益からの受益者への分配は、ファンドによって、配当落ち日に記帳される。キャピタル・ゲインからの配当は(もしあれば)、配当落ち日に計上され、少なくとも年1回支払われる。分配される収益の金額や性質は、一般に認められている会計原則とは異なることのある所得税規則に従って決定される。当該差異は、入替取引に係る損失および昨年度の損失繰延べにおける一時差異および/または永久差異を含んでいる。ファンドの資本勘定は、所得税規則に基づく分配可能な収益およびキャピタル・ゲイン(もしくは繰越可能キャピタル・ロス)を反映するように組替えられている。報告期間末現在、ファンドは、未分配投資純利益を増加させる58,668ドルおよび払込資本金を減少させる509ドルの組替を行い、累積実現純損失を58,159ドル増加させた。

報告期間末現在の税務基準による分配可能利益の内容および連邦税務上の取得原価は、以下のとおりであった。

未実現評価益	29,486,358 ドル
未実現評価損	(14,644,853)ドル
未実現純評価益	14,841,505 ドル
未分配経常利益	1,254,356 ドル
繰越キャピタル・ロス	(46,797,966)ドル
10月以降のキャピタル・ロスの繰延べ	(2,299,084)ドル
連邦所得税務上の取得原価	343,594,720 ドル

注2 管理報酬、管理事務業務およびその他の取引

ファンドは、ファンドの管理契約に規定され、パトナム・マネジメントが出資するほとんどのオープン・エンド型ファンドの純資産総額の平均に基づき変動する可能性のある年率の管理報酬(ファンドの平均純資産に基づき毎月計算され支払われる。)(以下「基本報酬」という。)をパトナム・マネジメントに支払う。かかる年率は、以下のとおり変動する。

	50億ドル以下の部分について	平均純資産額の0.850%
50億ドル超	100億ドル以下の部分について	0.800%
100億ドル超	200億ドル以下の部分について	0.750%
200億ドル超	300億ドル以下の部分について	0.700%
300億ドル超	800億ドル以下の部分について	0.650%
800億ドル超	1,300億ドル以下の部分について	0.630%
1,300億ドル超	2,300億ドル以下の部分について	0.620%
	2,300億ドル超の部分について	0.615%

さらに、月次の管理報酬は、当該月における運用実績調整額を加えるかまたは差し引いた月次の基本報酬からなる。運用実績調整額は、当該時点で終了した36か月間にわたる運用実績に基づき決定される。各月において、運用実績調整額は、運用期間にわたるファンドの平均純資産に運用実績調整率を乗じて計算され、その計算結果は12で除される。結果として生じた額(米ドル)が当該月の基本報酬に加えられるかまたは基本報酬から差し引かれる。運用実績調整率は、それぞれの運用期間にわたり測定される、ファンドの年率換算された運用実績(ファンドのクラスA受益証券により測定される。)とMSCI欧州株インデックス(純配当)の年率換算された運用実績との差異に0.03を乗じた額に等しい。年率換算された最大の運用実績調整率は+/-0.15%である。月次の基本報酬は当該月のファンドの平均純資産額に基づき決定されるが、運用実績調整額は最大36か月の運用期間にわたるファンドの平均純資産額に基づき決定される。これは、ファンドの運用実績が運用期間にわたって著しくベンチマークを下回った場合、およびファ

ンドの資産が当該期間にわたって著しく減少した場合には、マイナスの実績調整額が基本報酬を上回る可能性があることを意味する。この場合には、パトナム・マネジメントがファンドに対して支払を行うこととなる。

運用実績調整額は、絶対的な実績ではなく適用されるベンチマーク・インデックスと比較したファンドの実績に基づくため、運用実績調整額は、ファンドの受益証券が運用期間中に価値を下げたとしても、ファンドの実績がベンチマーク・インデックスを上回っていればパトナム・マネジメントの報酬を増加させる。また、ファンドの受益証券が運用期間中に価値を上げたとしても、ファンドの実績がベンチマーク・インデックスを下回っていればパトナム・マネジメントの報酬を減少させる。

報告期間において、基本報酬は、運用実績に基づく198,584ドル（ファンド平均純資産額の0.065%）を加える前は、ファンドの平均純資産額の0.687%の実効料率（実際の費用放棄による影響を除く）であった。

パトナム・マネジメントは、2016年10月30日まで、ファンドの累積費用（仲介料、金利、税金、投資関連費用、特別費用、取得したファンドの報酬および費用、ならびにファンドの投資者サービス契約、投資運用契約および販売計画に基づく支払を除く。）を、1会計年度の初めから今日までを基準として、かかる会計年度の初めから今日までの期間にわたりファンドの平均純資産額の年率0.20%までに制限するために必要な範囲で報酬を放棄するかまたはファンドの費用を払い戻すことに契約上合意した。報告期間中に、ファンドの費用は、かかる制限により減少しなかった。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベストメンツ・リミテッド（以下「P I L」という。）は、パトナム・マネジメントが随時決定するファンド資産の一部分を管理運用することを受託者により授権されている。パトナム・マネジメントは、その役務に対し、P I Lが管理運用するファンドの一部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎の副管理報酬をP I Lに支払う。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー（以下「P A C」という。）は、パトナム・マネジメントまたはP I Lにより随時指定されるファンド資産の一部を管理運用することを受託者会により授権されている。パトナム・マネジメントまたはP I Lは、その役務に対し、P A Cが副投資顧問会社として携わるファンド資産の当該部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎に副投資顧問報酬をP A Cに支払う。

ファンドは、パトナム・マネジメントに、ファンドの役員およびファンドに対して管理事務業務を提供した従業員に関する報酬および関連する費用として割当てられた額を補填する。かかるすべての補填金の総額は、毎年受託者によって決定される。

ファンド資産の保管業務は、ステート・ストリートにより提供される。保管報酬は、ファンドの資産レベル、証券保有数および取引量に基づく。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベスター・サービスズ・インクは、ファンドに対して投資者サービス代行業務を提供する。パトナム・インベスター・サービスズ・インクは、（1）ファンドおよび特定の分類のその他のファンドにおける直接かつ基本的な確定拠出以外の口座（「リテール口座」）についての口座毎の報酬（これは合計され日々の平均純資産に基づいて当該分類の各ファンドに割り当てられる）、（2）確定拠出制度の口座に帰属するファンドの資産に対する規定のレートの報酬、および（3）2015年1月1日以降に開始したファンドの会計年度の部分についてのリテール口座の平均純資産に基づく規定のレートの報酬を含む、投資者サービス報酬を受領した。パトナム・インベスター・サービスズは、各ファンドのリテール口座および確定拠出口座に対する投資者サービス報酬の総額が、かかる口座に帰属するファンドの平均純資産の年率0.320%を超えないことに同意した。報告期間中、投資者サービス報酬に関する各クラスの受益証券の費用は、以下のとおりであった。

クラスA受益証券	418,149ドル	クラスR受益証券	1,040ドル
クラスB受益証券	7,855ドル	クラスY受益証券	117,130ドル
クラスC受益証券	37,275ドル	合計	587,456ドル
クラスM受益証券	6,007ドル		

ファンドは、現金残高から許容される利益によりパトナム・インベスター・サービスズ・インクおよびステート・ストリートの報酬が減額される費用相殺の取決めを、パトナム・インベスター・サービスズ・

インクおよびステート・ストリートとの間で締結した。報告期間において、ファンドの費用は、費用相殺の取決めにより1,006ドル減少した。

ファンドの独立の各受託者は、四半期毎の報酬として176ドルがファンドに割当てられている年間受託者報酬および各受託者会出席についての追加報酬を受領する。受託者はまた、受託者としての役務に関連して負担する費用の払い戻しを受ける。

ファンドは、受託者に1995年7月1日以降支払われる受託者報酬の全部または一部について、その受領の繰延を認める受託者報酬繰延プラン(以下「繰延プラン」という。)を採用している。支払が繰延べられた報酬は、繰延プランに従って分配が行われるまで特定のパトナム・ファンドに投資される。

ファンドは、最低5年以上、受託者として役務を提供し、2004年より前に初めて選出されたファンドの受託者を対象とした非払戻無拠出型確定給付年金プラン(以下「年金プラン」という。)を採用している。年金プランにおける給付金は、2005年12月31日に終了した3年間の受託者の年次出席報酬および顧問報酬の平均合計額の50%相当額である。退職給付金は、2006年12月31日までの役務提供年数に応じて、退職後の年度から終身、受託者に給付される。ファンドの年金費用は、運用計算書において受託者報酬および費用に含まれている。未払年金債務は、資産および負債計算書において、未払受託者報酬および費用に含まれている。受託者会は、2003年より後に初めて選出された受託者に関しては年金プランを終了させた。

ファンドは、1940年投資会社法のルール12b-1に従って、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に関して販売計画(以下「計画」という。)を採用している。これらの計画の目的は、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的全額出資子会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対し、ファンドの受益証券の販売に際して提供された役務および発生した費用を補償することにある。当該計画により、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に帰属するファンドの平均純資産額のそれぞれ0.35%、1.00%、1.00%、1.00%および1.00%までの年率で、ファンドはパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対して支払を行う。受託者は、ファンドが、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券それぞれに帰属する平均純資産額の年率0.25%、1.00%、1.00%、0.75%および0.50%で支払をなすことを承認している。報告期間中、販売報酬に関するクラス固有の費用は、以下のとおりであった。

クラスA受益証券	543,294ドル	クラスM受益証券	23,437ドル
クラスB受益証券	40,886ドル	クラスR受益証券	2,706ドル
クラスC受益証券	194,311ドル	合計	804,634ドル

報告期間において、引受人を務めるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の販売手数料61,937ドルおよび2,074ドルをそれぞれ受領し、クラスB受益証券およびクラスC受益証券の買戻しによる解約手数料3,256ドルおよび642ドルをそれぞれ受領した。

クラスAおよびクラスM受益証券の一定の買戻しには、それぞれ1.00%および0.65%までの解約手数料が賦課される。報告期間において、引受人を務めるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の買戻しに関して、0ドルを受領した。

注3 投資有価証券の売買

報告期間中における、短期投資以外の取得原価および売却手取金は、以下のとおりであった。

	購入原価 (米ドル)	売却手取金 (米ドル)
長期投資有価証券	235,375,138	187,126,393
アメリカ合衆国政府長期証券	-	-

合計		235,375,138		187,126,393
----	--	-------------	--	-------------

注4 資本金

報告期間末現在、授権受益証券の発行口数に制限は無かった。資本取引は以下のとおりであった。

クラスA	2015年6月30日に終了した年度		2014年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(米ドル)	受益証券(口)	金額(米ドル)
販売受益証券	2,877,359	75,959,148	2,724,826	72,375,021
分配金再投資に伴う 発行受益証券	93,934	2,316,407	53,617	1,384,383
	2,971,293	78,275,555	2,778,443	73,759,404
買戻受益証券	(2,347,858)	(60,175,828)	(1,168,095)	(30,599,359)
純増加	623,435	18,099,727	1,610,348	43,160,045

クラスB	2015年6月30日に終了した年度		2014年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(米ドル)	受益証券(口)	金額(米ドル)
販売受益証券	58,229	1,448,006	67,034	1,694,423
分配金再投資に伴う 発行受益証券	1,148	27,167	256	6,337
	59,377	1,475,173	67,290	1,700,760
買戻受益証券	(47,153)	(1,159,247)	(41,763)	(1,028,572)
純増加	12,224	315,926	25,527	672,188

クラスC	2015年6月30日に終了した年度		2014年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(米ドル)	受益証券(口)	金額(米ドル)
販売受益証券	494,100	12,673,471	652,371	16,634,655
分配金再投資に伴う 発行受益証券	4,522	108,885	2,859	72,132
	498,622	12,782,356	655,230	16,706,787
買戻受益証券	(225,657)	(5,600,321)	(66,831)	(1,726,857)
純増加	272,965	7,182,035	588,399	14,979,930

クラスM	2015年6月30日に終了した年度		2014年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(米ドル)	受益証券(口)	金額(米ドル)
販売受益証券	23,606	611,189	3,777	102,291
分配金再投資に伴う 発行受益証券	707	17,282	312	7,987
	24,313	628,471	4,089	110,278
買戻受益証券	(15,478)	(400,448)	(13,316)	(343,992)
純増(減)	8,835	228,023	(9,227)	(233,714)

クラスR	2015年6月30日に終了した年度		2014年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(米ドル)	受益証券(口)	金額(米ドル)
販売受益証券	11,641	304,705	15,444	402,732
分配金再投資に伴う 発行受益証券	178	4,332	98	2,492
	11,819	309,037	15,542	405,224
買戻受益証券	(5,391)	(131,030)	(5,084)	(130,715)
純増加	6,428	178,007	10,458	274,509

クラスY	2015年6月30日に終了した年度		2014年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(米ドル)	受益証券(口)	金額(米ドル)
販売受益証券	2,705,804	71,507,675	2,039,574	54,286,368
分配金再投資に伴う 発行受益証券	28,928	715,672	9,705	251,463
	2,734,732	72,223,347	2,049,279	54,537,831
買戻受益証券	(1,674,132)	(42,714,437)	(307,556)	(8,300,577)
純増加	1,060,600	29,508,910	1,741,723	46,237,254

注5 関連会社との取引

共通の保有者により管理運用されるパトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドとの報告期間中の取引は、以下のとおりであった。

関連会社の名称	報告期間 期首現在の 公正価値 (米ドル)	取得原価 (米ドル)	売却手取額 (米ドル)	投資収益 (米ドル)	報告期間末 現在の 公正価値 (米ドル)
パトナム・ショート・ ターム・インベストメント・ ファンド*	8,379,233	139,759,880	134,406,038	5,012	13,733,075
合計	8,379,233	139,759,880	134,406,038	5,012	13,733,075

* パトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドに課された管理報酬は、パトナム・マネジメントにより放棄された。

注6 市場リスク、信用リスクおよびその他のリスク

通常の業務過程で、ファンドは金融商品を売買し、市場の変動(市場リスク)または取引を履行する契約相手方の債務不履行(信用リスク)による潜在的な損失リスクを伴う金融取引を行う。ファンドは、ファンドが未決済取引またはオープン取引を有する機関または他の企業が債務を履行出来ない追加の信用リスクにさらされる可能性がある。外国有価証券への投資は、景気変動、政情不安および通貨価値の変動を含む一部のリスクを内包している。

注7 デリバティブ活動の概要

報告期間中に保有していた各種デリバティブについての期間中の取引量は、各四半期末現在の平均保有額に基づき、以下の通りであった。

為替予約(契約額)	6,200,000ドル
-----------	-------------

以下は、報告期間末現在のデリバティブ商品の公正価値の概要である。

報告期間末現在のデリバティブ商品の公正価値

	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産および負債 計算書科目	公正価値 (米ドル)	資産および負債 計算書科目	公正価値 (米ドル)
A S C 第815号に基づき ヘッジ商品として会計処理 されないデリバティブ				
外国為替契約	未収金	20,841	未払金	18,449
合計		20,841		18,449

以下は、報告期間における運用計算書上のデリバティブ商品の実現損益および未実現損益の変動の概要である(注1参照)。

投資有価証券に係る純(損)益において認識されたデリバティブに係る実現(損)益の額

A S C 第815号に基づきヘッジ商品として会計処理されない デリバティブ	為替予約 (米ドル)	合計 (米ドル)
外国為替契約	14,877	14,877
合計	14,877	14,877

投資有価証券に係る純(損)益において認識されたデリバティブに係る未実現(損)益の変動

A S C 第815号に基づきヘッジ商品として会計処理されない デリバティブ	為替予約 (米ドル)	合計 (米ドル)
外国為替契約	2,392	2,392
合計	2,392	2,392

[次へ](#)

注8 金融資産および負債ならびにデリバティブ資産および負債の相殺

以下の表は、報告期間末現在の、法的強制力のあるマスター・ネットイング契約または類似の契約の対象であるデリバティブ契約、買戻契約および売戻契約の概要を示したものである。空売りされた有価証券に関連する有価証券貸付取引または有価証券借入取引については、もしあれば、注記1を参照のこと。財務報告目的のために、ファンドは資産および負債計算書においてマスター・ネットイング契約の対象である金融資産および金融負債の相殺を行っていない。

	Citibank, N.A.	Credit Suisse International	Deutsche Bank AG	HSBC Bank USA, National Association	JPMorgan Chase Bank N.A.	State Street Bank and Trust Co.	UBS AG	WestPac Banking Corp.	合計
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
資産：									
為替予約#	176	-	11,209	-	1,545	810	7,101	-	20,841
資産合計	176	-	11,209	-	1,545	810	7,101	-	20,841
負債：									
為替予約#	-	4,617	792	1,487	1,417	4,764	518	4,854	18,449
負債合計	-	4,617	792	1,487	1,417	4,764	518	4,854	18,449
金融純資産およびデリバティブ純資産の合計	176	(4,617)	10,417	(1,487)	128	(3,954)	6,583	(4,854)	2,392
受取（提供）担保合計†##	-	-	-	-	-	-	-	-	-
正味金額	176	(4,617)	10,417	(1,487)	128	(3,954)	6,583	(4,854)	

† 個別の契約に基づき、特定のブローカーから担保の追加が要求されることがある。

マスター・ネットイング契約によりカバーされる（注1）。

金融純資産およびデリバティブ純資産の合計の超過担保は表示されない。担保には、未決済契約に関する金額が含まれることがある。

【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表

2015年6月30日現在

普通株式(96.7%)*	株数	時価(米ドル)
オーストラリア(0.9%)		
BHP Billiton PLC	160,586	\$3,151,486
		3,151,486
ベルギー(2.5%)		
Anheuser-Busch InBev NV	73,513	8,810,263
		8,810,263
フランス(18.9%)		
Accor SA	100,760	5,085,281
Air Liquide SA	34,001	4,300,436
Airbus Group SE	100,471	6,518,985
Alcatel-Lucent †	1,133,168	4,128,503
Elis SA †	173,693	3,411,964
Eurazeo SA	40,108	2,653,799
Gaztransport Et Technigaz SA	38,896	2,460,427
Natixis SA	693,313	4,989,326
Nexity SA	77,949	3,058,930
Numericable-SFR †	92,651	4,911,015
Sanofi	85,292	8,390,543
Total SA	229,599	11,152,541
Veolia Environnement SA	289,321	5,899,428
		66,961,178
ドイツ(9.6%)		
Bayer AG	60,485	8,466,047
Henkel AG & Co. KGaA (Preference)	54,410	6,102,292
Rheinmetall AG	71,912	3,646,581
RIB Software AG	95,593	1,541,561
Siemens AG	62,598	6,305,287
Siltronic AG †	71,584	2,793,189
TUI AG	131,991	2,136,126
Zalando SE †	84,649	2,826,880
		33,817,963
アイルランド(4.8%)		
Bank of Ireland †	9,677,681	3,905,675
Hibernia REIT PLC ^R	1,879,507	2,640,163
Kerry Group PLC Class A	68,025	5,042,445
Permanent TSB Group Holdings PLC †	590,956	3,091,216
Smurfit Kappa Group PLC	86,082	2,371,381
		17,050,880

普通株式(96.7%)* (つづき)	株数	時価(米ドル)
イスラエル(0.8%)		
Mobileye NV † ^s	57,300	3,046,641
		3,046,641
イタリア(2.8%)		
Luxottica Group SpA	64,428	4,284,512
Telecom Italia SpA RSP	5,445,919	5,558,349
		9,842,861
オランダ(5.6%)		
Akzo Nobel NV	49,945	3,634,309
ASML Holding NV	10,939	1,130,508
ING Groep NV GDR	466,084	7,695,477
Unilever NV ADR	177,808	7,404,851
		19,865,145
ノルウェー(1.5%)		
DNB ASA	314,758	5,251,018
		5,251,018
スペイン(5.2%)		
Acerinox SA	143,362	1,983,454
Atresmedia Corporacion de Medios de Comunicacion SA	241,186	3,737,517
Banco de Sabadell SA	1,234,256	2,979,061
Cellnex Telecom SAU 144A †	198,023	3,350,122
Grifols SA ADR	57,400	1,777,678
International Consolidated Airlines Group SA †	571,020	4,438,523
		18,266,355
スウェーデン(3.0%)		
Assa Abloy AB Class B	254,508	4,792,451
Com Hem Holding AB	319,213	2,959,224
Intrum Justita AB	97,746	2,959,552
		10,711,227
スイス(12.8%)		
Barry Callebaut AG	3,333	3,796,615
Cembra Money Bank AG	54,661	3,332,453
Credit Suisse Group AG	215,993	5,937,237
Kaba Holding AG Class B	6,006	3,574,885
Novartis AG	146,921	14,480,742
Partners Group Holding AG	8,865	2,650,160
Roche Holding AG-Genusschein	40,617	11,382,057
		45,154,149
イギリス(27.7%)		
Admiral Group PLC	132,201	2,881,088
Associated British Foods PLC	111,729	5,040,161
AstraZeneca PLC	108,249	6,835,766

普通株式(96.7%)* (つづき)	株数	時価(米ドル)
イギリス(つづき)		
BAE Systems PLC	436,602	3,095,281
BG Group PLC	225,154	3,748,227
Britvic PLC	311,066	3,506,870
Compass Group PLC	326,726	5,405,767
Fiat Chrysler Automobiles NV †	336,245	4,925,695
Foxtons Group PLC	708,866	2,638,606
Genel Energy PLC †	392,885	3,129,815
Liberty Global PLC Ser.C †	54,400	2,754,272
Lloyds Banking Group PLC	3,721,989	4,984,984
Metro Bank PLC (2014年1月15日取得、取得原価 \$611,361) (Private) † F	28,721	680,867
Persimmon PLC	197,453	6,127,398
Prudential PLC	314,957	7,583,977
Regus PLC	732,665	3,006,934
Shire PLC	82,108	6,573,171
St James's Place PLC	204,938	2,917,400
Thomas Cook Group PLC †	1,281,829	2,755,253
Virgin Money Holdings UK PLC †	411,816	2,850,325
Vodafone Group PLC	1,656,711	5,983,241
Wolseley PLC	67,083	4,282,571
WPP PLC	278,623	6,242,834
		97,950,503
アメリカ合衆国(0.6%)		
Google, Inc. Class C †	3,924	2,042,481
		2,042,481
普通株式合計(取得原価 \$326,353,926)		\$341,922,150
短期投資(4.7%)*	株数	時価(米ドル)
パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシー 0.24% ^d	2,781,000	\$2,781,000
パトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンド 0.10% ^L	13,733,075	13,733,075
短期投資合計(取得原価 \$16,514,075)		\$16,514,075
投資有価証券合計		
投資有価証券合計(取得原価 \$342,868,001)		\$358,436,225

投資有価証券の略称

A D R 米国預託証券：保管銀行に預託している外国有価証券の所有権を表す。

G D R 国際預託証券：保管銀行に預託している外国有価証券の所有権を表す。

投資有価証券明細表に対する注記

特段の記載のない限り、投資有価証券明細表に対する注記は、2014年7月1日から2015年6月30日まで(以下「報告期間」という。)のファンドの報告期間終了時までについてである。以下の投資有価証券明細表に対する注記において、「ASC第820号」とは会計基準成文化第820号「公正価値測定および開示」、および「OTC」とは、もしあれば、店頭取引を意味する。

- * 表示された比率は、353,722,695ドルの純資産に基づいている。
- † 本有価証券は、配当を出さない有価証券である。
本有価証券は、公認市場での再売却が制限されている。報告期間末現在保有されている本有価証券および144A有価証券を除くその他の制限付有価証券（もしあれば）の公正価値合計は、680,867ドルであり、純資産の0.2%であった。
- d 関係会社。貸付有価証券に関しては、財務書類に対する注記1を参照のこと。有価証券の銘柄名に記載された利率は、報告期間末現在のファンドの年率換算の7日間の利回りである。
- F 本有価証券は、受託者が承認する手順に従って公正価値で評価されている。有価証券は、ASC第820号に従って、有価証券の評価インプットに基づきレベル2またはレベル3に分類される場合がある（注記1）。
- L 関連会社（注記1）。有価証券の銘柄名に記載された利率は、報告期間末現在のファンドの年率換算の7日間の利回りである。
- R 不動産投資信託。
- S 報告期間末現在、一部またはすべてが貸し付けられている有価証券（注記1）。
報告期間末現在、ファンドは合計14,508ドルの流動資産を、特定のデリバティブ契約をカバーするために保有していた。

発行体名の後に144Aとあるのは、1933年証券法（改正済）第144A条により、登録を免除されている有価証券を表す。これらの有価証券は、登録を免除されている取引において、通常、機関投資家に再売却される場合がある。

報告期間末現在、ファンドは、以下の通り10%を超える業種集中を有していた（純資産額に対する割合）。

金融	20.6%
ヘルスケア	16.4
一般消費財・サービス	14.5
資本財・サービス	13.0
生活必需品	11.2

2015年6月30日現在の為替予約(額面総額 \$2,800,446)

取引相手方/通貨	契約種類	引渡日 (月/日/年)	時価 (米ドル)	額面総額 (米ドル)	未実現 評価(損)益 (米ドル)
Citibank, N.A.					
デンマーク・ クローネ	買い	9/16/15	\$267,586	\$267,410	\$176
Credit Suisse International					
ユーロ	売り	9/16/15	287,713	283,096	(4,617)
Deutsche Bank AG					
英ポンド	買い	9/16/15	385,217	374,008	11,209
ユーロ	売り	9/16/15	893	101	(792)
HSBC Bank USA, National Association					
英ポンド	売り	9/16/15	50,410	48,923	(1,487)
JPMorgan Chase Bank N.A.					
ノルウェー・ クローネ	売り	9/16/15	313,257	314,802	1,545
スウェーデン・ クローネ	売り	9/16/15	77,446	76,029	(1,417)
State Street Bank and Trust Co.					
豪ドル	買い	7/15/15	56,205	58,165	(1,960)
ユーロ	買い	9/16/15	90,399	90,022	377
スウェーデン・ クローネ	売り	9/16/15	185,157	182,353	(2,804)
スイス・フラン	買い	9/16/15	42,695	42,262	433
UBS AG					
英ポンド	売り	9/16/15	62,188	61,670	(518)
スイス・フラン	買い	9/16/15	711,115	704,014	7,101
WestPac Banking Corp.					
ユーロ	売り	9/16/15	302,445	297,591	(4,854)
合計					\$2,392

A S C 第820号は、公正価値の測定の開示について3段階のヒエラルキーを設定している。評価ヒエラルキーは、ファンドの投資有価証券の評価に対するインプットの透明性に基づいたものである。3つのレベルの定義は以下の通りである。

レベル1 - 活発な市場における同一の有価証券の市場価格に基づく評価。

レベル2 - 活発でない市場における市場価格またはすべての重要なインプットが、直接的または間接的に観察可能な場合の市場価格に基づく評価。

レベル3 - 公正価値の測定に関して観察不能な重要なインプットに基づく評価。

以下は、報告期間末現在のファンドの純資産額の評価に用いられたインプットの概要である。

投資有価証券:	評価インプット		
	レベル1	レベル2	レベル3
普通株式:			
オーストラリア	\$3,151,486	\$-	\$-
ベルギー	8,810,263	-	-
フランス	66,961,178	-	-
ドイツ	33,817,963	-	-
アイルランド	17,050,880	-	-

イスラエル	3,046,641	-	-
イタリア	9,842,861	-	-
オランダ	19,865,145	-	-
ノルウェー	5,251,018	-	-
スペイン	18,266,355	-	-
スウェーデン	10,711,227	-	-
スイス	45,154,149	-	-
イギリス	97,269,636	-	680,867
アメリカ合衆国	2,042,481	-	-
普通株式合計	341,241,283	-	680,867
短期投資	13,733,075	2,781,000	-
レベル別合計	\$354,974,358	\$2,781,000	\$680,867

評価インプット

その他の金融商品:	レベル1	レベル2	レベル3
為替予約	\$-	\$2,392	\$-
レベル別合計	\$-	\$2,392	\$-

報告期間中、公正価値ヒエラルキーにおける移行(注記1に記載されている米国以外の持分証券を含む特定の移行を除く)は、もしあれば、期末現在で測定されるファンド純資産額の、総計でも1%以下である。

報告期間期首および期末現在、ファンドのポートフォリオに占めるレベル3の投資有価証券の割合は、ファンド純資産額の1%未満であり、重要ではないとみなされた。

添付の注記は、当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Statement of assets and liabilities 6/30/15

ASSETS	
Investment in securities, at value, including \$2,738,255 of securities on loan (Note 1):	
Unaffiliated issuers (identified cost \$326,353,926)	\$341,922,150
Affiliated issuers (identified cost \$16,514,075) (Notes 1 and 5)	16,514,075
Foreign currency (cost \$246) (Note 1)	114
Dividends, interest and other receivables	733,727
Foreign tax reclaim	179,793
Receivable for shares of the fund sold	1,603,727
Receivable for investments sold	2,565
Unrealized appreciation on forward currency contracts (Note 1)	20,841
Prepaid assets	26,116
Total assets	361,003,108
LIABILITIES	
Payable to custodian	24,164
Payable for investments purchased	941,964
Payable for shares of the fund repurchased	2,661,947
Payable for compensation of Manager (Note 2)	227,172
Payable for custodian fees (Note 2)	14,470
Payable for investor servicing fees (Note 2)	108,710
Payable for Trustee compensation and expenses (Note 2)	181,821
Payable for administrative services (Note 2)	1,040
Payable for distribution fees (Note 2)	173,218
Unrealized depreciation on forward currency contracts (Note 1)	18,449
Collateral on securities loaned, at value (Note 1)	2,781,000
Other accrued expenses	146,458
Total liabilities	7,280,413
Net assets	\$353,722,695
REPRESENTED BY	
Paid-in capital (Unlimited shares authorized) (Notes 1 and 4)	\$386,716,533
Undistributed net investment income (Note 1)	1,252,141
Accumulated net realized loss on investments and foreign currency transactions (Note 1)	(49,823,768)
Net unrealized appreciation of investments and assets and liabilities in foreign currencies	15,577,789
Total - Representing net assets applicable to capital shares outstanding	\$353,722,695
COMPUTATION OF NET ASSET VALUE AND OFFERING PRICE	
Net asset value and redemption price per class A share (\$233,406,722 divided by 8,820,963 shares)	\$26.46
Offering price per class A share (100/94.25 of \$26.46)*	\$28.07
Net asset value and offering price per class B share (\$4,487,738 divided by 177,486 shares)**	\$25.29
Net asset value and offering price per class C share (\$25,408,064 divided by 987,268 shares)**	\$25.74
Net asset value and redemption price per class M share (\$3,394,397 divided by 129,649 shares)	\$26.18
Offering price per class M share (100/96.50 of \$26.18)*	\$27.13
Net asset value, offering price and redemption price per class R share (\$691,485 divided by 26,501 shares)	\$26.09
Net asset value, offering price and redemption price per class Y share (\$86,334,289 divided by 3,247,515 shares)	\$26.58

* On single retail sales of less than \$50,000. On sales of \$50,000 or more the offering price is reduced.

** Redemption price per share is equal to net asset value less any applicable contingent deferred sales charge.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Statement of operations Year ended 6/30/15

INVESTMENT INCOME	
Dividends (net of foreign tax of \$681,877)	\$7,400,121
Interest (including interest income of \$5,012 from investments in affiliated issuers) (Note 5)	5,012
Securities lending (Note 1)	97,687
Total investment income	7,502,820
EXPENSES	
Compensation of Manager (Note 2)	2,300,258
Investor servicing fees (Note 2)	587,456
Custodian fees (Note 2)	35,935
Trustee compensation and expenses (Note 2)	10,796
Distribution fees (Note 2)	804,634
Administrative services (Note 2)	7,425
Other	276,247
Total expenses	4,022,751
Expense reduction (Note 2)	(1,006)
Net expenses	4,021,745
Net investment income	3,481,075
Net realized gain on investments (Notes 1 and 3)	9,624,801
Net realized loss on foreign currency transactions (Note 1)	(21,297)
Net unrealized depreciation of assets and liabilities in foreign currencies during the year	(6,500)
Net unrealized depreciation of investments during the year	(24,861,793)
Net loss on investments	(15,264,789)
Net decrease in net assets resulting from operations	\$(11,783,714)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Statement of changes in net assets

INCREASE IN NET ASSETS	Year ended 6/30/15	Year ended 6/30/14
Operations:		
Net investment income	\$3,481,075	\$2,971,570
Net realized gain on investments and foreign currency transactions	9,603,504	23,928,416
Net unrealized appreciation (depreciation) of investments and assets and liabilities in foreign currencies	(24,868,293)	22,339,604
Net increase (decrease) in net assets resulting from operations	(11,783,714)	49,239,590
Distributions to shareholders (Note 1):		
From ordinary income		
Net investment income		
Class A	(2,956,768)	(1,479,046)
Class B	(30,141)	(6,573)
Class C	(126,130)	(81,048)
Class M	(24,954)	(11,855)
Class R	(5,727)	(2,492)
Class Y	(820,877)	(271,466)
Increase in capital from settlement payments	-	56,290
Increase from capital share transactions (Note 4)	55,512,628	105,090,212
Total increase in net assets	\$39,764,317	\$152,533,612
NET ASSETS		
Beginning of year	313,958,378	161,424,766
End of year (including undistributed net investment income of \$1,252,141 and \$1,676,995, respectively)	\$353,722,695	\$313,958,378

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Financial highlights (For a common share outstanding throughout the period)

INVESTMENT OPERATIONS:					LESS DISTRIBUTIONS:		
Period ended	Net asset value, beginning of period	Net investment income (loss) ^a	Net realized and unrealized gain (loss) on investments	Total from investment operations	From net investment income	From return of capital	Total distributions
Class A							
June 30, 2015	\$27.57	.29	(1.04)	(.75)	(.36)	-	(.36)
June 30, 2014	21.73	.31	5.74	6.05	(.22)	-	(.22)
June 30, 2013	17.45	.29	4.30	4.59	(.31)	-	(.31)
June 30, 2012	21.50	.32	(3.94)	(3.62)	(.84)	(.03)	(.87)
June 30, 2011	15.83	.31	5.72	6.03	(.37)	-	(.37)
Class B							
June 30, 2015	\$26.37	.09	(.99)	(.90)	(.18)	-	(.18)
June 30, 2014	20.80	.09	5.52	5.61	(.05)	-	(.05)
June 30, 2013	16.72	.12	4.11	4.23	(.15)	-	(.15)
June 30, 2012	20.55	.16	(3.72)	(3.56)	(.66)	(.03)	(.69)
June 30, 2011	15.12	.12	5.49	5.61	(.19)	-	(.19)
Class C							
June 30, 2015	\$26.83	.12	(1.03)	(.91)	(.18)	-	(.18)
June 30, 2014	21.28	.22	5.50	5.72	(.18)	-	(.18)
June 30, 2013	17.11	.18	4.16	4.34	(.17)	-	(.17)
June 30, 2012	21.05	.18	(3.84)	(3.66)	(.68)	(.03)	(.71)
June 30, 2011	15.50	.15	5.60	5.75	(.21)	-	(.21)
Class M							
June 30, 2015	\$27.26	.16	(1.03)	(.87)	(.21)	-	(.21)
June 30, 2014	21.49	.15	5.70	5.85	(.09)	-	(.09)
June 30, 2013	17.27	.18	4.25	4.43	(.21)	-	(.21)
June 30, 2012	21.26	.22	(3.87)	(3.65)	(.74)	(.03)	(.77)
June 30, 2011	15.65	.21	5.66	5.87	(.27)	-	(.27)
Class R							
June 30, 2015	\$27.19	.25	(1.05)	(.80)	(.30)	-	(.30)
June 30, 2014	21.46	.32	5.59	5.91	(.19)	-	(.19)
June 30, 2013	17.23	.25	4.22	4.47	(.24)	-	(.24)
June 30, 2012	21.25	.27	(3.89)	(3.62)	(.81)	(.03)	(.84)
June 30, 2011	15.66	.29	5.62	5.91	(.33)	-	(.33)
Class Y							
June 30, 2015	\$27.70	.40	(1.10)	(.70)	(.42)	-	(.42)
June 30, 2014	21.82	.53	5.61	6.14	(.27)	-	(.27)
June 30, 2013	17.53	.36	4.29	4.65	(.36)	-	(.36)
June 30, 2012	21.60	.37	(3.95)	(3.58)	(.90)	(.03)	(.93)
June 30, 2011	15.90	.37	5.74	6.11	(.42)	-	(.42)

See notes to financial highlights at the end of this section.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

				RATIOS AND SUPPLEMENTAL DATA:			
Redemption fees	Non-recurring reimbursements	Net asset value, end of period	Total return at net asset value (%) ^b	Net assets, end of period (in thousands)	Ratio of expenses to average net assets (%) ^c	Ratio of net investment income (loss) to average net assets (%)	Portfolio turnover (%)
-	-	\$26.46	(2.64)	\$233,407	1.30	1.11	62
-	.01 ^d	27.57	27.93	226,016	1.41	1.20	64
-.e	-	21.73	26.39	143,122	1.48	1.43	66
.01	.43 ^{f,g,h}	17.45	(14.38) ^{f,h}	130,428	1.47	1.78	62
-.e	.01 ^{i,j}	21.50	38.36	177,369	1.43	1.54	70
-	-	\$25.29	(3.36)	\$4,488	2.05	.38	62
-	.01 ^d	26.37	27.01	4,358	2.16	.38	64
-.e	-	20.80	25.36	2,907	2.23	.60	66
.01	.41 ^{f,g,h}	16.72	(14.98) ^{f,h}	3,126	2.22	.92	62
-.e	.01 ^{i,j}	20.55	37.29	5,580	2.18	.65	70
-	-	\$25.74	(3.35)	\$25,408	2.05	.49	62
-	.01 ^d	26.83	27.00	19,165	2.16	.85	64
-.e	-	21.28	25.41	2,679	2.23	.90	66
.01	.42 ^{f,g,h}	17.11	(15.01) ^{f,h}	1,502	2.22	1.01	62
-.e	.01 ^{i,j}	21.05	37.32	2,217	2.18	.80	70
-	-	\$26.18	(3.12)	\$3,394	1.80	.63	62
-	.01 ^d	27.26	27.32	3,294	1.91	.59	64
-.e	-	21.49	25.71	2,795	1.98	.92	66
.01	.42 ^{f,g,h}	17.27	(14.80) ^{f,h}	2,565	1.97	1.24	62
-.e	.01 ^{i,j}	21.26	37.72	3,751	1.93	1.06	70
-	-	\$26.09	(2.88)	\$691	1.55	.98	62
-	.01 ^d	27.19	27.64	546	1.66	1.22	64
-.e	-	21.46	26.02	206	1.73	1.27	66
.01	.43 ^{f,g,h}	17.23	(14.60) ^{f,h}	168	1.72	1.51	62
-.e	.01 ^{i,j}	21.25	38.00	219	1.68	1.49	70
-	-	\$26.58	(2.42)	\$86,334	1.05	1.53	62
-	.01 ^d	27.70	28.28	60,579	1.16	1.96	64
-.e	-	21.82	26.63	9,714	1.23	1.77	66
.01	.43 ^{f,g,h}	17.53	(14.13) ^{f,h}	7,484	1.22	2.04	62
-.e	.01 ^{i,j}	21.60	38.73	9,947	1.18	1.84	70

Financial highlights (Continued)

- a Per share net investment income (loss) has been determined on the basis of the weighted average number of shares outstanding during the period.
- b Total return assumes dividend reinvestment and does not reflect the effect of sales charges.
- c Includes amounts paid through expense offset and brokerage/service arrangements, if any (Note 2). Also excludes acquired fund fees and expenses, if any.
- d Reflects a non-recurring reimbursement pursuant to a settlement between the Securities and Exchange Commission (the SEC) and Morgan Stanley & Co. which amounted to \$0.01 per share outstanding on November 27, 2013.
- e Amount represents less than \$0.01 per share.
- f Reflects a non-recurring reimbursement pursuant to a settlement between the SEC and Bank of America which amounted to the following amounts per share outstanding on December 15, 2011:

	Per share
Class A	\$0.15
Class B	0.14
Class C	0.15
Class M	0.15
Class R	0.15
Class Y	0.15

This payment resulted in an increase to total returns of 0.73% for the period ended June 30, 2012.

- g Reflects a non-recurring reimbursement pursuant to a settlement between the SEC and Canadian Imperial Holdings, Inc. and CIBC World Markets Corp. which amounted to the following amounts per share outstanding on November 29, 2011:

	Per share
Class A	\$0.08
Class B	0.07
Class C	0.08
Class M	0.08
Class R	0.08
Class Y	0.08

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Financial highlights (Continued)

- h Reflects a non-recurring reimbursement related to restitution amounts in connection with a distribution plan approved by the SEC, which amounted to the following amounts per share outstanding on July 21, 2011:

	Per share
Class A	\$0.20
Class B	0.19
Class C	0.20
Class M	0.20
Class R	0.20
Class Y	0.20

This payment resulted in an increase to total returns of 0.98% for the period ended June 30, 2012.

- i Reflects a non-recurring reimbursement related to short-term trading related lawsuits, which amounted to \$0.01 per share outstanding on May 11, 2011.
- j Reflects a non-recurring reimbursement pursuant to a settlement between the SEC and Zurich Capital Markets, Inc., which amounted to less than \$0.01 per share outstanding on December 21, 2010.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Notes to financial statements 6/30/15

Within the following Notes to financial statements, references to “State Street” represent State Street Bank and Trust Company, references to “the SEC” represent the Securities and Exchange Commission, references to “Putnam Management” represent Putnam Investment Management, LLC, the fund's manager, an indirect wholly-owned subsidiary of Putnam Investments, LLC and references to “OTC”, if any, represent over-the-counter. Unless otherwise noted, the “reporting period” represents the period from July 1, 2014 through June 30, 2015.

Putnam Europe Equity Fund (the fund) is a Massachusetts business trust, which is registered under the Investment Company Act of 1940, as amended, as a diversified open-end management investment company. The goal of the fund is to seek capital appreciation by investing mainly in common stocks (growth or value stocks or both) of large and midsize European companies that Putnam Management believes have favorable investment potential. For example, Putnam Management may purchase stocks of companies with stock prices that reflect a value lower than that which we place on the company. Putnam Management also considers other factors that it believes will cause the stock price to rise. The fund invests mainly in developed countries, but may invest in emerging markets, such as those in Eastern Europe.

The fund offers class A, class B, class C, class M, class R and class Y shares. Class A and class M shares are sold with a maximum front-end sales charge of 5.75% and 3.50%, respectively, and generally do not pay a contingent deferred sales charge. Class B shares, which convert to class A shares after approximately eight years, do not pay a front-end sales charge and are subject to a contingent deferred sales charge if those shares are redeemed within six years of purchase. Class C shares have a one-year 1.00% contingent deferred sales charge and do not convert to class A shares. Class R shares, which are not available to all investors, are sold at net asset value. The expenses for class A, class B, class C, class M and class R shares may differ based on the distribution fee of each class, which is identified in Note 2. Class Y shares, which are sold at net asset value, are generally subject to the same expenses as class A, class B, class C, class M and class R shares, but do not bear a distribution fee. Class Y shares are not available to all investors.

In the normal course of business, the fund enters into contracts that may include agreements to indemnify another party under given circumstances. The fund's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be, but have not yet been, made against the fund. However, the fund's management team expects the risk of material loss to be remote.

Note 1: Significant accounting policies

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the fund in the preparation of its financial statements. The preparation of financial statements is in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America and requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations. Actual results could differ from those estimates. Subsequent events after the Statement of assets and liabilities date through the date that the financial statements were issued have been evaluated in the preparation of the financial statements.

Investment income, realized and unrealized gains and losses and expenses of the fund are borne pro-rata based on the relative net assets of each class to the total net assets of the fund, except that each class bears expenses unique to that class (including the distribution fees applicable to such classes). Each class votes as a class only with respect to its own distribution plan or other matters on which a class vote is required by law or determined by the Trustees. If the fund were liquidated, shares of each class would receive their pro-rata share of the net assets of the fund. In addition, the Trustees declare separate dividends on each class of shares.

Security valuation Portfolio securities and other investments are valued using policies and procedures adopted by the Board of Trustees. The Trustees have formed a Pricing Committee to oversee the implementation of these procedures and have delegated responsibility for valuing the fund's assets in accordance with these procedures to Putnam Management. Putnam Management has established an internal Valuation Committee that is responsible for making fair value determinations, evaluating the effectiveness of the pricing policies of the fund and reporting to the Pricing Committee.

Investments for which market quotations are readily available are valued at the last reported sales price on their principal exchange, or official closing price for certain markets, and are classified as Level 1 securities under Accounting Standards Codification 820 *Fair Value Measurements and Disclosures* (ASC 820). If no sales are reported, as in the case of some securities that are traded OTC, a security is valued at its last reported bid price and is generally categorized as a Level 2 security.

Investments in open-end investment companies (excluding exchange-traded funds), if any, which can be classified as Level 1 or Level 2 securities, are valued based on their net asset value. The net asset value of such investment companies equals the total value of their assets less their liabilities and divided by the number of their outstanding shares.

Many securities markets and exchanges outside the U.S. close prior to the close of the New York Stock Exchange and therefore the closing prices for securities in such markets or on such exchanges may not fully reflect events that occur after such close but before the close of the New York Stock Exchange. Accordingly, on certain days, the fund will fair value foreign equity securities taking into account multiple factors including movements in the U.S. securities markets, currency valuations and comparisons to the valuation of American Depository Receipts, exchange-traded funds and futures contracts. These securities, which would generally be classified as Level 1 securities, will be transferred to Level 2 of the fair value hierarchy when they are valued at fair value. The number of days on which fair value prices will be used will depend on market activity and it is possible that fair value prices will be used by the fund to a significant extent. Securities quoted in foreign currencies, if any, are translated into U.S. dollars at the current exchange rate. Short-term securities with remaining maturities of 60 days or less may be valued at amortized cost, which approximates fair value, and are classified as Level 2 securities.

To the extent a pricing service or dealer is unable to value a security or provides a valuation that Putnam Management does not believe accurately reflects the security's fair value, the security will be valued at fair value by Putnam Management in accordance with policies and procedures approved by the Trustees. Certain investments, including certain restricted and illiquid securities and derivatives, are also valued at fair value following procedures approved

by the Trustees. These valuations consider such factors as significant market or specific security events such as interest rate or credit quality changes, various relationships with other securities, discount rates, U.S. Treasury, U.S. swap and credit yields, index levels, convexity exposures, recovery rates, sales and other multiples and resale restrictions. These securities are classified as Level 2 or as Level 3 depending on the priority of the significant inputs.

To assess the continuing appropriateness of fair valuations, the Valuation Committee reviews and affirms the reasonableness of such valuations on a regular basis after considering all relevant information that is reasonably available. Such valuations and procedures are reviewed periodically by the Trustees. The fair value of securities is generally determined as the amount that the fund could reasonably expect to realize from an orderly disposition of such securities over a reasonable period of time. By its nature, a fair value price is a good faith estimate of the value of a security in a current sale and does not reflect an actual market price, which may be different by a material amount.

Security transactions and related investment income Security transactions are recorded on the trade date (the date the order to buy or sell is executed). Gains or losses on securities sold are determined on the identified cost basis.

Interest income, net of any applicable withholding taxes, is recorded on the accrual basis. Dividend income, net of any applicable withholding taxes, is recognized on the ex-dividend date except that certain dividends from foreign securities, if any, are recognized as soon as the fund is informed of the ex-dividend date. Non-cash dividends, if any, are recorded at the fair value of the securities received. Dividends representing a return of capital or capital gains, if any, are reflected as a reduction of cost and/or as a realized gain.

Foreign currency translation The accounting records of the fund are maintained in U.S. dollars. The fair value of foreign securities, currency holdings, and other assets and liabilities is recorded in the books and records of the fund after translation to U.S. dollars based on the exchange rates on that day. The cost of each security is determined using historical exchange rates. Income and withholding taxes are translated at prevailing exchange rates when earned or incurred. The fund does not isolate that portion of realized or unrealized gains or losses resulting from changes in the foreign exchange rate on investments from fluctuations arising from changes in the market prices of the securities. Such gains and losses are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments. Net realized gains and losses on foreign currency transactions represent net realized exchange gains or losses on closed forward currency contracts, disposition of foreign currencies, currency gains and losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions and the difference between the amount of investment income and foreign withholding taxes recorded on the fund's books and the U.S. dollar equivalent amounts actually received or paid. Net unrealized appreciation and depreciation of assets and liabilities in foreign currencies arise from changes in the value of open forward currency contracts and assets and liabilities other than investments at the period end, resulting from changes in the exchange rate.

Forward currency contracts The fund buys and sells forward currency contracts, which are agreements between two parties to buy and sell currencies at a set price on a future date. These contracts are used to hedge foreign exchange risk.

The U.S. dollar value of forward currency contracts is determined using current forward currency exchange rates supplied by a quotation service. The fair value of the contract will fluctuate with changes in currency exchange rates. The contract is marked to market daily and the change in fair value is recorded as an unrealized gain or loss. The fund records a realized gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed when the contract matures or by delivery of the currency. The fund could be exposed to risk if the value of the currency changes unfavorably, if the counterparties to the contracts are unable to meet the terms of their contracts or if the fund is unable to enter into a closing position. Risks may exceed amounts recognized on the Statement of assets and liabilities.

Forward currency contracts outstanding at period end, if any, are listed after the fund's portfolio.

Master agreements The fund is a party to ISDA (International Swaps and Derivatives Association, Inc.) Master Agreements (Master Agreements) with certain counterparties that govern OTC derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The Master Agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the Master Agreements, collateral posted to the fund is held in a segregated account by the fund's custodian and, with respect to those amounts which can be sold or repledged, is presented in the fund's portfolio.

Collateral pledged by the fund is segregated by the fund's custodian and identified in the fund's portfolio. Collateral can be in the form of cash or debt securities issued by the U.S. Government or related agencies or other securities as agreed to by the fund and the applicable counterparty. Collateral requirements are determined based on the fund's net position with each counterparty.

Termination events applicable to the fund may occur upon a decline in the fund's net assets below a specified threshold over a certain period of time. Termination events applicable to counterparties may occur upon a decline in the counterparty's long-term and short-term credit ratings below a specified level. In each case, upon occurrence, the other party may elect to terminate early and cause settlement of all derivative and foreign exchange contracts outstanding, including the payment of any losses and costs resulting from such early termination, as reasonably determined by the terminating party. Any decision by one or more of the fund's counterparties to elect early termination could impact the fund's future derivative activity.

At the close of the reporting period, the fund had a net liability position of \$14,912 on open derivative contracts subject to the Master Agreements. There was no collateral posted by the fund at period end for these agreements.

Securities lending The fund may lend securities, through its agent, to qualified borrowers in order to earn additional income. The loans are collateralized by cash in an amount at least equal to the fair value of the securities loaned. The fair value of securities loaned is determined daily and any additional required collateral is allocated to the fund on the next business day. The risk of borrower default will be borne by the fund's agent; the fund will bear the risk of

loss with respect to the investment of the cash collateral. Income from securities lending is included in investment income on the Statement of operations. Cash collateral is invested in Putnam Cash Collateral Pool, LLC, a limited liability company managed by an affiliate of Putnam Management. Investments in Putnam Cash Collateral Pool, LLC are valued at its closing net asset value each business day. There are no management fees charged to Putnam Cash Collateral Pool, LLC. At the close of the reporting period, the fund received cash collateral of \$2,781,000 and the value of securities loaned amounted to \$2,738,255.

Interfund lending The fund, along with other Putnam funds, may participate in an interfund lending program pursuant to an exemptive order issued by the SEC. This program allows the fund to borrow from or lend to other Putnam funds that permit such transactions. Interfund lending transactions are subject to each fund's investment policies and borrowing and lending limits. Interest earned or paid on the interfund lending transaction will be based on the average of certain current market rates. During the reporting period, the fund did not utilize the program.

Lines of credit The fund participates, along with other Putnam funds, in a \$392.5 million unsecured committed line of credit and a \$235.5 million unsecured uncommitted line of credit, both provided by State Street. Borrowings may be made for temporary or emergency purposes, including the funding of shareholder redemption requests and trade settlements. Interest is charged to the fund based on the fund's borrowing at a rate equal to the Federal Funds rate plus 1.25% for the committed line of credit and the Federal Funds rate plus 1.30% for the uncommitted line of credit. A closing fee equal to 0.04% of the committed line of credit and 0.04% of the uncommitted line of credit has been paid by the participating funds. In addition, a commitment fee of 0.11% per annum on any unutilized portion of the committed line of credit is allocated to the participating funds based on their relative net assets and paid quarterly. During the reporting period, the fund had no borrowings against these arrangements.

Federal taxes It is the policy of the fund to distribute all of its taxable income within the prescribed time period and otherwise comply with the provisions of the Internal Revenue Code of 1986, as amended (the Code), applicable to regulated investment companies. It is also the intention of the fund to distribute an amount sufficient to avoid imposition of any excise tax under Section 4982 of the Code.

The fund is subject to the provisions of Accounting Standards Codification 740 *Income Taxes* (ASC 740). ASC 740 sets forth a minimum threshold for financial statement recognition of the benefit of a tax position taken or expected to be taken in a tax return. The fund did not have a liability to record for any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements. No provision has been made for federal taxes on income, capital gains or unrealized appreciation on securities held nor for excise tax on income and capital gains. Each of the fund's federal tax returns for the prior three fiscal years remains subject to examination by the Internal Revenue Service.

The fund may also be subject to taxes imposed by governments of countries in which it invests. Such taxes are generally based on either income or gains earned or repatriated. The fund accrues and applies such taxes to net investment income, net realized gains and net unrealized gains as income and/or capital gains are earned. In some cases, the fund may be entitled to reclaim all or a portion of such taxes, and such reclaim amounts, if any, are reflected as an asset on the

fund's books. In many cases, however, the fund may not receive such amounts for an extended period of time, depending on the country of investment.

At June 30, 2015, the fund had a capital loss carryover of \$46,797,966 available to the extent allowed by the Code to offset future net capital gain, if any. The amounts of the carryovers and the expiration dates are:

Loss carryover			
Short-term	Long-term	Total	Expiration
\$46,797,966	N/A	\$46,797,966	June 30, 2018

Under the Regulated Investment Company Modernization Act of 2010, the fund will be permitted to carry forward capital losses incurred in taxable years beginning after December 22, 2010 for an unlimited period. However, any losses incurred will be required to be utilized prior to the losses incurred in pre-enactment tax years. As a result of this ordering rule, pre-enactment capital loss carryforwards may be more likely to expire unused. Additionally, post-enactment capital losses that are carried forward will retain their character as either short-term or long-term capital losses rather than being considered all short-term as under previous law.

Pursuant to federal income tax regulations applicable to regulated investment companies, the fund has elected to defer \$2,299,084 of certain losses recognized during the period from November 1, 2014 to June 30, 2015 to its fiscal year ending June 30, 2016.

Distributions to shareholders Distributions to shareholders from net investment income are recorded by the fund on the ex-dividend date. Distributions from capital gains, if any, are recorded on the ex-dividend date and paid at least annually. The amount and character of income and gains to be distributed are determined in accordance with income tax regulations, which may differ from generally accepted accounting principles. These differences include temporary and/or permanent differences from losses on wash sale transactions and from late year loss deferrals. Reclassifications are made to the fund's capital accounts to reflect income and gains available for distribution (or available capital loss carryovers) under income tax regulations. At the close of the reporting period, the fund reclassified \$58,668 to increase undistributed net investment income, \$509 to decrease paid-in-capital and \$58,159 to increase accumulated net realized loss.

The tax basis components of distributable earnings and the federal tax cost as of the close of the reporting period were as follows:

Unrealized appreciation	\$29,486,358
Unrealized depreciation	(14,644,853)
Net unrealized appreciation	14,841,505
Undistributed ordinary income	1,254,356
Capital loss carryforward	(46,797,966)
Post-October capital loss deferral	(2,299,084)
Cost for federal income tax purposes	\$343,594,720

Note 2: Management fee, administrative services and other transactions

The fund pays Putnam Management a management fee (base fee) (based on the fund's average net assets and computed and paid monthly) at annual rates that may vary based on the average of the aggregate net assets of most open-end funds, as defined in the fund's management contract, sponsored by Putnam Management. Such annual rates may vary as follows:

0.850%	of the first \$5 billion,	0.650%	of the next \$50 billion,
0.800%	of the next \$5 billion,	0.630%	of the next \$50 billion,
0.750%	of the next \$10 billion,	0.620%	of the next \$100 billion and
0.700%	of the next \$10 billion,	0.615%	of any excess thereafter.

In addition, the monthly management fee consists of the monthly base fee plus or minus a performance adjustment for the month. The performance adjustment is determined based on performance over the thirty-six month period then ended. Each month, the performance adjustment is calculated by multiplying the performance adjustment rate and the fund's average net assets over the performance period and the result is divided by twelve. The resulting dollar amount is added to, or subtracted from the base fee for that month. The performance adjustment rate is equal to 0.03 multiplied by the difference between the fund's annualized performance (measured by the fund's class A shares) and the annualized performance of the MSCI Europe Index (Net Dividends) each measured over the performance period. The maximum annualized performance adjustment rates are +/- 0.15%. The monthly base fee is determined based on the fund's average net assets for the month, while the performance adjustment is determined based on the fund's average net assets over the performance period of up to thirty-six months. This means it is possible that, if the fund underperforms significantly over the performance period, and the fund's assets have declined significantly over that period, the negative performance adjustment may exceed the base fee. In this event, Putnam Management would make a payment to the fund.

Because the performance adjustment is based on the fund's performance relative to its applicable benchmark index, and not its absolute performance, the performance adjustment could increase Putnam Management's fee even if the fund's shares lose value during the performance period provided that the fund outperformed its benchmark index, and could decrease Putnam Management's fee even if the fund's shares increase in value during the performance period provided that the fund underperformed its benchmark index.

For the reporting period, the base fee represented an effective rate (excluding the impact from any expense waivers in effect) of 0.687% of the fund's average net assets before an increase of \$198,584 (0.065% of the fund's average net assets) based on performance.

Putnam Management has contractually agreed, through October 30, 2016, to waive fees or reimburse the fund's expenses to the extent necessary to limit the cumulative expenses of the fund, exclusive of brokerage, interest, taxes, investment-related expenses, extraordinary expenses, acquired fund fees and expenses and payments under the fund's investor servicing contract, investment management contract and distribution plans, on a fiscal year-to-date basis to an annual rate of 0.20% of the fund's average net assets over such fiscal year-to-date period. During the reporting period, the fund's expenses were not reduced as a result of this limit.

Putnam Investments Limited (PIL), an affiliate of Putnam Management, is authorized by the Trustees to manage a separate portion of the assets of the fund as determined by Putnam Management from time to time. Putnam Management pays a quarterly sub-management fee to PIL for its services at an annual rate of 0.35% of the average net assets of the portion of the fund managed by PIL.

The Putnam Advisory Company, LLC (PAC), an affiliate of Putnam Management, is authorized by the Trustees to manage a separate portion of the assets of the fund, as designated from time to time by Putnam Management or PIL. Putnam Management or PIL, as applicable, pays a quarterly sub-advisory fee to PAC for its services at the annual rate of 0.35% of the average net assets of the portion of the fund's assets for which PAC is engaged as sub-adviser.

The fund reimburses Putnam Management an allocated amount for the compensation and related expenses of certain officers of the fund and their staff who provide administrative services to the fund. The aggregate amount of all such reimbursements is determined annually by the Trustees.

Custodial functions for the fund's assets are provided by State Street. Custody fees are based on the fund's asset level, the number of its security holdings and transaction volumes.

Putnam Investor Services, Inc., an affiliate of Putnam Management, provides investor servicing agent functions to the fund. Putnam Investor Services, Inc. received fees for investor servicing that included (1) a per account fee for each direct and underlying non-defined contribution account ("retail account") of the fund and each of the other funds in its specified category, which was totaled and then allocated to each fund in the category based on its average daily net assets; (2) a specified rate of the fund's assets attributable to defined contribution plan accounts; and (3) for the portion of the fund's fiscal year beginning after January 1, 2015, a specified rate based on the average net assets in retail accounts. Putnam Investor Services has agreed that the aggregate investor servicing fees for each fund's retail and defined contribution accounts will not exceed an annual rate of 0.320% of the fund's average assets attributable to such accounts. During the reporting period, the expenses for each class of shares related to investor servicing fees were as follows:

Class A	\$418,149	Class R	1,040
Class B	7,855	Class Y	117,130
Class C	37,275	Total	\$587,456
Class M	6,007		

The fund has entered into expense offset arrangements with Putnam Investor Services, Inc. and State Street whereby Putnam Investor Services, Inc.'s and State Street's fees are reduced by credits allowed on cash balances. For the reporting period, the fund's expenses were reduced by \$1,006 under the expense offset arrangements.

Each Independent Trustee of the fund receives an annual Trustee fee, of which \$176, as a quarterly retainer, has been allocated to the fund, and an additional fee for each Trustees meeting attended. Trustees also are reimbursed for expenses they incur relating to their services as Trustees.

The fund has adopted a Trustee Fee Deferral Plan (the Deferral Plan) which allows the Trustees to defer the receipt of all or a portion of Trustees fees payable on or after July 1, 1995. The deferred fees remain invested in certain Putnam funds until distribution in accordance with the Deferral Plan.

The fund has adopted an unfunded noncontributory defined benefit pension plan (the Pension Plan) covering all Trustees of the fund who have served as a Trustee for at least five years and were first elected prior to 2004. Benefits under the Pension Plan are equal to 50% of the Trustee's average annual attendance and retainer fees for the three years ended December 31, 2005. The retirement benefit is payable during a Trustee's lifetime, beginning the year following retirement, for the number of years of service through December 31, 2006. Pension expense for the fund is included in Trustee compensation and expenses in the Statement of operations. Accrued pension liability is included in Payable for Trustee compensation and expenses in the Statement of assets and liabilities. The Trustees have terminated the Pension Plan with respect to any Trustee first elected after 2003.

The fund has adopted distribution plans (the Plans) with respect to its class A, class B, class C, class M and class R shares pursuant to Rule 12b-1 under the Investment Company Act of 1940. The purpose of the Plans is to compensate Putnam Retail Management Limited Partnership, an indirect wholly-owned subsidiary of Putnam Investments, LLC, for services provided and expenses incurred in distributing shares of the fund. The Plans provide for payments by the fund to Putnam Retail Management Limited Partnership at an annual rate of up to 0.35%, 1.00%, 1.00%, 1.00% and 1.00% of the average net assets attributable to class A, class B, class C, class M and class R shares, respectively. The Trustees have approved payment by the fund at an annual rate of 0.25%, 1.00%, 1.00%, 0.75% and 0.50% of the average net assets attributable to class A, class B, class C, class M and class R shares, respectively. During the reporting period, the class specific expenses related to distribution fees were as follows:

Class A	\$543,294	Class M	23,437
Class B	40,886	Class R	2,706
Class C	194,311	Total	\$804,634

For the reporting period, Putnam Retail Management Limited Partnership, acting as underwriter, received net commissions of \$61,937 and \$2,074 from the sale of class A and class M shares, respectively, and received \$3,256 and \$642 in contingent deferred sales charges from redemptions of class B and class C shares, respectively.

A deferred sales charge of up to 1.00% and 0.65% is assessed on certain redemptions of class A and class M shares, respectively. For the reporting period, Putnam Retail Management Limited Partnership, acting as underwriter, received no monies on class A and class M redemptions.

Note 3: Purchases and sales of securities

During the reporting period, the cost of purchases and proceeds from sales, excluding short-term investments, were as follows:

	Cost of purchases	Proceeds from sales
Investments in securities (Long-term)	\$235,375,138	\$187,126,393
U.S. government securities (Long-term)	-	-
Total	\$235,375,138	\$187,126,393

Note 4: Capital shares

At the close of the reporting period, there were an unlimited number of shares of beneficial interest authorized. Transactions in capital shares were as follows:

	Year ended 6/30/15		Year ended 6/30/14	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class A				
Shares sold	2,877,359	\$75,959,148	2,724,826	\$72,375,021
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	93,934	2,316,407	53,617	1,384,383
	2,971,293	78,275,555	2,778,443	73,759,404
Shares repurchased	(2,347,858)	(60,175,828)	(1,168,095)	(30,599,359)
Net increase	623,435	\$18,099,727	1,610,348	\$43,160,045

	Year ended 6/30/15		Year ended 6/30/14	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class B				
Shares sold	58,229	\$1,448,006	67,034	\$1,694,423
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	1,148	27,167	256	6,337
	59,377	1,475,173	67,290	1,700,760
Shares repurchased	(47,153)	(1,159,247)	(41,763)	(1,028,572)
Net increase	12,224	\$315,926	25,527	\$672,188

	Year ended 6/30/15		Year ended 6/30/14	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Class C				
Shares sold	494,100	\$12,673,471	652,371	\$16,634,655
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	4,522	108,885	2,859	72,132
	498,622	12,782,356	655,230	16,706,787
Shares repurchased	(225,657)	(5,600,321)	(66,831)	(1,726,857)
Net increase	272,965	\$7,182,035	588,399	\$14,979,930

Class M	Year ended 6/30/15		Year ended 6/30/14	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	23,606	\$611,189	3,777	\$102,291
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	707	17,282	312	7,987
	24,313	628,471	4,089	110,278
Shares repurchased	(15,478)	(400,448)	(13,316)	(343,992)
Net increase (decrease)	8,835	\$228,023	(9,227)	\$(233,714)

Class R	Year ended 6/30/15		Year ended 6/30/14	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	11,641	\$304,705	15,444	\$402,732
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	178	4,332	98	2,492
	11,819	309,037	15,542	405,224
Shares repurchased	(5,391)	(131,030)	(5,084)	(130,715)
Net increase	6,428	\$178,007	10,458	\$274,509

Class Y	Year ended 6/30/15		Year ended 6/30/14	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	2,705,804	\$71,507,675	2,039,574	\$54,286,368
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	28,928	715,672	9,705	251,463
	2,734,732	72,223,347	2,049,279	54,537,831
Shares repurchased	(1,674,132)	(42,714,437)	(307,556)	(8,300,577)
Net increase	1,060,600	\$29,508,910	1,741,723	\$46,237,254

Note 5: Affiliated transactions

Transactions during the reporting period with Putnam Short Term Investment Fund, which is under common ownership and control, were as follows:

Name of affiliate	Fair value at the beginning of the reporting period	Purchase cost	Sale proceeds	Investment income	Fair value at the end of the reporting period
Putnam Short Term Investment Fund*	\$8,379,233	\$139,759,880	\$134,406,038	\$5,012	\$13,733,075
Totals	\$8,379,233	\$139,759,880	\$134,406,038	\$5,012	\$13,733,075

* Management fees charged to Putnam Short Term Investment Fund have been waived by Putnam Management.

Note 6: Market, credit and other risks

In the normal course of business, the fund trades financial instruments and enters into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk) or failure of the contracting party to the transaction to perform (credit risk). The fund may be exposed to additional credit risk that an institution or other entity with which the fund has unsettled or open transactions will default. Investments in foreign securities involve certain risks, including those related to economic instability, unfavorable political developments, and currency fluctuations.

Note 7: Summary of derivative activity

The volume of activity for the reporting period for any derivative type that was held during the period is listed below and was as follows based on an average of the holdings at the end of each fiscal quarter:

Forward currency contracts (contract amount)	\$6,200,000
--	-------------

The following is a summary of the fair value of derivative instruments as of the close of the reporting period:

Fair value of derivative instruments as of the close of the reporting period

	Asset derivatives		Liability derivatives	
	Statement of assets and liabilities location	Fair value	Statement of assets and liabilities location	Fair value
Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815				
Foreign exchange contracts	Receivables	\$20,841	Payables	\$18,449
Total		\$20,841		\$18,449

The following is a summary of realized and change in unrealized gains or losses of derivative instruments on the Statement of operations for the reporting period (see Note 1):

Amount of realized gain or (loss) on derivatives recognized in net gain or (loss) on investments

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815	Forward currency contracts	Total
Foreign exchange contracts	\$14,877	\$14,877
Total	\$14,877	\$14,877

Change in unrealized appreciation or (depreciation) on derivatives recognized in net gain or (loss) on investments

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815	Forward currency contracts	Total
Foreign exchange contracts	\$2,392	\$2,392
Total	\$2,392	\$2,392

[次へ](#)

Note 8: Offsetting of financial and derivative assets and liabilities

The following table summarizes any derivatives, repurchase agreements and reverse repurchase agreements, at the end of the reporting period, that are subject to an enforceable master netting agreement or similar agreement. For securities lending transactions or borrowing transactions associated with securities sold short, if any, see Note 1. For financial reporting purposes, the fund does not offset financial assets and financial liabilities that are subject to the master netting agreements in the Statement of assets and liabilities.

	Citibank, N.A.	Credit Suisse International	Deutsche Bank AG	HSBC Bank USA, National Association	JPMorgan Chase Bank N.A.	State Street Bank and Trust Co.	UBS AG	WestPac Banking Corp.	Total
Assets:									
Forward currency contracts [#]	\$176	\$-	\$11,209	\$-	\$1,545	\$810	\$7,101	\$-	\$20,841
Total Assets	\$176	\$-	\$11,209	\$-	\$1,545	\$810	\$7,101	\$-	\$20,841
Liabilities:									
Forward currency contracts [#]	-	4,617	792	1,487	1,417	4,764	518	4,854	18,449
Total Liabilities	\$-	\$4,617	\$792	\$1,487	\$1,417	\$4,764	\$518	\$4,854	\$18,449
Total Financial and Derivative Net Assets	\$176	\$(4,617)	\$10,417	\$(1,487)	\$128	\$(3,954)	\$6,583	\$(4,854)	\$2,392
Total collateral received (pledged) ^{†##}	\$-	\$-	\$-	\$-	\$-	\$-	\$-	\$-	
Net amount	\$176	\$(4,617)	\$10,417	\$(1,487)	\$128	\$(3,954)	\$6,583	\$(4,854)	

† Additional collateral may be required from certain brokers based on individual agreements.

Covered by master netting agreement (Note 1).

Any over-collateralization of total financial and derivative net assets is not shown. Collateral may include amounts related to unsettled agreements.

[次へ](#)

The fund's portfolio 6/30/15

COMMON STOCKS (96.7%)*	Shares	Value
Australia (0.9%)		
BHP Billiton PLC	160,586	\$3,151,486 3,151,486
Belgium (2.5%)		
Anheuser-Busch InBev NV	73,513	8,810,263 8,810,263
France (18.9%)		
Accor SA	100,760	5,085,281
Air Liquide SA	34,001	4,300,436
Airbus Group SE	100,471	6,518,985
Alcatel-Lucent †	1,133,168	4,128,503
Elis SA †	173,693	3,411,964
Eurazeo SA	40,108	2,653,799
Gaztransport Et Technigaz SA	38,896	2,460,427
Natixis SA	693,313	4,989,326
Nexity SA	77,949	3,058,930
Numericable-SFR †	92,651	4,911,015
Sanofi	85,292	8,390,543
Total SA	229,599	11,152,541
Veolia Environnement SA	289,321	5,899,428 66,961,178
Germany (9.6%)		
Bayer AG	60,485	8,466,047
Henkel AG & Co. KGaA (Preference)	54,410	6,102,292
Rheinmetall AG	71,912	3,646,581
RIB Software AG	95,593	1,541,561
Siemens AG	62,598	6,305,287
Siltronic AG †	71,584	2,793,189
TUI AG	131,991	2,136,126
Zalando SE †	84,649	2,826,880 33,817,963
Ireland (4.8%)		
Bank of Ireland †	9,677,681	3,905,675
Hibernia REIT PLC ^R	1,879,507	2,640,163
Kerry Group PLC Class A	68,025	5,042,445
Permanent TSB Group Holdings PLC †	590,956	3,091,216
Smurfit Kappa Group PLC	86,082	2,371,381 17,050,880
Israel (0.8%)		
Mobileye NV † ^S	57,300	3,046,641 3,046,641

COMMON STOCKS (96.7%)* cont.	Shares	Value
Italy (2.8%)		
Luxottica Group SpA	64,428	\$4,284,512
Telecom Italia SpA RSP	5,445,919	5,558,349
		9,842,861
Netherlands (5.6%)		
Akzo Nobel NV	49,945	3,634,309
ASML Holding NV	10,939	1,130,508
ING Groep NV GDR	466,084	7,695,477
Unilever NV ADR	177,808	7,404,851
		19,865,145
Norway (1.5%)		
DNB ASA	314,758	5,251,018
		5,251,018
Spain (5.2%)		
Acerinox SA	143,362	1,983,454
Atresmedia Corporacion de Medios de Comunicacion SA	241,186	3,737,517
Banco de Sabadell SA	1,234,256	2,979,061
Cellnex Telecom SAU 144A †	198,023	3,350,122
Grifols SA ADR	57,400	1,777,678
International Consolidated Airlines Group SA †	571,020	4,438,523
		18,266,355
Sweden (3.0%)		
Assa Abloy AB Class B	254,508	4,792,451
Com Hem Holding AB	319,213	2,959,224
Intrum Justita AB	97,746	2,959,552
		10,711,227
Switzerland (12.8%)		
Barry Callebaut AG	3,333	3,796,615
Cembra Money Bank AG	54,661	3,332,453
Credit Suisse Group AG	215,993	5,937,237
Kaba Holding AG Class B	6,006	3,574,885
Novartis AG	146,921	14,480,742
Partners Group Holding AG	8,865	2,650,160
Roche Holding AG-Genusschein	40,617	11,382,057
		45,154,149
United Kingdom (27.7%)		
Admiral Group PLC	132,201	2,881,088
Associated British Foods PLC	111,729	5,040,161
AstraZeneca PLC	108,249	6,835,766
BAE Systems PLC	436,602	3,095,281
BG Group PLC	225,154	3,748,227
Britvic PLC	311,066	3,506,870
Compass Group PLC	326,726	5,405,767

COMMON STOCKS (96.7%)* cont.	Shares	Value
United Kingdom cont.		
Fiat Chrysler Automobiles NV †	336,245	\$4,925,695
Foxtons Group PLC	708,866	2,638,606
Genel Energy PLC †	392,885	3,129,815
Liberty Global PLC Ser. C †	54,400	2,754,272
Lloyds Banking Group PLC	3,721,989	4,984,984
Metro Bank PLC (acquired 1/15/14, cost \$611,361) (Private) † F	28,721	680,867
Persimmon PLC	197,453	6,127,398
Prudential PLC	314,957	7,583,977
Regus PLC	732,665	3,006,934
Shire PLC	82,108	6,573,171
St James's Place PLC	204,938	2,917,400
Thomas Cook Group PLC †	1,281,829	2,755,253
Virgin Money Holdings UK PLC †	411,816	2,850,325
Vodafone Group PLC	1,656,711	5,983,241
Wolseley PLC	67,083	4,282,571
WPP PLC	278,623	6,242,834
		97,950,503
United States (0.6%)		
Google, Inc. Class C †	3,924	2,042,481
		2,042,481
Total common stocks (cost \$326,353,926)		\$341,922,150
SHORT-TERM INVESTMENTS (4.7%)*	Shares	Value
Putnam Cash Collateral Pool, LLC 0.24% ^d	2,781,000	\$2,781,000
Putnam Short Term Investment Fund 0.10% ^L	13,733,075	13,733,075
Total short-term investments (cost \$16,514,075)		\$16,514,075
TOTAL INVESTMENTS		
Total investments (cost \$342,868,001)		\$358,436,225

Key to holding's abbreviations

- ADR American Depository Receipts: represents ownership of foreign securities on deposit with a custodian bank
- GDR Global Depository Receipts: represents ownership of foreign securities on deposit with a custodian bank

Notes to the fund's portfolio

Unless noted otherwise, the notes to the fund's portfolio are for the close of the fund's reporting period, which ran from July 1, 2014 through June 30, 2015 (the reporting period). Within the following notes to the portfolio, references to "ASC 820" represent Accounting Standards Codification 820 *Fair Value Measurements and Disclosures* and references to "OTC", if any, represent over-the-counter.

* Percentages indicated are based on net assets of \$353,722,695.

† This security is non-income-producing.

This security is restricted with regard to public resale. The total fair value of this security and any other restricted securities (excluding 144A securities), if any, held at the close of the reporting period was \$680,867, or 0.2% of net assets.

- d Affiliated company. See Note 1 to the financial statements regarding securities lending. The rate quoted in the security description is the annualized 7-day yield of the fund at the close of the reporting period.
 - F This security is valued at fair value following procedures approved by the Trustees. Securities may be classified as Level 2 or Level 3 for ASC 820 based on the securities' valuation inputs (Note 1).
 - L Affiliated company (Note 1). The rate quoted in the security description is the annualized 7-day yield of the fund at the close of the reporting period.
 - R Real Estate Investment Trust.
 - S Security on loan, in part or in entirety, at the close of the reporting period (Note 1). At the close of the reporting period, the fund maintained liquid assets totaling \$14,508 to cover certain derivative contracts.
- 144A after the name of an issuer represents securities exempt from registration under Rule 144A under the Securities Act of 1933, as amended. These securities may be resold in transactions exempt from registration, normally to qualified institutional buyers. The fund had the following sector concentrations greater than 10% at the close of the reporting period (as a percentage of net assets):

Financials	20.6%
Health care	16.4
Consumer discretionary	14.5
Industrials	13.0
Consumer staples	11.2

FORWARD CURRENCY CONTRACTS at 6/30/15 (aggregate face value \$2,800,446)

Counterparty	Currency	Contract type	Delivery date	Value	Aggregate face value	Unrealized appreciation/ (depreciation)
Citibank, N.A.	Danish Krone	Buy	9/16/15	\$267,586	\$267,410	\$176
Credit Suisse International	Euro	Sell	9/16/15	287,713	283,096	(4,617)
Deutsche Bank AG	British Pound	Buy	9/16/15	385,217	374,008	11,209
	Euro	Sell	9/16/15	893	101	(792)
HSBC Bank USA, National Association	British Pound	Sell	9/16/15	50,410	48,923	(1,487)
JPMorgan Chase Bank N.A.	Norwegian Krone	Sell	9/16/15	313,257	314,802	1,545
	Swedish Krona	Sell	9/16/15	77,446	76,029	(1,417)
State Street Bank and Trust Co.	Australian Dollar	Buy	7/15/15	56,205	58,165	(1,960)
	Euro	Buy	9/16/15	90,399	90,022	377
	Swedish Krona	Sell	9/16/15	185,157	182,353	(2,804)
	Swiss Franc	Buy	9/16/15	42,695	42,262	433
UBS AG	British Pound	Sell	9/16/15	62,188	61,670	(518)
	Swiss Franc	Buy	9/16/15	711,115	704,014	7,101
WestPac Banking Corp.	Euro	Sell	9/16/15	302,445	297,591	(4,854)
Total						\$2,392

ASC 820 establishes a three-level hierarchy for disclosure of fair value measurements. The valuation hierarchy is based upon the transparency of inputs to the valuation of the fund's investments. The three levels are defined as follows:

Level 1: Valuations based on quoted prices for identical securities in active markets.

Level 2: Valuations based on quoted prices in markets that are not active or for which all significant inputs are observable, either directly or indirectly.

Level 3: Valuations based on inputs that are unobservable and significant to the fair value measurement.

The following is a summary of the inputs used to value the fund's net assets as of the close of the reporting period:

	Valuation inputs		
Investments in securities:	Level 1	Level 2	Level 3
Common stocks:			
Australia	\$3,151,486	\$-	\$-
Belgium	8,810,263	-	-
France	66,961,178	-	-
Germany	33,817,963	-	-
Ireland	17,050,880	-	-
Israel	3,046,641	-	-
Italy	9,842,861	-	-
Netherlands	19,865,145	-	-
Norway	5,251,018	-	-
Spain	18,266,355	-	-
Sweden	10,711,227	-	-
Switzerland	45,154,149	-	-
United Kingdom	97,269,636	-	680,867
United States	2,042,481	-	-
Total common stocks	341,241,283	-	680,867
Short-term investments	13,733,075	2,781,000	-
Totals by level	\$354,974,358	\$2,781,000	\$680,867

	Valuation inputs		
Other financial instruments:	Level 1	Level 2	Level 3
Forward currency contracts	\$-	\$2,392	\$-
Totals by level	\$-	\$2,392	\$-

During the reporting period, transfers within the fair value hierarchy, if any, (other than certain transfers involving non-U.S. equity securities as described in Note 1) did not represent, in the aggregate, more than 1% of the fund's net assets measured as of the end of the period. At the start and close of the reporting period, Level 3 investments in securities represented less than 1% of the fund's net assets and were not considered a significant portion of the fund's portfolio.

(2)【前年度の財務書類】

【貸借対照表】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

資産および負債計算書

2014年6月30日現在

	米ドル	千円
資産		
投資有価証券時価評価額、9,123,963ドルの貸付有価証券を含む (注1)：		
非関連発行体(個別法による原価：266,323,547ドル)	306,753,564	37,086,506
関連発行体(個別法による原価：18,068,269ドル) (注1、5)	18,068,269	2,184,454
外国通貨(取得原価112,661ドル)(注1)	112,661	13,621
未収配当金、未収利息およびその他の未収金	552,112	66,750
還付外国税	98,346	11,890
ファンド受益証券販売未収金	1,164,612	140,802
投資有価証券売却未収金	4,035,278	487,865
前払資産	40,228	4,864
資産合計	330,825,070	39,996,751
負債		
投資有価証券購入未払金	6,062,838	732,997
ファンド受益証券買戻未払金	298,572	36,097
未払管理報酬(注2)	188,434	22,782
未払保管報酬(注2)	11,339	1,371
未払投資者サービス報酬(注2)	103,693	12,536
未払受託者報酬および費用(注2)	185,485	22,425
未払管理事務報酬(注2)	497	60
未払販売報酬(注2)	157,831	19,082
貸付有価証券担保、時価評価額(注1)	9,689,036	1,171,404
その他の未払費用	168,967	20,428
負債合計	16,866,692	2,039,183
純資産	313,958,378	37,957,568
資本構成		
払込資本金(授權受益証券口数は無制限)(注1、4)	331,204,414	40,042,614
未分配投資純利益(注1)	1,676,995	202,749
投資有価証券および外貨取引に係る累積実現純損失(注1)	(59,369,113)	(7,177,726)
投資有価証券ならびに外貨建資産および負債に係る 未実現純評価益	40,446,082	4,889,931
合計 - 発行済資本に対応する純資産	313,958,378	37,957,568

	米ドル	円
純資産価格および販売価格の計算		
クラスA 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (226,015,982ドル÷8,197,528口)	27.57	3,333
クラスA 受益証券一口当たり販売価格 (27.57ドルの94.25分の100)*	29.25	3,536
クラスB 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (4,357,682ドル÷165,262口)**	26.37	3,188
クラスC 受益証券一口当たりの純資産価格および販売価格 (19,165,468ドル÷714,303口)**	26.83	3,244
クラスM 受益証券一口当たりの純資産価格および買戻価格 (3,293,941ドル÷120,814口)	27.26	3,296
クラスM 受益証券一口当たり販売価格 (27.26ドルの96.50分の100)*	28.25	3,415
クラスR 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(545,884ドル÷20,073口)	27.19	3,287
クラスY 受益証券一口当たりの純資産価格、販売価格および 買戻価格(60,579,421ドル÷2,186,915口)	27.70	3,349

* 5万ドル未満の単発小売り。5万ドル以上の販売については販売価格が割り引かれる。

** 一口当たりの買戻価格は、純資産価格から適用される解約手数料を控除した額に等しい。

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

運用計算書

2014年6月30日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取配当金(外国における源泉税528,175ドル控除後)	6,119,815	739,886
受取利息(関連発行体への投資からの4,036ドルの受取利息を含む)(注5)	4,082	494
貸付有価証券(注1)	203,899	24,651
投資収益合計	6,327,796	765,031
費用		
管理報酬(注2)	1,813,437	219,245
投資者サービス報酬(注2)	520,759	62,960
保管報酬(注2)	47,926	5,794
受託者報酬および費用(注2)	15,366	1,858
販売報酬(注2)	635,797	76,868
管理事務報酬(注2)	6,117	740
その他	317,741	38,415
費用合計	3,357,143	405,879
費用控除額(注2)	(917)	(111)
費用純額	3,356,226	405,768
投資純利益	2,971,570	359,263
投資有価証券に係る実現純利益(注1、3)	23,093,051	2,791,950
スワップ契約に係る実現純利益(注1)	829,215	100,252
外貨取引に係る実現純利益(注1)	6,150	744
外貨建資産および負債に係る当期中の未実現純評価益	26,625	3,219
投資有価証券および発行日取引による有価証券に係る当期中の未実現純評価益	22,312,979	2,697,639
投資有価証券に係る純利益	46,268,020	5,593,804
運用による純資産の純増加	49,239,590	5,953,066

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

財務書類に対する注記

2014年6月30日現在

以下の財務書類に対する注記の中で、「ステート・ストリート」とはステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーを、「SEC」とは証券取引委員会を、「パトナム・マネジメント」とは、ファンドの管理運用会社であり、パトナム・インベストメント・エルエルシーの間接的全額出資子会社であるパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを、「OTC」とは、もしあれば、店頭取引を意味する。特段の記載のない限り、「報告期間」は2013年7月1日から2014年6月30日までの期間を表す。

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、1940年投資会社法(改正済)の下で、オープン・エンド型分散投資運用会社として登録されているマサチューセッツ・ビジネス・トラストである。ファンドの投資目的は、主として有望な投資潜在力を持つとパトナム・マネジメントが思料する欧州諸国の大企業および中規模企業の普通株式(成長株、割安株またはその両方)に投資することにより、元本の成長を追求することである。パトナム・マネジメントは、また、株価の上昇を招くと思料するその他の要因も考慮する。ファンドは、主として先進諸国に投資するが、東欧等の新興市場に投資する場合もある。

ファンドは、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券、クラスR受益証券およびクラスY受益証券を販売する。クラスA受益証券およびクラスM受益証券は、それぞれ最高5.75%および3.50%の購入時販売手数料で販売され、通常、解約手数料の支払はない。クラスB受益証券は、約8年後にクラスA受益証券に転換するもので、購入時販売手数料は支払わないが、購入から6年以内に買戻された場合は解約手数料を支払うことがある。クラスC受益証券は、1年間1.00%の解約手数料が課せられ、クラスA受益証券には転換されない。すべての投資者に対しては販売されないクラスR受益証券は、純資産価格で販売される。クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券に対する費用は、各クラスの販売報酬に基づいて異なることがあり、それは注2に明記されている。クラスY受益証券は、純資産価格で販売され、通常、クラスA、クラスB、クラスC、クラスMおよびクラスR受益証券と同じ費用を負担するが、販売報酬は負担しない。クラスY受益証券は、すべての投資者に対しては販売されない。

通常の業務過程で、ファンドは状況により他の当事者に対して補償する旨の合意を含む契約を締結する。かかる合意に基づいてファンドが負担する最大のエクスポージャーは、現在までのところ請求は行われていないものの、ファンドに対して行われる可能性のあるクレームに関わるために予見できない。しかし、ファンドの運用チームは、重大な損失が生じる危険は低いと予想する。

注1 重要な会計方針

以下は、ファンドが財務書類作成にあたって継続適用している重要な会計方針の要約である。財務書類の作成は、米国において一般に認められた会計原則に準拠しており、財務書類中の資産や負債の報告額および運用による純資産の増減の報告額に影響を与える見積りと仮定を経営陣が行うことを要求している。実際の結果はこれらの見積りとは異なることもある。当財務書類が公表された日までの資産および負債計算書日後の後発事象は、当財務書類の作成過程で評価された。

2013年1月2日より前に購入され、保有期間が90日以下である受益証券の買戻し(別のファンドへの転換を含む)には、1.00%の短期取引手数料が課されることがある。短期取引手数料は、払込資本金の増加として会計処理された。2013年1月2日以降に購入される受益証券については、短期取引手数料は課されない。

投資収益、実現/未実現損益およびファンドの費用は、当該クラス固有の費用(各クラスに適用される販売報酬を含む。)を除いて、ファンド純資産総額に対する各クラスの相対的な純資産額に基づいて按分負担される。各クラスの受益証券がクラス別に議決権を行使するのは、各クラス独自の販売計画に関する事項または法律によりクラス別に議決権行使が要求されているか受託者会により決定されているその他の事項に関してのみである。ファンドが清算された場合には、各クラスの受益証券は、ファンドの純資産に

ついでに、受託者会は、各クラスの受益証券に対して別個の配当を行う。

有価証券の評価

市場価格が容易に入手可能な投資有価証券は、主要な取引所において直前に公表された売却価格または特定の市場における公認の終値で評価され、会計基準成文化第820号「公正価値の測定および開示」(以下「ASC第820号」という。)に基づきレベル1の有価証券に分類されている。OTCの有価証券のように取引が公表されない場合には、直前に公表された買気配値で評価され、通常、レベル2の有価証券として分類される。

レベル1またはレベル2の有価証券に分類可能なオープン・エンド型投資会社(上場投信(ETF)を除く。)への投資は、もしあれば、その純資産価格に基づいて評価される。かかる投資会社の純資産価格は、その資産から負債を控除した総額をその発行済受益証券口数で除して算出される。

米国外の多くの証券市場および証券取引所は、ニューヨーク証券取引所の終了より前に終了する。それゆえ、かかる市場またはかかる取引所における有価証券の終値は、当該市場の終了後でニューヨーク証券取引所の終了前に発生した事象を十分に反映していないことがある。従って、特定の日については、ファンドは、米国証券市場の動向、通貨の評価ならびに米国預託証券、上場投資信託および先物契約の評価との比較を含む複合的な要因を考慮して外国持分証券の公正価値を評価する。通常、レベル1の有価証券に分類されるこれらの有価証券は、公正価値で評価される場合には、公正価値ヒエラルキーのレベル2に移行されることとなる。公正価値が使用される日数は市場活動によるが、ファンドにより公正価値がかなりの程度使用されることもあり得る。外貨建の有価証券については、もしあれば、期末の為替レートで米ドルに換算される。満期までの残存期間が60日以下の短期有価証券は、償却原価で評価され、その評価額は公正価値に近似し、レベル2の有価証券に分類される。

値付機関またはディーラーが有価証券を評価できないかまたはパトナム・マネジメントが当該有価証券の公正価値を正確に反映していないと考える場合には、当該有価証券は受託者会が承認する方針および手続に従ってパトナム・マネジメントにより公正価値で評価される。特定の制限付証券および非流動証券ならびにデリバティブを含む特定の投資有価証券も、受託者会が承認した手続に従って公正価値で評価される。かかる評価においては、金利または信用の質の変化、他の有価証券との多様な関係、割引率、米国財務省証券、米国スワップおよびクレジット・イールド、インデックス水準、コンベクシティ・エクスポージャーならびに回収率などの要因が、重要な市場状況または個別の証券の事象とみなされる。当該有価証券は、重要なインプットの優先順位によりレベル2またはレベル3に分類される。

かかる評価および手続は、受託者会により定期的に見直される。有価証券の公正価値は通常、合理的な期間に、かかる証券を秩序的な処分により実現できるとファンドが合理的に予測できる金額として決定される。その性質上、公正価値による価格は現在販売されている有価証券の誠実に見積もられた価値であり、実勢市場価格を反映しておらず、かなりの差異があることがある。

証券取引および関連する投資収益

証券取引は、約定日(買注文あるいは売注文が執行された日)に計上されている。有価証券売却損益は、個別法で決定されている。

受取利息は、適用される源泉税を控除して、発生基準で計上される。適用される源泉税を控除した受取配当金は、一定の外国証券からの配当金が、もしあれば、配当落ち日の通知を受け次第認識される場合を除いて、配当落ち日に認識される。現物配当は、もしあれば、受領有価証券の公正価値で記帳される。資本またはキャピタル・ゲインの払戻しを表す配当金は、もしあれば、取得原価の減少および/または実現利益として反映される。

すべてのプレミアム/ディスカウントは、満期利回りに基づき償却/増価されている。

発行日取引により売買される有価証券は、通常、決済期間を超えた将来の一定の日に決済されることがある。受取利息は、有価証券の条件に基づき発生する。対象となる有価証券の公正価値の変動により、または取引相手方が契約不履行の場合は損失が発生する可能性がある。

外貨換算

ファンドの会計記録は米ドルで記帳されている。外国有価証券、保有通貨、その他の資産および負債の公正価値は、取引日の為替レートで米ドルに換算後、ファンドの帳簿に記帳される。各有価証券の取

得原価は、取得時の為替レートを使って決定される。所得税および源泉徴収税は、稼得時または発生時に実勢為替レートで換算される。ファンドは、投資有価証券に係る外国為替レートの変動による実現または未実現の損益を、証券の市場価格の変動から生じる値幅の変動と区別しない。かかる損益は、投資有価証券に係る実現および未実現の純損益に含まれている。外貨取引に係る実現純損益は、クローズド為替予約に係る実現為替純損益、外貨の売却、証券取引にかかる約定日と決済日間の実現為替差損益、ならびにファンドの帳簿に記載された投資収益および外国源泉徴収税の総額と実際に受領されまたは支払われた米ドル相当額との差額を表している。外貨建資産および負債に係る未実現純評価損益は、期末時におけるオープン先物通貨契約および投資有価証券以外の資産および負債の為替レートの変動による価額変動から生じている。

トータルリターン・スワップ契約

ファンドは、特定の有価証券に対するエクスポージャーを管理するために、共に想定元本に基づく市場連動の収益と定期的支払とを交換する契約であるOTCトータルリターン・スワップ契約を締結した。

取引の対象となっている証券、インデックスまたはその他の金融商品の総収益が金利債務を超過するか、または金利債務との相殺に不足する範囲で、ファンドは取引相手方から支払を受けるか、または取引相手方に支払を行う。OTCトータルリターン・スワップ契約は、独立の値付機関またはマーケット・メーカーからの相場に基づき毎日値洗いされ、変動は、もしあれば、未実現損益として計上される。受領されたかまたは行われた支払は、実現損益として計上される。特定のOTCトータルリターン・スワップ契約は、効力発生日の延長が可能である。かかるスワップ契約に関する支払は、契約条件に基づき発生する。ファンドは、金利の不利な変動または対象となっている証券またはインデックスの価格の下落、当該契約に対する市場に流動性がない可能性、または取引相手方が履行すべき債務に関して債務不履行になる可能性により、信用リスクまたは市場リスクにさらされることがある。取引相手方のリスクによるファンドの最大の損失のリスクは、当該契約の公正価値である。かかるリスクは、ファンドと取引相手方との間でマスター・ネットリング契約を締結することにより軽減されうる。損失のリスクは、資産および負債計算書に認識された金額を超えることがある。

期末現在の想定元本を含む未決済OTCトータルリターン・スワップ契約は、もしあれば、ファンドの投資有価証券明細表の後に記載されている。

マスター契約

ファンドは、特定の取引相手方と共に、随時締結されるOTCデリバティブおよび外国為替契約を規定するISDA(国際スワップ・デリバティブ協会)マスター契約(以下「マスター契約」という。)の当事者である。本マスター契約は、特に当事者の一般的義務、表明、合意、担保要件、債務不履行事由および期限前終了に関する条項を含んでいる。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってファンドに提供された担保は、ファンドの保管会社により分別勘定に保有され、売却または再担保することができる金額に関しては、投資有価証券明細表中に表示される。

ファンドが提供した担保はファンドの保管会社により分別保管され、ファンドの組入投資有価証券に分類される。担保は、現金、米国政府または関連機関発行の債務証券、またはファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券の形をとる。担保要件は、ファンドにおける各取引相手方のネットポジションに基づいて決定される。

ファンドに適用される終了事由は、一定期間に渡りファンドの純資産が規定の基準以下に減少する場合に発生しうる。取引相手方に適用される終了事由は、取引相手方の長期および短期の信用格付が規定のレベル以下に下がる場合に発生しうる。いずれの場合も、発生次第、他方当事者は期限前終了を選択し、かかる期限前終了により発生し、終了選択当事者により合理的に決定される損失および費用の支払を含む、未決済のデリバティブ契約および外国為替契約のすべての決済を行うことができる。一またはそれ以上のファンドの取引相手方が期限前終了を決定した場合、その決定は、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与えうる。

報告期間末現在、ファンドはマスター契約に基づくオープン・デリバティブ契約に係る純負債ポジションを有していなかった。

貸付有価証券

ファンドは、追加的収益を得るために、その代理人を通じて資格のある借り手に有価証券を貸し付けることができる。貸付は、貸付有価証券の公正価値と少なくとも同額の現金で担保されている。貸付有価証券の公正価値は毎日決定され、必要な追加担保は翌営業日にファンドに割り当てられる。借り手による債務不履行のリスクは、ファンドの代理人により負担され、ファンドは現金担保の投資に関する損失リスクを負う。貸付有価証券からの収益は、運用計算書の投資収益に含まれている。現金担保は、パトナム・マネジメントの関係会社により管理される有限責任会社であるパトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーにおいて運用される。パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーにおける運用は、各営業日の最終純資産価額で評価される。パトナム・キャッシュ・コラテラル・プール・エルエルシーに課される管理報酬はない。報告期間末現在、ファンドは、9,689,036ドルの現金担保を受領し、貸付有価証券の価額は9,123,963ドルであった。

ファンド間貸付

ファンドは、SECが公表した免除命令に従って、他のパトナム・ファンドと共にファンド間貸付プログラムに参加することができる。当該プログラムは、ファンドが他のパトナム・ファンドから借り入れること、または他のパトナム・ファンドに対して貸し付けることを認めるものである。ファンド間貸付取引は、各ファンドの投資方針ならびに借入および貸付限度に従って行われる。ファンド間貸付取引に係る受取利息または支払利息は、現行の市場レートの平均に基づく。報告期間において、ファンドは当プログラムを利用しなかった。

信用限度枠

ファンドは他のパトナム・ファンドと共に、ステート・ストリートにより提供される392.5百万ドル(2014年6月27日以前は315百万ドル)の無担保約定信用限度枠および235.5百万ドル(2014年6月27日以前は185百万ドル)の無担保非約定信用限度枠に参加している。借入は、受益者の買戻請求および取引決済のための資金調達を含む、一時的または緊急の目的で行われることがある。ファンドの借入額に応じて、約定信用限度枠分についてはフェデラルファンドの利率+1.25%、非約定信用限度枠分についてはフェデラルファンドの利率+1.30%に相当する利率で、ファンドに対して利息が課せられる。約定信用限度枠の0.04%(2014年6月27日以前は0.02%)および非約定信用限度枠の0.04%(2014年6月27日以前は50,000ドル)に相当するクロージング手数料が参加ファンドにより支払われた。さらに、約定信用限度枠の未使用部分に関する年率0.11%の融資枠維持手数料が、参加ファンドの純資産額に基づき参加ファンドに割り当てられ、四半期毎に支払われた。報告期間において、ファンドにはかかる契約に対する借入はなかった。

連邦税

指定期間内のすべての課税所得を分配し、その他については規制された投資会社に適用される1986年内国歳入法(改正済)(以下「内国歳入法」という。)の各条項に従うことがファンドの方針である。また、内国歳入法4982条に基づく消費税の課税を回避し得る金額を分配することも、ファンドの意向である。

ファンドは、会計基準成文化第740号「法人所得税」(以下「ASC第740号」という。)の規定に従う。ASC第740号は、税務申告において採用される、または採用されると見込まれる税務上のポジションの優遇についての財務書類上の認識に関する最低基準を規定している。ファンドは、添付の財務書類上に認識されない税務上の優遇として計上すべき負債を有していなかった。収益、キャピタル・ゲイン、所有有価証券の未実現評価益に係る連邦税についても、収益やキャピタル・ゲインに係る消費税についても、引当金は設定されていない。ファンドの過去3年間の連邦税申告は、内国歳入庁の審査を条件とする。

ファンドはまた、投資を行っている国々の政府により課税の対象となることがある。かかる税金は、一般に、稼得もしくは本国に送金された収益またはキャピタル・ゲインに基づく。ファンドは、収益および/またはキャピタル・ゲインを稼得する場合には、投資純利益、実現純利益および未実現純利益に対してかかる税金を未払計上および適用する。場合により、ファンドはかかる税金のすべてまたは一部の還付を請求する権利を有する可能性があり、かかる還付額は、もしあれば、ファンドの帳簿に資産として反映される。しかし多くの場合、投資を行う国によっては、ファンドが長期間かかる還付額を受領できない可能性がある。

2014年6月30日現在、ファンドは、内国歳入法で許容される範囲内で、将来の純キャピタル・ゲインがある場合にはそれと相殺することができる、59,168,743ドルの繰越キャピタル・ロスを有していた。繰越金額および失効日は以下のとおりである。

繰越損失

短期	長期	合計	失効日
795,075ドル	該当なし	795,075ドル	2017年6月30日
58,373,668ドル	該当なし	58,373,668ドル	2018年6月30日

2010年規制投資会社近代化法に基づき、ファンドは2010年12月22日より後に開始する課税年度に発生したキャピタル・ロスを無期限に繰越することが許容される。しかし、発生する損失については、制定前の課税年度に発生した損失に先立って使用することが求められる。当該規則により、制定前のキャピタル・ロスの繰越は、未使用で失効する可能性が高い。さらに、制定後の繰越キャピタル・ロスは、以前の法律ではすべて短期とみなされていたが、短期または長期のキャピタル・ロスとしての性質を保持することとなる。

受益者への分配

投資純利益からの受益者への分配は、ファンドによって、配当落ち日に記帳される。キャピタル・ゲインからの配当は(もしあれば)、配当落ち日に計上され、少なくとも年1回支払われる。分配される収益の金額や性質は、一般に認められている会計原則とは異なることのある所得税規則に従って決定される。当該差異は、入替取引に係る損失およびスワップ契約に係る利益における一時差異および/または永久差異を含んでいる。ファンドの資本勘定は、所得税規則に基づく分配可能な収益およびキャピタル・ゲイン(もしくは繰越可能キャピタル・ロス)を反映するように組替えられている。報告期間末現在、ファンドは、未分配投資純利益を増加させる560,595ドルおよび払込資本金を減少させる56,307ドルの組替を行い、累積実現純損失を504,288ドル増加させた。

報告期間末現在の税務基準による分配可能利益の内容および連邦税務上の取得原価は、以下のとおりであった。

未実現評価益	47,825,425 ドル
未実現評価損	(7,595,778)ドル
未実現純評価益	40,229,647 ドル
未分配経常利益	1,688,023 ドル
繰越キャピタル・ロス	(59,168,743)ドル
連邦所得税務上の取得原価	284,592,186 ドル

注2 管理報酬、管理事務業務およびその他の取引

ファンドは、ファンドの管理契約に規定され、パトナム・マネジメントが出資するほとんどのオープン・エンド型ファンドの純資産総額の平均に基づき変動する可能性のある年率の管理報酬（ファンドの平均純資産に基づき毎月計算され支払われる。）（以下「基本報酬」という。）をパトナム・マネジメントに支払う。かかる年率は、以下の通り変動する。

	50億ドル以下の部分について	平均純資産額の0.850%
50億ドル超	100億ドル以下の部分について	0.800%
100億ドル超	200億ドル以下の部分について	0.750%
200億ドル超	300億ドル以下の部分について	0.700%
300億ドル超	800億ドル以下の部分について	0.650%
800億ドル超	1,300億ドル以下の部分について	0.630%
1,300億ドル超	2,300億ドル以下の部分について	0.620%
	2,300億ドル超の部分について	0.615%

ファンドの受益者は、2014年2月27日から有効のファンドとパトナム・マネジメントとの間の現行管理契約を承認した。受益者は、パトナム・マネジメントの最終的な親会社であるパワー・コーポレーション・オブ・カナダの議決権付株式の過半数を直接および間接的に支配していたポール・G・デスマレー氏が2013年10月8日に死去したことにより、ファンドの管理契約の承認を求められた。報酬に関する条項を含む当該管理契約の重要な条項は、ファンドの旧管理契約の条項と同一であり、上記の表に記載されている年率を反映している。

さらに、2011年1月から、月次の管理報酬は、当該月における運用実績調整額を加えるかまたは差し引いた月次の基本報酬からなる。運用実績調整額は、当該時点で終了した36か月間にわたる運用実績に基づき決定される。各月において、運用実績調整額は、運用期間にわたるファンドの平均純資産に運用実績調整率を乗じて計算され、その計算結果は12で除される。結果として生じた額（米ドル）が当該月の基本報酬に加えられるかまたは基本報酬から差し引かれる。運用実績調整率は、それぞれの運用期間にわたり測定される、ファンドの年率換算された運用実績（ファンドのクラスA受益証券により測定される。）とMSCI欧州株インデックス（純配当）の年率換算された運用実績との差異に0.03を乗じた額に等しい。年率換算された最大の運用実績調整率は+/-0.15%である。月次の基本報酬は当該月のファンドの平均純資産額に基づき決定されるが、運用実績調整額は最大36か月の運用期間にわたるファンドの平均純資産額に基づき決定される。これは、ファンドの運用実績が運用期間にわたって著しくベンチマークを下回った場合、およびファンドの資産が当該期間にわたって著しく減少した場合には、マイナスの実績調整額が基本報酬を上回る可能性があることを意味する。この場合には、パトナム・マネジメントがファンドに対して支払を行うこととなる。

運用実績調整額は、絶対的な実績ではなく適用されるベンチマーク・インデックスと比較したファンドの実績に基づくため、運用実績調整額は、ファンドの受益証券が運用期間中に価値を下げたとしても、ファンドの実績がベンチマーク・インデックスを上回っていればパトナム・マネジメントの報酬を増加させる。また、ファンドの受益証券が運用期間中に価値を上げたとしても、ファンドの実績がベンチマーク・インデックスを下回っていればパトナム・マネジメントの報酬を減少させる。

報告期間において、基本報酬は、運用実績に基づく181,426ドル（ファンド平均純資産額の0.077%）を加える前は、ファンドの平均純資産額の0.695%の実効料率（実際の費用放棄による影響を除く）であった。

パトナム・マネジメントは、2015年6月30日まで、ファンドの累積費用(仲介料、金利、税金、投資関連費用、特別費用、取得したファンドの報酬および費用、ならびにファンドの投資者サービス契約、投資運用契約および販売計画に基づく支払を除く。)を、1会計年度の初めから今日までを基準として、かかる会計年度の初めから今日までの期間にわたりファンドの平均純資産額の年率0.20%までに制限するために必要な範囲で報酬を放棄するかまたはファンドの費用を払い戻すことに契約上合意した。報告期間中に、ファンドの費用は、かかる制限により減少しなかった。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベストメンツ・リミテッド(以下「P I L」という。)は、パトナム・マネジメントが随時決定するファンド資産の一部分を管理運用することを受託者により授權されている。パトナム・マネジメントは、その役務に対し、P I Lが管理運用するファンドの一部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎の副管理報酬をP I Lに支払う。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(以下「P A C」という。)は、パトナム・マネジメントまたはP I Lにより随時指定されるファンド資産の一部を管理運用することを受託者会により授權されている。パトナム・マネジメントまたはP I Lは、その役務に対し、P A Cが副投資顧問会社として携わるファンド資産の当該部分の平均純資産の年率0.35%で四半期毎に副投資顧問報酬をP A Cに支払う。

ファンドは、パトナム・マネジメントに、ファンドの役員およびファンドに対して管理事務業務を提供した従業員に関する報酬および関連する費用として割当てられた額を補填する。かかるすべての補填金の総額は、毎年受託者によって決定される。

ファンド資産の保管業務は、ステート・ストリートにより提供される。保管報酬は、ファンドの資産レベル、証券保有数および取引量に基づく。

パトナム・マネジメントの関係会社であるパトナム・インベスター・サービスズ・インクは、ファンドに対して投資者サービス代行業務を提供する。パトナム・インベスター・サービスズ・インクは、ファンドのリテール資産レベル、ファンドの受益者口座数およびファンドの確定拠出プランの資産レベルに基づく投資者サービス報酬を受領した。投資者サービス報酬は、ファンドの平均純資産の年率0.32%を超えないものとする。報告期間中、投資者サービス報酬に関する各クラスの受益証券の費用は、以下の通りであった。

クラスA受益証券	413,395ドル	クラスR受益証券	785ドル
クラスB受益証券	7,974ドル	クラスY受益証券	67,687ドル
クラスC受益証券	23,746ドル	合計	520,759ドル
クラスM受益証券	7,172ドル		

ファンドは、現金残高から許容される利益によりパトナム・インベスター・サービスズ・インクおよびステート・ストリートの報酬が減額される費用相殺の取決めを、パトナム・インベスター・サービスズ・インクおよびステート・ストリートとの間で締結した。報告期間において、ファンドの費用は、費用相殺の取決めにより917ドル減少した。

ファンドの独立の各受託者は、四半期毎の報酬として168ドルがファンドに割当てられている年間受託者報酬および各受託者会出席についての追加報酬を受領する。受託者はまた、受託者としての役務に関連して負担する費用の払い戻しを受ける。

ファンドは、受託者に1995年7月1日以降支払われる受託者報酬の全部または一部について、その受領の繰延を認める受託者報酬繰延プラン(以下「繰延プラン」という。)を採用している。支払が繰延べられた報酬は、繰延プランに従って分配が行われるまで特定のパトナム・ファンドに投資される。

ファンドは、最低5年以上、受託者として役務を提供し、2004年より前に初めて選出されたファンドの受託者を対象とした非払戻無拠出型確定給付年金プラン(以下「年金プラン」という。)を採用している。年金プランにおける給付金は、2005年12月31日に終了した3年間の受託者の年次出席報酬および顧問報酬の平均合計額の50%相当額である。退職給付金は、2006年12月31日までの役務提供年数に応じて、退職後の年度から終身、受託者に給付される。ファンドの年金費用は、運用計算書において受託者報酬および費用に含まれている。未払年金債務は、資産および負債計算書において、未払受託者報酬および費用に含まれている。受託者会は、2003年より後に初めて選出された受託者に関しては年金プランを終了させた。

ファンドは、1940年投資会社法のルール12b - 1に従って、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に関して販売計画(以下「計画」という。)を採用している。これらの計画の目的は、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的全額出資子会社であるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対し、ファンドの受益証券の販売に際して提供された役務および発生した費用を補償することにある。当該計画により、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券に帰属するファンドの平均純資産額のそれぞれ0.35%、1.00%、1.00%、1.00%および1.00%までの年率で、ファンドはパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップに対して支払を行う。受託者は、ファンドが、クラスA受益証券、クラスB受益証券、クラスC受益証券、クラスM受益証券およびクラスR受益証券それぞれに帰属する平均純資産額の年率0.25%、1.00%、1.00%、0.75%および0.50%で支払をなすことを承認している。報告期間中、販売報酬に関するクラス固有の費用は、以下の通りであった。

クラスA受益証券	464,778ドル	クラスM受益証券	24,092ドル
クラスB受益証券	35,808ドル	クラスR受益証券	1,783ドル
クラスC受益証券	109,336ドル	合計	635,797ドル

報告期間において、引受人を務めるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の販売手数料63,236ドルおよび68ドルをそれぞれ受領し、クラスB受益証券およびクラスC受益証券の買戻しによる解約手数料1,649ドルおよび1,228ドルをそれぞれ受領した。

クラスAおよびクラスM受益証券の一定の買戻しには、それぞれ1.00%および0.65%までの解約手数料が賦課される。報告期間において、引受人を務めるパトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、クラスAおよびクラスM受益証券の買戻しに関して、0ドルを受領した。

注3 投資有価証券の売買

報告期間中における、短期投資以外の投資有価証券の取得原価および売却手取金の総額は、それぞれ250,747,754ドルおよび146,978,419ドルであった。米国政府長期債務証券の購入または売却手取金はなかった。

注4 資本金

報告期間末現在、授権受益証券の発行口数に制限は無かった。資本取引は以下のとおりであった。

クラスA	2014年6月30日に終了した年度		2013年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	2,724,826	72,375,021	282,501	6,002,923
分配金再投資に伴う 発行受益証券	53,617	1,384,383	94,381	1,932,922
	2,778,443	73,759,404	376,882	7,935,845
買戻受益証券	(1,168,095)	(30,599,359)	(1,262,088)	(25,424,919)
純増(減)	1,610,348	43,160,045	(885,206)	(17,489,074)

クラスB	2014年6月30日に終了した年度		2013年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	67,034	1,694,423	11,423	224,554
分配金再投資に伴う 発行受益証券	256	6,337	1,232	24,244
	67,290	1,700,760	12,655	248,798
買戻受益証券	(41,763)	(1,028,572)	(59,893)	(1,163,837)
純増(減)	25,527	672,188	(47,238)	(915,039)

クラスC	2014年6月30日に終了した年度		2013年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	652,371	16,634,655	45,764	981,129
分配金再投資に伴う 発行受益証券	2,859	72,132	618	12,447
	655,230	16,706,787	46,382	993,576
買戻受益証券	(66,831)	(1,726,857)	(8,232)	(165,162)
純増加	588,399	14,979,930	38,150	828,414

クラスM	2014年6月30日に終了した年度		2013年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	3,777	102,291	391	7,885
分配金再投資に伴う 発行受益証券	312	7,987	976	19,824
	4,089	110,278	1,367	27,709
買戻受益証券	(13,316)	(343,992)	(19,788)	(396,307)
純減少	(9,227)	(233,714)	(18,421)	(368,598)

クラスR	2014年6月30日に終了した年度		2013年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)
販売受益証券	15,444	402,732	3,417	70,723
分配金再投資に伴う 発行受益証券	98	2,492	94	1,914
	15,542	405,224	3,511	72,637
買戻受益証券	(5,084)	(130,715)	(3,625)	(70,697)
純増(減)	10,458	274,509	(114)	1,940

クラスY	2014年6月30日に終了した年度		2013年6月30日に終了した年度	
	受益証券(口)	金額(ドル)	受益証券(口)	金額(ドル)

販売受益証券	2,039,574	54,286,368	77,133	1,607,845
分配金再投資に伴う 発行受益証券	9,705	251,463	7,083	145,475
	2,049,279	54,537,831	84,216	1,753,320
買戻受益証券	(307,556)	(8,300,577)	(65,992)	(1,326,743)
純増加	1,741,723	46,237,254	18,224	426,577

注5 関連会社との取引

共通の保有者により管理運用されるパトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドとの報告期間中の取引は、以下の通りであった。

関連会社の名称	報告期間 期首現在の 公正価値 (ドル)	取得原価 (ドル)	売却手取額 (ドル)	投資収益 (ドル)	報告期間末 現在の 公正価値 (ドル)
パトナム・ショート・ ターム・インベストメント・ ファンド*	5,124,974	107,603,160	104,348,901	4,036	8,379,233

* パトナム・ショート・ターム・インベストメント・ファンドに課された管理報酬は、パトナム・マネジ
メントにより放棄された。

注6 市場リスク、信用リスクおよびその他のリスク

通常の業務過程で、ファンドは金融商品を売買し、市場の変動(市場リスク)または取引を履行する契約相手方の債務不履行(信用リスク)による潜在的な損失リスクを伴う金融取引を行う。ファンドは、ファンドが未決済取引またはオープン取引を有する機関または他の企業が債務を履行出来ない追加の信用リスクにさらされる可能性がある。外国有価証券への投資は、景気変動、政情不安および通貨価値の変動を含む一部のリスクを内包している。

注7 デリバティブ活動の概要

報告期間中に保有していた各種デリバティブについての期間中の取引量は、各四半期末現在の平均保有額に基づき、以下の通りであった。

OTCトータルリターン・スワップ契約(想定額)	-ドル*
-------------------------	------

* 報告期間中、取引は最小限であった。

報告期間末現在、ファンドはデリバティブ商品を保有していなかった。

以下は、報告期間における運用計算書上のデリバティブ商品の実現損益の概要である(注1参照)(デリバティブ商品に係る未実現損益はなかった)。

投資有価証券に係る純(損)益において認識されたデリバティブに係る実現(損)益の額

A S C第815号に基づきヘッジ商品として会計処理されない デリバティブ	スワップ (ドル)	合計 (ドル)
株式契約	829,215	829,215
合計	829,215	829,215

[次へ](#)

Statement of assets and liabilities 6/30/14

ASSETS	
Investment in securities, at value, including \$9,123,963 of securities on loan (Note 1):	
Unaffiliated issuers (identified cost \$266,323,547)	\$306,753,564
Affiliated issuers (identified cost \$18,068,269) (Notes 1 and 5)	18,068,269
Foreign currency (cost \$112,661) (Note 1)	112,661
Dividends, interest and other receivables	552,112
Foreign tax reclaim	98,346
Receivable for shares of the fund sold	1,164,612
Receivable for investments sold	4,035,278
Prepaid assets	40,228
Total assets	330,825,070
LIABILITIES	
Payable for investments purchased	6,062,838
Payable for shares of the fund repurchased	298,572
Payable for compensation of Manager (Note 2)	188,434
Payable for custodian fees (Note 2)	11,339
Payable for investor servicing fees (Note 2)	103,693
Payable for Trustee compensation and expenses (Note 2)	185,485
Payable for administrative services (Note 2)	497
Payable for distribution fees (Note 2)	157,831
Collateral on securities loaned, at value (Note 1)	9,689,036
Other accrued expenses	168,967
Total liabilities	16,866,692
Net assets	\$313,958,378
REPRESENTED BY	
Paid-in capital (Unlimited shares authorized) (Notes 1 and 4)	\$331,204,414
Undistributed net investment income (Note 1)	1,676,995
Accumulated net realized loss on investments and foreign currency transactions (Note 1)	(59,369,113)
Net unrealized appreciation of investments and assets and liabilities in foreign currencies	40,446,082
Total - Representing net assets applicable to capital shares outstanding	\$313,958,378
COMPUTATION OF NET ASSET VALUE AND OFFERING PRICE	
Net asset value and redemption price per class A share (\$226,015,982 divided by 8,197,528 shares)	\$27.57
Offering price per class A share (100/94.25 of \$27.57)*	\$29.25
Net asset value and offering price per class B share (\$4,357,682 divided by 165,262 shares)**	\$26.37
Net asset value and offering price per class C share (\$19,165,468 divided by 714,303 shares)**	\$26.83
Net asset value and redemption price per class M share (\$3,293,941 divided by 120,814 shares)	\$27.26
Offering price per class M share (100/96.50 of \$27.26)*	\$28.25
Net asset value, offering price and redemption price per class R share (\$545,884 divided by 20,073 shares)	\$27.19
Net asset value, offering price and redemption price per class Y share (\$60,579,421 divided by 2,186,915 shares)	\$27.70

* On single retail sales of less than \$50,000. On sales of \$50,000 or more the offering price is reduced.

** Redemption price per share is equal to net asset value less any applicable contingent deferred sales charge.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Statement of operations Year ended 6/30/14

INVESTMENT INCOME	
Dividends (net of foreign tax of \$528,175)	\$6,119,815
Interest (including interest income of \$4,036 from investments in affiliated issuers) (Note 5)	4,082
Securities lending (Note 1)	203,899
Total investment income	6,327,796
EXPENSES	
Compensation of Manager (Note 2)	1,813,437
Investor servicing fees (Note 2)	520,759
Custodian fees (Note 2)	47,926
Trustee compensation and expenses (Note 2)	15,366
Distribution fees (Note 2)	635,797
Administrative services (Note 2)	6,117
Other	317,741
Total expenses	3,357,143
Expense reduction (Note 2)	(917)
Net expenses	3,356,226
Net investment income	2,971,570
Net realized gain on investments (Notes 1 and 3)	23,093,051
Net realized gain on swap contracts (Note 1)	829,215
Net realized gain on foreign currency transactions (Note 1)	6,150
Net unrealized appreciation of assets and liabilities in foreign currencies during the year	26,625
Net unrealized appreciation of investments and when-issued securities during the year	22,312,979
Net gain on investments	46,268,020
Net increase in net assets resulting from operations	\$49,239,590

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Notes to financial statements 6/30/14

Within the following Notes to financial statements, references to “State Street” represent State Street Bank and Trust Company, references to “the SEC” represent the Securities and Exchange Commission, references to “Putnam Management” represent Putnam Investment Management, LLC, the fund's manager, an indirect wholly-owned subsidiary of Putnam Investments, LLC and references to “OTC”, if any, represent over-the-counter. Unless otherwise noted, the “reporting period” represents the period from July 1, 2013 through June 30, 2014.

Putnam Europe Equity Fund (the fund) is a Massachusetts business trust, which is registered under the Investment Company Act of 1940, as amended, as a diversified open-end management investment company. The investment objective of the fund is to seek capital appreciation by investing mainly in common stocks (growth or value stocks or both) of large and midsize European companies that Putnam Management believes have favorable investment potential. Putnam Management also considers other factors that it believes will cause the stock price to rise. The fund invests mainly in developed countries, but may invest in emerging markets, such as those in Eastern Europe.

The fund offers class A, class B, class C, class M, class R and class Y shares. Class A and class M shares are sold with a maximum front-end sales charge of 5.75% and 3.50%, respectively, and generally do not pay a contingent deferred sales charge. Class B shares, which convert to class A shares after approximately eight years, do not pay a front-end sales charge and are subject to a contingent deferred sales charge if those shares are redeemed within six years of purchase. Class C shares have a one-year 1.00% contingent deferred sales charge and do not convert to class A shares. Class R shares, which are not available to all investors, are sold at net asset value. The expenses for class A, class B, class C, class M and class R shares may differ based on the distribution fee of each class, which is identified in Note 2. Class Y shares, which are sold at net asset value, are generally subject to the same expenses as class A, class B, class C, class M and class R shares, but do not bear a distribution fee. Class Y shares are not available to all investors.

In the normal course of business, the fund enters into contracts that may include agreements to indemnify another party under given circumstances. The fund's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be, but have not yet been, made against the fund. However, the fund's management team expects the risk of material loss to be remote.

Note 1: Significant accounting policies

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the fund in the preparation of its financial statements. The preparation of financial statements is in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America and requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the financial statements and the reported amounts of increases and decreases in net assets from operations. Actual results could differ from those estimates. Subsequent events after the Statement of assets and liabilities date through the date that the financial statements were issued have been evaluated in the preparation of the financial statements.

A short-term trading fee of 1.00% may have applied to redemptions (including exchanges into another fund) of shares purchased before January 2, 2013 and held for 90 days or less. The short-term trading fee was accounted for as an addition to paid-in-capital. No short-term trading fee applies to shares purchased on or after January 2, 2013.

Investment income, realized and unrealized gains and losses and expenses of the fund are borne pro-rata based on the relative net assets of each class to the total net assets of the fund, except that each class bears expenses unique to that class (including the distribution fees applicable to such classes). Each class votes as a class only with respect to its own distribution plan or other matters on which a class vote is required by law or determined by the Trustees. If the fund were liquidated, shares of each class would receive their pro-rata share of the net assets of the fund. In addition, the Trustees declare separate dividends on each class of shares.

Security valuation Investments for which market quotations are readily available are valued at the last reported sales price on their principal exchange, or official closing price for certain markets, and are classified as Level 1 securities under Accounting Standards Codification 820 Fair Value Measurements and Disclosures (ASC 820). If no sales are reported, as in the case of some securities that are traded OTC, a security is valued at its last reported bid price and is generally categorized as a Level 2 security.

Investments in open-end investment companies (excluding exchange traded funds), if any, which can be classified as Level 1 or Level 2 securities, are valued based on their net asset value. The net asset value of such investment companies equals the total value of their assets less their liabilities and divided by the number of their outstanding shares.

Many securities markets and exchanges outside the U.S. close prior to the close of the New York Stock Exchange and therefore the closing prices for securities in such markets or on such exchanges may not fully reflect events that occur after such close but before the close of the New York Stock Exchange. Accordingly, on certain days, the fund will fair value foreign equity securities taking into account multiple factors including movements in the U.S. securities markets, currency valuations and comparisons to the valuation of American Depository Receipts, exchange-traded funds and futures contracts. These securities, which would generally be classified as Level 1 securities, will be transferred to Level 2 of the fair value hierarchy when they are valued at fair value. The number of days on which fair value prices will be used will depend on market activity and it is possible that fair value prices will be used by the fund to a significant extent. Securities quoted in foreign currencies, if any, are translated into U.S. dollars at the current exchange rate. Short-term securities with remaining maturities of 60 days or less may be valued at amortized cost, which approximates fair value and are classified as Level 2 securities.

To the extent a pricing service or dealer is unable to value a security or provides a valuation that Putnam Management does not believe accurately reflects the security's fair value, the security will be valued at fair value by Putnam Management in accordance with policies and procedures approved by the Trustees. Certain investments, including certain restricted and illiquid securities and derivatives, are also valued at fair value following procedures approved by the Trustees. These valuations consider such factors as significant market or specific security events such as interest rate or credit quality changes, various relationships with other

securities, discount rates, U.S. Treasury, U.S. swap and credit yields, index levels, convexity exposures and recovery rates. These securities are classified as Level 2 or as Level 3 depending on the priority of the significant inputs.

Such valuations and procedures are reviewed periodically by the Trustees. The fair value of securities is generally determined as the amount that the fund could reasonably expect to realize from an orderly disposition of such securities over a reasonable period of time. By its nature, a fair value price is a good faith estimate of the value of a security in a current sale and does not reflect an actual market price, which may be different by a material amount.

Security transactions and related investment income Security transactions are recorded on the trade date (the date the order to buy or sell is executed). Gains or losses on securities sold are determined on the identified cost basis.

Interest income, net of any applicable withholding taxes, is recorded on the accrual basis. Dividend income, net of any applicable withholding taxes, is recognized on the ex-dividend date except that certain dividends from foreign securities, if any, are recognized as soon as the fund is informed of the ex-dividend date. Non-cash dividends, if any, are recorded at the fair value of the securities received. Dividends representing a return of capital or capital gains, if any, are reflected as a reduction of cost and/or as a realized gain.

All premiums/discounts are amortized/accreted on a yield-to-maturity basis.

Securities purchased or sold on a when-issued basis may be settled at a future date beyond customary settlement time; interest income is accrued based on the terms of the securities. Losses may arise due to changes in the fair value of the underlying securities or if the counterparty does not perform under the contract.

Foreign currency translation The accounting records of the fund are maintained in U.S. dollars. The fair value of foreign securities, currency holdings, and other assets and liabilities is recorded in the books and records of the fund after translation to U.S. dollars based on the exchange rates on that day. The cost of each security is determined using historical exchange rates. Income and withholding taxes are translated at prevailing exchange rates when earned or incurred. The fund does not isolate that portion of realized or unrealized gains or losses resulting from changes in the foreign exchange rate on investments from fluctuations arising from changes in the market prices of the securities. Such gains and losses are included with the net realized and unrealized gain or loss on investments. Net realized gains and losses on foreign currency transactions represent net realized exchange gains or losses on closed forward currency contracts, disposition of foreign currencies, currency gains and losses realized between the trade and settlement dates on securities transactions and the difference between the amount of investment income and foreign withholding taxes recorded on the fund's books and the U.S. dollar equivalent amounts actually received or paid. Net unrealized appreciation and depreciation of assets and liabilities in foreign currencies arise from changes in the value of open forward currency contracts and assets and liabilities other than investments at the period end, resulting from changes in the exchange rate.

Total return swap contracts The fund entered into OTC total return swap contracts, which are arrangements to exchange a market linked return for a periodic payment, both based on a notional principal amount, to manage exposure to specific securities.

To the extent that the total return of the security, index or other financial measure underlying the transaction exceeds or falls short of the offsetting interest rate obligation, the fund will receive a payment from or make a payment to the counterparty. OTC total return swap contracts are marked to market daily based upon quotations from an independent pricing service or market makers and the change, if any, is recorded as an unrealized gain or loss. Payments received or made are recorded as realized gains or losses. Certain OTC total return swap contracts may include extended effective dates. Payments related to these swap contracts are accrued based on the terms of the contract. The fund could be exposed to credit or market risk due to unfavorable changes in the fluctuation of interest rates or in the price of the underlying security or index, the possibility that there is no liquid market for these agreements or that the counterparty may default on its obligation to perform. The fund's maximum risk of loss from counterparty risk is the fair value of the contract. This risk may be mitigated by having a master netting arrangement between the fund and the counterparty. Risk of loss may exceed amounts recognized on the Statement of assets and liabilities.

OTC total return swap contracts outstanding, including their respective notional amounts at period end, if any, are listed after the fund's portfolio.

Master agreements The fund is a party to ISDA (International Swaps and Derivatives Association, Inc.) Master Agreements (Master Agreements) with certain counterparties that govern OTC derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The Master Agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the Master Agreements, collateral posted to the fund is held in a segregated account by the fund's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, is presented in the fund's portfolio.

Collateral pledged by the fund is segregated by the fund's custodian and identified in the fund's portfolio. Collateral can be in the form of cash or debt securities issued by the U.S. Government or related agencies or other securities as agreed to by the fund and the applicable counterparty. Collateral requirements are determined based on the fund's net position with each counterparty.

Termination events applicable to the fund may occur upon a decline in the fund's net assets below a specified threshold over a certain period of time. Termination events applicable to counterparties may occur upon a decline in the counterparty's long-term and short-term credit ratings below a specified level. In each case, upon occurrence, the other party may elect to terminate early and cause settlement of all derivative and foreign exchange contracts outstanding, including the payment of any losses and costs resulting from such early termination, as reasonably determined by the terminating party. Any decision by one or more of the fund's counterparties to elect early termination could impact the fund's future derivative activity.

At the close of the reporting period, the fund did not have a net liability position on open derivative contracts subject to the Master Agreements.

Securities lending The fund may lend securities, through its agent, to qualified borrowers in order to earn additional income. The loans are collateralized by cash in an amount at least equal to the fair value of the securities loaned. The fair value of securities loaned is determined daily and any additional required collateral is allocated to the fund on the next business day. The risk of borrower default will be borne by the fund's agent; the fund will bear the risk of loss with respect to the investment of the cash collateral. Income from securities lending is included in investment income on the Statement of operations. Cash collateral is invested in Putnam Cash Collateral Pool, LLC, a limited liability company managed by an affiliate of Putnam Management. Investments in Putnam Cash Collateral Pool, LLC are valued at its closing net asset value each business day. There are no management fees charged to Putnam Cash Collateral Pool, LLC. At the close of the reporting period, the fund received cash collateral of \$9,689,036 and the value of securities loaned amounted to \$9,123,963.

Interfund lending The fund, along with other Putnam funds, may participate in an interfund lending program pursuant to an exemptive order issued by the SEC. This program allows the fund to borrow from or lend to other Putnam funds that permit such transactions. Interfund lending transactions are subject to each fund's investment policies and borrowing and lending limits. Interest earned or paid on the interfund lending transaction will be based on the average of certain current market rates. During the reporting period, the fund did not utilize the program.

Lines of credit The fund participates, along with other Putnam funds, in a \$392.5 million (\$315 million prior to June 27, 2014) unsecured committed line of credit and a \$235.5 million (\$185 million prior to June 27, 2014) unsecured uncommitted line of credit, both provided by State Street. Borrowings may be made for temporary or emergency purposes, including the funding of shareholder redemption requests and trade settlements. Interest is charged to the fund based on the fund's borrowing at a rate equal to the Federal Funds rate plus 1.25% for the committed line of credit and the Federal Funds rate plus 1.30% for the uncommitted line of credit. A closing fee equal to 0.04% (0.02% prior to June 27, 2014) of the committed line of credit and 0.04% (\$50,000 prior to June 27, 2014) of the uncommitted line of credit has been paid by the participating funds. In addition, a commitment fee of 0.11% per annum on any unutilized portion of the committed line of credit is allocated to the participating funds based on their relative net assets and paid quarterly. During the reporting period, the fund had no borrowings against these arrangements.

Federal taxes It is the policy of the fund to distribute all of its taxable income within the prescribed time period and otherwise comply with the provisions of the Internal Revenue Code of 1986, as amended (the Code), applicable to regulated investment companies. It is also the intention of the fund to distribute an amount sufficient to avoid imposition of any excise tax under Section 4982 of the Code.

The fund is subject to the provisions of Accounting Standards Codification 740 Income Taxes (ASC 740). ASC 740 sets forth a minimum threshold for financial statement recognition of the benefit of a tax position taken or expected to be taken in a tax return. The fund did not have a

liability to record for any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements.

No provision has been made for federal taxes on income, capital gains or unrealized appreciation on securities held nor for excise tax on income and capital gains. Each of the fund's federal tax returns for the prior three fiscal years remains subject to examination by the Internal Revenue Service.

The fund may also be subject to taxes imposed by governments of countries in which it invests. Such taxes are generally based on either income or gains earned or repatriated. The fund accrues and applies such taxes to net investment income, net realized gains and net unrealized gains as income and/or capital gains are earned. In some cases, the fund may be entitled to reclaim all or a portion of such taxes, and such reclaim amounts, if any, are reflected as an asset on the fund's books. In many cases, however, the fund may not receive such amounts for an extended period of time, depending on the country of investment.

At June 30, 2014, the fund had a capital loss carryover of \$59,168,743 available to the extent allowed by the Code to offset future net capital gain, if any. The amounts of the carryovers and the expiration dates are:

Loss carryover			
Short-term	Long-term	Total	Expiration
\$795,075	N/A	\$795,075	June 30, 2017
58,373,668	N/A	58,373,668	June 30, 2018

Under the Regulated Investment Company Modernization Act of 2010, the fund will be permitted to carry forward capital losses incurred in taxable years beginning after December 22, 2010 for an unlimited period. However, any losses incurred will be required to be utilized prior to the losses incurred in pre-enactment tax years. As a result of this ordering rule, pre-enactment capital loss carryforwards may be more likely to expire unused. Additionally, post-enactment capital losses that are carried forward will retain their character as either short-term or long-term capital losses rather than being considered all short-term as under previous law.

Distributions to shareholders Distributions to shareholders from net investment income are recorded by the fund on the ex-dividend date. Distributions from capital gains, if any, are recorded on the ex-dividend date and paid at least annually. The amount and character of income and gains to be distributed are determined in accordance with income tax regulations, which may differ from generally accepted accounting principles. These differences include temporary and/or permanent differences from losses on wash sale transactions and from income on swap contracts. Reclassifications are made to the fund's capital accounts to reflect income and gains available for distribution (or available capital loss carryovers) under income tax regulations. At the close of the reporting period, the fund reclassified \$560,595 to increase undistributed net investment income, \$56,307 to decrease paid-in-capital and \$504,288 to increase accumulated net realized loss.

The tax basis components of distributable earnings and the federal tax cost as of the close of the reporting period were as follows:

Unrealized appreciation	\$47,825,425
Unrealized depreciation	(7,595,778)
Net unrealized appreciation	40,229,647
Undistributed ordinary income	1,688,023
Capital loss carryforward	(59,168,743)
Cost for federal income tax purposes	\$284,592,186

Note 2: Management fee, administrative services and other transactions

The fund pays Putnam Management a management fee (base fee) (based on the fund's average net assets and computed and paid monthly) at annual rates that may vary based on the average of the aggregate net assets of most open-end funds, as defined in the fund's management contract, sponsored by Putnam Management. Such annual rates may vary as follows:

0.850%	of the first \$5 billion,	0.650%	of the next \$50 billion,
0.800%	of the next \$5 billion,	0.630%	of the next \$50 billion,

0.750%	of the next \$10 billion,	0.620%	of the next \$100 billion and
0.700%	of the next \$10 billion,	0.615%	of any excess thereafter.

The fund's shareholders approved the fund's current management contract with Putnam Management effective February 27, 2014. Shareholders were asked to approve the fund's management contract following the death on October 8, 2013 of The Honourable Paul G. Desmarais, who had controlled directly and indirectly a majority of the voting shares of Power Corporation of Canada, the ultimate parent company of Putnam Management. The substantive terms of the management contract, including terms relating to fees, are identical to the terms of the fund's previous management contract and reflect the rates provided in the table above.

In addition, beginning with January 2011, the monthly management fee consists of the monthly base fee plus or minus a performance adjustment for the month. The performance adjustment is determined based on performance over the thirty-six month period then ended. Each month, the performance adjustment is calculated by multiplying the performance adjustment rate and the fund's average net assets over the performance period and the result is divided by twelve. The resulting dollar amount is added to, or subtracted from the base fee for that month. The performance adjustment rate is equal to 0.03 multiplied by the difference between the fund's annualized performance (measured by the fund's class A shares) and the annualized performance of the MSCI Europe Index (Net Dividends), each measured over the performance period. The maximum annualized performance adjustment rates are +/-0.15%. The monthly base fee is determined based on the fund's average net assets for the month, while the performance adjustment is determined based on the fund's average net assets over the performance period of up to thirty-six months. This means it is possible that, if the fund underperforms significantly over the performance period, and the fund's assets have declined significantly over that period, the negative performance adjustment may exceed the base fee. In this event, Putnam Management would make a payment to the fund.

Because the performance adjustment is based on the fund's performance relative to its applicable benchmark index, and not its absolute performance, the performance adjustment could increase Putnam Management's fee even if the fund's shares lose value during the performance period provided that the fund outperformed its benchmark index, and could decrease Putnam Management's fee even if the fund's shares increase in value during the performance period provided that the fund underperformed its benchmark index.

For the reporting period, the base fee represented an effective rate (excluding the impact from any expense waivers in effect) of 0.695% of the fund's average net assets before an increase of \$181,426 (0.077% of the fund's average net assets) based on performance.

Putnam Management has contractually agreed, through June 30, 2015, to waive fees or reimburse the fund's expenses to the extent necessary to limit the cumulative expenses of the fund, exclusive of brokerage, interest, taxes, investment-related expenses, extraordinary expenses, acquired fund fees and expenses and payments under the fund's investor servicing contract, investment management contract and distribution plans, on a fiscal year-to-date basis to an annual rate of 0.20% of the fund's average net assets over such fiscal year-to-date period. During the reporting period, the fund's expenses were not reduced as a result of this limit.

Putnam Investments Limited (PIL), an affiliate of Putnam Management, is authorized by the Trustees to manage a separate portion of the assets of the fund as determined by Putnam Management from time to time. Putnam Management pays a quarterly sub-management fee to PIL for its services at an annual rate of 0.35% of the average net assets of the portion of the fund managed by PIL.

The Putnam Advisory Company, LLC (PAC), an affiliate of Putnam Management, is authorized by the Trustees to manage a separate portion of the assets of the fund, as designated from time to time by Putnam Management or PIL. Putnam Management or PIL, as applicable, pays a quarterly sub-advisory fee to PAC for its services at the annual rate of 0.35% of the average net assets of the portion of the fund's assets for which PAC is engaged as sub-adviser.

The fund reimburses Putnam Management an allocated amount for the compensation and related expenses of certain officers of the fund and their staff who provide administrative services to the fund. The aggregate amount of all such reimbursements is determined annually by the Trustees.

Custodial functions for the fund's assets are provided by State Street. Custody fees are based on the fund's asset level, the number of its security holdings and transaction volumes.

Putnam Investor Services, Inc., an affiliate of Putnam Management, provides investor servicing agent functions to the fund. Putnam Investor Services, Inc. received fees for investor servicing based on the fund's retail asset level, the number of shareholder accounts in the fund and the level of defined contribution plan assets in the fund. Investor servicing fees will not exceed an annual rate of 0.32% of the fund's average net assets. During the reporting period, the expenses for each class of shares related to investor servicing fees were as follows:

Class A	\$413,395	Class R	785
Class B	7,974	Class Y	67,687
Class C	23,746	Total	\$520,759
Class M	7,172		

The fund has entered into expense offset arrangements with Putnam Investor Services, Inc. and State Street whereby Putnam Investor Services, Inc.'s and State Street's fees are reduced by credits allowed on cash balances. For the reporting period, the fund's expenses were reduced by \$917 under the expense offset arrangements.

Each independent Trustee of the fund receives an annual Trustee fee, of which \$168, as a quarterly retainer, has been allocated to the fund, and an additional fee for each Trustees meeting attended. Trustees also are reimbursed for expenses they incur relating to their services as Trustees.

The fund has adopted a Trustee Fee Deferral Plan (the Deferral Plan) which allows the Trustees to defer the receipt of all or a portion of Trustees fees payable on or after July 1, 1995. The deferred fees remain invested in certain Putnam funds until distribution in accordance with the Deferral Plan.

The fund has adopted an unfunded noncontributory defined benefit pension plan (the Pension Plan) covering all Trustees of the fund who have served as a Trustee for at least five years and were first elected prior to 2004. Benefits under the Pension Plan are equal to 50% of the Trustee's average annual attendance and retainer fees for the three years ended December 31, 2005. The retirement benefit is payable during a Trustee's lifetime, beginning the year following retirement, for the number of years of service through December 31, 2006. Pension expense for the fund is included in Trustee compensation and expenses in the Statement of operations. Accrued pension liability is included in Payable for Trustee compensation and expenses in the Statement of assets and liabilities. The Trustees have terminated the Pension Plan with respect to any Trustee first elected after 2003.

The fund has adopted distribution plans (the Plans) with respect to its class A, class B, class C, class M and class R shares pursuant to Rule 12b-1 under the Investment Company Act of 1940. The purpose of the Plans is to compensate Putnam Retail Management Limited Partnership, an indirect wholly-owned subsidiary of Putnam Investments, LLC, for services provided and expenses incurred in distributing shares of the fund. The Plans provide for payments by the fund to Putnam Retail Management Limited Partnership at an annual rate of up to 0.35%, 1.00%, 1.00%, 1.00% and 1.00% of the average net assets attributable to class A, class B, class C, class M and class R shares, respectively. The Trustees have approved payment by the fund at an annual rate of 0.25%, 1.00%, 1.00%, 0.75% and 0.50% of the average net assets attributable to class A, class B, class C, class M and class R shares, respectively. During the reporting period, the class specific expenses related to distribution fees were as follows:

Class A	\$464,778	Class M	24,092
Class B	35,808	Class R	1,783
Class C	109,336	Total	\$635,797

For the reporting period, Putnam Retail Management Limited Partnership, acting as underwriter, received net commissions of \$63,236 and \$68 from the sale of class A and class M shares, respectively, and received \$1,649 and \$1,228 in contingent deferred sales charges from redemptions of class B and class C shares, respectively.

A deferred sales charge of up to 1.00% and 0.65% is assessed on certain redemptions of class A and class M shares, respectively. For the reporting period, Putnam Retail Management Limited Partnership, acting as underwriter, received no monies on class A and class M redemptions.

Note 3: Purchases and sales of securities

During the reporting period, cost of purchases and proceeds from sales of investment securities other than short-term investments aggregated \$250,747,754 and \$146,978,419, respectively. There were no purchases or proceeds from sales of long-term U.S. government securities.

Note 4: Capital shares

At the close of the reporting period, there was an unlimited number of shares of beneficial interest authorized. Transactions in capital shares were as follows:

Class A	Year ended 6/30/14		Year ended 6/30/13	
	Shares	Amount	Shares	Amount

Shares sold	2,724,826	\$72,375,021	282,501	\$6,002,923
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	53,617	1,384,383	94,381	1,932,922
	2,778,443	73,759,404	376,882	7,935,845
Shares repurchased	(1,168,095)	(30,599,359)	(1,262,088)	(25,424,919)
Net increase (decrease)	1,610,348	\$43,160,045	(885,206)	\$(17,489,074)

	Year ended 6/30/14		Year ended 6/30/13	
Class B	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	67,034	\$1,694,423	11,423	\$224,554
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	256	6,337	1,232	24,244
	67,290	1,700,760	12,655	248,798
Shares repurchased	(41,763)	(1,028,572)	(59,893)	(1,163,837)
Net increase (decrease)	25,527	\$672,188	(47,238)	\$(915,039)

	Year ended 6/30/14		Year ended 6/30/13	
Class C	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	652,371	\$16,634,655	45,764	\$981,129
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	2,859	72,132	618	12,447
	655,230	16,706,787	46,382	993,576
Shares repurchased	(66,831)	(1,726,857)	(8,232)	(165,162)
Net increase	588,399	\$14,979,930	38,150	\$828,414

Class M	Year ended 6/30/14		Year ended 6/30/13	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	3,777	\$102,291	391	\$7,885
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	312	7,987	976	19,824
	4,089	110,278	1,367	27,709
Shares repurchased	(13,316)	(343,992)	(19,788)	(396,307)
Net decrease	(9,227)	\$(233,714)	(18,421)	\$(368,598)

Class R	Year ended 6/30/14		Year ended 6/30/13	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	15,444	\$402,732	3,417	\$70,723
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	98	2,492	94	1,914
	15,542	405,224	3,511	72,637
Shares repurchased	(5,084)	(130,715)	(3,625)	(70,697)
Net increase (decrease)	10,458	\$274,509	(114)	\$1,940

Class Y	Year ended 6/30/14		Year ended 6/30/13	
	Shares	Amount	Shares	Amount
Shares sold	2,039,574	\$54,286,368	77,133	\$1,607,845
Shares issued in connection with reinvestment of distributions	9,705	251,463	7,083	145,475
	2,049,279	54,537,831	84,216	1,753,320
Shares repurchased	(307,556)	(8,300,577)	(65,992)	(1,326,743)
Net increase	1,741,723	\$46,237,254	18,224	\$426,577

Note 5: Affiliated transactions

Transactions during the reporting period with Putnam Short Term Investment Fund, which is under common ownership and control, were as follows:

Name of affiliate	Fair value at the beginning of the reporting period	Purchase cost	Sale proceeds	Investment income	Fair value at the end of the reporting period
Putnam Short Term Investment Fund*	\$5,124,974	\$107,603,160	\$104,348,901	\$4,036	\$8,379,233

* Management fees charged to Putnam Short Term Investment Fund have been waived by Putnam Management.

Note 6: Market, credit and other risks

In the normal course of business, the fund trades financial instruments and enters into financial transactions where risk of potential loss exists due to changes in the market (market risk) or failure of the contracting party to the transaction to perform (credit risk). The fund may be exposed to additional credit risk that an institution or other entity with which the fund has unsettled or open transactions will default. Investments in foreign securities involve certain risks, including those related to economic instability, unfavorable political developments, and currency fluctuations.

Note 7: Summary of derivative activity

The volume of activity for the reporting period for any derivative type that was held during the period is listed below and was as follows based on an average of the holdings at the end of each fiscal quarter:

OTC total return swap contracts (notional)	\$-
--	-----

* For the reporting period, the transactions were minimal.

As of the close of the reporting period, the fund did not hold any derivative instruments.

The following is a summary of realized gains or losses of derivative instruments on the Statement of operations for the reporting period (see Note 1) (there were no unrealized gains or losses on derivative instruments):

Amount of realized gain or (loss) on derivatives recognized in net gain or (loss) on investments

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815	Swaps	Total
Equity contracts	\$829,215	\$829,215
Total	\$829,215	\$829,215

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年10月末日現在)

	ドル(. を除く)	千円(. , . を除く)
. 資産総額	386,848,029	46,769,927
. 負債総額	1,344,132	162,506
. 純資産額(-)	385,503,897	46,607,421
. 発行済受益証券数	クラスA 8,859,134口	
	クラスB 187,466口	
	クラスC 1,150,784口	
	クラスM 123,595口	
	クラスR 10,689口	
	クラスY 4,499,132口	
. 1口当たり純資産価格	クラスA 26.03	3,147円
	クラスB 24.81	3,000円
	クラスC 25.25	3,053円
	クラスM 25.71	3,108円
	クラスR 25.64	3,100円
	クラスY 26.17	3,164円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

1. ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 パトナム・インベスター・サービスズ・インク

取扱場所 アメリカ合衆国 02109 マサチューセッツ州 ボストン市 ポスト・オフィス・スクウェア 1
番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。名義書換の費用は徴収されない。

2. 受益者集会

年次受益者集会は開催されない。ファンドの契約及び信託宣言または1940年投資会社法により要求されている場合には、臨時集会が随時開催される。

3. 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

ファンドはいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

本書の「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1. ファンドの性格、(3) ファンドの仕組み、管理運用会社の概況」の記載と同じ。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理運用会社は、投資信託に対する投資運用および投資顧問サービスを提供する業務に従事している。

2015年10月末日現在、管理運用会社は以下の117のファンドおよびファンドのポートフォリオ（合計純資産総額約817億ドル）を運用、助言および/または管理している。

設立国または運用が行われている国別	基本的性格	ファンドの本数	純資産総額 (100万ドル)
米国	クローズド・エンド型 ボンド・ファンド	6	2,286.22
	オープン・エンド型 バランスト・ファンド	11	7,283.44
	オープン・エンド型 ボンド・ファンド	37	23,978.34
	オープン・エンド型 エクイティ・ファンド	63	48,156.06
	合計	117	81,704.06

3【管理会社の経理状況】

- a．管理運用会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、米国における諸法令および一般に認められる会計原則に準拠して作成された2014年および2013年12月31日終了年度の原文の監査済財務書類（以下「原文の財務書類」という。）を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理運用会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・アンド・トウシュ・エルエルピーから、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定する監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（翻訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理運用会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、平成27年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.90円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、上記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

(1)【貸借対照表】

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
貸借対照表

	2014年12月31日現在 (注記7)		2013年12月31日現在 (注記7)	
	米ドル	千円 (無監査)	米ドル	千円 (無監査)
資産				
流動資産				
未収投資運用報酬	43,101,793	5,211,007	36,338,727	4,393,352
前払費用およびその他の流動資産	4,205,196	508,408	4,129,463	499,252
流動資産合計	47,306,989	5,719,415	40,468,190	4,892,604
有形固定資産、純額(注記3)	163,224	19,734	272,041	32,890
その他の資産	338,369	40,909	489,370	59,165
資産合計	47,808,582	5,780,058	41,229,601	4,984,659
負債および出資者持分				
負債				
未払報酬および従業員福利厚生費	3,347,376	404,698	3,435,241	415,321
未払金および未払費用	10,535,969	1,273,799	3,261,322	394,294
負債合計	13,883,345	1,678,496	6,696,563	809,614
出資者持分				
親会社および関係会社からの未収金、 純額(注記5)	(379,967,342)	(45,938,052)	(280,994,687)	(33,972,258)
出資者拠出金	1,000	121	1,000	121
払込剰余金	758,621,689	91,717,362	772,317,244	93,373,155
累積欠損金	(349,361,748)	(42,237,835)	(461,083,275)	(55,744,968)
その他の包括利益累計額	4,631,638	559,965	4,292,756	518,994
出資者持分合計	33,925,237	4,101,561	34,533,038	4,175,044
負債および出資者持分合計	47,808,582	5,780,058	41,229,601	4,984,659

添付の注記は当財務諸表と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
損益およびその他の包括利益計算書

	2014年12月31日に終了した年度 (注記7)		2013年12月31日に終了した年度 (注記7)	
	米ドル	千円 (無監査)	米ドル	千円 (無監査)
収益				
投資運用報酬、純額	465,136,806	56,235,040	374,046,593	45,222,233
営業費用				
報酬および福利厚生費	209,033,317	25,272,128	168,447,422	20,365,293
専門家および外部報酬	23,055,942	2,787,463	20,923,177	2,529,612
その他の営業費用	16,844,799	2,036,536	12,251,384	1,481,192
親会社および関係会社からの配分費用、 純額(注記5)	56,649,625	6,848,940	48,887,795	5,910,534
訴訟和解金(注記6)	(23,281,858)	(2,814,777)	-	-
営業費用合計	282,301,825	34,130,291	250,509,778	30,286,632
所得税調整前当期純利益	182,834,981	22,104,749	123,536,815	14,935,601
親会社に対する所得税(注記4)	71,113,454	8,597,617	72,103,564	8,717,321
当期純利益	111,721,527	13,507,133	51,433,251	6,218,280
その他の包括利益/(損失)、税引後				
為替換算調整勘定の純変動額	338,882	40,971	(6,168)	(746)
その他の包括利益/(損失)、税引後	338,882	40,971	(6,168)	(746)
包括利益	112,060,409	13,548,103	51,427,083	6,217,534

添付の注記は当財務諸表と不可分のものである。

[次へ](#)

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

出資者持分変動計算書

2014年および2013年12月31日に終了した年度

	親会社および関係会社 からの未収金、純額(注記 5) (注記7)		出資者拠出金		払込剰余金 (注記7)		累積欠損金 (注記7)		その他の包括利益累計 額		出資者持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
		(無監査)		(無 監 査)		(無監査)		(無監査)		(無監 査)		(無監査)
2014 年1 月1 日残 高	(280,994,687)	(33,972,258)	1,000	121	772,317,244	93,373,155	(461,083,275)	(55,744,968)	4,292,756	518,994	34,533,038	4,175,044
(修 正再 表示 後) 会社 間取 引純 額	(98,972,655)	(11,965,794)	-	-	-	-	-	-	-	-	(98,972,655)	(11,965,794)
(修 正再 表示 後) 分担 税金 負債 の決 済	-	-	-	-	(13,695,555)	(1,655,793)	-	-	-	-	(13,695,555)	(1,655,793)
(修 正再 表示 後) その 他の 包括 利益 当期 純利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	338,882	40,971	338,882	40,971
(修 正再 表示 後)	-	-	-	-	-	-	111,721,527	13,507,133	-	-	111,721,527	13,507,133
2014 年12 月31 日残 高	(379,967,342)	(45,938,052)	1,000	121	758,621,689	91,717,362	(349,361,748)	(42,237,835)	4,631,638	559,965	33,925,237	4,101,561
(修 正再 表示 後)												
2013 年1 月1 日残 高	(107,636,097)	(13,013,204)	1,000	121	751,016,039	90,797,839	(626,606,832)	(75,756,766)	4,298,924	519,740	21,073,034	2,547,730
(過 年度 計上 額) 過年 度の 修正 による 影響	(113,605,232)	(13,734,873)	-	-	(485,074)	(58,645)	114,090,306	13,793,518	-	-	-	-
(注 記 7)												
2013 年1 月1 日残 高	(221,241,329)	(26,748,077)	1,000	121	750,530,965	90,739,194	(512,516,526)	(61,963,248)	4,298,924	519,740	21,073,034	2,547,730
(修 正再 表示 後)												

会社 間取 引純 額 (修 正再 表示 後)	(59,753,358)	(7,224,181)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(59,753,358)	(7,224,181)
分担 税金 負債 の決 済 (修 正再 表示 後)	-	-	-	-	21,786,279	2,633,961	-	-	-	-	-	21,786,279	2,633,961
その 他の 包括 損失 当期 純利 益 (修 正再 表示 後)	-	-	-	-	-	-	-	-	(6,168)	(746)	(6,168)	(746)	
2013 年12 月31 日残 高 (修 正再 表示 後)	(280,994,687)	(33,972,258)	1,000	121	772,317,244	93,373,155	(461,083,275)	(55,744,968)	4,292,756	518,994	34,533,038	4,175,044	

添付の注記は当財務諸表と不可分のものである。

[次へ](#)

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
キャッシュ・フロー計算書

	2014年12月31日に終了した年度 (注記7)		2013年12月31日に終了した年度 (注記7)	
	米ドル	千円 (無監査)	米ドル	千円 (無監査)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益	111,721,527	13,507,133	51,433,251	6,218,280
当期純利益を営業活動により得た現金純額 に調整するための修正:				
有形固定資産の減価償却および資産計上 したソフトウェアの償却	291,282	35,216	144,330	17,449
分担税金(資産)/負債の決済	(13,695,555)	(1,655,793)	21,786,279	2,633,961
営業資産の(増加)/減少:				
未収投資運用報酬	(6,763,066)	(817,655)	(7,273,775)	(879,399)
前払費用およびその他の流動資産	263,149	31,815	(8,259)	(999)
営業負債の増加/(減少):				
未払報酬および従業員福利厚生費	(87,865)	(10,623)	(122,958)	(14,866)
未払金および未払費用	7,274,647	879,505	(5,339,532)	(645,549)
営業活動により得た現金純額	99,004,119	11,969,598	60,619,336	7,328,878
投資活動によるキャッシュ・フロー				
資産計上したソフトウェアの追加	(31,464)	(3,804)	(865,978)	(104,697)
投資活動に使用された現金純額	(31,464)	(3,804)	(865,978)	(104,697)
財務活動によるキャッシュ・フロー				
親会社および関係会社からの未収金の増加	(458,929,359)	(55,484,560)	(388,676,590)	(46,991,000)
親会社および関係会社への未払金の増加	359,956,704	43,518,766	328,923,232	39,766,819
財務活動に使用された現金純額	(98,972,655)	(11,965,794)	(59,753,358)	(7,224,181)
現金および現金同等物の純増加/(減少)	-	-	-	-
期首現在現金および現金同等物	-	-	-	-
期末現在現金および現金同等物	-	-	-	-

添付の注記は当財務諸表と不可分のものである。

[次へ](#)

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
財務諸表に対する注記

(1) 組織

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「当社」という。）は、グレート・ウエスト・ライフ・コ・インク（以下「ライフコ」という。）の間接的過半数所有子会社であるパトナム・インベストメンツ・エルエルシー（以下「親会社」または「パトナム」という。）の間接的全額出資子会社である。

当社の主要な業務は、パトナムがスポンサーとなっている投資信託（以下「ファンド」という。）に対して投資顧問業務を提供することである。当該役務の提供に関連して、当社は役務を提供する各ファンドまたは口座の平均純資産額に基づく投資運用報酬を受領する。当社の収益は、国内および海外の株式ならびに債券ポートフォリオを含む、管理運用するファンドの資産の総額および構成に大きく左右される。したがって、金融市場の変動や管理運用する資産の構成の変動が、収益および経営成績に影響する。

当社、その親会社およびその関係会社は、注記2、4および5に記載されるように、重要な相互依存性を有している。添付の財務諸表は当社が記帳する別個の記録から作成されており、当社が非関係会社として運営されていた場合には存在したであろう財政状態または経営成績を示していない可能性がある。

当社の機能通貨は米ドルである。

(2) 重要な会計方針の概要

会計の見積り

当財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されており、経営陣は、財務諸表書中に報告されている金額および関連する開示に影響を及ぼす、訴訟およびその他の案件の潜在的な帰結に関する見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、これらの見積りとは異なる可能性がある。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却累計額を控除した取得原価で計上される。減価償却費は、各資産グループの次の見積耐用年数に基づき定額法を用いて計算される。コンピュータ設備（サーバーおよびメインフレーム） - 3年から5年、事務所およびその他の設備 - 5年、家具 - 7年。賃借資産改良費は、賃借資産に適用されるリース期間または見積耐用年数のうちいずれか短い期間にわたって定額法を用いて償却される。売却または除却時に、取得原価および関連する減価償却累計額は財務諸表から除かれ、利益または損失が生じている場合は営業利益に反映される。有形固定資産の追加、取替えおよび改良に係る費用は資産計上される。メンテナンスおよび修繕のための費用は、発生時に費用計上される。有形固定資産の減価償却費は、修繕およびメンテナンス費用と共に、損益およびその他の包括利益計算書のその他の営業費用に含まれている。当社は、減損について有形固定資産の帳簿価額を毎年、または資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象または状況の変化がある場合はいつでも見直している。当期中に有形固定資産の減損または減損の兆候を示すような事象はなかった。

資産計上したソフトウェア

当社は、購入したソフトウェアに関連する一部の費用を長期性資産として資産計上し、3年間または見積耐用年数のいずれか短い方の期間にわたって定額法に基づき償却する。資産計上された費用の償却は、当該アプリケーションが製品化された時に開始される。資産計上したソフトウェアは、四半期毎に、または減損の兆候がある場合に減損テストが実施される。導入に向かないか、陳腐化しているとみなされる資産は、かかる判断により費用計上される。2014年および2013年12月31日に終了した年度に資産計上したソフトウェア費用純額は、それぞれ298,606米ドルおよび449,607米ドルであった。これらはそれぞれ317,786米ドルおよび135,321米ドルの償却累計額を含み、無形資産とされ、貸借対照表のその他の資産に含まれている。資産計上したソフトウェア資産の償却費は、損益およびその他の包括利益計算書のその他の営業費用に含まれ、2014年および2013年12月31日に終了した年度についてそれぞれ182,465米ドルおよび89,922米ドルであった。2014年および2013年12月31日に終了した年度における資産計上したソフトウェア資産の追加合計額は、それぞれ31,464米ドルおよび539,529米ドルであった。

相殺権

当社およびその関係会社が確定できる金額をお互いに負っている場合、当社が有している関係会社の債務と、関係会社が有している当社の債務とを相殺する権利を有している場合、および当社が相殺する意思を有し、かつその権利に法的効力がある場合において、関連会社間の未収金および未払金は相殺され、貸借対照表において純額で計上される。

収益認識

投資運用報酬純額は、役務が履行された時点で認識される。投資運用報酬は毎日稼得され、毎月または四半期毎に支払われる。投資運用報酬は、主に管理運用する平均資産の比率に基づいている。規定された業績レベルの達成による報酬は、当該レベルが達成され、かつ当該報酬が失効しない場合に計上され、2014年および2013年12月31日に終了した年度の当該報酬はそれぞれ合計で7,270,079米ドルおよび(3,908,197)米ドルであった。2014年および2013年12月31日に終了した年度の投資運用報酬は、ファンドの規定された契約上の費用限度に従って権利放棄された報酬、それぞれ合計で9,710,117米ドルおよび6,498,363米ドルを控除して表示される。

外貨換算

関係会社との会社間未収金および未払金の換算から生じる為替差額は、貸借対照表にその他の包括利益累計額として、税引後の金額で表示される。また、これらの差額は、各会計期間末現在の実勢為替レートをを用いて損益およびその他の包括利益計算書にその他の包括利益として計上される。

所得税

当社は、米連邦所得税および州所得税上、法人とみなされない企業（disregarded entity）として取り扱われ、所得税の課税対象とはならない。しかしながら当社は、当社の個別財務諸表において、モディファイド・セパレート・リターン法（modified separate return method）で所得税を計算し、計上している。これを行うのは、経営陣が当社の財務成績の公正な表示になると考えるからである。この方法に基づき、当期および繰延税金費用またはベネフィットが、当社の個別の按分率を用いて単独に算定される。

当社は、親会社の連結財務諸表に含まれている。親会社との資金管理方針に従って、当社は、パトナムのグループの合算按分率を用いて算出された所得税またはタックス・ベネフィットの合計に等しい金額を、親会社との会社間勘定を調整することで決済する。親会社との当該決済は定期的に行われる。パトナムのグループの実効税率を用いた場合と、仮定上の当社単独の実効税率を用いた場合との当期税金の差額は、出資者持分の部に親会社からの出資または親会社への分配として計上される。

未適用の新会計基準

顧客との契約から生じる収益

2014年5月、米国財務会計基準審議会（「FASB」）は会計基準アップデート（「ASU」）第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。当該基準は、収益認識に関する既存の基準を置き換え、かつ単の枠組みを作り出すものである。また当該基準は、顧客との契約を獲得または履行するためのコストに関する会計処理も規定している。この新基準は、2019年1月1日より開始する当社の会計年度より効力が生じ、遡及適用アプローチまたは修正遡及適用アプローチのいずれかを採用することが求められる。早期適用は、公開企業については当初の発効日、すなわち2017年1月1日より認められている。当社は現在、当社の財務諸表および関連する開示にかかる潜在的な影響ならびに利用可能な移行方法について評価中である。

(3) 有形固定資産、純額

12月31日現在の有形固定資産、純額の内訳は、以下のとおりである。

	2014年	2013年
	米ドル	米ドル
取得原価		
1月1日現在	613,192	1,251,602
追加	-	326,449
評価減	-	(964,859)
12月31日現在	613,192	613,192
減価償却累計額		
1月1日現在	(341,151)	(1,251,602)
当期減価償却費	(108,817)	(54,408)
評価減	-	964,859
12月31日現在	(449,968)	(341,151)
正味帳簿価額		
12月31日現在	163,224	272,041

2014年および2013年12月31日に終了した年度における有形固定資産、純額の減価償却費はそれぞれ108,817米ドルおよび54,408米ドルで、損益およびその他の包括利益計算書のその他の営業費用に含まれている。

(4) 所得税

2014年および2013年12月31日に終了した年度の親会社に対する当社の所得税の内訳は以下のとおりである。

	2014年 (注記7)	2013年 (注記7)
	米ドル	米ドル
連邦税		
親会社に対する当期税金	-	-
親会社に対する繰延税金	61,574,600	28,158,993
親会社に対する連邦税合計	61,574,600	28,158,993
州税		
親会社に対する当期税金	-	-
親会社に対する繰延税金	9,442,361	42,658,530
親会社に対する州税合計	9,442,361	42,658,530
親会社からの引当金の変動額	96,493	1,286,041
親会社に対する所得税合計	71,113,454	72,103,564

親会社に対する当社の所得税合計は、主に州税により、所得税調整前当期純利益に連邦法定税率を適用して計算される額とは異なっている。2014年および2013年12月31日現在、当社には、実効税率に影響を及ぼす可能性のある、親会社に対する所得税に計上された未認識税務ベネフィットはない。当社の方針では、不確実な税務ポジションに関連する利息およびペナルティーは、親会社に対する所得税に含まれる。2014年および2013年12月31日に終了した年度において、当社は親会社に対する所得税に利息およびペナルティーを認識しておらず、2014年および2013年12月31日現在に未払の利息およびペナルティーを有していない。2007暦年以降の年度について、親会社の米国連邦税申告書は、米国内国歳入庁(「IRS」)により調査中であるか、または調査の対象となる可能性がある。これらの税務調査により、親会社の税額もしくは繰越欠損金に

対して、通常過程における調整または修正案に基づく調整が生じる可能性がある。さらに、親会社が過去3年から5年間に提出した州税申告書は、引き続き税務調査の対象となる。

2014年および2013年12月31日に終了した年度のパトナムのグループ税率に代えて当社の単独税率を用いたことによる所得税への影響は、それぞれ13,695,555米ドルの税金費用の減少および21,786,279米ドルの税金費用の増加となる。税金負債の決済に用いられるパトナムのグループ税率に基づく当社の資金管理方針を反映するよう、貸借対照表の払込剰余金に対して同額で相殺仕訳が行なわれた。

(5) 親会社および関係会社との取引

親会社および関係会社からの未収金、純額

当社は、第三者に対して現金を親会社または関係会社に直接送金するよう指示し、親会社に対して当社に代わって現金を支払うよう指示する。親会社もまた、一部の費用を当社に配分する。親会社および関係会社からの未収金、純額は、() 上述の親会社による代理の現金受領および支払ならびに() 費用の計上による、当社と親会社および関係会社との間の会社間取引純額を表している。当社はかかる残高に関連する現金支払もしくは受領、またはそのどちらの見込みもないため、当該残高は、貸借対照表の出資者持分の項目に対応する増加または減少として計上される。かかる取引に関連する当期の未収金および未払金の総額は、財務活動としてキャッシュ・フロー計算書に個別に開示されている。2014年および2013年12月31日現在、当社はそれぞれ379,967,342米ドルおよび280,994,687米ドルの会社間未収残高(純額)を有していた。かかる金額は、貸借対照表の親会社および関係会社からの未収金、純額に含まれている。

退職金制度

当社、親会社および親会社のその他の子会社は、ほとんどすべての従業員を対象にした税制適格の確定拠出型退職金制度(401k)(「制度」)を設けている。当該制度に基づき、従業員は一定の制限の範囲で、適格な報酬の一定割合を当該制度に繰り延べることができ、その一部は当社がマッチング拠出を行う。当社はまた、取締役会が決定する年間任意拠出額も提供している。2014年および2013年12月31日に終了した年度に、当該制度の年間費用に対する当社の負担額は、それぞれ合計で3,157,991米ドルおよび2,912,113米ドルであった。かかる金額は、損益およびその他の包括利益計算書の報酬および福利厚生費に含まれている。

関係するファンドからの収益

ファンドに対する投資顧問業務提供関連で、当社は2014年および2013年12月31日に終了した年度にそれぞれ465,136,806米ドルおよび374,046,593米ドルの収益を得た。当該収益は、損益およびその他の包括利益計算書の投資運用報酬、純額に含まれている。2014年および2013年12月31日現在の関連未収金はそれぞれ43,101,793米ドルおよび36,338,727米ドルであり、貸借対照表の未収投資運用報酬に含まれている。

資産計上したソフトウェア

親会社は、内部使用のために開発したソフトウェアに関する一部の費用を長期性資産として資産計上し、3年間または見積耐用年数のいずれか短い方の期間にわたって定額法で償却する。償却費は、資産計上した各ソフトウェア・プロジェクトの子会社の使用量に応じて、当社を含む親会社の各子会社に配分される。2014年および2013年12月31日に終了した年度に配分された償却費はそれぞれ7,305,818米ドルおよび7,308,277米ドルで、損益およびその他の包括利益計算書の親会社および関係会社からの配分費用、純額に含まれている。

親会社および関係会社からの配分費用、純額

当社は、親会社のその他の子会社と事務所、社員および本注記に詳述されるその他の取り決めを共有している。したがって、当該取り決めに関連する費用は、実際に発生した費用を表すと経営者が考える方法で、親会社からこれらの子会社に配分される。2014年および2013年12月31日に終了した年度に、当社はそれぞれ86,616,659米ドルおよび82,276,236米ドルの費用を配分された。かかる費用は、損益およびその他の包括利益計算書の親会社および関係会社からの配分費用、純額に含まれている。

当社はまた、実際に発生した費用を表すと経営者が考える方法で、当社の特定の費用を複数の関係会社に配分している。2014年および2013年12月31日に終了した年度に、当社は複数の関係会社に対してそれぞれ29,967,034米ドルおよび33,388,441米ドルの費用を配分した。当該費用は、上記に記載されるとおり、親会社から配分された費用に対して相殺され、損益およびその他の包括利益計算書の親会社および関係会社からの配分費用、純額に含まれている。

エクイティ・インセンティブ報酬

親会社はパトナム・インベストメンツ・エルエルシー・エクイティ・インセンティブ制度(「EIP」)を設けている。当社の一部の従業員はEIPに参加する資格を有し、当該制度に基づき親会社のクラスB制限付普通株式とクラスBストック・オプションを受領する資格を有している。

親会社は、EIPに基づき付与される報奨について、規定された権利確定期間にわたり、かつ当該報奨の付与日における公正価値に基づいて費用を認識する。当該費用の一部は、かかる株式に基づく報酬の付与に応じて当社で費用計上される。

当社には、EIPに従って親会社のクラスB制限付普通株式を付与された従業員が在籍している。当社はまた、親会社が計上した報酬費用の一部も配分された。クラスB普通株式の公正価値は、EIPに概略がまとめられている評価方法に基づき決定された。かかる報奨に対する報酬費用は、最長で5年間の権利確定期間にわたり償却される。2014年12月31日に終了した年度に、当社に直接計上および配分された報酬費用はそれぞれ11,317,339米ドルおよび1,746,638米ドルであった。2013年12月31日に終了した年度に、当社に直接計上および配分された報酬費用はそれぞれ10,191,771米ドルおよび1,698,712米ドルであった。2014年12月31日現在、クラスB制限付普通株式の当社部分に関連する未認識の報酬費用は38,111,811米ドルであった。当該費用の認識が見込まれる加重平均期間は、4.50年である。

EIPに関連して当社が直接計上する費用は、損益およびその他の包括利益計算書に報酬および福利厚生費として計上されている。これらの制度に関連する配分費用は、損益およびその他の包括利益計算書に親会社および関係会社からの配分費用、純額として計上されている。

(6) 契約債務および偶発債務

請求、訴訟およびその他の偶発債務

当社は、通常の業務過程で生じる集団訴訟を含む訴訟の対象となる場合がある。これらの訴訟はいずれも当社の財政状態に重大な悪影響を及ぼすとは予想されていない。

さらに当社は、業務過程において、さまざまな州および連邦規制当局から一部の当社の方針および手続きについて、書類および情報の請求を含む照会を受ける。かかる照会はそれぞれ通常の業務過程で処理される。当社はこれらの請求のすべてに対応し、すべての規制当局の照会に対して全面的に協力する。また、当社の経営成績、キャッシュ・フローまたは財政状態に重大な悪影響を及ぼし得ると当社が判断する懸案事項はない。

その他のパトナム訴訟

パトナムは、マーケット・タイミングで解雇されたパトナムの従業員により起こされた訴訟の被告となっていた。元従業員は、解雇になった時点でパトナムでの繰延報酬の支払を求めていた。パトナムは、本件を連邦裁判所に移し、従業員退職所得保障法(「ERISA」)に基づく申し立てを却下することを申し立てた。パトナムはまた、当該従業員の行為によって生じた損害の回復を求めて反訴した。2014年12月16日に、和解契約が締結された。この和解により生じた23,281,858米ドル(約14,356,052米ドル、税引後)の利益は、損益およびその他の包括利益計算書に訴訟和解金として含まれている。

(7) 前年度の修正

当社の2013年度財務諸表の公表後、当社の経営者は、取得により得た資産にかかる州税の下の繰延税金資産に対する評価性引当金(「VA」)について、回収可能性の裏付けが見込めないため取り崩すべきであったと判断した。さらに当社は、前述の注記2および注記4に記載したとおり、所得税の計算に際してパトナムのグループ税率に代えて当社の単独税率を使用すべきであったと判断した。経営者はまた、第三者の投資信託に対する副投資顧問業務に関連して、当社に帰属すべき利益で、誤って当社の関係会社に計上されていた収益を識別した。これらの修正の影響、および一部の出資者持分勘定の再分類に関連するその他の訂正は、前年度の報告金額に以下の影響を及ぼした。

2013年12月31日現在および同日に終了した年度	前年度計上額	税金の修正	収益の修正	再分類の表示	修正再表示後
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
損益およびその他の包括利益計算書					
投資運用報酬、純額	367,777,820	-	6,268,773	-	374,046,593
親会社に対する所得税	42,560,557	27,027,430	2,515,577	-	72,103,564
当期純利益	74,707,485	(27,027,430)	3,753,196	-	51,433,251

貸借対照表

親会社および関係会社からの 未収金、純額	(168,877,410)	(52,852,472)	(59,264,805)	-	(280,994,687)
出資者拠出金	-	-	-	1,000	1,000
払込剰余金	-	21,816,423	(515,218)	751,016,039	772,317,244
累積欠損金*	203,410,448	31,036,049	59,780,023	(755,309,795)	(461,083,275)
その他の包括利益累計額	-	-	-	4,292,756	4,292,756
出資者持分合計	34,533,038	-	-	-	34,533,038

キャッシュ・フロー計算書

分担税金（資産）/負債の決済	-	21,816,423	(30,144)	-	21,786,279
親会社および関係会社からの 未収金の増加	(360,495,786)	(21,816,423)	(6,364,381)	-	(388,676,590)
親会社および関係会社への未払金の 増加	299,254,473	27,027,430	2,641,329	-	328,923,232

* 2013年12月31日に終了した年度の監査済財務諸表における報告時には、この金額は出資者持分として分類されている。

上記に加えて、以下の出資者持分変動計算書に開示されるとおり、評価性引当金および副投資顧問業務に関連する収益についての修正が2013年1月1日の期首残高に対して実施された。

2013年1月1日

	2013年1月1日現在に 報告された金額	税金の修正	収益の修正	2013年1月1日現在に 修正再表示された残高
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
親会社および関係会社 からの未収金、純額	(107,636,097)	(58,063,479)	(55,541,753)	(221,241,329)
払込剰余金**	751,016,039	-	(485,074)	750,530,965
累積欠損金**	(626,606,832)	58,063,479	56,026,827	(512,516,526)

** 過年度に計上された金額は、当年度の表示と一致させるために再分類されている。

当社の2014年度財務諸表の公表後、当社の経営者は、第三者の投資信託に対する副投資顧問業務に関連して、当社に帰属すべき収益で、誤って当社の関係会社に計上されていた収益を識別した。経営者は収益への修正を計上したが、その修正は前年度の報告金額に以下の影響を及ぼした。

2014年12月31日現在および 同日に終了した年度	前年度計上額	収益の修正	修正再表示後
	米ドル	米ドル	米ドル
損益およびその他の包括利益計算書			
投資運用報酬、純額	458,203,513	6,933,293	465,136,806
親会社に対する所得税	68,455,366	2,658,088	71,113,454
当期純利益	107,446,322	4,275,205	111,721,527
貸借対照表			
親会社および関係会社からの未収金、純額	(316,194,993)	(63,772,349)	(379,967,342)
払込剰余金	758,904,568	(282,879)	758,621,689
累積欠損金	(413,416,976)	64,055,228	(349,361,748)
出資者持分合計	33,925,237	-	33,925,237
キャッシュ・フロー計算書			
分担税金(資産)/負債の決済	(13,927,894)	232,339	(13,695,555)
親会社および関係会社からの未収金の増加	(451,703,596)	(7,225,763)	(458,929,359)
親会社および関係会社への未払金の増加	357,238,485	2,718,219	359,956,704

(8) 後発事象

当社は、2014年12月31日から、財務諸表が発行される日である2015年7月13日および2015年12月11日までの後発事象および取引について評価した。当社は、当財務諸表に認識または開示する必要のある後発事象を認識していない。

[次へ](#)

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
STATEMENTS OF INCOME AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

	Year Ended December 31, 2014 (Note 7)	Year Ended December 31, 2013 (Note 7)
REVENUE		
Investment management fees, net	\$ 465,136,806	\$ 374,046,593
OPERATING EXPENSES		
Compensation and benefits	209,033,317	168,447,422
Professional and external services	23,055,942	20,923,177
Other operating expenses	16,844,799	12,251,384
Allocated expenses from Parent and affiliates, net (Note 5)	56,649,625	48,887,795
Legal settlement (Note 6)	(23,281,858)	-
Total operating expenses	282,301,825	250,509,778
INCOME BEFORE PROVISION FOR INCOME TAXES	182,834,981	123,536,815
Provision for income taxes due to Parent (Note 4)	71,113,454	72,103,564
NET INCOME	\$ 111,721,527	\$ 51,433,251
OTHER COMPREHENSIVE INCOME/(LOSS), NET OF TAX		
Net change in foreign currency translation adjustments	338,882	(6,168)
OTHER COMPREHENSIVE INCOME/(LOSS), NET OF TAX	338,882	(6,168)
COMPREHENSIVE INCOME	\$ 112,060,409	\$ 51,427,083

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
BALANCE SHEETS

	December 31, 2014 (Note 7)	December 31, 2013 (Note 7)
<u>ASSETS</u>		
Current Assets		
Investment management fees receivable	\$ 43,101,793	\$ 36,338,727
Prepaid expenses and other current assets	4,205,196	4,129,463
Total current assets	<u>47,306,989</u>	<u>40,468,190</u>
Property and equipment, net (Note 3)	163,224	272,041
Other assets	338,369	489,370
TOTAL ASSETS	<u>\$ 47,808,582</u>	<u>\$ 41,229,601</u>
<u>LIABILITIES AND MEMBER'S EQUITY</u>		
Liabilities		
Accrued compensation and employee benefits	\$ 3,347,376	\$ 3,435,241
Accounts payable and accrued expenses	10,535,969	3,261,322
Total liabilities	<u>13,883,345</u>	<u>6,696,563</u>
Member's Equity		
Accounts receivable from Parent and affiliates, net (Note 5)	(379,967,342)	(280,994,687)
Member's contribution	1,000	1,000
Additional paid-in-capital	758,621,689	772,317,244
Accumulated deficit	(349,361,748)	(461,083,275)
Accumulated other comprehensive income	4,631,638	4,292,756
Total member's equity	<u>33,925,237</u>	<u>34,533,038</u>
TOTAL LIABILITIES AND MEMBER'S EQUITY	<u>\$ 47,808,582</u>	<u>\$ 41,229,601</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, L.L.C.
STATEMENTS OF CHANGES IN MEMBER'S EQUITY
YEARS ENDED DECEMBER 31, 2014 and 2013

	Accounts Receivable from Parent and affiliates, net (Note 5) (Note 7)	Member's Contributions	Additional Paid-In Capital (Note 7)	Accumulated Deficit (Note 7)	Accumulated Other Comprehensive Income	Mem
Balance, January 1, 2014 (As restated)	\$ (280,994,687)	\$ 1,000	\$ 772,317,244	\$ (461,083,275)	\$ 4,292,756	\$
Net intercompany transactions (As restated)	(98,972,655)	-	-	-	-	-
Settlement of tax sharing liabilities (As restated)	-	-	(13,695,555)	-	-	-
Other comprehensive income	-	-	-	-	338,882	-
Net income (As restated)	-	-	-	111,721,527	-	-
Balance, December 31, 2014 (As restated)	\$ (379,967,342)	\$ 1,000	\$ 758,621,689	\$ (349,361,748)	\$ 4,631,638	\$
Balance, January 1, 2013 (As Previously Reported)	\$ (107,636,097)	\$ 1,000	\$ 751,016,039	\$ (626,606,832)	\$ 4,298,924	\$
Effect of prior period adjustment (Note 7)	(113,605,232)	-	(485,074)	114,090,306	-	-
Balance, January 1, 2013 (As restated)	\$ (221,241,329)	\$ 1,000	\$ 750,530,965	\$ (512,516,526)	\$ 4,298,924	\$
Net intercompany transactions (As restated)	(59,753,358)	-	-	-	-	-
Settlement of tax sharing liabilities (As restated)	-	-	21,786,279	-	-	-
Other comprehensive loss	-	-	-	-	(6,168)	-
Net income (As restated)	-	-	-	51,433,251	-	-
Balance, December 31, 2013 (As restated)	\$ (280,994,687)	\$ 1,000	\$ 772,317,244	\$ (461,083,275)	\$ 4,292,756	\$

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
CASH FLOW STATEMENTS

	Year Ended December 31, 2014 (Note 7)	Year Ended December 31, 2013 (Note 7)
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES		
Net income	\$ 111,721,527	\$ 51,433,251
Adjustments to reconcile net income to net cash provided by operating activities:		
Depreciation and amortization of property and equipment and capitalized software	291,282	144,330
Settlement of tax sharing (assets)/liabilities	(13,695,555)	21,786,279
(Increase)/decrease in operating assets:		
Investment management fees receivable	(6,763,066)	(7,273,775)
Prepaid expenses and other current assets	263,149	(8,259)
Increase/(decrease) in operating liabilities:		
Accrued compensation and employee benefits	(87,865)	(122,958)
Accounts payable and accrued expenses	7,274,647	(5,339,532)
Net cash provided by operating activities	<u>99,004,119</u>	<u>60,619,336</u>
CASH FLOWS FROM INVESTING ACTIVITIES		
Additions to capitalized software	<u>(31,464)</u>	<u>(865,978)</u>
Net cash used in investing activities	<u>(31,464)</u>	<u>(865,978)</u>
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES		
Increase in accounts receivable from Parent and affiliates	(458,929,359)	(388,676,590)
Increase in accounts payable to Parent and affiliates	359,956,704	328,923,232
Net cash used in financing activities	<u>(98,972,655)</u>	<u>(59,753,358)</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS	-	-
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT BEGINNING OF YEAR	<u>-</u>	<u>-</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR	<u>\$ -</u>	<u>\$ -</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(1) ORGANIZATION

Putnam Investment Management, LLC (the "Company") is a wholly indirectly-owned subsidiary of Putnam Investments, LLC (the "Parent" or "Putnam"), which is a majority indirectly-owned subsidiary of Great-West Lifeco Inc. ("Lifeco").

The Company's primary business is to provide investment advisory services to Putnam-sponsored mutual funds (the "Funds"). In connection with providing these services, the Company receives a management fee, which is based upon the average asset value of the respective fund or account to which the services are provided. The Company's revenue is largely dependent on the total value and composition of assets under management of the Funds, which include domestic and international equity and debt portfolios. Accordingly, fluctuations in financial markets and in the composition of assets under management affect revenue and results of operations.

The Company, its Parent and its affiliates have significant interdependencies, as described in Notes 2, 4 and 5. The accompanying financial statements have been prepared from the separate records maintained by the Company and may not be indicative of the conditions or the results of operations that would have existed if the Company had been operated as an unaffiliated company.

The U.S. Dollar is the functional and presentation currency of the Company.

(2) SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Accounting Estimates

These financial statements are prepared in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America, which require management to make estimates and assumptions regarding the potential outcome of litigation and other matters that affected the reported amounts in the financial statements and related disclosures. Actual results could differ from these estimates.

Property and Equipment

Property and equipment is recorded at cost less accumulated depreciation or amortization. Depreciation expense is calculated using the straight-line method, based on the estimated useful life of each asset group as follows: computer equipment (servers and mainframes) – three to five years, office and other equipment – five years, and furniture – seven years. Leasehold improvements are amortized using the straight-line method over the periods covered by the applicable leases, or the estimated useful life of the improvement, whichever is less. Upon sale or retirement, the cost and related accumulated depreciation or amortization is removed from the accounts and the resulting gain or loss, if any, is reflected in operating income. Additions, renewals, and betterments of fixed assets are capitalized. Expenditures for maintenance and repairs are charged to expense when incurred. Depreciation and amortization expense on property and equipment, along with the cost of repairs and maintenance, is included in Other operating expenses in the Statements of Income and Other Comprehensive Income. The Company annually reviews the carrying value of property and equipment for impairment, or whenever events or changes indicate that the carrying value of assets may not be recoverable. There have been no property and equipment impairments during the year or events that would indicate impairment.

Capitalized Software

The Company capitalizes certain costs related to purchased software as long-lived assets, which are amortized on a straight-line basis over the lesser of three years or estimated useful life. Amortization of the capitalized costs commences when the application is put into production. Capitalized software assets are evaluated for impairment quarterly, or when there is an indication of impairment. Assets deemed

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

unsuitable for implementation, or obsolete, are expensed upon such determination. Net capitalized software costs were \$298,606 and \$449,607 for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, which included accumulated amortization of \$317,786 and \$135,321 for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, and are considered intangible assets, which are included in Other assets in the Balance Sheets. Amortization expense on capitalized software assets is included in Other operating expenses in the Statements of Income and Other Comprehensive Income and was \$182,465 and \$89,922 for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively. Total additions of capitalized software assets for the years ended December 31, 2014 and 2013 were \$31,464 and \$539,529, respectively.

Right of Setoff

Intercompany receivables and payables are offset and the net amount is presented in the Balance Sheets when the Company and its affiliates owe each other a determinable amount, the Company has the right to set off the amount owed with the amount owned by the affiliates, and the Company intends to set off and the right is enforceable by law.

Revenue Recognition

Investment management fees, net are recognized as services are performed. Investment management fees are earned daily and paid monthly or quarterly. Investment management fees are primarily based on percentages of the average assets under management. Fees resulting from the achievement of specified performance thresholds are recorded when such levels are attained and when such fees are not subject to forfeiture, which totaled \$7,270,079 and (\$3,908,197), for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively. Investment management fees are shown net of fees waived pursuant to specified contractual expense limitations of the Funds totaling \$9,710,117 and \$6,498,363 for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively.

Foreign Currency Translation

Exchange rate differences arising from the translation of intercompany receivables and payables with affiliates are recorded in Accumulated other comprehensive income on the Balance Sheets, and are shown net of taxes. These differences are also recorded in Other Comprehensive Income on the Statements of Income and Other Comprehensive Income using current exchange rates as of the end of each accounting period.

Income Taxes

The Company is treated as a disregarded entity for U.S. Federal and State income tax purposes and is not subject to income tax. However, the Company accounts for income taxes on the modified separate return method on its separate company financial statements, as management believes this is a fair representation of the financial results of the Company. Under this method, current and deferred tax expense or benefit is determined on a stand-alone basis using the Company's individual apportionment factors.

The Company is included in the consolidated financial statements of the Parent. In accordance with the cash management policy with the Parent, the Company shall settle an adjustment of the intercompany account with the Parent, an amount equal to the total provision or benefit for income taxes computed using a combined Putnam group apportionment factor. These settlements with the Parent are made periodically. The difference in current taxes between using the Putnam group rate and using a hypothetical stand-alone rate is recorded to equity as a contribution from, or distribution to, the Parent.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS**New Accounting Standards not yet Adopted**Revenue from Contracts with Customers

In May 2014, the Financial Accounting Standards Board ("FASB") issued Accounting Standards Update ("ASU") 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers*, which supersedes existing accounting standards for revenue recognition and creates a single framework. The standard also specifies the accounting for certain costs to obtain or fulfill a contract with a customer. The new guidance is effective for the Company's fiscal year that begins on January 1, 2019, and requires either a retrospective or a modified retrospective approach to adoption. Early adoption is permitted as of the original effective date for public companies, or January 1, 2017. The Company is currently evaluating the potential impact on its financial statements and the related disclosures, as well as the available transition methods.

(3) PROPERTY AND EQUIPMENT, NET

Property and equipment, net consists of the following as of December 31:

	2014	2013
COST		
At January 1	\$ 613,192	\$ 1,251,602
Additions	-	326,449
Write-offs	-	(964,859)
At December 31	613,192	613,192
ACCUMULATED DEPRECIATION		
At January 1	\$ (341,151)	\$ (1,251,602)
Depreciation for the year	(108,817)	(54,408)
Write-offs	-	964,859
At December 31	(449,968)	(341,151)
NET BOOK VALUE		
At December 31	\$ 163,224	\$ 272,041

Depreciation and amortization expense for property and equipment, net was \$108,817 and \$54,408, for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, and is included within Other operating expenses in the Statements of Income and Other Comprehensive Income.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(4) INCOME TAXES

The Company's income tax provision due to Parent for the years ended December 31, 2014 and 2013 consists of the following:

	2014 (Note 7)	2013 (Note 7)
<i>Federal</i>		
Current tax provision due to Parent	\$ -	\$ -
Deferred tax provision due to Parent	61,574,600	28,158,993
Total federal provision due to Parent	<u>61,574,600</u>	<u>28,158,993</u>
<i>State</i>		
Current tax provision due to Parent	-	-
Deferred tax provision due to Parent	9,442,361	42,658,530
Total state tax provision due to Parent	<u>9,442,361</u>	<u>42,658,530</u>
Change in reserve due from Parent	<u>96,493</u>	<u>1,286,041</u>
Total income tax provision due to Parent	<u>\$ 71,113,454</u>	<u>\$ 72,103,564</u>

The Company's total tax provision due to Parent differs from the amount that would be calculated by applying the federal statutory tax rate to income before income tax expense primarily due to state taxes. As of December 31, 2014 and 2013, the Company does not have any unrecognized tax benefits recorded within the tax provision due to Parent that would affect the effective tax rate. The Company's policy is to include interest and penalties related to uncertain tax positions in its income tax provision due to Parent. During the years ended December 31, 2014 and 2013, the Company did not recognize any interest and penalties in its income tax provision due to Parent and does not have any accrued interest and penalties at December 31, 2014 and 2013. The Parent's U.S. Federal tax returns are under examination, or may be subject to examination, by the Internal Revenue Service ("IRS") for the calendar year 2007 or thereafter. These examinations may lead to ordinary course adjustments or proposed adjustments to the Parent's taxes or net operating losses. Additionally, the Parent has filed state tax returns in the prior three to five year period that remain open to audit.

The impact to the income tax provision from using the Company's stand-alone rate in lieu of using the Putnam group rate for the years ended December 31, 2014 and 2013 is a decrease to tax expense of \$13,695,555 and an increase to tax expense of \$21,786,279, respectively. To reflect the company's cash management policies which are based on the Putnam group rate for settlement of tax liabilities, an equal and offsetting entry was made to Additional paid-in capital on the Balance Sheets.

(5) TRANSACTIONS WITH PARENT AND AFFILIATES

Accounts Receivable from Parent and affiliates, net

The Company instructs third parties to remit cash directly to the Parent or affiliates and instructs the Parent to disburse cash on its behalf. The Parent also allocates certain expenses to the Company. Accounts receivable from Parent and affiliates, net represents the net of intercompany transactions between the Company and the Parent and affiliates due to (i) the above mentioned receipt and payment of cash by the Parent on its behalf and (ii) the recording of expense. These balances are recorded as corresponding increases or decreases in the Member's equity section of the Balance Sheets as the

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

Company neither pays or receives, nor anticipates paying or receiving cash related to these balances. The gross receivable and payable for the year related to these transactions are disclosed separately on the Cash Flow Statements as financing activities. As of December 31, 2014 and 2013, the Company had a net intercompany receivable balance of \$379,967,342 and \$280,994,687, respectively, which is included in Accounts Receivable from Parent and affiliates, net in the Balance Sheets.

Retirement Plan

The Company, the Parent, and other subsidiaries of the Parent sponsor a tax-qualified 401(k) defined contribution retirement plan (the "Plan") covering substantially all employees. Under this plan, employees may defer a percentage of eligible compensation into the plan, subject to certain limitations, a portion of which is matched by the Company. The Company also provides for an annual discretionary contribution as determined by the Board of Directors. For the years ended December 31, 2014 and 2013, the Company's share of the annual expense to the Plan totaled \$3,157,991 and \$2,912,113, respectively. This amount is included in Compensation and benefits in the Statements of Income and Other Comprehensive Income.

Revenue from Affiliated Funds

In connection with providing investment advisory services to the Funds, the Company earned revenue of \$465,136,806 and \$374,046,593 for the years ended December 31, 2014 and 2013, respectively, and is included in Investment management fees, net in the Statements of Income and Other Comprehensive Income. As of December 31, 2014 and 2013, the associated receivable was \$43,101,793 and \$36,338,727, respectively, and is included in Investment management fees receivable in the Balance Sheets.

Capitalized Software

The Parent capitalizes certain costs related to software developed for internal use as long-lived assets, which is amortized on a straight-line basis over the lesser of three years or estimated useful life. The amortization expense is allocated to each subsidiary of the Parent, including the Company, based on the subsidiary's usage of each capitalized software project. Amortization expense allocated during the years ended December 31, 2014 and 2013 was \$7,305,818 and \$7,308,277, respectively, and is included in Allocated expenses from Parent and affiliates, net in the Statements of Income and Other Comprehensive Income.

Allocated Expenses from Parent and Affiliates, net

The Company shares office facilities, personnel and other arrangements further described in this note with other subsidiaries of the Parent. Accordingly, the related costs of such arrangements have been allocated by the Parent among the various subsidiaries in a manner which management believes is representative of the actual costs incurred. During the years ended December 31, 2014 and 2013, the Company was allocated \$86,616,659 and \$82,276,236, respectively, of costs. These charges are included in Allocated expenses from Parent and affiliates, net in the Statements of Income and Other Comprehensive Income.

The Company also allocates certain of its own costs among various affiliates in a manner which management believes is representative of the actual costs incurred. During the years ended December 31, 2014 and 2013, the Company allocated \$29,967,034 and \$33,388,441, respectively, of costs to various affiliates, which are netted against the allocated expenses from the Parent, as described above, and included in Allocated expenses from Parent and affiliates, net in the Statements of Income and Other Comprehensive Income.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

Equity Incentive Compensation

The Parent sponsors the Putnam Investments, LLC Equity Incentive Plan (the "EIP"). Certain employees of the Company are eligible to participate in the EIP, under which they are eligible to receive restricted shares of the Parent's Class B common shares and Class B stock options.

The Parent recognizes expense for awards granted under the EIP over the stated vesting period and based on the grant date fair value of the award. A portion of these expenses are charged to the Company in a manner consistent with the grant of such share-based payments.

The Company has employees who were granted restricted Class B common shares of the Parent pursuant to the EIP. The Company was also allocated a portion of the compensation charged to the Parent. The fair market value of the Class B common shares was determined under the valuation methodology outlined in the EIP. Compensation expense for these awards is being amortized over the vesting period of up to five years. Compensation expense charged directly and allocated to the Company during the year ended December 31, 2014 was \$11,317,339 and \$1,746,638, respectively. Compensation expense charged directly and allocated to the Company during the year ended December 31, 2013 was \$10,191,771 and \$1,698,712, respectively. As of December 31, 2014, there was \$38,111,811 of unrecognized compensation expense related to the Company's portion of restricted Class B common shares. The weighted average period over which that expense is expected to be recognized is 4.50 years.

Expenses charged directly to the Company related to the EIP are included in Compensation and benefits in the Statements of Income and Other Comprehensive Income. Allocated expenses related to these plans are included in Allocated expenses from Parent and affiliates, net in the Statements of Income and Other Comprehensive Income.

(6) COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

Claims, Lawsuits and Other Contingencies

From time to time, the Company is subject to legal actions, including class actions, arising in the normal course of business. It is not expected that any of these legal actions will have a material adverse effect on the financial position of the Company.

In addition, the Company receives inquiries, including requests for documents and information, in the course of its business from various state and federal regulators inquiring about certain of the Company's policies and procedures. Each of these matters is handled in the ordinary course of business. The Company fully responds to these requests and fully cooperates with all regulatory inquiries, and there are no such matters pending that the Company believes could have a material adverse effect on its results of operations, cash flows or financial position.

Other Putnam Litigation

Putnam was a defendant in an action brought by a Putnam employee who was terminated for market timing. The former employee was seeking deferred compensation left at Putnam at the time of termination. Putnam removed the case to Federal Court and moved to dismiss the Employee Retirement Income Security Act ("ERISA") based claims. Putnam also filed counterclaims seeking recovery for the damage caused by the employee's conduct. A settlement agreement was executed December 16, 2014. The impact of the settlement resulted in a gain of \$23,281,858 (approximately \$14,356,052, net of tax), and is included in Legal settlement in the Statements of Income and Other Comprehensive Income.

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(7) PRIOR PERIOD ADJUSTMENTS

Subsequent to the issuance of the Company's 2013 financial statements, management of the Company determined that valuation allowances ("VA") against state deferred tax assets from acquisition-related assets are no longer supportable and should have been released. Additionally, the Company determined that the income tax provision should have been calculated utilizing the stand-alone tax rate in lieu of the Putnam group rate, as previously described in Notes 2 and 4. Finally, management identified revenue related to sub-advisory services for third-party mutual funds attributable to the Company that was incorrectly recorded to an affiliate of the Company. The impact of these adjustments, and other corrections related to the reclassification of certain equity accounts, had the following impact on the previously reported amounts:

As of and for the year ended December 31, 2013	As Previously Reported	Tax Adjustments	Revenue Adjustments	Presentation Reclassifications	As Restated
<i>Statements of Income and Other Comprehensive Income</i>					
Investment management fees, net	\$ 367,777,820	\$ -	\$ 6,268,773	\$ -	\$ 374,046,593
Provision for income taxes due to Parent	42,560,557	27,027,430	2,515,577	-	72,103,564
Net Income	\$ 74,707,485	\$ (27,027,430)	\$ 3,753,196	\$ -	\$ 51,433,251
<i>Balance Sheets</i>					
Accounts receivable from Parent and affiliates, net	\$ (168,877,410)	\$ (52,852,472)	\$ (59,264,805)	\$ -	\$ (280,994,687)
Member's contribution	-	-	-	1,000	1,000
Additional paid-in-capital	-	21,816,423	(515,218)	751,016,039	772,317,244
Accumulated deficit*	203,410,448	31,036,049	59,780,023	(755,309,795)	(461,083,275)
Accumulated other comprehensive income	-	-	-	4,292,756	4,292,756
Total Member's equity	\$ 34,533,038	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 34,533,038
<i>Cash Flow Statements</i>					
Settlement of tax sharing (assets)/liabilities	\$ -	\$ 21,816,423	\$ (30,144)	\$ -	\$ 21,786,279
Increase in accounts receivable from Parent and affiliates	(360,495,786)	(21,816,423)	(6,364,381)	-	(388,676,590)
Increase in accounts payable from Parent and affiliates	299,254,473	27,027,430	2,641,329	-	328,923,232

*In the previously reported December 31, 2013 audited financial statements, this is classified as Members' equity

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

In addition, corrections relating to valuation allowances and revenue related to sub-advisory services were made to January 1, 2013 opening balances, as disclosed on the Statements of Changes in Member's Equity and below:

	January 1, 2013			Restated balance at January 1, 2013
	Amount previously reported at January 1, 2013	Tax adjustments	Revenue adjustments	
Accounts receivable from Parent and affiliates, net	(\$107,636,097)	(\$58,063,479)	(\$55,541,753)	(\$221,241,329)
Additional paid-in capital**	751,016,039	-	(485,074)	750,530,965
Accumulated deficit**	(626,606,832)	58,063,479	56,026,827	(512,516,526)

**Prior-year amount has been reclassified to conform with the current year's presentation.

Subsequent to the issuance of the Company's 2014 financial statements, management of the Company identified revenue related to sub-advisory services for third-party mutual funds attributable to the Company that was incorrectly recorded to an affiliate of the Company. Management recorded the correction to revenue, which had the following impact on the previously reported amounts:

As of and for the year ended December 31, 2014	As Previously Reported	Revenue Adjustments	As Restated
<i>Statements of Income and Other Comprehensive Income</i>			
Investment management fees, net	\$ 458,203,513	\$ 6,933,293	\$ 465,136,806
Provision for income taxes due to Parent	68,455,366	2,658,088	71,113,454
Net Income	\$107,446,322	\$4,275,205	\$111,721,527
<i>Balance Sheets</i>			
Accounts receivable from Parent and affiliates, net	\$ (316,194,993)	\$ (63,772,349)	\$ (379,967,342)
Additional paid-in-capital	758,904,568	(282,879)	758,621,689
Accumulated deficit	(413,416,976)	64,055,228	(349,361,748)
Total Member's equity	\$ 33,925,237	-	\$ 33,925,237
<i>Cash Flow Statements</i>			
Settlement of tax sharing (assets)/liabilities	\$ (13,927,894)	\$ 232,339	\$ (13,695,555)
Increase in accounts receivable from Parent and affiliates	(451,703,596)	(7,225,763)	(458,929,359)
Increase in accounts payable from Parent and affiliates	\$ 357,238,485	\$ 2,718,219	\$ 359,956,704

PUTNAM INVESTMENT MANAGEMENT, LLC
NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

(8) SUBSEQUENT EVENTS

The Company evaluated subsequent events and transactions occurring after December 31, 2014 through July 13, 2015 and December 11, 2015, the dates these financial statements were available to be issued. The Company is not aware of any subsequent events which would require recognition or disclosure in the financial statements.

[次へ](#)

半期の経理の概況

- a．管理運用会社の日本文の中間財務書類は、米国における諸法令および一般に認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理運用会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理運用会社の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について、平成27年10月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝120.90円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
貸借対照表
2015年6月30日現在
(無監査)

	米ドル	千円
資産		
流動資産		
未収投資運用報酬	42,224,344	5,104,923
前払費用およびその他の流動資産	4,097,629	495,403
流動資産合計	46,321,973	5,600,327
有形固定資産、純額	108,816	13,156
その他の資産	243,204	29,403
資産合計	46,673,993	5,642,886
負債および出資者持分		
負債		
未払報酬および従業員福利厚生費	5,898,632	713,145
未払金および未払費用	4,065,028	491,462
負債合計	9,963,660	1,204,606
出資者持分		
親会社および関係会社からの未収金、純額	(431,153,691)	(52,126,481)
出資者拠出金	1,000	121
払込剰余金	758,630,051	91,718,373
累積欠損金	(295,321,397)	(35,704,357)
その他の包括利益累計額	4,554,370	550,623
出資者持分合計	36,710,333	4,438,279
負債および出資者持分合計	46,673,993	5,642,886

(2) 損益の状況

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
 損益およびその他の包括利益計算書
 2015年6月30日に終了した6か月間
 (無監査)

	米ドル	千円
収益		
投資運用報酬、純額	246,403,877	29,790,229
営業費用		
報酬および福利厚生費	103,825,046	12,552,448
専門家および外部報酬	11,878,652	1,436,129
その他の営業費用	7,539,796	911,561
親会社および関係会社からの配分費用、純額	34,212,586	4,136,302
営業費用合計	157,456,080	19,036,440
所得税調整前当期純利益	88,947,797	10,753,789
親会社に対する所得税	34,907,446	4,220,310
当期純利益	54,040,351	6,533,478
その他の包括利益 / (損失)、税引後		
為替換算調整勘定の純変動額	(77,268)	(9,342)
その他の包括利益 / (損失)、税引後	(77,268)	(9,342)
包括利益	53,963,083	6,524,137

[次へ](#)

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
出資者持分変動計算書
(無監査)

	親会社および関係会社 からの未収金、純額		出資者拠出金		払込剰余金		累積欠損金		その他の包括利益累計 額		出資者持分合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2015 年1 月1 日残 高	(379,967,342)	(45,938,052)	1,000	121	758,621,689	91,717,362	(349,361,748)	(42,237,835)	4,631,638	559,965	33,925,237	4,101,500
会社 間取 引純 額	(51,186,349)	(6,188,430)	-	-	-	-	-	-	-	-	(51,186,349)	(6,188,430)
分担 税金 負債 の決 済	-	-	-	-	8,362	1,011	-	-	-	-	8,362	1,011
その 他の 包括 利益	-	-	-	-	-	-	-	-	(77,268)	(9,342)	(77,268)	(9,342)
当期 純利 益	-	-	-	-	-	-	54,040,351	6,533,478	-	-	54,040,351	6,533,478
2015 年6 月30 日残 高	(431,153,691)	(52,126,481)	1,000	121	758,630,051	91,718,373	(295,321,397)	(35,704,357)	4,554,370	550,623	36,710,333	4,438,278

[次へ](#)

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー
 キャッシュ・フロー計算書
 2015年6月30日に終了した6か月間
 (無監査)

	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	54,040,351	6,533,478
当期純利益を営業活動により得た現金純額に調整するための修正：		
有形固定資産の減価償却および資産計上したソフトウェアの償却	149,573	18,083
分担税金(資産)/負債の決済	8,362	1,011
営業資産の(増加)/減少：		
未収投資運用報酬	877,449	106,084
前払費用およびその他の流動資産	30,299	3,663
営業負債の増加/(減少)：		
未払報酬および従業員福利厚生費	2,551,256	308,447
未払金および未払費用	(6,470,941)	(782,337)
営業活動により得た現金純額	<u>51,186,349</u>	<u>6,188,430</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー		
資産計上したソフトウェアの追加	-	-
投資活動に使用された現金純額	<u>-</u>	<u>-</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		
親会社および関係会社からの未収金の増加	(247,311,625)	(29,899,975)
親会社および関係会社への未払金の増加	196,125,276	23,711,546
財務活動に使用された現金純額	<u>(51,186,349)</u>	<u>(6,188,430)</u>
現金および現金同等物の純増加/(減少)	-	-
期首現在現金および現金同等物	-	-
期末現在現金および現金同等物	<u>-</u>	<u>-</u>

添付の注記は当財務諸表と不可分のものである。

4【利害関係人との取引制限】

ファンドの組入証券は、ファンドの受託者、ファンドの管理運用会社として行為する管理運用会社もしくはその関係法人またはそれらの取締役、役員、従業員もしくは主要な株主(管理運用会社が実質的に認識するところにより、自己または他の名義(ノミニー名義を含む。)をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総額の10%以上の株式を保有するものをいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で売買または貸付けることができない。ただし、取引がファンドの目論見書および追加情報申告書に定められた投資制限を遵守し、かつ1940年投資会社法に基づく規則17a - 7に従うファンドの直近の方針を遵守する場合を除く。

5【その他】

(1) 管理

管理運用会社は、デラウェア州の法律に基づき設立された有限責任会社である。管理運用会社の唯一の出資者であるパトナム・インベストメンツ・エルエルシーが投資運用会社の財産、事業および業務を管理し、遂行する。

(2) 役員を選任および解任

役員は出資者により任命される。出資者は役員を理由なしに解任することができる。

(3) 取締役および役員の変更についてのSECによる規制

管理運用会社は1940年投資顧問法第203条、第204条に基づきSECに対し報告書を提出し、その中には取締役、役員の情報に記載する。

SECはそれら取締役および役員が連邦証券法の特定の規定を故意に犯したと判断した時は、1940年投資会社法第9条(b)項に基づき、それら取締役および役員の内職を禁ずることができる。

(4) 有限責任会社契約の修正、事業の譲渡およびその他の重要な事項

管理運用会社の有限責任会社契約は、出資者がこれを修正することができる。

デラウェア州の有限責任会社法の下で事業の合併または譲渡には出資者の同意が必要である。

管理運用会社には直接子会社はない。

(5) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項なし。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) パトナム・インベスター・サービシズ・インク（「投資者サービス代行会社」）

（Putnam Investor Services, Inc.）

資本金の額

2015年10月末日現在9,345,380ドル*（約11億円）

*出資の全構成項目および親会社との資本関係からなる。

事業の内容

投資者サービス代行会社は、マサチューセッツ州の会社であり、管理運用会社の親会社であるパトナム・インベストメンツ・エルエルシーの間接的な全額出資子会社である。投資者サービス代行会社は、2009年1月1日より、ファンドを含む投資信託に対し、投資者サービス代行サービスを提供してきている。

(2) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ（「元引受会社」）

（Putnam Retail Management Limited Partnership）

資本金の額

2015年10月末日現在50,598,344ドル*（約61億円）

*出資の全構成項目からなる。親会社との資本関係は除かれる。

事業の内容

パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップは、ファンドを含むパトナム・ファンドの受益証券の元引受けを行っている。

(3) パトナム・インベストメンツ・リミテッド（「副管理運用会社」）

（Putnam Investments Limited）

資本金の額

2015年10月末日現在27,823,281ドル*（約34億円）

*四半期毎に英国の金融行為監督機構に報告された数値からなり、ドルに換算されている。四半期末に該当しない月に関しては、四半期から直近までの収益または損失を含めた前四半期から繰り越された報告値からなる。

事業の内容

パトナム・インベストメンツ・リミテッドは英国籍の会社であり、管理運用会社の関連会社である。パトナム・インベストメンツ・リミテッドは、機関投資家およびリテール顧客に対して全範囲の国際投資顧問サービスを提供している。

(4) ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー（「副投資顧問会社」）

（The Putnam Advisory Company, LLC）

資本金の額

2015年6月末日現在100,367,646ドル*（約121億円）

*出資の全構成項目および親会社との資本関係からなる。

事業の内容

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーは管理運用会社および副管理運用会社の関連会社である。ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーは分別管理された口座およびプール型投資媒体により機関投資家および個人投資家に対して金融サービスを提供している。

- (5) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」および「副会計代行会社」)

(State Street Bank and Trust Company)

資本金の額(連結株主資本)

2015年6月末日現在 20,885,537,000ドル(約2兆5,251億円)

事業の内容

ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、マサチューセッツ州の信託会社であり、ステート・ストリート・バンク・ホールディング・カンパニーの100%子会社である。ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーは、1924年以降ミューチュアル・ファンドに対する保管業務を提供しており、ファンドに対しても2007年1月より保管業務を提供している。

- (6) S M B Cフレンド証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

2015年10月末日現在272億7,000万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

2【関係業務の概要】

- (1) パトナム・インベスター・サービシズ・インク(「投資者サービス代行会社」)

(Putnam Investor Services, Inc.)

ファンドの名義書換代行および投資者サービス代行業務を提供する。

- (2) パトナム・リテール・マネジメント・リミテッド・パートナーシップ(「元引受会社」)

(Putnam Retail Management Limited Partnership)

ファンドに対してマーケティング・サービスを提供する。

- (3) パトナム・インベストメンツ・リミテッド(「副管理運用会社」)

(Putnam Investments Limited)

管理運用会社が指定するファンドの資産の一部に関して投資顧問業務を提供する。

- (4) ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(「副投資顧問会社」)

(The Putnam Advisory Company, LLC)

管理運用会社および副管理運用会社が指定するファンドの資産の一部に関して投資顧問業務を提供する。

- (5) ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(「保管会社」および「副会計代行会社」)

(State Street Bank and Trust Company)

ファンド資産の保管業務および副会計サービスを行う。

- (6) S M B Cフレンド証券株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンド証券の販売・買戻業務および代行協会員業務を行う。

3【資本関係】

管理運用会社、副管理運用会社および副投資顧問会社は、パトナム・インベストメンツ・エルエルシーが間接的に100%保有している。

第3【投資信託制度の概要】

アメリカ合衆国マサチューセッツ州における投資信託制度の概要

アメリカ合衆国におけるオープン・エンド型の投資会社（「投資会社」または「投資信託」）についての一定の一般情報の概要は以下の通りである。本概要は、かかる投資会社またはこれに適用される種々の法令もしくは規則に関する総合的な情報の提供を意図するものではなく、投資者にとって関心のある一定の情報の要約を記述するにとどまる。以下の記述はすべて、ファンドの登録届出書の全文および参照された法令の全文により制約を受ける。

マサチューセッツ州ビジネス・トラスト

A 一般情報

多くの投資会社はマサチューセッツ州ビジネス・トラストとして設立される。マサチューセッツ州ビジネス・トラストは、受益者、受託者およびその他の関係者の一般的権利および義務を規定した信託宣言書に基づき設立される。一般に、信託の受託者はその事業および役員を監督し、代理人が日常の業務を運営する。

マサチューセッツ州一般法第182章は、マサチューセッツ州の多くのビジネス・トラストを含む一定の「任意団体」に適用される。第182章は、就中、マサチューセッツ州州務長官への信託宣言書の届出ならびに中でも発行済受益証券口数、受託者の氏名および住所に関する年次報告書のトラストによる届出を規定している。

B 受益者の責任

マサチューセッツ州法に基づき、受益者は、一定の場合、トラストの債務に対し個人的責任を負うことがあり得る。典型的な例として、信託宣言書では、トラストの行為または債務に関わる受益者の責任が放棄されており、またトラストの債務について受益者が個人的に負担した一切の損失および費用を信託財産から補償する旨規定されている。したがって、受益者の責任勘定において金銭的損失を負う受益者のリスクは、当該トラストがその債務を充足できないような場合に限定される。

アメリカ合衆国投資会社法および施行

A 一般規定

アメリカ合衆国では、株式の公募を行うプール型投資運用の仕組みは様々な連邦法令に準拠する。ほとんどのミューチュアル・ファンドはかかる法律に服する。かかる法律の中でより重要なものは、以下の通りである。

1 1940年投資会社法

1940年投資会社法（改正済、「1940年法」）により、一般に、投資会社は、投資会社としてアメリカ合衆国証券取引委員会（「SEC」）への登録を要求され、またその運営について適用される一定の明文法律および規定の遵守を要求される。1940年法は中でも、投資会社に対し受益者への定期的な報告の提供を要求している。

2 1933年証券法

1933年証券法（改正済、「1933年法」）は、一般に証券の募集および販売について規制している。1933年法は、中でも、証券の売主に対し様々な登録要件を課し、また同法の規定またはその他特定事項に関わる遵守違反に対する様々な責務について規定している。

3 1934年証券取引法

1934年証券取引法（改正済、「1934年法」）は、就中、証券の流通取引、証券の発行体による定期的報告ならびに名義書換代理人およびブローカー・ディーラーの一定の活動に関わる様々の事項について規制している。

4 内国歳入法

投資会社は、一般に1986年内国歳入法（改正済、「内国歳入法」）に基づくアメリカ合衆国連邦所得税の対象となる法人である。ただし、投資会社は、「規制を受ける投資会社」の資格を有しかつその他のあらゆる必要要件を充足する場合には、受益者に分配する利益および収益に対する連邦税を同法のサブチャプターMに基づき免除されることがある。

5 その他の法律

投資信託は、投資信託受益証券の売却に関する様々な州法等、投資信託またはその運営に適用されるその他の法令および規則の規定に服する。

B 監督官庁の概要

投資信託またはその一定の業務に対し管轄権を有する監督官庁の中にはSECおよび州の監督機関もしくは監督当局がある。

1 SECは、中でも、1940年法、1933年法および1934年法を含む連邦証券法の投資信託に関する適用および執行を監視する広範な権限を有する。1940年法によりSECは投資会社の記録を調査し、投資会社または一定の実務に対し1940年法の規定の適用を免除し、また1940年法の規定を別途執行する広範な権限を付与されている。

2 州当局は、一般に、その居住者に対するまたはその管轄地内での証券の募集および販売を規制し、また関連活動に直接、間接的に従事するブローカー、ディーラーおよびその他の者の活動を規制する広範な権限を有する。

C 受益証券の公募

受益証券の公募を行う投資会社は、就中、州の証券監督当局への1940年法に基づく投資会社としての登録、1933年法に基づく、受益証券の販売の登録、投資信託の登録もしくは受益証券の販売の登録（またはその両方）ならびに既存の投資者および潜在する投資者への現行目論見書の交付を含む一連の要件を充足しなければならない。かかる要件の多くは、投資信託の受益証券の当初募集時においてのみ充足されるべきものではなく、投資信託の存続期間を通し遵守され、随時アップデートされなければならない。

D 存続要件

アメリカ合衆国法に基づき、受益証券を継続的に販売する投資信託は、下記を含む（ただし、これに限定されない。）数々の存続要件に服する。

- 1 目論見書が実質的に不正確または誤解を招くものとなった場合におけるその最新化。
- 2 登録届出書の毎年の最新化。
- 3 半期報告書および年次報告書のSECへの提出ならびにこれらの受益者への配布。
- 4 投資顧問上の取決め、分配計画、引受取決め、過失および不作為ならびにノまたは取締役および役員に係る責任保険、非米国保管上の取決めおよび監査人に関する毎年の受託者による承認。
- 5 倫理綱領の維持。
- 6 一定の投資信託の取引、配当の支払および投資信託の分配計画に基づく支払についての定期的かつ広範な見直し。

投資信託の運用管理

投資信託の取締役会または受託者会は一般に、投資信託の業務の遂行を監督する責任を負う。投資信託の役員および代理人は一般に、投資信託の日常の運営に責任を負う。投資信託の受託者および役員は、自己の職務について報酬を受領してもしなくてもよい。

投資信託の投資顧問会社は一般に、投資信託の投資計画の実施に責任を負う。投資顧問会社は、概ね、その職務につき投資信託の純資産に対する比率に基づく報酬を受領する。投資顧問会社の活動およびその請求報酬は一定の規則によって規制される。アメリカ合衆国では、投資会社の投資顧問会社は、1940年投資顧問会社法（改正済）に基づき登録されていなければならない。

受益証券関連情報

A 評価

投資信託の受益証券は、原則として、投資信託による注文の受領直後に決定される純資産価格に適用される販売手数料を加算した額で売却される。投資信託は、その資産総額から負債を控除した額を発行済受益証券口数で除してその一口当たり純資産価格を計算する。受益証券は通常、ニューヨーク証券取引所の営業日における同取引所の普通取引の終了時（東部時間午後4時）現在で評価される。

B 買戻し

受益者は、原則として、ニューヨーク証券取引所の営業日にいつでも、受益者の注文の受領直後に計算される純資産価格でオープン・エンド型の投資信託の受益証券を投資信託に対し売却することができる。異常な事態の場合、投資信託は、アメリカ合衆国証券法により認められる場合には買戻しを停止するか、または支払を7日以上延期することができる。投資信託は、その目論見書に記載する買戻手数料を請求することができる。

C 名義書換機関

投資信託の名義書換代理人は一般に、受益証券の譲渡、受益証券の買戻し、および分配金の支払および（または）再投資の手続を行う。

受益者情報、権利および権利行使のための手続

A 議決権

議決権は、投資信託によって異なる。マサチューセッツ州ビジネス・トラストとして設立された多くの投資信託の場合、受益者は、受託者の選任、投資顧問契約および引受契約の承認、分配計画（またはその変更）、一定の合併またはその他の事業結合、ならびに信託宣言書の一定の変更について議決権を有する。受益者の承認はまた、基本的な投資方針を変更または削除するためにも必要とされる。

B 配当金

投資信託の受託者が宣言した場合、受益者は、一般に、配当金を受領する権利を有する。配当金を宣言する際、受託者は、通常、基準日を定め、基準日現在のすべての登録受益者が、支払われる配当金を受け取る権利を有する。

C 解散

投資信託が清算される場合、受益者は、通常、投資信託の発行済受益証券の内の所有する持分に応じて投資信託の純資産を受領する権利を有する。

D 譲渡の可能性

投資信託の受益証券は、一般に、無制限に譲渡することができる。

E 閲覧権

マサチューセッツ州ビジネス・トラストの受益者は、信託宣言書の規定または投資信託のその他の設立文書またはその他適用法の規定に従い、トラストの記録を閲覧する権利を有する。

税制度

以下の記載は、内国歳入法の下で「米国人」として扱われず、かつ、アメリカ合衆国において営業または事業の遂行に従事していない投資信託の受益者に影響するアメリカ合衆国の連邦（および注記されている場合は）州の所得税上の重要な帰結に関する要約である。本記述では、このような受益者を「非米国受益者」という。以下の説明は、非常に一般的な説明であり、税制に関する助言とはならない。特に日米租税条約に基づくものを含むその他の課税上の勘案事項がとりわけ日本に居住する受益者を含む非米国受益者に該当する場合がある。したがって、投資予定者には、投資信託への投資が各自の納税上の状況に与える影響について、各自の税務顧問に相談することを強く勧める。

米国人として扱われ、およびアメリカ合衆国における営業または事業の遂行に関連して投資信託受益証券を保有する受益者は、投資信託の目論見書および追加情報説明書の税金に関する記述を参照するべきである。日本に居住する受益者については、投資信託の受益証券への投資に係る日本の課税上の帰結に関する情報について、前述の「日本の受益者に対する課税上の取扱い」に準じるべきである。以下の説明は、非常に一般的な説明であり、変更される場合がある。

A 投資信託およびその受益者全般に対する一般的税制

投資信託は、アメリカ合衆国の内国歳入法のサブチャプターMに基づき、毎年、規制ある投資会社の資格で課税されるよう努める。

サブチャプターMに基づき定められた納税義務を負う資格を有した規制ある投資会社として、投資信託は、適宜その受益者に分配される純投資収益または純実現キャピタルゲインについてアメリカ合衆国の連邦所得税の適用を受けない。さらに、当該会社が内国歳入法の下で規制ある投資会社として適格である限り、投資信託は現行のマサチューセッツ州法により、同州において消費税または所得税を課税されない。

「規制ある投資会社」の資格を得るため、また規制ある会社およびその株主が課税上の優遇措置を受けるために、投資信託は、特に、

(a) 各課税年度につきその総収益の少なくとも90%を、() 配当、利息、一定の証券ローンの支払金ならびに株式、証券もしくは外貨の売却またはその他の処分による利益、またはかかる株式、証券もしくは通貨への投資事業によって得たその他の所得（オプション、先物または先渡契約による利益を含むが、これらに限定されない。）、ならびに() 「適格公開取引パートナーシップ」（以下に定義される。）に対する持分からの純収益（総称して「適格所得」という。）から得なければならず、

(b) その保有財産の分散投資を行うことを要し、投資信託の課税年度の各四半期末において() その資産総額の時価の少なくとも50%が現金、現金項目、アメリカ合衆国政府証券、他の規制ある投資会社の証券およびその他の証券で構成され、同一発行体のものは投資信託の資産総額の5%を超えてはならず、またかかる発行体の発行済議決権付証券の10%を超えてはならないとの制限をうけ、() 投資信託の資産総額の25%を超えて、(x) 同一発行体（アメリカ合衆国政府および他の規制ある投資会社を除く。）もしくは投資信託が支配権を有しかつ同一、類似もしくは関連性を有する取引もしくは事業を行っている2つ以上の発行体の証券への投資は行わない、または(y) 一もしくは複数の「適格公開取引パートナーシップ」（以下に定義される。）の証券への投資は行わず、さらに

(c) 各課税年度に関して、当該課税年度に係る投資会社課税対象収益（内国歳入法において支払配当の控除に関係なく定義されており、一般に課税対象通常収益と純短期キャピタルゲインの純長期キャピタルロスに対する超過額（もしあれば）をいう。）および純非課税収益の合計額の少なくとも90%を分配しなければならない。

一般に、上記(a)項に記載された90%の総所得要件上、パートナーシップから得られた所得は、当該所得が規制ある投資会社により実現されていた場合に適格所得となる当該パートナーシップの所得の項目に帰せられる範囲でのみ、適格所得として扱われる。ただし、「適格公開取引パートナーシップ」（() その持分が確立された証券市場において取り引きされ、または流通市場もしくはその実質的な同等物において直ちに取引可能であり、および() その所得の90%未満を上記(a)項に記載される適格所得から獲得しているパートナーシップ）に対する持分から得られた純所得については、その100%が適格所得として扱われる。一般に当該法人は内国歳入法セクション7704(c)(2)による受動的所得の必要条件を満たすため連邦所得税上パートナーシップとして扱われる。さらには、一般に内国歳入法の受動的損失規定は規制ある投資会社には適用されないが、この規定は適格公開取引パートナーシップの持分に起因する事項に関しては規制ある投資会社に適用される。

上記(b)に記載する分散条件の充足を判断する上で、「かかる発行体の発行済議決権付証券」には、適格公開取引パートナーシップの持分証券が含まれる。また、上記(b)の分散条件の充足を判断する目的で、ある特定の投資信託投資の発行体(場合によっては複数の発行体)の識別はその投資の条件に依存することが可能である。場合によっては、発行体(または複数の発行体)の識別は現行法では確定できず、ある特定の種類の投資のための発行体識別に関する米国内国歳入庁(「内国歳入庁」)による不都合な決定または将来の指針は、上記(b)の分散条件の充足判断で投資信託に悪影響を及ぼす場合がある。

投資信託が、課税上の特別措置を認められる規制ある投資会社の資格を有する場合、投資信託は、配当の形式でその受益者に適時に分配される収益(「キャピタルゲイン配当」(以下に定義される。))を含む。)について連邦所得税を課されない。

投資信託が上記の収益条件、分散条件または配当条件を充足することができなかつた場合、投資信託は、場合によっては、投資信託レベルの税金の支払および利払い、追加配当の支払いまたは特定の資産の処分等によってかかる不充足を是正することができる。いずれかの年度において、投資信託がかかる不充足を是正する資格がなく、もしくは、別途是正しなかつた場合、または投資信託が別途かかる年度において課税上の特別措置を認められる規制ある投資会社の資格を得られなかつた場合、投資信託は、その課税対象収益について会社に適用される税率で課税され、純非課税収益および純長期キャピタルゲインの分配を含む所得および利益を原資とするすべての分配が受益者について通常所得として課税対象となる。さらに、投資信託は未実現収益の認識、多額の税金および利息の支払および多額の分配を課税上の特別措置を認められる規制ある投資会社の資格を再取得する前に要求されることがありうる。

投資信託はその投資会社課税所得(支払配当控除を考慮せず計算された金額)、その純非課税所得(もしあれば)およびその純キャピタルゲインのすべてまたは実質的にすべてを少なくとも毎年の頻度でその受益者に分配することを予定している。投資信託に留保されたいずれかの純キャピタルゲインを含むいずれかの課税所得は、通常の法人税率で、投資信託レベルで課税される。純キャピタルゲインの場合、投資信託は、このように留保された金額を、()このような未分配金額に対する自己の持分を長期キャピタルゲインとしてアメリカ合衆国連邦所得税上の所得に算入する義務を有する投資信託の受益者および()このような未分配金額に関して投資信託が支払った税金に対する自己の比例持分を自己のアメリカ合衆国連邦所得税債務(もしあれば)から税額控除し、当該税額控除額が上記納税債務を超過する場合には適切に提出されたアメリカ合衆国納税申告書においてその還付を請求する権利を有する投資信託の受益者への適時通知において、未分配キャピタルゲインとして指定することを許可されている。投資信託がこの指定を行った場合、アメリカ合衆国連邦所得税上、投資信託の受益者が所有する受益証券の課税基準額は、前文の()項に基づき当該受益者の総所得に算入された未分配キャピタルゲインの金額と前文の()項に基づき当該受益者が支払ったとみなされる税額の差額に現行法上等しい金額だけ増額される。課税年度における純キャピタルゲインのすべてまたは一部を留保する場合、投資信託はこの指定をすることを要求されておらず、投資信託がこの指定をする保証はない。

一般に、規制ある投資会社は、キャピタルゲイン配当(以下に定義される。)その課税所得ならびにその所得および利益を支えることが可能な金額の算定に関連するものを含む純キャピタルゲインの算定において、10月よりも後のキャピタルロス(10月31日より後の課税年度の一部に帰せられるあらゆる純キャピタルロス、または、当該純キャピタルロスがない場合には、当該課税年度の一部に帰せられる純長期キャピタルロスまたは純短期キャピタルロスと定義される。)または後年度の通常損失(一般に、()10月31日より後の課税年度の一部に帰せられる、財産の売却、交換またはその他の課税対象となる処分から生じる純通常損失および()12月31日より後の課税年度の一部に帰せられるその他の純通常損失の合計。)の一部またはすべてを翌課税年度に生じたものとして扱うことを選択することができる。

投資信託が、暦年におけるその年の通常収益の98%およびその年の10月31日に終了する1年間におけるそのキャピタルゲイン純収益の98.2%に、前年からの留保分を加えたものにほぼ等しい金額以上を分配しなかつた場合、投資信託には、かかる未分配額について控除対象外の4%の消費税が課せられる。要求される消費税のための分配の目的上、その他の場合には暦年の10月31日より後に考慮される、財産の売却、交換またはその他の課税対象となる処分から生じる規制ある投資会社の通常収益および通常損失は、一般的に翌暦年の1月1日に発生するものとみなされる。また、かかる目的上、投資信託は当該暦年内に終了する課税年度の法人所得税を課税される金額を分配したものとみなされる。投資信託は一般的に、その4%の消費税を免れるのに十分な分配を行う意向であるがその保証はない。

純キャピタルロス(すなわち、キャピタルゲインを超過するキャピタルロス。)は、投資信託の純投資収益に対して控除されることを認められていない。代わりに、潜在的に一定の制限に従い、投資信託は、いずれかの課税年度の純キャピタルロスを、翌課税年度中に実現されたキャピタルゲイン(もしあれば)を相殺するために、当該翌課税年度に繰り越すことができる。キャピタルゲインからの分配は、一般的に、使用可能なキャピタルロス繰越の充当後に行われる。キャピタルロス繰越は、投資信託が当期純実現キャピタルゲインを留保するか分配するかにかかわらず、当該繰越がかかるキャピタルゲインを相殺する程度まで軽減される。投資信託が、2010年12月22日より後に開始する課税年度において純キャピタルロスを被るか、または被った(「2010年度後損失」という。)場合、その損失は、失効することなく、1年またはそれ以上後の課税年度に繰り越され、いずれの繰越損失も、短期または長期の性質を維持する。投資信託が、2010年12月22日以前に開始する課税年度において純キャピタルロスを被った(「2011年度前損失」という。)

場合、投資信託は、かかる損失を8課税年度に繰り越すことが許可され、繰り越された年において、かかる損失は、初めにいずれかの短期キャピタルゲインを相殺し、次にいずれかの長期キャピタルゲインを相殺する短期キャピタルロスとみなされる。投資信託は、2011年度前損失を使用する前に、失効しない2010年度後損失を、使用しなければならない。これにより、2011年度前損失が、8年間の繰越期間の終了時に未使用のまま失効する可能性が高くなる。最近終了した会計年度末時点の投資信託の使用可能なキャピタルロス繰越については、投資信託の直近の年次受益者報告書を参照されたい。

B 投資信託の分配に対するアメリカ合衆国連邦所得税の一般的課税

連邦所得税上、投資所得の分配は一般に通常所得として受益者に対して課税される。キャピタルゲインの分配に対する税金は、受益者が自己の受益証券を所有していた期間ではなく投資信託が当該キャピタルゲインを生じた投資対象を所有していた期間により決定される。一般に、投資信託は、1年を超えて所有した(または所有したとみなされる)投資対象の長期キャピタルゲインまたは長期キャピタルロスおよび1年以下の期間所有した(または所有したとみなされる)投資対象の短期キャピタルゲインまたは短期キャピタルロスを認識する。投資信託によりキャピタルゲイン配当(「キャピタルゲイン配当」という。)として適切に報告される純キャピタルゲインの配当(すなわち、純短期キャピタルロスに対する純長期キャピタルゲインの超過分。どちらも繰越損失を参照して決定される。)は、純キャピタルゲインに含まれる長期キャピタルゲインとして扱われ、個人に対し、軽減税率で課税される。純短期キャピタルゲイン(課税年度のいずれかの純長期キャピタルロスによって減額される。)の分配は、受益者に対して通常所得として課税される。

投資信託がいずれかの課税年度において投資信託の当期利益および累積利益を超えて受益者に分配を行った場合、この超過分の分配は当該受益者の受益証券の課税基準額を限度として資本の返却として扱われ、前記限度を超えた部分はキャピタルゲインとして扱われる。資本の返却は課税の対象とならないが、当該受益者の受益証券の課税基準額を減少させ、これにより以後の当該受益者の受益証券の課税売却の際の損失を減少させ、または収益を増加させることになる。

分配は、本書に記載されているように、受益者がこれを現金で受領したか、新たな受益証券に再投資したかにかかわらず課税の対象となる。一般に、1月に投資信託から受益者に支払われる分配金は、かかる分配金がその前年の10月、11月または12月の日付で申告され、名簿上の受益者に支払い可能となっていたなら、前年の12月31日に支払われたものとみなされる。

一般に投資信託の受益証券に係る配当および分配は、たとえそのような配当および分配金が特定の受益者の投資のリターンを経済的に表している場合でも、そのような配当および分配金が投資信託の実現した所得および収益を超えない範囲において本書に記載されているように連邦所得税を課税される。このような分配は、投資信託の純資産価額およびそれゆえ投資信託の受益証券の価格が未実現収益または未分配の実現所得もしくは収益を反映しているときに購入された受益証券に関して生ずる可能性が高い。この分配は投資信託の受益証券の公正市場価値を受益者の当該受益証券におけるコストベースを下回って減少する場合がある。このような実現収益は、投資信託の純資産価額が未実現損失を反映している場合でも分配されなければならない場合がある。

特定の投資信託の投資対象に対する税金上の取扱い

債務に関する特別なリスク： 発行日から1年を超える日を固定満期日とする債務および発行日から1年を超える日を固定満期日とするすべてのゼロクーポン債は、発行時割引で発行された債務として扱われる。一般的に、発行時割引の金額は、利子所得として取り扱われ、また、発行時割引の金額の支払が、後に債務証券の一部もしくは全額の返済または処分がなされるまで受領されないにもかかわらず、債務証券の期間にわたって投資信託の所得に含まれる(かつ、投資信託による分配が要求される。)。さらに、現物払い証券は、分配されなければならないが、かつ、証券を保有している投資信託が、年内に当該証券に対する利子の支払を現金で受け取っていない場合でも課税される収益を生じさせる。

発行日から1年以内の日を固定満期日とする債務は、発行時割引、またある場合には、「取得割引」(ごく一般的に、購入価格に対する表示償還価格の超過分。)を有するとして取り扱われることがある。投資信託は、当該金額の支払が、後に債務証券の一部もしくは全額の返済または処分がなされるまで受領されないにもかかわらず、発行時割引または取得割引を収益に(通常収益として)含め、債務証券の期間にわたって分配することを要求される。発行時割引または取得割引が発生し、それによって投資信託の収益に含まれる際の割合は、投資信託が選択する許可された発生方法による。

投資信託が前述の種類の証券または内国歳入法に基づく特別規則に服するその他の証券を保有している場合、投資信託は、各年収益分配として投資信託が実際に受領した現金払い利子の総額を上回る金額を支払わなければならない。かかる分配は投資信託の現金資産より、必要な場合には保有する有価証券を売却することにより(そのようにすることが有利にならない場合も含め)、支払われる場合がある。この売却により、投資信託はより多くの額の短期キャピタルゲイン(一般的に通常の所得税率で受益者に課税される。)を実現することがあり、投資信託が、かかる取引から純キャピタルゲインを実現する場合、その受益者は、かかる取引がない場合よりも大きな額のキャピタルゲイン配当を受領する可能性がある。

不履行のリスクにさらされている債務または不履行債務：不履行のリスクにさらされている債務または不履行債務への投資は、投資信託にとって特別な税金上の問題を示す。アメリカ合衆国の税金規則は、投資信託が債務に対する市場割引を認識すべきか否かまたは認識すべき程度、投資信託が利子、発行時割引または市場割引を得られなくなる時期、投資信託が不良債権または無価値証券に対する控除を受けることができる時期および程度、投資信託が不履行債務に関して受領した金額を元本および収益に配分する方法といった問題について完全に明確にしているわけではない。投資信託は、かかる証券に投資する場合に、規制ある投資会社としての地位を維持するために十分な収益を分配し、かつ、アメリカ合衆国連邦所得税または消費税の対象とならないことを保証するため、これらおよび他の関連する問題を検討する。

米ドル以外の通貨取引：米ドル以外の通貨、米ドル以外の通貨建ての債務証券および米ドル以外の一定の通貨のオプション、先物契約または先渡契約（および類似の商品）の投資信託による売買は、当該通貨の価値の変動を原因とする収益または損失の結果、通常収益または通常損失を生じ得る。当該通常収益の取扱いは、受益者に対する投資信託の分配を促進し、通常収益として受益者に対して課税される分配を増やす場合がある。これにより生じた純通常損失は、その後の課税年度で得られる所得または収益と相殺するため投資信託により繰り越されることはできない。

受動的外国投資会社：特定の「受動的外国投資会社」（「P F I C」）に対して投資信託が行う株式投資により、潜在的に、P F I Cから受領する分配に関して、またはP F I Cの株式の処分から受け取る代金に関して、投資信託がアメリカ合衆国連邦所得税（支払利子を含む。）の対象となり得る。投資信託の受益者に対して分配を行うことで当該税を排除することはできない。ただし、投資信託は、当該課税を回避することを選択することがある。例えば、投資信託は、P F I Cを「適格選択ファンド」として扱う（すなわち「Q E F 選択」を行う）ことを選択することができ、この場合、投資信託は、投資信託がP F I Cから分配を受け取るか否かにかかわらず、P F I Cの所得および純キャピタルゲインのうちの投資信託の取り分を毎年含めることが求められる。また、投資信託は、投資信託がその課税年度末日にこれらのP F I Cにおける投資信託の持分を売却した（および、この時価評価選択の目的のみのために買い戻した）かのように、かかる保有分における利益（および限られた範囲内の損失）を「時価評価」する選択を行うことがある。かかる損益は、通常所得または通常損失として扱われる。Q E F 選択および時価評価選択は、所得（現金の受領を除く。）の認識を加速させることおよび課税回避のために投資信託が分配する必要がある金額を増大させることがある。したがって、これらのいずれかの選択を行うことが、投資信託に、自己の分配の必要性を満たすために他の投資対象を清算する（そうすることが有利でない場合を含む。）ことを求めることがあり、これもまた利益の認識を加速させることおよび投資信託の総収益に影響を及ぼすことがある。非米国会社をP F I Cとして指定することは必ずしも可能ではないため、投資信託は、場合によっては上記の税金および利子を負担することがある。

他のデリバティブ、ヘッジおよび関連取引：投資信託によるデリバティブ商品（オプション、先物、先渡契約およびスワップ協定等）の取引ならびに投資信託によるヘッジ、空売り、証券ローンまたは同様の取引は、一以上の特別税金規則（想定元本契約、ストラドル、みなし売却、偽装売却および空売りの規則等）が適用される可能性がある。これらの規則は、投資信託が認識した損益が通常のものとして扱われるか、資本として扱われるかに影響を及ぼすこと、投資信託に対する所得または利益の認識を加速させること、投資信託に対する損失を繰り延べさせることおよび投資信託が保有する証券の保有期間に調整を生じさせることがあり、それによって、キャピタル・ゲイン・ロスが短期的なものとして扱われるか、長期的なものとして扱われるかに影響が及ぶ。したがって、これらの規則は、受益者への分配の金額、時期および/または種類に影響を及ぼし得る。

これらの種類の取引に適用される上記およびその他の税金規則は、場合によっては現行法においては不明確なものであるため、これらの規則に関する内国歳入庁による不都合な決定もしくは将来の指針（当該決定または指針は遡及的なものであることがある。）は、投資信託が、自己のR I Cとしての資格を維持し、かつ、投資信託レベルの税金を回避するために、十分な分配を行ったかおよびその他に関連要件を満たしたかに影響を及ぼすことがある。

帳簿上と課税上の差：投資信託が保有するデリバティブ商品および米ドル以外の通貨建商品の投資対象の一部ならびに投資信託が行う米ドル以外の通貨取引およびヘッジ活動における取引は、投資信託の帳簿所得と投資信託の課税所得との間に差を生み出す可能性が高い。かかる差が生じ、かつ、投資信託の帳簿所得が、課税所得の合計額よりも少ない場合、投資信託には、特別税金規則に適用されるR I Cとして適格であるため、およびファンド・レベルでの課税を回避するために、帳簿所得を上回る分配を行うことが求められ得る。一方、投資信託の帳簿所得が投資信託の課税所得（実現キャピタルゲインを含む。）の合計額を上回る場合、かかる超過分の分配（もしあれば）は、（ ）投資信託の残存する収入および収益の範囲での分配として、（ ）その後、受領者の受益証券における受領者の基盤の範囲での資本の返還として、および（ ）その後、資本資産の売却または交換からの利益として扱われる。

非米国課税：投資信託がアメリカ合衆国外の源泉から受領する所得、手取金および収益には当該国が課す源泉徴収税その他の税金が課税される。一部の国とアメリカ合衆国の間の租税条約により、このような税金が軽減され、または免除される場合がある。50%を超える課税年度末の投資信託の資産がアメリカ合衆国外の法人の証券で構成されている場合、投資信託は、受益者に対して、投資信託が内国歳入法に定められた最短期間以上保有したアメリカ合衆国外の証券に関して、投資信託がアメリカ合衆国外の国に支払った適用税のうちの該当する受益者の比例持分に関するアメリカ合

衆国連邦所得税の確定申告に関する受取金または控除を請求することを許可することを選択することがある。かかる場合、受益者は、かかる投資信託が支払ったかかる税金のうち自己の比例持分を非米国源泉からの総所得に含める。アメリカ合衆国連邦所得税が適用されない受益者は、通常、投資信託が認める税金に関する受取金または控除からの利益を享受しない。

受益証券の販売または買戻し：投資信託の受益証券の販売または買戻しにより、収益または損失が生じる可能性がある。一般的に、受益証券の課税対象となる処分により実現されるいずれかの収益または損失は、受益証券が12か月を超えて保有されている場合、長期キャピタルゲインまたは長期キャピタルロスとして扱われる。これ以外の場合、投資信託の受益証券の課税対象となる処分に関するいずれかの収益または損失は、短期キャピタルゲインまたは短期キャピタルロスとして扱われる。しかし、受益者の保有期間が6か月以内である投資信託の受益証券の課税対象となる処分により実現されるいずれかの損失は、受益証券に関して受益者がいずれかのキャピタルゲイン配当を受領する（または受領したとみなされる。）限りにおいて、短期キャピタルロスではなく長期キャピタルロスとして扱われる。さらに、投資信託の受益証券の課税対象となる処分により実現される損失の全部または一部は、その処分の前後30日以内において、その他の実質的に同一の受益証券が購入された場合（配当の再投資による方法を含む。）、内国歳入法の「偽装売却」規定に基づき、許可されない。そのような場合、新たに購入された受益証券のベースは、許可されない損失を反映するように調整される。

C 非米国受益者に関するアメリカ合衆国の課税上の扱い

特別な法律上の免除のない場合、投資信託から非米国受益者に対して支払われるキャピタルゲイン配当以外の配当は、一般に30%の税率でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。ただし、適用される租税条約が源泉徴収税率の軽減または撤廃を規定し、かつ、非米国受益者が一定の証明要件を満たしている場合は、この限りでない。日本の居住者の場合、投資信託により支払われる配当は、一般に、日米租税条約に基づき軽減された税率10%でアメリカ合衆国の連邦所得税の源泉徴収の対象となる。これらの配当は、非米国受益者に直接支払われる場合に源泉徴収の対象とならない所得または収益（ポートフォリオ持分、短期キャピタルゲインまたは非米国源泉の配当所得および利子所得など）から支払われる場合でも源泉徴収の対象となる。上記記載にかかわらず、より詳細が次項に記載される通り、「キャピタルゲイン配当」、ならびに2015年1月1日よりも前に開始する課税年度に関する分配金に係る「金利関連配当」および「短期キャピタルゲイン配当」（後二者は以下に定義される。）として適切に報告された分配は、一般に、アメリカ合衆国連邦所得税の源泉徴収の対象ではなかった（しかしながら、予備源泉徴収の対象となる可能性がある。）。

2015年1月1日よりも前に開始する投資信託の課税年度に関する分配金について、投資信託は、（ ）個人の非米国受益者により直接取得された場合にアメリカ合衆国連邦所得税を課税されないものと同種のアメリカ合衆国源泉の利子所得からの分配に関して、当該分配が投資信託により受益者への書面通知において適切に報告された限りにおいて（「金利関連配当」）、および（ ）純長期キャピタルロスに対する純短期キャピタルゲインの超過額の分配に関して、当該分配が投資信託により受益者への書面通知において適切に報告された限りにおいて（「短期キャピタルゲイン配当」）、いずれの金額の源泉徴収も要求されなかった。金利関連配当の源泉徴収の免除は、(A) 非米国受益者が受益的所有者が米国人でない旨の十分な言明書を提供しなかった場合、(B) 非米国受益者が発行体もしくは発行体の10%受益者であった場合で、当該分配が債務上の一定の利子に帰せられた場合、(C) 非米国受益者がアメリカ合衆国との情報交換が不十分な特定のアメリカ合衆国外に存在した場合、または(D) 当該分配が当該非米国受益者の関係者であった者により支払われた利子に帰せられた場合で当該非米国受益者が被支配の非米国法人であった場合、非米国受益者に対する分配には適用されなかった。短期キャピタルゲイン配当の源泉徴収の免除は、(A) 当該分配の年に合計で183日以上になる一または複数の期間、アメリカ合衆国に滞在した個人の非米国受益者に対する分配および(B) アメリカ合衆国不動産権益の処分に関する特別規則が適用された分配には適用されなかった。投資信託は、自己の分配のかかる分を、適格な金利関連配当および/または短期キャピタルゲイン配当として報告することを認められていたが、報告する義務を負ってはいなかった。仲介者を通じて保有されている受益証券の場合、仲介者は、投資信託が支払の全部または一部を受益者に対して金利関連配当または短期キャピタルゲイン配当として報告した場合でも源泉徴収を行うことを認められていた。

2015年1月1日以降に開始するファンドの課税年度に関する分配金に関しては、上記の金利関連配当および短期キャピタルゲイン配当の源泉徴収の免除は失効している。2015年1月1日以降に開始するファンドの課税年度に関する分配金について、上記の免除を議会が延長するかどうか、また、延長する場合の条件（当該延長に遡及効力があるかどうかを含む。）について、現在のところ不明である。

将来投資を考えている者は、仲介者による投資を含め各自の状況にかかるこれらの規則につき、各自の税務顧問に相談することを強く推奨する。

アメリカ合衆国の連邦所得税法に基づき、非米国受益者である受益証券の受益的所有者は、一般に、投資信託の受益証券の売却により実現された収益（損失に関しては控除を認められない。）またはキャピタルゲイン配当に関しては、アメリカ合衆国連邦所得税を課税されない。ただし、受益者は、（ ）個人である非米国受益者の場合は、当該受益者がかかる売却またはキャピタルゲイン配当受領の年に合計で183日以上になる一または複数の期間、アメリカ合衆国に滞在

し、かつ他の一定の条件が満たされている場合、()かかる収益またはキャピタルゲイン配当が当該受益者によりアメリカ合衆国内で行われた営業または事業に実質的に関連を有する場合、アメリカ合衆国連邦所得税を課税されうる。

受益者が、日米租税条約を含む租税条約の特典を受ける資格を有する場合、実質的関連のある所得または収益は、アメリカ合衆国内で受益者により維持される恒久的施設に帰せられる場合のみ、一般に正味ベースでアメリカ合衆国連邦所得税を課税される。より一般的に、米国との間に所得に関する租税条約を有する国に居住している非米国受益者には、本書記述のものとは異なる課税がなされることがあるので、当該受益者は自己の税務顧問に相談すべきである。

非米国居住者は、上述の源泉徴収の免除または租税条約に基づく軽減源泉徴収税率に関して有資格となり、または予備源泉徴収の免除を確保するには、自らの非米国人地位に関する特別な証明および届出の要件(一般に内国歳入庁のフォームW-8BEN、フォームW-8BEN-Eまたは代替書面の提出を含む。)を満たさなければならない。この点に関して投資信託の非米国受益者は各自の税務顧問に相談すべきである。

特別規則(源泉徴収および報告義務を含む)は非米国パートナーシップおよび非米国パートナーシップを通じて投資信託の受益証券を所有するものに適用される。非米国の信託および遺産に追加の考慮がなされる場合がある。非米国の法人を通じて投資信託の受益証券を所有する投資者は税務顧問にその個別の状況に関して相談すべきである。

非米国受益者は、上記のアメリカ合衆国の連邦所得税の他に州および地方税ならびにアメリカ合衆国の連邦遺産税を課税される場合がある。

タックス・シェルター報告規制:財務省規則に基づき、米国納税申告書の提出義務のある受益者は、200万ドル以上(個人の場合)または1,000万ドル以上(法人の場合)の損失を認識した場合、フォーム8886の開示書を内国歳入庁に提出しなければならない。ポートフォリオ証券の直接の株主は、多くの場合、この報告義務を免除されるが、現行指針の下で規制ある投資会社の受益者はこの義務を免除されない。将来の指針の下では現行の報告義務免除の対象者がすべてまたは大半の規制ある投資会社の受益者に拡大される可能性がある。この規制の下で損失を報告する義務があるという事実は、当該納税者による当該損失の処理が適切であるかどうかの法的判断には影響しない。受益者は、各自の税務顧問に相談し、各自の個別の状況に照らしてこの規制が適用されるかどうかを判断すべきである。

予備源泉徴収:正確な納税者番号(TIN)を投資信託に適切に提供しておらず、または配当所得または利子所得を過少報告しており、または自らが源泉徴収の対象者でないことを投資信託に対して証明していない個人受益者に対して支払われた課税対象の分配または買戻金については、投資信託は、一般に、その一定割合を源泉徴収して米国財務省に送金しなければならない。この予備源泉徴収の税率は28%である。

予備源泉徴収は追加的課税ではない。適切な情報が内国歳入庁に提出されることを条件として、源泉徴収された金額は受益者の米国連邦所得税債務から税額控除することができる。

一定の報告義務および源泉徴収義務:内国歳入法第1471条ないし第1474条ならびにこれに基づき公表されたアメリカ合衆国財務省および内国歳入庁のガイダンス(総称して「FATCA」)は、一般的に投資信託にFATCAまたはアメリカ合衆国およびアメリカ合衆国以外の政府間で締結された適用ある政府間協定(「IGA」)に従い、受益者の身分を特定する十分な情報を得ることを義務付けている。受益者が要求される情報を提供しない場合、またはFATCAもしくはIGAに従わない場合、投資信託はFATCAに従いその受益者に関して、2014年6月30日(または場合によってはそれより後の日)より後に支払われる普通分配金に対して30%の税率で、また、2017年1月1日(同日付は最新の財務省ガイダンスに基づくものであり、2019年1月1日以降まで延期されることが予想される。)以降に支払われる受益証券の買戻手取金または転換手取金および一定のキャピタルゲイン配当の総手取額に対して30%の税率で、源泉徴収するよう求められる場合がある。

投資信託による支払い(例えば、キャピタルゲイン配当)がFATCAによる源泉徴収の対象であるならば、たとえその支払いが上記の非米国受益者に適用される規則に基づく源泉徴収を免除される場合でも、ファンドは源泉徴収することを求められる。

将来投資を考えている者は、仲介者による投資を含め、FATCAの適用および各自の状況にかかるその他の報告義務につき、各自の税務顧問に相談することを強く推奨する。

連邦所得税に関する上記の説明はあくまで一般的な情報に過ぎない。投資予定者は、投資信託の受益証券の購入、保有および処分がもたらす連邦所得税上の具体的な帰結ならびに州税法、地方税法、非米国税法およびその他の税法ならびに提案されている税法の改正の影響について各自の税務顧問に相談すべきである。

ミューチュアル・投資信託証券の募集時の重要な参加者

A 投資会社

一定のプール型投資信託は、1940年法に基づく投資会社の資格を有する。オープン・エンド型投資会社(買戻可能証券を募集するもの)およびクローズド・エンド型投資会社(その他のものすべて)がある。

B 投資顧問会社/管理事務会社

投資顧問会社は、一般に、投資信託の投資プログラムの履行に責任を負う。投資顧問会社または他の関連もしくは非関連の企業体もまた、一定の記録保管および管理業務を遂行することができる。

C 引受会社

投資会社は、その受益証券につき一または複数の主たる引受会社を任命することができる。かかる主たる引受会社の業務は、通常、多くの法制度、例えば、1940年法、1933年法、1934年法および州法等により規制される。

D 名義書換事務代行会社

名義書換事務代行会社は、一定の簿記、データ処理および受益者勘定の維持に関連する管理業務を遂行する。名義書換事務代行会社はまた、投資信託の受託者の宣言した配当金の支払を処理することもある。

E 保管受託銀行

保管受託銀行の責任には、特に、投資信託の現金および証券の安全保管および管理、証券の受領および交付の取扱い、ならびに投資信託の投資証券の利息および配当金の回収が含まれる。

第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙から本文の前までの記載等について
使用開始日を記載することがある。
次の事項を記載することがある。
- ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
管理運用会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。
図案を採用することがある。
- (2) 交付目論見書に、投資リスクとして、次の事項を記載することがある。
- ・「ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者の皆様に帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。1口当たり純資産価格の下落により損失を被り投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。」との趣旨を示す記載
 - ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。
- (4) ファンド証券の券面（発行された場合）に記載される主な項目は下記のとおりである。
1. 表面
 - イ. ファンドの名称
 - ロ. 表章するファンド口数
 - ハ. 社長および投資者サービス代行会社の署名
 - ニ. 信託宣言が証券保有者、譲受人らに適用される旨の記述
 2. 裏面
 - イ. 裏書欄
 - ロ. 名義書換代理権授与に関する記述

独立登録会計事務所の監査報告書(訳文)

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

受託者会および受益者殿

我々は、添付の、投資有価証券明細表を含む資産および負債計算書ならびに関連する運用計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトは、パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド(以下「ファンド」という。)の2014年6月30日現在の財政状態ならびに表示された各期間の運用成績、純資産の変動および財務ハイライトを、すべての重要な点において、米国で一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および財務ハイライト(以下「財務書類」という。)についてはファンドの経営陣が責任を負う。我々の責任は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することである。我々は、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に従ってこれらの財務書類を監査した。これらの基準は、財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な保証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。監査は、財務書類中の金額やその他の開示を裏付ける証拠の試査、採用されている会計原則および経営陣によってなされた重要な見積の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、保管会社、ブローカーおよび名義書換代行会社に対する書面による2014年6月30日現在保有している投資有価証券の確認を含む我々の監査が、意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと判断している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

マサチューセッツ州、ボストン

2014年8月7日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Trustees and Shareholders of
Putnam Europe Equity Fund:

In our opinion, the accompanying statement of assets and liabilities, including the portfolio, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of Putnam Europe Equity Fund (the “fund”) at June 30, 2014, and the results of its operations, the changes in its net assets and the financial highlights for each of the periods indicated, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to as “financial statements”) are the responsibility of the fund's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits of these financial statements in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits, which included confirmation of investments owned at June 30, 2014 by correspondence with the custodian, brokers, and transfer agent, provide a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP
Boston, Massachusetts
August 7, 2014

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立登録会計事務所の監査報告書(訳文)

パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド

受託者会および受益者殿

我々は、添付の、投資有価証券明細表を含む資産および負債計算書ならびに関連する運用計算書、純資産変動計算書および財務ハイライトは、パトナム・ヨーロッパ・エクイティ・ファンド(以下「ファンド」という。)の2015年6月30日現在の財政状態ならびに表示された各期間の運用成績、純資産の変動および財務ハイライトを、すべての重要な点において、米国で一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示しているものと認める。これらの財務書類および財務ハイライト(以下「財務書類」という。)についてはファンドの経営陣が責任を負う。我々の責任は、我々の監査に基づいて、これらの財務書類について意見を表明することである。我々は、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に従ってこれらの財務書類を監査した。これらの基準は、財務書類についての重要な虚偽記載がないことの合理的な保証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。監査は、財務書類中の金額やその他の開示を裏付ける証拠の試査、採用されている会計原則および経営陣によってなされた重要な見積の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、保管会社、ブローカーおよび名義書換代行会社に対する書面による2015年6月30日現在保有している投資有価証券の確認を含む我々の監査が、意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと判断している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

マサチューセッツ州、ボストン

2015年8月6日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Trustees and Shareholders of
Putnam Europe Equity Fund:

In our opinion, the accompanying statement of assets and liabilities, including the portfolio, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights present fairly, in all material respects, the financial position of Putnam Europe Equity Fund (the “fund”) at June 30, 2015, and the results of its operations, the changes in its net assets and the financial highlights for each of the periods indicated, in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. These financial statements and financial highlights (hereafter referred to as “financial statements”) are the responsibility of the fund's management. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits of these financial statements in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements, assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, and evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits, which included confirmation of investments owned at June 30, 2015 by correspondence with the custodian, brokers, and transfer agent, provide a reasonable basis for our opinion.

PricewaterhouseCoopers LLP
Boston, Massachusetts
August 6, 2015

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの 出資者各位

私たちは、2014年および2013年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の関連する損益およびその他の包括利益計算書、出資者持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する財務諸表に対する注記で構成される、添付のパトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「当会社」という。）の財務諸表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者は、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して当財務諸表を作成し適正に表示することに責任を負っている。この経営者の責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持に対する責任も含まれている。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちの監査に基づいて当財務諸表に対して意見を表明することである。私たちは、米国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務諸表に重要な虚偽記載がないことの合理的な保証を得るための監査計画の策定とその実施を私たちに要求している。

監査には、財務諸表中の金額および開示に関する監査証拠を入手するための手続きの実施が含まれる。監査手続きは、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価を含め、監査人の判断により選択される。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適した監査手順を構築するため、当会社の財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、当会社の内部統制の有効性について意見を表明するという目的ではない。したがって、私たちはかかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営者によって採用された会計方針の適切性および経営者により行われた重要な会計見積りの合理性の評価に加え、財務諸表の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠が、私たちの監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると判断している。

意見

私たちの意見では、上記の財務諸表は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、パトナム・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの2014年および2013年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の経営成績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示している。

強調事項

注記7に記載されるとおり、当会社の2014年度および2013年度の財務諸表は修正再表示されている。当該事項は私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する注記1、注記2、注記4および注記5で述べられているように、当会社は、その親会社および関係会社と重要な取引を行っている。その結果、当財務諸表は、当社が非関係会社として運営されていた場合の財政状態または経営成績を必ずしも示していない可能性がある。当該事項は私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

デロイト・アンド・トウシュ・エルエルピー

マサチューセッツ州ボストン

2015年7月13日（注記7の修正再表示の記載の影響については2015年12月11日）

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT

To the Member of Putnam Investment Management, LLC:

We have audited the accompanying financial statements of Putnam Investment Management, LLC (the "Company"), which comprise the balance sheets as of December 31, 2014 and 2013, and the related statements of income and other comprehensive income, changes in member's equity, and cash flows for the years then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the Company's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Putnam Investment Management, LLC as of December 31, 2014 and 2013, and the results of its operations and its cash flows for the years then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

Emphasis of Matters

As discussed in Note 7, the Company's 2014 and 2013 financial statements have been restated. Our opinion is not modified with respect to this matter.

As discussed in Notes 1, 2, 4 and 5, the Company has significant transactions with its parent and its affiliates. As a result, these financial statements may not necessarily be indicative of the financial position or the results of operations had the Company been operated as an unaffiliated company. Our opinion is not modified with respect to this matter.

DELOITTE & TOUCHE LLP

Boston, Massachusetts

July 13, 2015 (December 11, 2015 as to the effects of the restatement discussion in Note 7)

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。